

平成22年第2回(6月)坂城町議会定例会会期日程

平成22年6月8日

日次	月 日	曜日	開議時刻	内 容
1	6月 8日	火	午前10時	本会議 ・町長招集あいさつ ・議案上程
2	6月 9日	水		休 会(一般質問通告午前11時まで)
3	6月10日	木		休 会
4	6月11日	金		休 会
5	6月12日	土		休 会
6	6月13日	日		休 会
7	6月14日	月		休 会
8	6月15日	火	午前10時	本会議 ・一般質問
9	6月16日	水	午前10時	本会議 ・一般質問
10	6月17日	木	午前10時	本会議 ・一般質問 委員会(総務産業、社会文教)
11	6月18日	金		休 会
12	6月19日	土		休 会
13	6月20日	日		休 会
14	6月21日	月	午前10時	本会議 ・補正予算案等質疑 討論 採決

## 付議事件及び審議結果

6月8日上程

報告第 1号	町長の専決処分事項の報告について	6月21日	同意
議案第28号	坂城町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び坂城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	6月21日	可決
議案第29号	坂城町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について	6月21日	可決
議案第30号	坂城町税条例の一部を改正する条例について	6月21日	可決
議案第31号	平成22年度坂城町一般会計補正予算(第1号)について	6月21日	可決

平成22年第2回坂城町議会定例会

目 次

第1日	6月8日(火)	
議事日程	.....	2
会議録署名議員の指名	.....	2
町長招集あいさつ	.....	3
報告第1号、議案第28号～議案第31号の上程、提案理由の説明	.....	6
第2日	6月15日(火)	
議事日程	.....	12
一般質問	山城 賢一 議員	12
	入日 時子 議員	25
	柳澤 澄 議員	35
	安島ふみ子 議員	48
	中嶋 登 議員	61
第3日	6月16日(水)	
議事日程	.....	74
一般質問	大森 茂彦 議員	74
	田中 邦義 議員	87
	柳沢 昌雄 議員	101
	林 春江 議員	114

第4日 6月17日(木)

議事日程	128
一般質問 宮島 祐夫 議員	128
円尾美津子 議員	141

第5日 6月21日(月)

議事日程	158
請願・陳情	158
報告第1号、議案第28号～議案第31号の質疑、討論、採決	158
町長閉会あいさつ	182

## 平成22年第2回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成22年6月8日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 6月8日 午前10時00分
4. 応招議員 14名
- |      |           |      |             |
|------|-----------|------|-------------|
| 1番議員 | 田 中 邦 義 君 | 8番議員 | 林 春 江 君     |
| 2 "  | 中 嶋 登 君   | 9 "  | 宮 島 祐 夫 君   |
| 3 "  | 塚 田 忠 君   | 10 " | 池 田 博 武 君   |
| 4 "  | 大 森 茂 彦 君 | 11 " | 円 尾 美 津 子 君 |
| 5 "  | 山 城 賢 一 君 | 12 " | 柳 沢 昌 雄 君   |
| 6 "  | 入 日 時 子 君 | 13 " | 柳 澤 澄 君     |
| 7 "  | 安 島 ふみ子 君 | 14 " | 春 日 武 君     |
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者
- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| 町 長             | 中 沢 一 君   |
| 副 町 長           | 柳 澤 哲 君   |
| 教 育 長           | 長谷川 臣 君   |
| 会 計 管 理 者       | 中 村 忠比古 君 |
| 総 務 課 長         | 宮 下 和 久 君 |
| 企 画 政 策 課 長     | 片 桐 有 君   |
| まちづくり推進室長       | 塚 田 陽 一 君 |
| 住 民 環 境 課 長     | 塩 澤 健 一 君 |
| 福 祉 健 康 課 長     | 中 村 清 子 君 |
| 子 育 て 推 進 室 長   | 中 沢 恵 三 君 |
| 産 業 振 興 課 長     | 宮 崎 義 也 君 |
| 建 設 課 長         | 荒 川 正 朋 君 |
| 教 育 次 長         | 塚 田 好 一 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹   | 春 日 英 次 君 |
| 総 務 課 長 補 佐     | 青 木 知 之 君 |
| 総 務 係 長         |           |
| 総 務 課 長 補 佐     | 柳 澤 博 君   |
| 財 政 係 長         |           |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 山 崎 金 一 君 |
| 企 画 調 整 係 長     |           |
9. 職務のため出席した者
- |             |           |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 吾 妻 忠 明 君 |
| 議 会 書 記     | 金 丸 恵 子 君 |

## 10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 報告第 1 号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 6 議案第 2 8 号 坂城町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び坂城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 2 9 号 坂城町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 3 0 号 坂城町税条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 3 1 号 平成 2 2 年度坂城町一般会計補正予算（第 1 号）について

## 11. 本日の会議に付した事件

- 10. 議事日程のとおり

## 12. 議事の経過

議長（春日君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 1 4 名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成 2 2 年第 2 回坂城町議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、出席を求めた者は理事者を初め各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第 1 「会議録署名議員の指名について」

議長（春日君） 会議規則第 1 2 0 条の規定により、2 番 中嶋登君、3 番 塚田忠君、4 番 大森茂彦君を会議録署名議員に指名いたします。

---

日程第 2 「会期の決定について」

議長（春日君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 2 1 日までの 1 4 日間といたしたいと思っております。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（春日君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月21日までの14日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は9日午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位は抽選で行いますのでご承知願います。

---

### 日程第3「町長招集あいさつ」

議長（春日君） 町長から、招集のあいさつがあります。

町長（中沢君） 本日ここに、平成22年6月議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、全員のご出席を賜り、誠にありがとうございます。

昨年8月30日に実施された衆議院議員選挙において政権交代を果たし、国民の期待を受けて誕生した民主党主導の鳩山内閣が8カ月をもって退陣し、本日新たに菅内閣が組閣されます。

少し早急ではなかったかと感じる改革や、それぞれの閣僚の言葉だけが先走りする状況で、沖縄米軍基地問題に象徴されるように混迷を究めた退陣劇であったという感じを持っています。

新内閣には、大きな課題である国政と地方自治、道路行政や年金、高齢者医療保険、少子化対策など過去から将来にわたる国民にとっての課題をじっくりと取り組んでいただきたいと願っております。

5月29日に多くの来賓の皆様をお迎えし、「第5回ばら祭り」を開きました。花の開花が遅れ、やっと5分咲きという状態ではあります。「さかき千曲川バラ公園」もようやく定着してきております。実行委員会とも協議いたしまして「ばら祭り」を6月20日の日曜日まで1週間延長して、町民の皆様を初め、ばらを愛する多くの皆さんに楽しんでいただきたいと願っております。現在、開花状況や来園状況の写真を毎日撮りまして、町のホームページやステキさかき観光協会のホームページに掲載し、情報を発信しております。

さて、町を取り巻く経済状況といたしましては、町内の大手企業に受注増の動きが見え始めたところではありますが、全体といたしましては、依然として厳しい状況下にあると感じております。多くの企業の皆さんに回復の兆しが一日も早く取り戻されんことを願っております。

「お～い原木会」等4つの農業団体から要望されておりました農産物直売所につきましては、県の元気づくり支援金の交付を受けることができました。坂城産の農産物の販売拠点を持つことにより、りんご・ぶどう・きのこ・ねずみ大根等だけでなく、地産地消の推進、遊休農地の拡大防止につながり、さらに町内食品関係企業や町振興公社など、農業に新たな枠組みができたものと期待するところであります。

中国復旦大学日本研究センターから「創立20周年記念式典」への招待を受けました。式典は9月26日に開催されます。また、坂城国際産業研究推進協議会が中国進出企業と上海万博の視察研修を計画しておりまして、竹内明雄会長から参加要請されております。この視察研修にあわせて復旦大学の式典に参加できればと調整しております。春日議会議長、鈴木商工会長さんなどにも同行をお願いしたいと考えております。

町の“地域づくり活動支援事業”は6年目を迎えております。15の区から申請がされました。4月16日に審査が行われ、すべての事業が採択されました。地域の総意と工夫により、住民参加のまちづくり・コミュニティ活動の活性化が推進されるよう支援してまいりたいと思います。

豊かな経験や広い人脈等を生かして、坂城町のまちづくりを応援していただく「さかきふるさとサポーター」として首都圏で活躍されている6名の方々を委嘱いたしました。今後、町の発展や活性化に向けて助言や提言をいただき、ご支援いただけるものと期待しております。

公共下水道事業につきましては、21年度末で普及率が6割を超える状況となりました。繰越事業として実施しております南条幹線管渠は「テクノさかき工業団地」内を通り、しなの鉄道の塚田踏切を越えるところまでの工事が完成いたしました。引き続き団地内の面的整備を進めてまいります。

また網掛地籍につきましては、県道部分の工事を中心に進め、面的整備の完成に努めてまいります。

繰越事業となっておりますA01号線は、現在、南条小学校側の擁壁工事を進めております。工期は6月末でございますが、22年度事業につきまして引き続き工事に取りかかるよう準備を進めております。

制度が新設されました「子ども手当」の第1回目（4月・5月分）が、この15日に支給されます。中学校修了までが対象となります。今回は2月・3月分の児童手当とあわせての支給となります。支払総額は6,800余万円でございます。

国民健康保険につきましては、医療費の増加や医療制度改革による保険給付の財源の変化等に伴いまして、財政基盤が悪化しております。事業運営の安定化と国保財政の健全化を図るため、税額の改定について国保運営協議会から答申をいただきまして、条例改正をお願いするものでございます。

内容的には応能分の資産割を4.0ポイント削減し、所得割について0.8ポイントアップ、応益分の均等割と平均割をそれぞれ2,500円アップしたいというもので、1人当たりの調定額で5.8%のアップをお願いするものでございます。

6月は環境保護月間です。千曲川クリーンキャンペーンに引き続き、5月30日に県下一



斉「ごみゼロ運動」が展開されました。町でも環境衛生委員を中心に関係団体のご協力をいただき、実施いたしました。ごみを捨てるのも人間、拾うのも人間でございます。モラルの向上を求めてまいります。

4月から、ごみ処理手数料の有料化を実施いたしております。4月分の家庭系可燃ごみ排出量は、前年比13.5%の減、5月では7.7%の減となっております。引き続き、ごみ減量化に向けて町民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

また、家庭ごみのさらなる減量化・資源化を図るため、新たに「坂城町ごみ減量化推進員」を9名委嘱しました。具体的には段ボールを利用したコンポストによる生ごみの堆肥化を地域に入って普及・推進・啓発してまいります。

新規事業としてスタートしました「住宅用太陽光発電システム設置事業補助金」は、5月末現在、8件の交付申請がありました。環境にやさしいまちづくりを推進するため、啓発とPRに努めてまいります。

昨年6月1日から住宅の火災報知機の設置が義務づけられております。消防組合の調査によりますと、管内の設置率は約50%ということです。火災を出さないことが一番でございますが、万一の場合に備え、火災を少しでも早く認知し、消防署に通報し、被害を最小に食い止めていただくためにも報知機の設置をお願いするものでございます。

坂城小学校の耐震化事業は、プレールームが完成し、引き続き南校舎、体育館等の改修・耐震補強工事を進めております。

国際教育交流事業として、夏休みに上海嘉定区実験小学校との相互交流を行う予定です。ホームステイや体験学習を通じ、互いの文化を知り、国際社会に生きる豊かな人間性を高める一助になればと期待するものでございます。坂城町からは坂城小学校の山下校長先生をリーダーに、小学生、教職員等16名の参加を予定しております。

食育・学校給食センターが順調にスタートいたしております。安全で安心な学校給食はもちろんのこと、研修会議室や試作調理室などの活用を図り、町民の皆さんへの食育の推進に地産地消の拠点としていろいろと発信してまいります。

以上、町政等の動向について申し上げましたが、今議会に審議をお願いいたします案件は、専決処分事項の報告8件、条例の一部改正3件、一般会計補正予算1件であります。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。招集のごあいさつといたします。

---

#### 日程第4「諸報告について」

議長（春日君） 町長から地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成21年度坂城町一般会計予算及び平成21年度坂城町下水道事業特別会計予算に係る繰越明許費繰越計算

書の報告がありました。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、坂城町土地開発公社財団法人さかきテクノセンターにかかわる平成22年3月31日現在の経営状況報告書の提出がありました。また監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。それぞれお手元に配付のとおりであります。

次に、請願及び陳情について申し上げます。

本日までに受理した請願及び陳情は、お手元に配付のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託いたしましたので、報告いたします。

---

議長（春日君） 日程第5「報告第1号 町長の専決処分事項の報告について」から日程第9「議案第31号 平成22年度坂城町一般会計補正予算（第1号）について」までの5件を一括議題とし、提案理由の説明まで行います。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（春日君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（中沢君） 提案理由の説明を申し上げます。

専決第1号「坂城町税条例の一部を改正する条例について」であります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律等が3月31日に公布されたことに伴い、坂城町の税条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な点は、町民税関係では、子ども手当創設により年少扶養控除が廃止されることから非課税限度額を算出するために給与所得者に扶養親族申告書を提出させること。2つ目として、65歳未満の公的年金所得がある給与所得者については、給与から公的年金分の税額を加算して特別徴収の方法により徴収することができること。たばこ税については、税率を1千本につき4,618円に引き上げること。国民健康保険税については、1つとして、倒産や解雇等の理由により離職した雇用保険の受給資格者について、基礎となる総所得金額に給与所得が含まれている場合には、その金額を100分の30相当にする金額とする特別措置を講ずること。また基礎課税額の課税限度額を50万円、後期高齢者支給等課税限度額を13万円に引き上げることなどでございます。

次に、専決第2号です。「平成21年度坂城町一般会計補正予算（第10号）について」ですが、本案は地方譲与税、地方消費税交付金等の確定により専決をいたしました。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,960万5千円を減額し、予算の総額を64億3,421万4千円とするものであります。

歳入の主なものは、地方譲与税で495万2千円、地方消費税交付金で2,053万円をそれぞれ増額いたし、そのほか事務事業の精算等に伴い、財政調整基金などからの繰り入れを3,961万3千円減額いたしました。

歳出ですが、文教施設整備基金への積立金で4千万円を追加したほかは、特別会計への繰出金を初め、それぞれの事業実績等により精算調整いたしましたものでございます。

次に、専決第3号「平成21年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算(第3号)」についてですが、本案は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ60万4千円を減額し、予算の総額を5,866万1千円といたすものであります。

歳入の主なものですが、使用料及び手数料が60万4千円減額、設備の維持に係る修繕料、支障移転等の工事請負等を歳出から減額するものであります。

次に、専決第4号「平成21年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」についてでございますが、本案は、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ6,162万6千円を減額し、予算の総額を15億5,230万1千円といたすものであります。

歳入の主なものですが、国庫支出金が779万6千円、前期高齢者交付金が602万3千円を増額し、療養給付費交付金を1,338万9千円、県支出金を386万2千円、共同事業交付金を631万2千円、他会計繰入金285万4千円、基金繰入金が5,397万4千円を減額いたすものであります。

歳出ですが、保険給付金が3,427万4千円、共同事業拠出金が1,689万4千円を減額し、予備費280万7千円を増額するものであります。

専決第5号ですが、「平成21年度坂城町老人保健特別会計補正予算(第2号)」についてでございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ280万7千円を減額し、予算の総額を1,434万5千円といたすものであります。

歳入の主なものですが、支払基金交付金179万6千円、国庫負担金106万1千円それぞれ減額し、返納金100万8千円を増額するものであります。

歳出の主なものは、医療諸費で242万円を減額いたします。

専決第6号でございますが、「平成21年度坂城町下水道事業特別会計補正予算(第6号)」についてですが、本案は歳入歳出予算の総額に、それぞれ417万6千円を追加し、予算の総額を13億11万2千円といたすものでございます。これは21年度下水道受益者負担金の確定や公共下水道事業の精算に伴うものでございます。

歳入ですが、受益者負担金等が417万6千円を追加、歳出では、施設管理費等415万2千円を減額し、公共下水道事業費832万8千円を追加するものであります。

専決第7号「平成21年度坂城町介護保険特別会計補正予算(第4号)」についてですが、本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,756万5千円を減額し、予算の総

額を10億3,908万1千円といたすものであります。

歳入の主なものですが、国庫支出金が618万1千円、支払基金交付金が1,702万7千円、一般会計の繰入金が900万7千円、基金繰入金が726万5千円を減額し、歳出の主なものは、総務費が107万5千円、保険給付金が5,170万1千円、地域支援事業費が690万5千円を減額いたし、支払準備基金積立金240万8千円、予備費914万2千円を増額するものであります。

次に、専決第8号ですが、「平成21年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について」でございますが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ107万3千円を減額し、予算の総額を1億4,343万8千円といたすものであります。

歳入ですが、後期高齢者医療保険料が47万円、他会計繰入金が66万6千円を減額、歳出では、総務費77万9千円、後期高齢者医療広域連合納付金が23万8千円を減額するものであります。

次に、議案第28号「坂城町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び坂城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」申し上げます。

本案は、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正にあわせ、本条例の改正を行うものであります。

主な改正内容は、職員の配偶者が育児休暇をしている場合にあっても、育児休暇または部分休業の取得及び早出・遅出勤務の請求が可能になったこと。さらに3歳未満の子どもを養育するため、請求があれば時間外勤務が免除されること。子の出生から8週間以内に育児休暇を取得した職員について、再度育児休業を取得できることを可能にしたものであります。

議案第29号「坂城町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について」でございますが、本案は、労働基準法の一部改正を踏まえ、本条例の改正を行うものであります。

主な改正内容は、月60時間を超える時間外勤務をした職員に対し、時間外勤務手当の一部支給にかわる措置として、時間外勤務代休時間の指定を可能とし、時間外勤務代休を指定した場合は、60時間を超えた割増し分の時間外勤務手当の支給を不要とする場合の改正を行うものであります。

議案第30号「坂城町税条例の一部を改正する条例について」でございますが、本案は、国民健康保険加入者の高齢化や医療の高度化を背景にする医療費の増加、医療制度改革による保険給付の財源変化に伴い、国民健康保険の財政基盤が悪化しておりますことから、安定した事業運営と財政の健全化を図るため、国民健康保険税の税額を改正するとともに、地方税法の改正に伴い、国民健康保険税を賦課する際の軽減率について改正するものであります。

本案につきましては、5月27日に開催した国民健康保険運営協議会においてご審議を賜

り、答申をいただいたものであります。

主な改正内容でございますが、国民健康保険税の医療給付費分の税率について、所得割 5.5%を5.9%に、資産割23%を20%に、均等割・平等割をそれぞれ1万7千円を1万8,500円に改めるものであります。また、支援金の分の税率については、所得割 1.6%を1.8%に、資産割5.0%を4.5%に、均等割・平等割をそれぞれ5,900円を6,400円に改めるものであります。

介護納付金の税率ですが、所得割1.8%を2.0%に、資産割4.9%を4.4%に、均等割・平等割それぞれ6,100円を6,600円に改めるものであります。

また軽減率については、これまで6割を7割に、4割を5割にそれぞれ新たに2割の軽減を設定したものであります。

議案第31号「平成22年度坂城町一般会計補正予算(第1号)について」でございますが、本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,897万円を追加し、歳入歳出予算の総額を54億9,197万円といたすものであります。

歳入の主なものですが、県支出金として地域発元気づくり支援金625万2千円、財産収入で307万2千円、コミュニティ助成金など諸収入で210万円、財政調整基金からの繰り入れで1,554万6千円を増額し、そしてまた、歳出でございますが、直売所整備事業で1,194万円、人事異動に伴う人件費の組み替えで396万8千円、中之条自主防災会に係る補助金で190万円、ごみ減量化に係る協力金で180万円、日本脳炎の予防接種事業で180万円を増額するものでございます。

以上よろしくご審議を賜り、適切にご決定をいただきますようお願い申し上げます。

議長(春日君) 提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日9日から6月14日までの6日間は、議案調査等のため休会にいたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(春日君) 異議なしと認めます。

よって、明日9日から6月14日までの6日間は議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は6月15日、午前10時より会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午前10時50分)

## 6月15日本会議再開（第2日目）

- 1.出席議員 14名
- |      |        |      |        |
|------|--------|------|--------|
| 1番議員 | 田中邦義君  | 8番議員 | 林春江君   |
| 2 "  | 中嶋登君   | 9 "  | 宮島祐夫君  |
| 3 "  | 塚田忠君   | 10 " | 池田博武君  |
| 4 "  | 大森茂彦君  | 11 " | 円尾美津子君 |
| 5 "  | 山城賢一君  | 12 " | 柳沢昌雄君  |
| 6 "  | 入日時子君  | 13 " | 柳澤澄君   |
| 7 "  | 安島ふみ子君 | 14 " | 春日武君   |
- 2.欠席議員 なし
- 3.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者
- |           |        |
|-----------|--------|
| 町長        | 中沢一君   |
| 副町長       | 柳澤哲君   |
| 教育長       | 長谷川臣君  |
| 会計管理者     | 中村忠比古君 |
| 総務課長      | 宮下和久君  |
| 企画政策課長    | 片桐有君   |
| まちづくり推進室長 | 塚田陽一君  |
| 住民環境課長    | 塩澤健一君  |
| 福祉健康課長    | 中村清子君  |
| 子育て推進室長   | 中沢恵三君  |
| 産業振興課長    | 宮崎義也君  |
| 建設課長      | 荒川正朋君  |
| 教育次長      | 塚田好一君  |
| 収納対策推進幹   | 春日英次君  |
| 総務課長補佐    | 青木知之君  |
| 総務係長      |        |
| 総務課長補佐    | 柳澤博君   |
| 財政係長      |        |
| 企画政策課長補佐  | 山崎金一君  |
| 企画調整係長    |        |
- 4.職務のため出席した者
- |        |       |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 吾妻忠明君 |
| 議会書記   | 金丸恵子君 |
- 5.開議 午前10時00分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

- |                          |          |
|--------------------------|----------|
| ( 1 ) 人口減少の歩みのなかでほか      | 山城 賢一 議員 |
| ( 2 ) 例規集をHPにほか          | 入日 時子 議員 |
| ( 3 ) 上水道の普及促進をほか        | 柳 澤 澄 議員 |
| ( 4 ) いのちを守る施策についてほか     | 安島ふみ子 議員 |
| ( 5 ) 少子化対策の根幹について その2ほか | 中 嶋 登 議員 |

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

議長（春日君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### 日程第1「一般質問」

議長（春日君） 質問者は、お手元に配付しましたとおり、11名であります。質問時間は答弁も含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。なお、通告者もこれには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、最初に5番 山城賢一君の質問を許します。

5番（山城君） おはようございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1. 人口減少の歩みのなかで

イ. 住民討議会を実施しては

全国におきまして人口減少と高齢者の増加は大きな課題となっております。これからは行政が対応すべき新たな問題として浮上しております。

今まで地域社会が担い、解決してきた個々の住民や地域の課題は、人口減少や高齢者の増加の推移によりまして、地域社会の姿を大きく変えようとしております。

町としても歳入の減少も当然想定しなければならず、行政施設の補修や整備なども、さらに的を絞って展開することが求められると思います。

政策展開を限定しながらも急激な変化を避け、さらには住民が安心・安全で満足度を高めるような特色ある経営をしていくためには、さまざまな社会の変化を住民に伝えながら住民

の声を聞き、政策展開の方向性を示していくことが、あえては町民の理解、共感を得られることであろうと思うものであります。つまり人口減少と高齢者の増加の意識を行政と町民が共有していくこと、やさしく受け止めていくためには、住民参加による充実が必要と考えるのであります。

町の人口動態を見ますと、平成22年の5月1日現在、世帯数は5,840世帯で増えておりますけれども、人口は1万6,130人と微減状況という状況であります。平成21年1月から12月の統計による出生数は99人、死亡された方は170人と亡くなられた方が多くなっております。また平成21年1月から12月において転入者におきまして、このところの不景気の影響から外国人の方々が減少するなど転入者は576人で、転出者は737人ということではありますが、こういう状況はどういうふうに感じておられるでしょうか。

また年齢3区分別人口の推移においては、年少年齢人口、0歳から14歳ですが、それから生産年齢人口、15歳から64歳が減少傾向であります、65歳以上は増加の途にあります。平成17年度の構成割合で見ますと、年少年齢は13.7%、生産年齢は62.1%、65歳以上は24.3%となっておりますけれども、平成22年4月1日現在の町の65歳以上の高齢化率は28.8%となっております。

そう遠くない人口減少社会に対応していくために、坂城町のよいところを積み上げつつ、地域の独自色が発揮されるよう住民の力がより生かされて、共感と意見交換ができ、共有されることによって生かされるべき地域の知識、生活知識からの討議を深めていければと考える次第であります。住民と行政がともに人口減少と高齢者の増加という大きな変化に関心を持っていただく住民参加手法と思います。人口減少という社会的トレンドを受け入れなければならないことの中で、よい地域イメージは定住人口の増加に寄与し、人口減少の速度を少しでも緩やかにしていくものと思うものであります。第5次長期総合計画のひとつの重要課題でもあると思いますが、お考えをお伺いしたいと思います。

#### ロ．環境関連産業の呼び込みを

国内の経済活動が伸び悩み、企業活動の業種間に憂いがあるものの、各自治体では21世紀に入りまして企業誘致に取り組むような活発になっております。とりわけ今後の成長が期待されます。太陽電池や環境対応車の電池、太陽光発電機器などの環境関連の工場誘致の取り組みが求められております。

企業誘致に取り組む背景には、当然税収の拡大などさまざまな理由があるわけですが、その中でも企業誘致イコール人口獲得という各自治体の戦略であります。環境関連産業の集積が地域経済の大きなテーマとなってきたことは周知のとおりであります、雇用のある地域には人が移動してくると思うわけであります。

2008年の国土交通白書におきましては、企業進出に伴う新たな雇用の創出に加え、企



業の進出する前における誘致のための基盤づくりなど、間接的な就業機会創出の効果을上げております。また同白書によりますと、既存の企業誘致の共通点を考察してありまして、新規立地の8割以上が高速道路のインターチェンジから10km以内と言及をしております。坂城インター線沿い南側の入横尾地籍の土地利用計画の検討は、坂城町の玄関口である修景について立派なインターチェンジがあるわけでありましたが、有効活用という視点で取り組む必要があるのではと考えるものであります。企業誘致の善の効果として、雇用機会の拡大が実現し、その雇用を求めて住民が引っ越してくることや税収の増加など人口減少時代のまちづくりのメリットを追求していくべきと思いますが、所見をお伺いいたしまして1回目の質問といたします。

議長（春日君） 町長。

町長（中沢君） 山城議員さんについての質問にお答えいたします。

人口減少については、ご指摘のとおり、当町はもちろん、我が国全体に係る大きな課題であると理解しております。基本的には、国、県と連動する中で対策を講じなければならないわけでもございますが、産業としての、また町の特色ある対応も求められていると理解しております。

人口減少が及ぼす影響はさまざまあります。ものづくりのまちの当町としましては、総人口に占める生産年齢人口の比率低下に伴いまして、企業における生産性の低下や経済成長にマイナス面の影響が出てくるということも懸念されているところでもございます。また人々は常に消費者でございます。人口が減少していくということは、消費需要にもいろいろ影響し、市場の縮小等が懸念されるところでもございます。福祉面におきましても公的年金制度の維持に大きな影響が出てくるということも承知しているところでもございます。人口の減少に伴う課題は、これからのまちづくりにとりまして大変重要なキーワードでございまして、それぞれの問題にきめ細かく対応しなければならないと考えております。

今年度を目標年度に置いております第4次長期総合計画におきましても、少子化対策として平成16年度に坂城町次世代育成支援行動計画を策定いたしました。これに基づきまして、家庭や地域との連携を図りながら次世代を担う子どもたちの子育て家庭への支援というものをしてまいったところでもございます。また平成22年度から26年度にかけましては、坂城町次世代育成支援行動計画後期行動計画と位置づけまして、関係者、町内の有識者にいろいろなご意見を伺い、十分協議を重ねていただいて昨年、策定したところでもございます。

さらに現在取り組んでおります第5次長期総合計画、これからの10年を展望する中における少子化問題、人口の減少問題はなかなか課題が多いわけでもございます。町の目標とすべき将来像を描くとともに、その実現に向けて総合的な計画を魅力あるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

ご提案の住民討議の実施ということですが、現在さまざまな状況を踏まえながら人口減少問題を初め高齢者の増加、将来の社会環境のいろいろな変化を予測すると、町の進むべき方向をいろいろと的確に把握するという事で、総合計画審議会の中で行政の今やらなければならない、また住民ができること、お願いすることを十分論議しているところでもございます。長期構想の方向の中でいろいろな声をお聞きしながら対応してまいりたいと考えております。常にそれぞれの問題につきまして住民の意向を反映すべく努力しているところでもございます。以上でございます。

議長（春日君） 産業振興課長。

産業振興課長（宮崎君） 私からは次の環境関連産業の呼び込みをというご質問についてご答弁させていただきます。

最近のものづくり産業の動向を見ますと、資源環境問題が深刻化する中で低炭素、省エネ型社会の実現に向けた次世代型製品への需要が高まりを見せており、環境は産業においても重要なキーワードとなっております。また太陽光発電や太陽電池、ハイブリッド自動車や電気自動車などの実用化や研究開発が進み、次世代型産業として成長しつつあるわけでございます。町内事業所におきましても環境関連産業への関心は高く、これらへの参入は大変重要であると考えているところでございます。

このような産業の動向と高齢化や人口減少が進む中で、将来有望とされる環境関連産業の誘致により雇用の創出に伴う人口の増加が期待できるのではないかとご質問でございますけれども、確かに企業誘致による波及効果といたしましては、地域経済の活性化、雇用機会の確保・拡大、税収の増加などが挙げられるところであります。

しかし、環境関連産業の誘致となりますと、大型の設備や施設などが必要とされる装置産業的な大規模な用地を必要とするようなイメージが先行もしてしまうわけでございますけれども、何も要るといふようなこととなりますと、受け入れる側といたしましては、立地に向けたスピーディーな用地確保、また企業に対する優遇措置といった課題もあり、町の現状といたしましては、なかなか難しさがあると考えております。

なお、町内産業に波及効果が生まれ、かつ町内でも対応できるような規模であれば前向きに取り組む必要があるというふうに考えるところであります。しかし、当面につきましては、既存の工業団地や工場適地を活用する中で進めてまいりたいと考えるところであります。

なお、新聞でも報道されておりますけれども、町内でもリチウムイオン蓄電池に係る部品製造に取り組んでいる企業があるなど、新たに環境分野に参入する事業所も出てきているわけでありまして、まずはテクノセンター等関係支援機関と連携する中で、既存の町内事業所が新たな分野に進出が図れるようお手伝いしていきたいと考えているところであります。

次に、坂城インター線沿いの南側地域について有効活用がされておらず、土地利用計画の

検討が必要ではないかというご質問でございます。

現在この一帯は農業振興地域の農用地に指定されているために、現状におきましては農用地以外の活用は難しい地域でございます。昨今、農業生産・経営の基礎的な資源である農地の確保と有効活用を図ることが求められておりまして、昨年12月に農地法が改正され、農地転用、農振除外について厳格化されたところであります。

しかしながら、農地の現状を見えますと、農業従事者の減少、高齢化等による耕作放棄地の増加や農地が分散していて集積が容易でないなど、さまざまな問題も指摘されているところでもあります。また坂城インターチェンジ周辺における土地の有効活用という面では、豊饒堂が工業適地として指定されてはおりますが、確保できる面積など課題も多いこともあって開発が滞っている状態でもあります。今後、第3次国土利用計画（坂城町計画）の見直しにおいて町全体の土地利用について検討を進めるわけですが、町民にとって限られた大切な資源でもありますので、専門家の意見等もお聞きするなど検討してまいりたいと考えております。

さきにも申し上げましたけれども、優良企業を誘致することによる効果、これについては十分理解しているつもりでありますけれども、すぐにできることということを考えますと、やはりテクノセンターや県の工業技術総合センター、国の産業技術総合研究所など関係支援機関との連携・協力体制を強化し、さらには信州大学繊維学部や埼玉工業大学との産学官連携を積極的に推進することによりまして、町内事業所が環境関連産業を初めとする今後有望な成長産業への参入が図れるように育成強化していくことであるというふうに考えているわけでございます。以上でございます。

5番（山城君） それぞれお答えいただきました。住民討議会の人口減少社会に向かったの町側の考えの対応でございます。町長がおっしゃいました次世代行動計画、これもそれぞれの役員の方のお立場の方と審議会を持ってやっている。また後期計画についてもやっているという答弁でございました。

これはこれでいいと思いますけれども、私が申し上げるのは、本当に年代の若い世代から幅の広い無作為で選んだ、そういう一般の方々の住民の皆さんの声もお聞きするのも大事ではないかなと。

ひとつ例を挙げますれば、それぞれのお立場の生活されている年代の方々に、いろいろと悩みやら要望なりあるわけでございます。例えば、ひとつ例として申し上げますれば、お母さん方、保育園へ行っておられるけれども、保育料が高いとか、また、まだ学生で行っておられる方は、こういうことをやっていただきたいとか、そんな要望とかご意見ですね、あると思うんですが、そういう無作為で抽出されて選ばれた住民の皆さんの討議会で、町はどうしていったらいいかという意見を聞くのもいいのではないかなということで私、今まではそ

れぞれ持ち寄って審議するとか云々ということですが、あえて討議ということでもってお話をさせていただきました。

そんなことで坂城町として足元には一体何があるのか、将来に向けて第5次長期計画におきましては魅力あるまちづくりという、確かにタイトルはよろしいんですけども、もっと平たく面的な意見交換の場があってもいいのではないかなということでもって申し上げた次第であります。

将来を予測して人口を流れ入れる人々のルーツ、どういった意識で坂城町に望んで来られるかと、そんなことを探ることも大切ではないか。ましてや坂城町は自律を宣言し、自律を歩んでおります。確かにコンパクトタウンでもって本当に目の届いた、それぞれが住民に対応できる町の大きさではないかなと思うわけでありませう。

続きまして、環境関連産業ですけれども、これについてはインター線下りてきますと、もう10何年来変わっていないわけですね。先ほど課長からも申し上げましたけれども、それは昨年、農地法が変わりまして農振除外については本当に厳しくなりました、ちょっと相当の期間は解除ができないということでもってございます。だとすれば、またそれにかわる対策を講じていかなければいけないわけでもってございますけれども、それについて町としては専門家等のご意見を聞きながら先へ進んでいきたいということ、それからまた、テクノセンターを中心に産学官連携で大学等の連携の中でやっていくということでもってございますけれども、そうした細かな対応が望ましいのではないかなと思うわけでもってございます。

そこで新聞にも出ましたけれども、坂城ふるさとサポーターということでもって6名委嘱されたということでもってございます。こういう方々それぞれ町外でもってそれなりの活躍をされておられるわけでもってございますけれども、人口減少に歯止めをかける、あるいは産業振興に寄与していただくということで、「インベストさかき」と私は名づけたんですが、坂城へ入ってくる、インベストさかきプランというようなものをこれから考えていってはどうかということでもってございます。これは来年始まる長期総合計画が進められておりますけれども、そんなことで、これからやっていくお考えはあるかどうか、お聞きをしたいと思います。

それから今朝の新聞ですか、載っていましたが、これから国としても環境未来都市整備促進法という法律をつくって環境関連の太陽光発電とかエコカーの普及に投資をしていく法律をつくっていきなということが載っておりました。まさに国も大きな投資をして、それなりの町が前向きにやっていくところへは、それぞれ積極的にかかわっていくということでもってございますけれども、それらについて、これから前向きなお考えがあるかどうか、お聞きをしたいと思います。

町長（中沢君） 先ほども申し上げましたように、現在、長期総合計画をつくっているところでもってございます。10年先の状況をどういうふう把握するかということについては、まず職

員が自ら勉強する、そしてまた、いろいろな専門家とお話をし合う、そういう過程の中で長野大学等の諸先生をお招きしながらディスカッションもしているところでもございます。また議員さん等からもここにいろいろご提案をいただければありがたいなと、こんなふうにも思っております。

そういったものがひとつの方向性が定まってきたという段階においては、それを素材にして皆さんと話し合う、これが大事でございます。ただ集まってください、これからということ、いろいろな場ではいいんですけれども、政策決定等に対しては、いろいろ問題提起をして、それに答えてもらおうと、こういうことが大事じゃないかなと、こんなふうにも思っております。

私が大事にしているのは、まず議会の皆さんにいろいろ提案していただき、ともに考えていくということから地方自治があるんだと。そういうバックの中で議会の皆さんもそれぞれの場において住民のニーズをしっかりとらえていただいて、私どもに提案していただくことが大事だと。私自身、例えばいろいろなご意見がいただけるのは、議員もご参加しておりますけれども、男女共同参画みんなの会の皆さんのところでは、あらゆる問題についてご提言がでございます。あるいはいろいろな女性の団体の連合会の皆さんにもお聞きしている、それぞれの地域の場合、いろいろな会合には、できるだけ参画してお話を聞いているところでもございます。そういった中で、より坂城の方向性を見定めていきたいなと。

この間、今お話のございましたようにサポーター6人の皆さんにお招きしているいろいろ見てもらいました。バラ公園には感動されたようですし、もうひとつ、地味ではございますが、文化財センターの青木下遺跡、このことについては、坂城はこんな町だったんですかということで、提言より感動された。この10年にすごくいろいろな面で、工業の町と理解していたけれども、皆さん、いろいろな面で頑張っているんですねというお声もお聞きいたしました。それぞれの立場で、よりいろいろ支援していただければありがたいなと、こんなふうにも思っております。

工業の関係でも、いろいろご提案がございました。環境の問題あるいは生活産業の問題等のご提言もあったわけでございます。菅総理も、そういった面では、この間、所信表明で言われております。

産業の振興ということになりますと、坂城町は、まず現在の産業構造をしっかりと受け止めて、それをできるだけ、より発信していく、より高めていく。このためにはテクノセンターを初め、課長が申し上げましたように、いろいろな国、県の研究機関、それこそ専門家の意見をよりお聞きしながら互いに切磋琢磨して頑張っていくと、このことが大事だなと。さらに国際的な問題につきましても、国際産業研究会、あるいは大学との連携では産学連携の企業の集団等もございます。ともにいろいろな場はつくってございますので、そういったもの

を、より有効に的確に活用することが今、大事なことだろうと、こんな思いでございます。以上でございます。

5番（山城君） それぞれの団体とか町内の集まりの中で町長はやっているということに私はお聞きをしたわけでありまして。やっているからには、それが坂城の町のために一層の意見の反映をお願いして、時間がありませんから、次へ進ませていただきたいと思います。

## 2. 公共下水道の供用について

### イ. 接続状況と今後の事業予定は

20年前の平成2年に、坂城町におきまして終末処理場となる千曲川流域下水道のアクアパル千曲が事業着手をされましたが、これに接続する流域下水道の本管工事が千曲川両岸で進められてきました。町では平成5年から流域本管工事にあわせる中で接続するための公共下水道事業として面的整備を進め、坂城地区においては平成12年10月から、上五明地区におきましては平成14年より供用がされるようになりました。全体計画の区域面積は612ha、事業費は約180億円ということではありますが、供用が進められる整備済区域面積は346ha、110億円弱の投資がされて、普及率は61%に達し、さらに上五明、月見、中之条地区まで、ほぼ完了し、供用が可能となったということでございます。

今後の整備についてでございますが、面的整備でいきますと、266ha、必要金額では70億円という投資が必要となるわけでありまして。小網地区におきましては、合併浄化槽による特別補助地区として進めておるわけでございます。

平成22年度の下水道特別会計予算は8億円の計上をされました。歳入は受益者負担金、約4,900万円、使用料8,700万円、国の交付金1億円、一般会計からの繰入金3億5千万円、借金である起債は2億1,400万円ということでございます。

歳出では、管理費が8,800万円、公共ならびに流域下水道事業費では、約3億8千万円が借金返済である公債費が元金償還、約2億1,800万円、利子で1億1,600万円と約半分強が利息の返済となっているわけでありまして。受益者負担金は昨年度の約倍、使用料は微増というところでございますが、供用開始区域の拡大に伴い、管理費の負担、事業進捗にかかわってまいります。接続の状況はどうか、また今後の事業の進め方についてお伺いをいたしたいと思っております。

### ロ. 利用をいただくために

村上地区の上平、網掛並びに中之条地区は継続をして進められております。谷川以南の金井、新地、鼠地区におきましては、平成26年ごろより事業着手をして、その後約5年間でおおむね9割程度完成したいという予定がされているようであります。

下水道事業は長期間にわたり進められ、さらに多額の投資をしているわけでございます。町民の皆さんに理解をいただく中で平等に利用していただくことが次の下水道事業への進捗

につながるものと思うわけでございます。既に供用開始された地区におきましては、接続の推進により快適な生活環境づくりに住民の皆さんのご理解をいただくということでもあります。加えて計画されている未整備地区への進捗の後押しになるのではないかと思うわけでありませぬ。整備されている地区におきましては、一層の接続利用をいただき、環境の整備にご理解を願うところでございます。

6月は環境月間でもございます。河川の水質汚染の原因にライフスタイルの変化とともに生活排水処理は必要不可欠となっております。町の健全な環境づくりと公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全にあるわけでありまして、一層の利用推進を望むところであります。今後の具体策はあるのか、対応についてお伺いしまして1回目の質問といたします。

町長（中沢君） 公共下水道の供用についてのご質問にお答えしてまいります。

申すまでもございませぬが、下水道は汚染の集中処理という機能を有し、生活環境の改善や公衆衛生の向上、河川の浄化等いろいろな面で欠くことのできない大切な施設であるわけでございます。住民の日常生活や社会経済的な活動を支えている大事な社会基盤でもあるわけで、これは着実に進めていかなければならない問題でもございます。

近年の環境意識の高まりを受け、千曲川流域においても下水道の普及拡大がこれまで以上に求められております。

坂城町は千曲川沿線の2市1町を計画処理区域とする千曲川下水道の上流地域に入っております。長野市、千曲市、坂城町ということで、一番上流であるわけでございます。平成3年から流域下水道、また平成6年からは関連の公共下水道事業に着手しております。平成12年10月に、ようやく一部の供用開始がなされたということでございます。これまで346haを整備され、下水道の普及率は60%余でございます。流域下水道の最上流に位置するということ、極めて不利な条件の中にあります。下水道は下から整備しておりますので、幹線を整備することそのものも下からだんだん上に上がっていくということで、下の部分の長野市の幹線部分からも負担しなければならないという不利な条件でもあったわけでございます。

現在、町の6割の方々が公共下水道を使用できるという状況にもございますが、あわせて合併浄化槽の利用も進めておりますので、全体では70%余の水洗化がなされていると理解しております。

ここに至るまで町はいろいろな手立てを講じてきたわけでございます。公共下水道の早期の使用を考え、幹線管渠を一部町で実施し、また国まで直接お願いに行き、千曲川流域下水道幹線の整備についてもいろいろとお願いしてまいったわけでございます。そのひとつが、坂城町が本当に上流で不利な条件にあるということをお話して、そして昨年ご理解をいただいて特別に4億円の事業費が確保でき、いよいよ南条地区への整備も行い得るという

ことにも相なったわけでございます。

今までに約110億円の投資をしております。9,900人余の方が公共下水道が整備いただけるという状況になってはいるのですが、現在のところ6,400人の皆さんに使用いただいているということで、まず第一に、水洗の可能な地域は、ぜひいろいろご利用をいただけるようお願いしたいところでもございます。

水洗化率の向上によりまして河川等の浄化が目に見えるようにいろいろ変わってきておりますし、水辺の活動もできるようになってまいりました。

今後の事業の進め方といたしましては、平成27年までの事業認可計画に基づきまして、上平地区及び南条地区では谷川から北側の入横尾までの整備を考えております。また引き続き南条の金井、新地、鼠地区の整備をし、9年後には合併浄化槽の整備を含めまして、少なくとも9割の方々が水洗化ができるよう努力し、また、その実現にいろいろな計画を立てているところでもございます。

整備には時間を要するわけでございますが、南条の金井、新地、鼠地区につきましては、合併浄化槽の補助金制度により、早期の水洗化をまずいただくというのもひとつの方法で、公共下水道が整備されたら、すぐに管が接続できるような体制もとることも大事だと、こんな思いもございます。

下水道をめぐる社会的要請は時代とともにいろいろと多様化しつつあります。生活環境や地域環境の向上に大きな役割を果たしておりますが、それ以上に生活の快適性・利便性等がより求められているわけでもございます。

ご承知のように、町では、厳しい財政事情ではございますが、下水道の普及拡大を重点施策といたしまして、一般会計から3億5千万円の繰り出しを行いました。いろいろと町が10数%の今年予算を削減する中でも下水道についてはぜひやりたいということのひとつの方途を講じたわけでございます。下水道の特別会計では8億円の予算規模を確保し、事業を進めているところでもございます。

下水道の整備は、受益を受ける方々に建設費の一部を負担していただく受益者負担金という制度もお願いしております。下水道の未設置の方々との関係で負担の公平性も図っているわけでございます。公共下水道の供用開始された地域の皆さんには、3年以内に下水道の接続をぜひお願い、これは下水道法で定められているところでもございます。宅内の排水工事を行っていただく、あるいは家屋の水回りを改修いただくということになりますと、負担もかかるわけでございます。1日も早く下水道が接続いただけるべく宅内排水設備工事の費用については、融資斡旋及び利子補給制度、水洗化ローンも設けてございます。町は何としても最重点の事業として下水道整備にあたりますので、現在整備されておられる地域の皆さんは、重ねて申し上げますが、ぜひ加入していただき、ご利用いただくことをお願い申し上げ



げる次第でございます。以上でございます。

建設課長（荒川君） 私からは下水道の接続状況並びにご利用いただくためについて順次お答えしてまいります。

下水道の接続状況につきましては、これまでの例から申し上げますと、供用開始直後が約4割程度の接続であります。その後、毎年5%程度の接続によって5～6年が経過をいたしますと、7割を超えるといった状況でございます。

下水道の利用促進につきましては、工事説明会の際でのご案内や広報等による啓発、また個々にもご通知を申し上げ、接続のお願いを進めているところであります。

下水道へのつなぎ込みは、敷地内の建物の位置や住宅の中でも一番経費がかかる水回りの改修といった経済的な理由など、個々それぞれの事情があるかと思いますが、下水道整備の意義や利便性・快適性などを種々細かにご説明申し上げながら早期の利用をお願いしてまいりたいというふうに考えております。

次に、ご利用いただくためにありますが、公共下水道をご利用いただくには、さきに申し上げました宅内の改修工事、つなぎ込みに加えまして受益者負担金の納付ということが前提となってまいります。この受益者負担金の制度につきましては、建設費の約2割相当のご負担をお願いするというもので、均等割と土地の面積の割合によって負担金をお願いしております。

また受益者負担金の納付につきましては、できるだけご負担にならないよう、通常では5年間で20回による分割の納付をご案内申し上げております。実際のところ前納報奨金の制度というものを設けてございまして、最大で賦課金の11%の報奨があるということで、これをご利用され、全額前納報奨される方が約6割いらっしゃるといった状況でもあり、負担金の早期納入にもご協力をいただいているところであります。

下水道接続に向けてのご用意や、当面は合併浄化槽による水洗化、そして下水道整備の後には維持管理経費の面から公共下水道の優位性などをご案内申し上げながら普及拡大に向けて引き続きお願いをしてまいりたいと考えております。

5番（山城君） 時間がなくなりました。

1点だけお答えいただきたいと思えます。

町長からお話ございました、9,900人分の利用が可能なんだけれども、実際は6,400人ということでございます。

そこで下水道法第11条の3項で水洗への改造義務等として、下水道法の第9条により公示された日から3年以内には改造してくださいよということがございます。これは義務であって、その辺が難しいところでございますけれども、町として住民の皆さん宅に利用促進について訪問なり、あるいはご相談なり、いろいろとあると思うんですけれども、それと

下水道に対しての啓発活動をされているでしょうかというのをお願いします。

建設課長（荒川君） 下水道の接続につきまして、今現在、具体的に訪問の活動等は行ってはおりません。ただ、広報等のご案内でございましたり、町民の皆様とのお行き会いの場では、工事の説明会の際に何年後に下水道の供用開始になってくるであろうと、それに向けて接続のご用意、また受益者負担金の納付、こういったもののご案内をしながら、また一番の問題でございますけれども、公共下水道におつなぎいただくことによって快適な生活ということはもちろん、一番水環境の環境保全、水質の浄化につながると、こういったことをご説明を申し上げながら下水へのご利用をお願いをしております。

今現在まだ建設の方が忙しい状況でございますが、普及啓発の方に力がなかなか入っていないという実情もございますが、旧坂城地区等につきましては、もう幹線管渠の整備が終わりまして、いよいよ接続をもう少し力を入れてお願いをしていかなければならない、そういった状況にもあろうかと思えます。建設の普及促進とあわせながら接続へのお願いの方も今後検討を進めてまいりたい、そのように考えております。

5番（山城君） 今申し上げたことについては、実は隣の千曲市さんでもなかなか啓発が悪いということでもって訪問を始めて、この3日くらい前ですね、私も考えていたんですが、これが新聞にちょっと出されてしまいましたけれども、それだけの努力をしないと、なかなか多額な投資をしているものですから、ご理解いただくような活動をお願いしたいということでございます。

時間がないので最後になります。

### 3. 防災関連施設について

#### イ. 南条地域に備蓄庫の考えは

5月19日に社会文教常任委員会で町内の防災関連施設、備蓄庫も含めてですが、調査をいたしました。そこで坂城町の防災センター、第10分団詰所、村上地区備蓄庫、第5分団の詰所、それからホース竿掛の新設の状況と、時間がありましたので、第3分団詰所について移転新築の計画をされていることから現地を視察したわけでございます。10分団の詰所につきましては、長年の懸案でありました村上地区に備蓄庫をとということで、併設をさせていただきました。平成20年3月に完成したわけです。緊急の災害対策における地域密着型の備蓄庫があることは、地域の住民を守る安心のかなめでございます。全町的な見地からして第3分団詰所移転新築に際し、南条地区にも備蓄庫の併設が必要と考えるわけですが、これについてのお考えをお尋ねいたします。

#### ロ. ホース竿掛けの設置について

新たに5分団にホース竿掛が設置されております。安全面からも、この装置は誠にスマートで、これからの次世代の分団に対応した機器と思っております。設置費用は99万円とい

うことですが、これは全分団に必要な機具ではないかと考えますが、この計画は進めていく考えはあるかどうか、お伺いして1回目の質問を終わります。

住民環境課長（塩澤君） 南条地区に備蓄庫の考えはということでお答えをいたします。

備蓄庫、備蓄品についての考え方がございますけれども、有事の際におきまして、坂城大橋などの橋梁の寸断等も考慮いたす中で、千曲川右岸、左岸に1カ所ずつ、平成14年度に立町の防災センターを、また平成19年度には第10分団併設の村上地区備蓄庫を整備をいたしております。震度6弱の地震が発生した際の避難者数を人口のおおむね1割と想定をしまして、地震発生から救援物資が届くまでの想定日数を2日というふうに見まして、食料品あるいは資機材の備蓄に努めておるところでございます。長期保存が可能な食料品、飲料水等につきましては、現在おおむね目標数量を確保している状況でございます。そういったことで、今後も保存期限に留意をする中で計画的な備蓄を継続するとともに、資機材の充実もあわせて図っていききたいというふうに考えております。

第3分団詰所の整備内容についてでございますが、備蓄庫の併設には相当の敷地面積を要することなどございますので、現在の候補地の面積を勘案する中で、消防車両や資機材の格納など消防団活動に必要な設備を有する標準的なものを計画していきたいというふうに考えております。

次に、口のホース竿掛けの設置でございますけれども、これにつきましては、各分団、現在、ホース乾燥については火の見櫓を活用をしておりますけれども、今後の施設改修の際には、消防団活動の効率化を図るために、作業効率の向上という点で新しいホース掛けの設置についても検討してまいりたいというふうに考えております。

5番（山城君） お答えいただきました。詰所だけということだと、2カ所あって1カ所、結構面積が違うと思うんですけれども、やはり地域性から見まして洞岩沢とか谷川、前沢とか、それから栗毛沢ですか、土砂災害のハザードマップに示されているように、地域性から見て、これは併設が必要ではないかと思うんですが、この点については町長にちょっとお答えいただきたいと思います。

町長（中沢君） 基本的には川西と川東に1カ所、それは、もし千曲川に災害があった場合を想定して基本的に考えております。ご趣旨はわかりますが、そういうことでご理解いただきたいと思います。

5番（山城君） 泰阜村には若者定住促進条例というのがあります。そこで、やはり坂城町でも、こんな形で魅力ある独創とロマンに満ちた豊かな活力あるまちづくりをしているよというよな発信が.....。

議長（春日君） 時間が参りました。

5番（山城君） 以上で終わります。

議長（春日君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時02分～再開 午前11時12分）

議長（春日君） 再開いたします。

次に、6番 入日時子さんの質問を許します。

6番（入日さん） 多くの公約破りと金権体質の鳩山内閣が8カ月という短命に終わりました。高速道路の土日1千円はCO<sub>2</sub>削減目標と矛盾する政策で、交通事故多発を引き起こしています。普天間基地移設は最終的にアメリカの言いなりになりました。戦後64年が過ぎても日本はなぜアメリカから自立できないのでしょうか。歴代政権の外交能力の欠如だと思います。

そもそも米軍が日本に居すわるのは日本が莫大な費用を負担しているからです。1基地当たり10億ドルぐらいの土地使用料をアメリカに要求し、すべての経費負担をやめれば米軍は日本から撤退するでしょう。また安保条約廃棄を通告すれば、1年以内に米軍は日本から撤退せざるを得ません。自衛隊の軍備を廃止すれば22年度の防衛庁予算9兆4千億円の大部分をカットできます。

今、日本は歴代の無責任な政策や無駄遣いで借入金や短期証券も含め、日本全体で1,105兆9,693億円の借金です。国と地方の長期債務残高は832兆3,957億円、国の長期債務残高は634兆円で22年度予算の租税収入36兆円の1.7倍にもあたり、先進諸国で最悪の水準です。長期債務を減らし、これ以上借金を増やさない政治が求められます。

米軍の経費負担や軍備をやめれば福祉や教育予算を増やせます。後期高齢者医療保険を廃止し、以前のように70歳以上の医療費無料化も可能です。国保への国の負担金を大幅に増やし、減免制度の拡充も図れます。無年金者をなくし、基礎年金額の引き上げもできるでしょう。愁眉の課題である景気の回復には国民所得を増やすことが必要です。

労働者派遣法を廃止し、公務員の削減をやめさせ、臨時やパートの待遇を正社員と同等にするなど雇用の安定を図ることが急務です。日本経済や日本の未来を考えるなら、国も大企業も目先の利益に走るのではなく、働く人を大切に作る姿勢が必要です。7月には県知事選と参議院選挙が予定されています。弱者の立場に立てる人、憲法を守り政治に生かせる人を選びたいものです。

それでは本題に入ります。

#### 1. 例規集を町のHPに

この問題は委員会審議の中で何回も要望してきましたが、全く改善されないので、今回一般質問をします。

町のホームページも以前と比べたら議会会議録が載ったりして改善されてきています。しかし、一番肝心の町の条例の例規集が公開されていません。現在、長野県の23ある町の中で例規集が町のホームページに載っていないのは坂城町も含めて6町だけです。既に17の

町は実施しています。町の条例は、国で言えば憲法に匹敵するものです。国の憲法が国民に周知されているように、町の条例も町民がわかるようにすべきだと思います。私も参考資料として他市町村のホームページを見ますが、例規集が載っていると、その自治体の政策がわかり、とても便利です。市町村の職員にも坂城町のホームページに例規集が載っていないので調べたいことがあるときに不便だと言われ、とても恥ずかしい思いをしました。町の情報公開条例ができてから10年がたちました。坂城町はいつになったら例規集がホームページに公開されるのか、答弁を求めます。以上で1回目の質問を終わります。

総務課長（宮下君） 例規集をホームページにということでお答えをいたします。

現在、町の条例等につきましては、加除式の1冊の例規集として各課、出先機関、議会、議員の皆さん等100冊の配付をし、日々の業務はもちろん議員活動等に生かされております。また町の図書館、役場1階の行政資料コーナーにも常備し、どなたにも見ていただける状況になり、公開をしております。

しかし、ご質問のありましたとおり、例規集をホームページに掲載し、必要に応じた検索、閲覧ができるシステムは現在、当町において、お話にありましたように導入はしておりません。でありますので、当然ではありますが、他市町村からのご要望に対しましては、必要箇所をコピーなどすることによってお送りをしております。

条例などインターネットを通じて時間や場所を問わず自由に検索できるようにするためには、例規集のデータベース化が必要となってまいります。例規集の情報を条例名や本文の一部を入力することで必要な条文を検索でき、さらに例規の中で引用されている条文の内容も参照できるなどの機能があり、利便性が高いものと考えております。

しかし、データベース化にあたりましては、初期投資がかかるとともに、現在の例規集の加除費用とあわせてデータを管理する費用がかかってまいります。また、現在、職員が使用しておりますパソコンがすべてインターネットに接続できるという状況にはなっておりません。データベース化を進める上で今後の課題となってまいります。データベース化につきましては、将来的な方向として理解をいたしますが、条例の新設、一部改正等の量にもよりますが、加除に年間300万円ほどの経費もかかっております。現在の紙ベースの例規集の削減についてもあわせて検討していく必要があり、将来の課題として検討してまいりたいと考えます。

6番（入日さん） 課長の答弁では、利便性が高いと認識しているけれども、費用がかかるというお答えでしたけれども、町の情報公開及び個人情報保護に関する条例には、町民の知る権利を保障するため、町の保有する情報の公開をし、町政への積極的参加を推進し、公正で透明な町政の一層の発展に寄与するとあります。

私も図書館へ行ったりして時々例規集があることを確認はしているんですけども、保育

園とか出先機関にあるということは承知していますが、一般の町民はなかなか図書館の2階のわからないところにあるので、知っている人というのは少ないと思うんですね。保育園の保育室とか、園長さんの部屋のところにもあるんですが、そういうことを知っている保護者の方はほとんどいないのではないかなと思うんです。ホームページというのは誰でも見れますし、非常に便利です、そういう意味で課長も利便性が高いということは認識していると答弁されたと思うんですけれども、確かに費用的にかかるということは私もいろいろなところから聞いてはいるんですけれども、そういういろいろなことが、条例が載っている大切な例規集なので、例規集を見れば町の税条例もわかりますし、町税の徴収の仕組みもわかります。また保育料も例規集に載っているの、大体自分のランクというのがわかるわけです。いろいろな福祉政策とか補助金なども本当に例規集を見ればわかるわけです。

先ほど費用がかかるからということで、なかなかそこまで踏み込めないということをおっしゃいましたが、実際に坂城町よりも財政力のない町でもホームページにちゃんと公開しているんですね。何か言うと、すぐ坂城町は財力がない、お金がないと言いますが、その一方で、坂城町は町の中では非常に財力が高い町ですよということも町長、言われるわけです。要は取り組みの姿勢だと思えるんですね。先ほども、できるだけ前向きに考えていきたいというような答弁はありましたけれども、非常にこれはやはり前向きに考えていきたいと言って、もう何年もそういうことを言っているわけです。そういう意味でも、少なくともあと2～3年、2～3年も待てない、あと1～2年の間に何とかするという総務課長の明確な答弁をお願いいたします。

総務課長（宮下君） 私はお金がないというふうな答弁はした覚えはございません。やはりそれだけの経費がかかるという中では、これをするべきなのかなということは常に精査をしているつもりであります。また大変意識の高い方々という形の中では、想像するんですけれども、ぜひ役場に足を運んでいただきまして、例規集を見るなり、いる職員に是非を聞いていただきたい。内容的なものははっきりつかむのには、やはり職員とお話をさせていただく。それがまた職員にとりましても勉強になるわけでありまして、町民の皆様も職員も一緒に育てていく、そういうような形でまちづくりをしていただければなというふうに思います。

また新しい条例等できましても町は公開もしております。ひとつホームページに出すことだけが情報公開だというふうには考えておりません。町の職員は、いつでも窓口を開いておりますので、町に来ていただいてご相談をしていただき、内容を確認していただけたらというふうに思います。よろしくをお願いいたします。

6番（入日さん） ホームページを見るだけが情報公開じゃないと、町の職員を育てるためにも窓口に来ていろいろ聞いていただきたいということですが、実際に職員もよく知らないことが多いんですね。聞きに行っても「いえ、わかりません」とか、事前に連絡していないと

「担当者がいないからわかりません」とか言って2～3回足を運ばれたと。「一体職員は何をやっているんだ」という町民のお叱りの声もありました。

そういう意味でも、やはり例規集が常にあると、職員としても、それを見ながらきちっと答えられるのではないかと、そういう例規集についての学習も職員の中できちっとやっているのかどうか、私も疑わしいと思うんですけども、そういう自分が担当になっても急に、いわゆるローテーションがあるわけですが、変わってしまうと、その職務についてよく知らないということもあるので、それはやはり役場の窓口に来て育ててくださいという総務課長の答弁もわかりますが、ホームページに公開するということは非常に町民の知る権利を保障する上では大事だと思います。情報公開条例ができて既に10年がたっています。条例に恥じないように1日も早くホームページに載ることを期待しています。

次の質問に移ります。

## 2. 保育料について

### イ. 階層区分について

町の保育料は、現在、AからD4まで9つの階層になっています。このように。それで前年度の所得によって階層が分かれているんですが、B2の階層で町民税非課税の障害者、老年、母子・父子家庭以外の世帯なんですけど、B1に比べて一挙に3歳未満は7,600円、3歳以上は5,100円と高くなります。それから、その上の町民税の課税世帯で障害者、老年、母子・父子世帯は3歳未満が1万5,700円、3歳以上が1万3,100円とB2と比べると一挙に倍ぐらいの高さになっているわけです。それからD1階層からD4になると非常に所得税の幅が大きいわけですね。D1は所得税4万円未満、D2は4万円から17万8千円未満、D3が17万8千円から41万3千円というので、3歳未満児の上がり幅も非常に大きいわけですね。大体1ランク上がると1万円くらい上がってしまうわけですね。特に今度から子ども手当の支給と引き換えに扶養控除が廃止されます。

収入が増えないのに所得税が増え、保育料の階層も上がる世帯も予想されます。それでは真の子育て支援にはならないと思います。D1からD4階層をもっと細分化して保育料の上げ幅を抑えられないか。特にDの階層について所得税幅を少なくするために私なりに考えて中間層をつくってみました。これ、私案ですけども、このようにD1を2つに分け、D2を2つに分け、D3を2つに分けてD1の下を所得税2万円未満、上を2万円から4万円、D2を4万円から10万3千円未満、下を10万3千円から17万8千円未満、D3を17万8千円から29万5千円と1ランク入れることによって保育料の上げ幅を抑えられるわけです。そうすることによって保護者の負担が軽減できて子育て支援になるのではないかと思います。そういうような細分化ができないか、答弁を求めます。

### ロ. 軽減について

保育園に2人以上在園していれば軽減措置がありますが、兄弟がいても上が小学生だったりすると、在園していないということで軽減の適用はありません。他の県から坂城町に越してきた人から、坂城町は保育園に2人以上在園していないと軽減措置がないので驚いたと。今までのところは小学生でも兄弟がいれば2人目、3人目の軽減措置があったと言われました。子育て支援という観点から見れば確かにそうなれば子育てはしやすく、安心して子どもを産めます。在園だけでなく兄弟が小学生でも保育料の軽減措置がとれないか答弁を求めます。

#### 八．4歳以上児の保育料新設を

4歳児以上は園児30人に対し、保育士が1人という基準になり、3歳児に比べ人件費も少なく済みます。そのため4歳児以上の保育料を安くして保護者の負担を少なくしている町もあります。坂城町も4歳児以上の保育料を安くし、保護者の負担を軽減できないか答弁を求めます。以上で1回目の質問を終わります。

福祉健康課長（中村さん） 保育料の階層区分についてお答えいたします。

保育料の階層区分につきましては、国の示す保育所徴収金（保育料）基準額表に基づきまして定めております。また町の負担金基準額（保育料）につきましても国の基準額表に基づいて定めておりますが、国の基準額より低い金額で定めております。

当町におきましては、保育園等運営委員会のご意見をお聞きする中で、国における保育料基準額表にあわせまして、平成14年4月より階層区分を12階層から9階層に縮減した経緯がございます。平成19年の国の税源移譲による所得税法の改正等に伴い、D1階層からD4階層までの所得税額によって保育料が決定する階層につきましては、保護者の皆さんに影響のないよう基準額表中の所得税額の改正を行ってまいりました。

ご質問の階層区分の細分化につきましては、国の基準額表に準じ、実施してまいりますが、近隣の状況等も踏まえ、保育園等運営委員会のご意見をお聞きし、研究してまいりたいと考えております。

次に、保育料の軽減につきましてお答えいたします。

当町におきましては、同一世帯から2人以上の児童が保育所、幼稚園などに入園している場合には、児童の属する世帯の階層区分によりまして軽減の措置がございます。

軽減の内容といたしましては、1人目の児童につきましては負担金基準額表に定める金額、2人目の児童につきましては、負担金基準額表の半分の額、3人目以降の児童につきましては無料となっております。平成21年度から3人目以降の児童の保育料を従来の1割負担から無料に軽減措置を拡大いたしました。

上の子が小学生でも軽減できないかということでございますが、国の基準に準じて町の負担金基準額表（保育料）を定めておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。



次に、4歳以上児の保育料新設についてお答えいたします。

保育料に関しましては、先ほども申し上げましたが、国の示す保育所徴収金（保育料）基準額表に基づきまして町の負担金基準額表（保育料）を定めております。基準額表では3歳未満児と3歳以上児に区分されております。3歳未満児と3歳以上児とは児童の年齢に応じた保育士の設置数、給食の提供など保育サービスの基準に違いがありますので、保育料の金額が異なっております。

ご質問の4歳以上児の保育料の新設をということでございますが、児童福祉法による保育所運営費国庫負担金の交付要綱に基づく基本分保育単価を見ましても、3歳児と4歳以上児の差は少ない状況でございます。町といたしましては、国の基準額表に準じて3歳未満児、3歳以上児ということで実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

6番（入日さん） 課長の答弁にもありましたように、町が国の基準よりも保育料を安くしているということは私も承知しています。以前12階層だったのが9階層に縮減しているということでしたけれども、今やはり所得税が今度上がるということに対して、それに連動して保育料も上がるということが非常に保護者の中で不安になっているわけですね。そういうことを考えたときに、やはりもうちょっと区分を細かくしたら保育料のはね上げが少なくなるのではないのというような要望をお母さんの中から出されました。

それで私も今回取り上げたんですけれども、国の基準に準じているという答弁でしたけれども、階層区分を細かくしている町は長和町、御代田町、南木曾町があります。また階層が7から9区分でも辰野町は保育料の最高額が4万円、佐久穂町は4万8,500円、信濃町は3万6千円、阿南町は2万5,250円と、とても安く抑えてあります。以上のように、町の保育料を見れば子育て支援に力を入れているかどうかがよくわかります。

若い世代に坂城町に住んでもらうには、保育料を安くするなどの施策が必要だと思います。私の提案のようにD階層を2分割するだけでも保育料の急激な上昇は抑えられます。町として細分化について今後検討する考えがあるのかどうか、再度お尋ねします。

4歳以上児の保育料についてですが、保育単価はそんなに差があるわけではないという答弁でした。しかし、3歳児は園児20人に対して保育士が1人の基準ですが、4歳児以上は30人に1人となり、保育士にかかるコストは下がるはずで、そのため4歳児以上の保育料を下げている町は池田町、南木曾町、箕輪町などがあります。坂城町も4歳児以上の保育料を新設できないか、再度答弁を求めます。

軽減については、先ほど答弁もありましたように、2人目が半額、3人目以降は無料だということで町もとても努力していることは私も承知しています。しかし、他県から越してきた人の言葉にもあるように、子育て支援策というなら、在園児だけでなく兄弟がいれば適用するということが筋ではないかと思うんです。義務教育は無料だと憲法にうたってはありま

すが、実際には学年費や給食費、運動服、教材費などいろいろな費用がかかっています。子どもが何人もいれば、やはりやりくりが非常に大変になります。阿南町は3人以上兄弟がいれば、在園児が1人でも保育料を軽減しています。先ほど言いましたように扶養控除廃止の影響は所得税や保育料にも大きく跳ね返ります。今でも苦しい生活がより苦しくなるわけです。町長の温かい思いやりのある答弁を期待して2回目の質問を終わります。

福祉健康課長（中村さん） 階層区分の細分化につきましてですが、扶養控除の関係で所得税が変わった場合ということなのですが、国の税源移譲による所得税法の改正の際でも、皆さんに影響がないよう、基準額表の中の所得税額を改正して保育料の関係を行ってまいりました。国で所得税の扶養控除等変わってまいりまして、保育所徴収金基準額表がどのようになりますか、まだ決まっておられませんので何とも申し上げられませんが、所得税の額の方の19年の税源移譲の際は、そういう改正を保護者の皆さんに影響のないように改正を行っております。

先ほども答弁申し上げたけれども、区分階層4歳以上児と保育料の関係なのですが、まず階層区分につきまして、どこのところから区分を分けるかということになりますと、何を基準に分けていいかということもわかりませんので、町といたしましては、国において定めているものに準じて定めてまいりたいと考えております。以上でございます。

町長（中沢君） 入日議員のいろいろな市町村を調査してのいろいろなご意見、お聞きいたしました。私は社会保障費的なものはひとつの国の基準を大事にしていきたいなと。そういった中で特別なもの等があれば、個々のご意見を参考にしながら保育園の運営委員会の皆さんにお諮りしてという仕組みをつくっております。

町の場合の保育園は3つの保育園がすべて整備され、この10年間にすばらしい保育園になったと。これは町の責任で支えております。そしてまた、各クラスには基準どおり保育士を配し、みんなでがんばっていただいていると。

そして保育料でございますが、こういったものにつきましては、まず国の基準の85%をいただくと。15%については町が持つと、プラス対応しているわけでございます。全体の面で進めているわけでもございます。個々の問題はございましょうが、そういった社会的な仕組みを十分考えないと、まずいなと思っております。

子ども手当の問題も出てきました。それがどういうものに使うかということが明示されず、新年度に向けては、またいろいろ国の方でも考えられるようでもございます。申し上げますことは、まず基準の85%で国の基準を大事にしながら、そして、その中の特徴づけは運営委員会の皆さんにお聞きすると、そういう仕組みでやっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

6番（入日さん） 課長の答弁で、区分にするにも、どういう基準で区分するか、ちょっとわか

らないというような答弁がありましたけれども、町によっては最低の所得の課税の、いわゆる坂城町でいうD1階層ですか、坂城の場合は4万円未満ですが、2万円未満、それから2万円以上、3万5千円未満とか、そういうふうに非常に所得の低い階層のところを細かく分けているところがあります。長和町にしても1万6千円未満、それから1万6千円から4万円未満というように坂城町のD1階層を2つに分けています。その上のD2階層についても4万円以上から7万2千円未満というように細分化しているわけですね。それで保育料をできるだけ上げないよという努力をしているわけです。御代田町も2万3千円未満から、その上のD2階層では4万円から5万円というように非常に細かい分け方をしている、特に所得税の低い世帯に関しては、できるだけ保育料も抑えよという努力をしているわけです。

先ほど町長は、保育料、国の基準の85%ですよ。あとは町で持っていますよということでしたけれども、そういう財源のないところでも、そういう努力を非常にしている町があるわけです。

保育料を含めて子育て支援ということを重視すれば少子化に歯止めがかけられるかもしれません。これからの未来を担う子どもの数が減少の一途を示して、日本の将来はどうなるのか本当に気がかりです。根本的には国の責任が大きいです。保育料の国庫支出金を一般財源化し、交付税に組み入れてしまったため、不透明になってしまいました。少子化を食い止めるためにも若者が結婚できる環境整備が必要です。派遣やパートではなく、正社員として働け、結婚できる賃金や住宅、保育所、育児休暇がとれる体制など総合的な観点から見て改善し、整備しなければ効果が出ません。そのためには一人一人が自覚を持って政治に関心を持ち、私たちが行使できる最大の権利である選挙権で国民のためになる人を選ぶことが大事です。

以前、全議員が行いました今年の議会報告会でも、坂城町は福祉に対してお金をあまり使っていないという意見も出ました。要は首長の姿勢だと思います。来年は町長・町議選もあります。町民の声なき声を聞き、弱者にやさしいまちづくりのできる人を選ぼうではありませんか。

次の質問に移ります。

### 3. 坂城駅にエレベーターの設置を

この間ある人から、坂城町のエレベーターはいつできるのと聞かれました。駅の階段の上り下りがつらくて病院までハイヤーで行っているが、お金がかかって困るという人や長野方面に行くときは階段を上らなくても済む。テクノ駅まで来て乗っているという人など高齢者にとっては駅の階段の上り下りがとても大変で、エレベーターが欲しいという声をたくさん聞きます。

坂城町の21年の統計書によると、65歳以上は4,588人で、町民の28.8%を占めています。町外へ行くのに交通機関は、しなの鉄道しかありません。若いときは自動車を運転できますが、高齢になると事故も多くなり、危険との隣り合わせです。公共交通網さえ整っていれば車の運転はやめたいと思っている人も大勢います。CO<sub>2</sub>削減のためにも電車利用が一番です。子育て中のお母さんたちも「エレベーターがあれば、ベビーカーで移動できてうれしい」と言っていました。しなの鉄道の利用者を増やすためにもエレベーター設置は不可欠です。坂城町の駅だけがエレベーターがないという町民もいます。確かに千曲市も屋代高校駅にあるし、上田市は上田と国分寺の2つの駅にエレベーターが設置されています。

しなの鉄道は国の鉄道駅総合改善（移動円滑化）事業補助金を活用し、2008年12月に上田駅にエレベーターを設置しました。事業費はホーム改良も含め、7,693万3千円で、国が3分の1、県と市が6分の1ずつ、事業者が3分の1ですが、県が1千万円しか予算がなかったため、国の補助金が削られて、本来なら2,308万円のところ、2,174万5千円しか出なくて、市が1,174万5千円、しなの鉄道の負担が1,036万円増えて3,344万3千円だったと聞いています。

事業主体がしなの鉄道なので、いつやるという確約はできないと思いますが、町長も、しなの鉄道の監査役という大任についていますので、ぜひしなの鉄道に強く要望してほしいと思います。町の負担金が1,200万円ぐらいなら何とかできるのではないかと思います。町長の前向きな答弁を求めます。以上で1回目の質問を終わります。

町長（中沢君） 坂城駅にエレベーターをというお話でございます。しなの鉄道の沿線18駅あるわけですが、エレベーターが設置されている駅は軽井沢、信濃国分寺、上田、千曲の新駅、屋代の新駅ということで、新駅には義務づけられ、また当初、最初でございましたので、テクノサカキ駅はエスカレーター的な、そういった施設でもあったわけでございます。坂城と同様に、中軽井沢、田中、屋代、戸倉等はエレベーターがないと。みんなが順序を待っているということでもあろうかなと。

近年、新駅設置に対してのバリアフリー化によりまして、エレベーターの設置とか、もうひとつは、乗ってみますとホームに段差が高いということがございます。この2つの要因があるかなと。人にやさしい施設ということでございますが、なかなか今までの既存駅では、そこまでっていないなど。

坂城駅の業務につきましては、町がしなの駅鉄道からいろいろ受託しておりまして、駅施設そのものについての関係は不利な状況でございます。屋代駅、戸倉駅等は負担は何もしていないと。ところが、明治22年にできた坂城駅は、どういうことか、負担せざるを得ない仕組みがかつてありまして、だんだん縮小はしてきております。この間も監査委員会で当初からできている駅に途中で負担を強いるというのはおかしいですよ。新駅ができる条件と

してはわかるけれどもということで、ご理解はいただいているところでもございます。

エレベーターの設置については、基本的には、しなの鉄道の計画によるものでございます。平成22年度から5年間の設備投資計画の中には、エレベーターの設置計画は小諸駅と中軽井沢と、5年間で。この2つが駅舎を改修するにあわせて進めるということになっております。しなの鉄道の収支状況は、経営努力もありませんが、一応は黒字に転換したということでもございますが、その幅は狭く、今問題なのは、毎年少しずつ減少傾向が続いているということで、総体的には厳しい状態にあるということでもございます。

坂城駅に例をとってみますと、今までの仕組みとして、これは当然、しなの鉄道がやるべきことが町でやったよということのお話ですが、13年度に駅前に公衆トイレを整備したと。これも町でやるのではなくて、しなの鉄道が半分出すようにと申し上げましたけれども、なかなかそうもいかなかったと。16年度には駅の改修を行い、そしてまた、18年度には、しなの鉄道近代化整備補助金としてホームの段差解消を行いました。今申し上げましたように、エレベーターとホーム段差の解消というのが大事なことなんです、その分については、嵩上げをいたしましてバリアフリーに努めたところでもございます。まちづくり交付金導入によりまして、駅のいろいろな南の進入道路も整備したということでもございます。さらに日本自転車普及協会の助成を得まして駐輪所を整備するようなことで、ご覧のように、この数年の中で精一杯頑張ってきた姿が伺えるんじゃないかなと、こんな思いいたします。

エレベーターの設置というのは高齢化社会に向けて十分大事なことで理解はできますが、しなの鉄道の経営状態の中で事業計画に入れることがまず必要で、その働きかけをしてまいりたいなと。そういう中で町ができるだけの助成をしていくということがひとつの役割だというふうに理解しているところでもございます。以上でございます。

6番（入日さん） 公共場所のバリアフリー化が叫ばれて久しくなります。日本も坂城町も高齢化の一途をたどっています。町長はウォーキングで体を鍛えているので足腰の弱っている人のことはわからないかもしれませんが、年をとれば足が上がらなくなったり、階段を上るのが本当につらくなります。

先ほども答弁で、しなの鉄道の利用者が減少していると言われましたが、しなの鉄道の利用者を増やすためにもエレベーターの設置は必要だと思います。しなの鉄道の計画で22年から5年間には小諸と中軽井沢の駅舎とエレベーター設置があるので、ほかに予算はとれないような内容でしたけれども、できるだけ早目に町長も、坂城町、そうは言っても困っているんだと。今までこれだけ公衆トイレの負担だとか駅の改修だとか町独自でやったじゃないかと。だから、ぜひ今度は、しなの鉄道も坂城町のことを聞いてくれと、協力してくれということをお願いしたいと思います。

それから、私が子どものころは、あの陸橋がなかったので鉄道の線路を渡ってホームに出

られたんです。今ちょっと鉄の蓋なんかかぶっていますけれども、それがそのまま今までどおりに高齢者、いわゆる足腰の弱い人は電車が通る何分前まではそこを通過していいですよというふうになれば、とりあえずは高齢者にとってはありがたいかなと思うんですが、そういうような臨機応変に応じた取り扱いができないかどうか。今、しなの鉄道の坂城駅の管理はシルバーの方に任せているんですが、シルバーさんのいるときぐらいは、そういう臨機応変にあわせた対応がとれないかどうか、その点について町長に伺います。

町長（中沢君） 見方によればユニークな発想とも受け取れますけれども、鉄道は、まず安全確保が大事でございます。今、鉄道を横切るということは固く禁じられているところでもございます。そうした中では階段に手すり等をやるとか、互いに支え合うとか、そういった仕組みで、より利用していきたいと、こんなふう考えていますので、よろしくをお願いします。

6番（入日さん） 例規集をホームページに公開することは町民の知る権利を保障する上で不可欠だと思います。町の情報公開度を示すバロメーターでもありますので、一日も早く実行することを希望します。

保育料については、細分化や4歳以上のランクをつくることによって保育料の劇的な上昇を防ぐことができると思いますし、軽減についても2人、3人が一緒に保育園に在園していなくても軽減が受けられるように、いわゆる年が離れた兄弟だとすると、1回も減免の対象にならないで済んでしまう人もいるわけです。子育て支援という広い立場で取り組んでもらいたいと思います。

エレベーターの設置については、国の補助金がいいろいろあると思います。補助金事業を見つけることの上手な町長ですので、有効な補助金を探して、一日も早くエレベーターが設置できることを願っています。

私たちは常に町民のためにこそ、政治の光が当たらない弱い立場の人のためにこそ力を尽くす必要があると思います。「お金のある人は自力で生きられるが、困っている人にこそ行政の支援が必要だと痛感した」という長和町の町長の言葉を常に忘れずに町政発展に努力したいと思います。ともに力を尽くしましょう。以上で私の質問を終わります。

議長（春日君） ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後12時01分～再開 午後1時30分）

議長（春日君） 再開いたします。

次に、13番 柳澤澄君の質問を許します。

13番（柳澤君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、一般質問を行います。

1. 上水道の普及促進を

イ. 敷設の状況は

異常気象という言葉が日常的に使われるようになって20数年たちます。今年はまた格別

で、寒暖の波激しく、1カ月ほど前、気象庁は戦後2回ほどあった農作物の生育にも大きく影響した異常な年に似ていると発表しました。「寒さの夏はおろおろ歩き」のような年にならないように平穏を願うのですが、このごろは何が起こるかわかりません。集中豪雨、ゲリラ豪雨もわかりません。そういう状態の中ですと、山沢からは濁流が押し出し、地下水も濁ります。そうでなくても人間の生活による水の汚染は次第にひどくなっています。こうした状況の中で最も生活の基本である食生活に使われる水が信頼できないとしたら見過ごせない大変なことであります。現在、町内で上水道が使用できない地域、世帯はどの程度あるのか、お聞かせください。

山からの水、地下からの水は湧水や水圧の問題があります。また定期的に水質検査が行われていることと思いますが、それらの実態をお聞かせください。

#### ロ．未整備状態をどう考えているか

上水道の未整備について、水質検査もしているし、工事には金もかかるし、時にはやむを得ないとお考えでしょうか。いや、こんな重要なことは放っておけないと、そんなふうにお考えでしょうか、お聞かせください。

一斉に布設した当時、どんな事情があったかは詮索不要です。傾斜のきつい山間などでない平地で、現在も沢水や地下水を使っている小さな集落等が存在します。公衆衛生の面、安定した水量確保の面等からも上水道の完備は重要です。どのようにお考えか、お聞かせください。

#### ハ．普及促進について

下水道事業が進んでいます。また上水道管理を県は市町村に移したいという意向が報道されました。この機会に町内の水道整備を精力的に進めるべきだと思います。町の水道普及推進補助金交付要綱の定めは2戸以上の場合が対象となっていますが、小集落の一部が一斉にという場合も、この中で想定したものでしょうか。10数戸が共同管布設を希望した場合は、県との折衝はもちろん、経費負担についても特別な配慮が欲しいものです。工事費の補助について要綱は2戸以上の新設工事で管が50mm以上の場合、県へ納付した額の2分の1以内の額としています。10数戸が一斉にという場合は要綱に定めた以上の配慮をする考えがあるかお尋ねをして1問目、1回目の質問を終わります。

町長（中沢君） 柳澤澄議員さんの質問にお答えいたします。

上水道の普及促進についてでございます。

水道事業は正常にして豊富、低廉な水の供給を図り、そして公衆衛生の向上と生活環境の改善を求めているものでございまして、住民の生活水準の向上、社会経済の進展とともに大事なことでもございます。水道事業は住民の日常生活にも直結し、健康を守るために欠くことのできないものとして、国や地方公共団体の責務が水道法によって定められております。

長野市、上田市、千曲市、そして坂城町に及ぶ3市1町の給水区域につきましては、昭和40年、効率的な経営と安全であると、そういった水の供給を図るために長野県の水道事業が取り組まれたわけでございます。当時、各地に赤痢等が発生し、また水源の確保ということがなかなか難しかった。それ以上に県が行政主導の中で広域的にやることによって、より優位な経営ができるということで、全国に先駆けて当地でも県営水道ができたという経過もあるわけでございます。

坂城町の給水人口は、この3月末現在で1万5,674人であり、給水戸数は5,730戸、給水普及率は97%に及んでおります。長野県の水道は安全で良質な水道水を供給するという点でも信頼性も高いものでもございます。長野県営の水道経営ビジョンを県では策定して、安心・安全、安定、持続、環境の4つのキーワードを設け、総合的に施策展開をしているところでもございます。そして末端給水に係る新規の水道管布設につきましては、財政収支計画や健全経営の観点から個々の申請によりまして相応の負担で実施されているということでもございます。町では地域住民の安全、かつ安定した飲料水の確保と公衆衛生の向上を図るために独自の助成制度を設けまして、水道の普及拡大にも努めているところでもございます。

上水道が布設されましても、また井戸水は災害時あるいは平素いろいろ菜園や庭等にも利用していただいているということで、現在も多くのお宅に井戸等がございます。良質な井戸水は後世にも引き継ぐべき大切な地下資源という面もございます。良質な水道水なのかどうか、毎年定期的に水質検査を行い、安全を確認していると。それを町が指導しているところでもございます。

坂城町では、上水道の普及の促進を図るために、坂城町県営水道普及促進補助交付要綱に基づきまして坂城町独自の事業をしております。この要綱は、地域住民の安全な飲料水等を確保するために、県営水道の普及にあわせて公衆衛生の立場から平成8年から設けているところでもあるわけでございます。2戸以上の申請を対象にしておりますが、これは少しでもまとまった上水道の布設を行っていただきたいということからの趣旨でございます。人数が多くなれば個々の負担も少なくなる仕組みともなっております。1件50万円を上限に事業費の2分の1を補助しているところでもございます。

小網地区につきましては、下水道整備の手法を変更し、平成21年度から合併浄化槽による整備をしていただいております。この5月までには積極的な整備をされるべく、協力もいただいておりますが、30件の方が整備を完了し、進捗率は約50%となっております。設置をいただいた方全員に維持管理の補助金を行っており、配水管の整備ともあわせて行っているところでもございます。県の企業局に対しましては、小網地区は県道から取り出しがなかなか難しい状況にはございますが、貯水タンクや配水の設置等について常に要望している



ところでございます。以上でございます。

建設課長（荒川君） 私からは布設の状況から順次お答えを申し上げてまいります。

まず坂城町における1日に必要な水の量は、約8千<sup>3</sup>mというふうに言われておりますが、近年、企業における使用料の減少や各家庭におきましても電気設備機器等は節水型となってまいりまして、また飲み水につきましても市販の水をご利用されるという方もおられる時代となってまいりました。近年、人口の減少や節水意識の高まりなどによって給水人口が約3%、排水量では約7%それぞれ減少となっている状況にもございます。こういった過程から、県におきましても経営ビジョンを策定をし、経営改善、安定した安価で安心した水の供給ということでビジョンの作成に至っているところでございます。

先ほど上水の普及状況につきましては町の97%と申し上げましたが、近隣市の状況を申し上げますと、上田市では、ほぼ100%、千曲市では旧の戸倉、上山田と合わせまして、やはり90%といった状況となっております。

次に、口の未整備状態をどう考えるかについてであります。小網地区の整備につきましては、長野県企業局に要望を行い、平成21年度には経済対策の一環として一部水道管の布設替え工事を実施いたしました。しかしながら、個人の負担がそれ相応にあるということで、最終的には2戸の方が補助金制度を活用され、新規で水道を引いていただいたという状況であります。また今回の工事では布設替えができなかった箇所もあり、消火栓の設置もお願いをしていきたいとお話も伺っております。小網地区において県営水道を設置済みの方は23件、今後引きたいと考えていらっしゃる方は46件と伺っておりますので、引き続き地元要望を踏まえながら県企業局に対し、お願いをしながら、よりよい方法を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、普及促進についてであります。坂城町県営水道普及促進補助金交付要綱により十数戸が共同してまとめて上水道整備を申請される場合には、この補助制度自体が管に対する負担ということでございますので、個々でご申請をいただくよりも申請者はできるだけ多い方が有利になるということになります。また申請につきましては、代表の方が最寄りの指定工事店に依頼をされますと、県水への書類作成等の申請業務からすべて行っていただける仕組みとなっております。

申請にあたっては、後々のトラブルが発生いたしませんよう、必ず申請者が行い、工事の申し込み時に前払いで負担金をお支払いいただき、後日精算するという仕組みであり、町の補助金もそれと連動した交付となっております。地域の思いをぜひひとつにおまとめいただき、県営水道普及促進補助金制度の活用をいただきますよう、これからも周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

13番（柳澤君） 先日行った議会報告会の席で「道や下水道もだが、それより水が欲しい。昔、

何があったか知らねえが、水が欲しいんだ、水が欲しい」と繰り返しての悲痛な訴えがありました。命のものと水が環境汚染に対応できる状態にないことは大変悲しいことであります。

先日、鳩山政権の交代劇に関する評論家や学者先生たちの討論番組で、地方分権や財源移譲の問題の中で、珍しいことを言うみたいな感じで「地方へ行けば、まだ下水道のないところもあるんですよ」と、何か知ったかぶりをしたような感じで思いがけないことのようなニュアンスで発言をされた方がありました。何言ってるんだと思いましたが、上水道は、その下水道それ以前の問題であります。

今、具体的な地名も出ましたが、その地域は費用の点での諦め感も一部にかつてあったみたいですし、今も少し残っているか、それから関係者と相談して山沢に今つくってある貯水池というか、水をためる場所をもうひとつつくらなきゃ、ちょっと足りなくなりそうだとか、個人的に地下水の井戸をもう1本掘るかというような、いろいろな考え方で大分個々に悩んでいます。

この問題に今日こうして触れるために県の上田水道管理事務所へも勉強に行ってきました。分水能力、水圧、取り出し方法、工事費用の負担等々について大変好意的に話し相手になってくれました。特に費用負担についても特別な配慮は何かないかなというようなことをちょっと言いますと「ちょっとお待ちください。相談します」と、こう言うから、町や関係者じゃないから、それを飛び越えておれが一步踏み込み過ぎちゃいけないから「あ、いいです」と言って丁重に辞退して帰ってきたのであります。下水道整備の進む今、しかも県が管理を市町村へという勝手な論を言う今、町はぜひ前向きに進めることを考えてもらいたいと思うんです。

先ほど町長さんからは、先ほどじゃない、ただいまですが、常に要望しているというお話、建設課長からは、よりよいように積極的に、そして代表がその責任者になってというような、そういう言葉が幾つか出てきましたが、そうでなくて、下水道と同じように町がこの地域の環境汚染を防ぐ、あるいは命を守るんだと、大げさに言えば。そういう観点で、待っているんじゃなくて、町の方から積極的に働きかけて進むように考えていただきたいと思うんですが、その辺どんなふうにお考えいただけるか、もう1度お答えいただきたいと思います。

建設課長（荒川君） 具体的に小網の地区につきましては、下水の整備手法を改めていく、そういった中で水洗化の事業を早く進めていく、そんな問題提起を申し上げていく中で、小網につきましても地域の問題ということで地域全体でお考えをいただく小網地区活性化委員会というものを組織をいただきまして、公共下水から合併浄化槽方式への振り替えのお話についてお取り組みをいただいております。

その中で、やはり今ご質問にございます下水の問題もさることながら、上水の布設についても、ぜひ一緒に整備を進めてほしいと、そういったご要望もちょうだいしております。

ただ、しかしながら、用水につきましては、基本的に給水のエリアになっているというお話が1点、それから上水の布設につきましては負担金工事という形の中で整備の方を進めておる。以前には県営水道の方も先行取得という将来的に水需要が見込めると、そういったことから一定の割合では県の方で負担をしながら先行的に水道管の布設をしていくと、そういった時期もございましたが、昨今、県営水道も大変経営的にも厳しい状況の中で、なかなか先行投資事業を今お願いいただく状況にはないかと、そんなふうにも考えております。

先ほどの活性化委員会とのやりとりの中で上水のご要望もちょうだいをしておりますけれども、今、町にございます上水道布設の補助金の交付要綱、ぜひこれをご活用いただいて、皆さんの思いをひとつにまとめていただくことによって1件50万円のご負担、上限でありますけれども、それから超えた部分については町と県の中で、ぜひ地域の思いを伝えながら県の方に要望してまいる、そういった中で上下水、地域の環境整備が整えられればということで、地区の方との代表の中でもそんなお話をさせていただいております。よろしく願いいたします。

13番(柳澤君) ひとつだけ、もう1度お聞きしておきたいんですが、下水道に係る委員会で、そういうお話を上水道のお話を出していただいたとしても、上水道の引けていない人たちというのは、そのうちの一部なわけで、そこではその話は前へ進まないと思うんですが、町としては、その場で投げかけたというだけで、具体的な話はどうだこうだというふうには、ただそこで話を出したという、それだけのことというふうな理解でいいわけですね。

建設課長(荒川君) ちょっと先ほどの答弁に説明不足な点がございました。

地域から要望をいただいておりますということにつきましてはありますが、昨年10月に小網地区活性化委員会から書面をもって下水の補助のお話、さっき申し上げた合併浄化槽の布設に対する考え方、また上水道の配水管の取り替えのご要望、そして新設の整備のお話、そのほか合併浄化槽に係るメンテナンスの期間についての定めがございますが、その期間延長等々書面をもって要望書をちょうだいしております。それにつきまして、昨年11月に町から文書をもってご回答申し上げてある。この活性化委員会は、区とはまた別個に平成20年の11月に組織をされております委員会となっております、役員の改選は2年、区とはまた別の形で会の方が動いておられる。また、その中で地域の要望をいただき、町からも書面をもってご回答申し上げながらやりとりをさせていただいておる、そんな状況でございます。

町長(中沢君) 今、課長が申しあげましたように、小網地区は下水道を整備するという前提のもとに、水道、上水の問題も、ともに問題になっているわけでございます。しかしながら、水道管大きなのを待っているが、なかなかそこからの取り道は大変だということもご承知のとおりでございます。

私が町長になったころに申し上げたのは、苅屋原と小網は特別に交通事情とかいろいろなもの大変だと。その地区に対しては特別な計らいをすることも行政の均てん化のために必要だという中で、苅屋原に先例がございます。当時、約20戸ぐらいの、国道の千曲川沿いが水道水がほとんど入っていないと、20戸ぐらい。そこでいろいろ陳情があったわけでございます。県とお話ししまして、じゃあ、3分の1で整備しようじゃないかと。というのは、利用者も1戸50万円ぐらいずつ出しておくんなよと。町も1千万円出しますと。また県も1千万円ぐらいの支出をするということで、先行的に使うというひとつの考え方もございましたけれども、水道水を、よりみんなで使っていただくという中では対応した実績もございますので、具体的な話等がより進む中では、それなりの対応をしてみたいと、そんなふうに考えております。以上です。

13番(柳澤君) 先ほどの課長のお答えで、私の理解していたものと合いました。その前のお答えがちょっとわかりにくかったもので、どういう形にしる、その一部の中から出てきた上水道の問題、ぜひ積極的に進めていただきたい。町長さんに苅屋原の例もこれから申し上げようと思っていたら、町長さんからお答えいただいたんですが、そういうことも参考にして、ぜひ進むようお願いをしたいと思います。

ご承知だと思うんですが、先ほど上田の水道事務所で聞いたという話の中で、県道の本管からの取り出し、手法としてはちょっと困難だという問題が確かにありました。だけど、調べて、今とっている公民館の近くの取り出し方を参考にすると、別のところでも、あ、これはできるんだと、こんな話がその話の中でありました。それと一部は150mm管が行っているところは、その先は5~6件対象になろうかと思うところがあるんですが、それは150mm管が行っているから、これを延長すれば、そこも問題がないんだと、そんな話でありました。

県から移管したいということを県は言っている、下水道の工事が進んでいる、そうすると下水道については圧力の問題も多少うちによってはあるみたいな、そういう状況ですから、ぜひ先ほどの町長さんのお話と課長さんからあった一部にそういう要望があったという話を踏まえて町の方から積極的に取り組んでいただくように、これは要望をして次へ移りたいと思います。

## 2. 埋もれている文化遺産について

### イ. 文化財指定と指定以外のものについて

小網の山の中に城跡のようなすばらしい石垣があります。奥へ伸びて鉤の手に曲がったり、また近くにも小規模ながら普通の民家のものとは思えないような石垣が2~3カ所あります。そりのある城郭ある、元教育長さんは城郭積みと言えるような石積みだと、こういう言い方もされましたが、そういうすばらしい石垣であります。その石垣の近くに両側に石

を並べた水路なんかも残っています。現実には水が流れていますが、これもその石積みと関係があるのかなというふうな感じがするわけであります。

去年ちょっと話があったんですが、今年、具体的にその近くで石をとりたいという業者がありまして、町の方で、ご承知だろうと思うんですが、それで関心のある人たちは、この石垣を守らなきゃということで、私なんかもそのころ、2月でしたか、3月ごろですか、電話をいただいたりいろいろあったわけであります。それで3月の末にその話が、3月の末だったと思うんですが、取りやめになったんで、そのこと自体は、すぐには崩される心配というようなものはなくなったようであります。が、そのすばらしい石積みの最もきれいな角の部分、一番高くてきれいに積んでありますが、その基礎の部分の大きな石が、教育長、ご存じだと思いますが、写真も持っていますが、大きい石が2つも3つも抜け出し始めています。周りは杉が太くなってきていまして、その根の影響なのかで、どうも数年を待たずして崩れ始めやしないか、基礎部分はどう感じるわけであります。

その場所は小網を開拓した後、松代藩に召し出されて松代の豊栄周辺で大がかりに開拓した有名な吾妻銀右衛門が住んだことがあるとか、近くに銀右衛門夫妻の墓だと言われるものもあります。が、石垣はそれよりももっとずっと古いものだろうと言われていています。吾妻銀右衛門は、ずっとこっちですから、今からしても遡ってもそんなに古くないですから、石垣自体はずっと古いものだろうと言われていています。いつごろ、誰が積んだか、誰の屋敷跡か明確ではないようでありますが、以前、文化財保護審議委員の、これは公か、個人的か、調査が行われたようにも聞いていますが、町の文化財に指定することを審議委員会に諮問することはできないか、教育長の考えをお尋ねいたします。

また町内には、このような町誌など文書に全く出てこない、あまり知られていない文化財や歴史的遺産・遺跡らしいものが幾つもあります。こういったものをどのように把握されているか、あるいはこういったものは民間でということで把握されていないかもしれませんが、実情をお聞かせください。

#### □．指定外文化財の調査・保護・活用を

我が国の歴史は、特に明治になってそうなんですが、朝廷や武将や権力者や権力者に都合のよい部分が中心の歴史であったと思います。それはそれとして、今年も信濃村上氏再発見事業として450万円の予算がもらわれました。もちろんこのような歴史的資源を活用した町の活性化事業は大変大事だと思います。が、同時に、学術的裏づけ面は不十分でも一般民衆による文化遺跡あるいは事象といったようなものを掘り起こし、陽の光を当てることは大変重要と思います。

町長も何回か不況のときに文化や教育に力を入れたいと、そんなふうに使われたように記憶していますが、その地域、地域で先人の知恵や苦労や信仰心などに支えられて残された、

そういったものを改めて、そういうものに思いをはせて、それらへ陽を当てることによって近くの人たちがそこへ足を運ぶ、そんなことで心が癒される、そんなことを考えたとき、そういうこともささやかではありますが、貴重な文化活動であろうと思います。そうした埋もれているものを調査し、保護を考え、簡単な案内図のようなものをつくったらというふうに考えます。

先ほどの石積みにしても、町の文化財の指定が仮にできなくても何か保護する、そういった表へ出してそういうふうにししないと、後々いつまでもつかというようなことが心配になるからであります。そうした所有者や地域に迷惑のかからないような程度の簡単な案内図でいいと思うので、そういうものをつくって保護あるいは活用、そういったことをするような、そういうお考え、意欲はおありにならないかどうかお聞きして2問目の1回目の質問を終わります。

教育長（長谷川君） 柳澤議員さんからのご質問にお答えをさせていただきます。

最初に、町の文化財に指定するという事は町の条例で決まっております、これは文化財保護条例第1章の第4条で規定をされております。教育委員会は、町内に存在する有形・無形の文化財のうち重要なものについては所有者及び占有者の承諾を得た上で坂城町文化財保護審議会に諮問し、指定化の答申を受けた場合は文化財として指定するという、こういう手順で今まで町の文化財指定を進めてまいりました。

ご指摘をいただきました小網の山の方にあります石積みにつきましては大変興味深い積み方でありまして、多くの方から今ご指摘をいただいたようなお話がございまして、小島兵庫助の屋敷跡であったんではないかと、先ほどのお話のような吾妻銀右衛門のお話も聞いております。

ご指摘のように、一部石が押し出されているとか、上にある杉の木がどんどん大きくなってきて石垣が危ないぞというご指摘も何度かいただいております。これについては、平成6年にあそこで産業廃棄物の焼却場ができるという話が発端で調査を何度かしております。先ほどの文化財保護審議会でも調査はしましたし、郷土史家の方々でも何人かおいでいただいて調査を進めてまいりました。

決論的に言いますと、幾つかの説があるんですが、いずれも推測の域を出ないといいますが、確定的な証拠となる裏づけが出てこないという点で、現在そのまま文化財に指定することなく続いております。文化財に指定しますと、ある程度所有者に制限がかかることが当然ございまして、あるいはそういう意味もあって評価の定まっていないものを文化財にすることはちょっと難しいかなと、こんなふうに思っております。

大変目を引く石垣でありますし、近隣にはああいう形のものがちょっと私の知っている範囲では見当たっておりません。また位置的に見ますと、中世、村上の方から上小へ行く道と

しては室賀峠が主の道でありますので、場合によっては網掛からあそこを抜けて室賀へ出た道があって、そのちょうど要の位置になるのかなというような推測もできるわけですので、今後その辺で裏づけとなる根拠を求めながら、さらに調査を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、町内にあまり知られていない貴重な文化遺産が幾つもあるが、把握をしているかというご質問についてでございますけれども、昭和40年代の後半と平成10年前後に町全体の文化財について調査をいたしました。ところが、これらの調査で把握されなかったものもその後幾つか出ております。

例えば平成18年に指定しました大英寺の毘沙門堂は、平成10年には話題にも上がらなかったんですが、お霊屋ではないかということで文化財に指定をしたわけですが、今になってみますと、あそこへ行って見ていただければ、明らかにそれらしきつくりで今まで気がつかなかったのが不思議なような感じもいたします。そういうところは幾つかあるかなというふうに思います。

教育委員会といたしましては、できるだけアンテナを高くしていきたいと。先ほどの町文化財保護審議会の皆さん、あるいは郷土の歴史を勉強している方々、あるいは坂城町歴史同好会の皆さんなどからも連携を密にさせていただいて情報を集めさせていただければなというふうに思います。

また来年は北国街道が整備がされましてから400年目を迎えまして、これにつきましては、現在、情報をお持ちの方あるいは当時の資料をお持ちの方には情報をご提供いただけるように働きかけているところでありまして、もしそういうものを情報等をお持ちの方は、文化財センターでありますとか文化センターあるいはふるさと歴史館、鉄の展示館へお知らせをいただければありがたいなと思います。

いずれにしても、今後この情報収集はずっと続けていかなければいけないと考えております。それらの情報をいただいた中で、先ほど申し上げました基礎的な調査をまず文化財センターの方で行いまして、さらに文化財保護審議会で検討していただき、それぞれの分野での専門家の調査等も依頼しながら、町の文化財として指定するかどうかを判断していきたいと、こんな方向で考えております。

口の指定外文化財の調査・保護、活用をということでありますけれども、調査につきましては、ただいま申し上げさせていただきました。そういう意味で広く町民の皆様のご協力をお願いしたいところであります。

それから、そういうものが調査研究ができたときには、広報とか公民館報を通じまして、あるいは坂木宿ふるさと歴史館の特別企画展のような形を通じまして町民の皆様に公開してまいりたいと思います。

それから、ご指摘いただきました案内図につきましては、現在のところ独自に発行してはおりませんが、町観光サイドが作成しております案内マップなどに文化財の情報を提供したり、あるいはその編集に協力をさせていただいております。今年も2月に町商工会で「信州坂城葛尾城と坂木宿めぐり」というものが発行されたわけですが、ここにもかかわらせていただきました。こういう町内で発行される案内図やパンフレットの中で、なるべく文化財について発掘されました文化財について掲載できますようにご相談に乗ったり、あるいは情報を提供したりということで進めていきたいなということも考えております。以上であります。

13番(柳澤君) すばらしい石垣については、できるだけ早く正体がわかるように調査、あるいは、そういった調査のようなことを進めていただくように要望をしておきたいと思います。

それと先ほど民衆による文化遺跡あるいは事象というふうな申し上げ方もしたんで、文化財というような言い方になると大変由来のある、価値のある、そういったものだけに限られてしまうんですが、一般民衆が信仰心からとか、あるいは今からちょっと例を幾つか申し上げさせていたいただきたいと思うんですが、そういうものの中には、そういう文化財という範疇じゃないけれども、ここに生きてきた者たちとしては残しておきたい、人に知らせたい、そういうものがあるかと思うわけなんです。そういうものを早急に調査していただきたいと思うんです。そうでないと、どんどんなくなるわけです。

一番なくなったわかりやすいのは、松くい虫によって昭和13年に私が調べて写真を写したときには38本あった太い松の木、それが今2本か、わかりにくいんですが、2本か何かになってしまっています。その松の木というのは、松くいですから残すといたって、これは天然記念物じゃありませんから無理なだけけれども、戦時中に松やにをとった後の傷がはっきりついているんです。これは子どものころ、飛行機の燃料になるんだというような、そんな話がありました。事実かどうかわかりません。だけど、これは強制的に一斉に取らされたんです。それが自在神社へ上っていく石段の両側に38本あったんです、平成13年。それがどんどん切られて、今2本かそこいらで、しかもわかりにくいのみが残っていません。それは例えばの話です。

そんな松の木がそういう案内図へ載せられるかどうかということになると難しいと思うんですが、ただ、いろいろな遺産というものはそういうものじゃないかと。ほっておくと消えていってしまうものが多いんじゃないかと、そういう意味で申し上げたんですが、例えば上平地籍だけなんです、島に阿弥陀堂という堂があります。その堂の中に寄木造りの木像があります。ところが、これはあまり知られていないんです。それは普段ずっと閉まっていて、近くで当番で年に1~2回草を刈るだけの管理しかしていないからです。20数年前にそれを広げて、その寄木を外して中を見たら、胸か腹か、堂の中に天明ですか、天保ですか、何



年かに改修した、修理をしたというような墨で書いた字があったという話を見た人から直接聞いているんですが、これなんかは調べてみれば、きちんと調べてみてもらえば貴重なものかもわからないわけでありませぬ。

そのほかに、これはどうかと思うんですが、義清の奥さんがあそこを逃げて笄を渡して千曲川を渡って上平の下の方の出浦の下へ行っ、あそこで亡くなったというので姫宮という、かつては木の祠があったんです。それが今は新しい石に「姫宮の跡」と掘ったものがしっかりと立っはいるんですが。その祠は合祀のときに、神社を寄せたときに自在神社の上のお宮の本殿の上の石のところに移されています。

そんなものがありますし、それから北国街道は有名ですから盛んに話になるんですが、東北信の善光寺へお参りに行っった道は、ほとんどが善光寺街道、善光寺道というような言われ方をしていたらしいんですが、網掛から上平を抜けて力石へ行っているあの道も善光寺道と言われていたんです。これは通称かもしれませぬ。善光寺へ行くのにこっちへ行くんだよという、県道・国道がない時代に使っていた道路ですから善光寺道ではあっったわけですが、そのひとつの名残りに出浦の下、これは道路の隅切りのために場所が移されちゃっっていますが、そこに石に「右、善光寺」右へ行くと善光寺だよと。「33所」と。33番目のところ。どこから来ているのかわかりませぬが、その石があるんです。それが道の反対側に移されまっしたから右へ行くと上田の方へ行っちゃうんですが、本来は右へ行くと善光寺に行くんです。そういうものがあります。

それから、これは新しいものなんですが、実は数年前に洪水のときに、この机ぐらいの大きい平べったい石が出てきて、ある人はそれを家の庭へ持っていこうとした。見たら上が欠けていて、一番上の字がわからないんですが、「撃場の跡」「撃訓練場跡」かな、「射」という字が欠けちゃっっているんです、そこだけ。射撃場の跡という。それは上平の奥へ上っていくと池があるんですが、その手前に山ノ神という場所があるんですが、そこから出浦沢川の反対側へ銃を撃っ訓練をしたというんです。撃っったところには2mぐらいの石がしっかりと積んで囲んであっ、その中で何人かがそこへ入っていて旗を上げて、その旗をめがけて反対側から銃を撃ったと、こういうわけなんです、こういっったものも間もなく消えちゃうと思うんです。2~3回大雨が、15年ですか、16年ごろ降っったような大雨が降ると、あの石垣、石積みもなくなっちゃうかもしれませぬ。

そういっったようなものが幾つかあるわけなんで、文化財とは言いませぬけれども、そこで生まれて育っった者たちにとっては心のふるさとみったいなものでもあるわけなんです。そういうものを関係のない人も行って「ああ、そうなのか」と言って楽しんでみるというのも、情操教育じゃありませんが、人間の気持ちの教育という面でも大事じゃないかと、そういうふうと思うんで、ぜひそういうものを早急に調査されて、そんなに広くきれいなものじゃなくっ

いから、こういうものがあるんだよというようなものをおつくりいただくべきだと、こういうふうに思いますので、もう1度お答えいただきたいと思うんです。

それともう1点だけ、例えば先ほどの小網の石垣にしても、指定する、しないは別として、今お話ししたような細かいものもそうですが、特に阿弥陀堂の木像なんていうのは特にそうだろうと思うんですが、指定する、しないじゃなくて、文化財的価値があるかどうかだけじゃなくて、保護する方法を何かお考えいただけるかどうか、いただくべきだろうが、そのことをどうお考えか、お聞かせをいただきたいと思います。

教育長（長谷川君） 今ご指摘をいただきました幾つかのお話の中で、私どもが把握をしていない幾つかのお話がありまして、大変貴重な情報をいただきましたことを、まず感謝したいと思います。

先ほどは文化財指定のことについて中心に申し上げましたけれども、今お話のようなものにつきましても、例えば近いものでいいますと、合併50周年のときに出しました「ふるさと100選」の中で、そういう文化財にはなっていないけれども、貴重なものは取り上げさせていただきました。そして、ご指摘のように放っておくとすぐ消えてしまうであろうというものは非常に数多くあります。これらは文化財に指定されるか、しないかは別にして、やはり調査はすべきであるというふうに考えております。

先ほどご指摘いただきました上平の阿弥陀堂でございますけれども、これも実は同誌にも載っておりませんし、「ふるさと100選」にも載せなかったかと思いますが、調べてみますと、今までいわゆる調査の俎上には上ってきておりませんでした。新たな情報として今いただいておりますので、文化財に指定するか、しないかという以前の、まず基礎的な調査を文化財センターの方で進めてまいりたいと思いますし、価値が見出せそうであれば専門的な調査に入りたいと、こんなふうに思っております。

最後の保存方法について考えるべきではないかということではありますが、ご指摘いただいたことについては、私たちも何とか保存をすることを考えなければいけないものが、この町の中にたくさんあるというふうに受け止めております。今ご指摘のそういうもののほかに、例えば古文書の類でありますとか、あるいはそれに類するかつての民俗資料的なもの等もまさに民衆の文化的なものもあるかと思えます。そういうものについての整備も今、文化財センターを中心に心がけていこうということで、B・Iプラザの中のどこかがそういう場所で使えないかというようなことも検討に入っておりますが、ご指摘のように、なるべく早くという時間的な制約もありますので、進められるように今後検討を一段と進めたいと思っております。以上でございます。

13番（柳澤君） 何よりも第一に命のものと水の安心・安全な町の水であるような状況を進めていただくように、進めるべきだということを強く要望し、申し上げて、それと同時に、文

化財でなくても、やはり保存とまでいかなくとも保護を早急にしなきゃいけないものがあるんで、まず調査を急いでするように、その2点申し上げて一般質問を終わります。

議長（春日君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後2時30分～再開 午後2時41分）

議長（春日君） 再開いたします。

次に、7番 安島ふみ子さんの質問を許します。

7番（安島さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

1.いのちを守る施策について

イ.ヒブワクチン接種費用の助成を

細菌性髄膜炎という病気を聞いたことがあるでしょうか。これは脳や脊髄を包む髄膜や、その中を満たしている髄液に血液などを介して細菌が入り込み、増殖して起こる病気です。この細菌で最も多いのは、インフルエンザ菌b型、通称ヒブ、または肺炎球菌です。どちらの細菌も喉や鼻にいるありふれた細菌です。髄膜炎や呼吸困難の原因である喉の炎症を引き起こしまして、特に抵抗力の低い0歳児がかかりやすく、保育園などでほかの園児から咳や接触で感染するケースも多いとされています。日本ではヒブによる髄膜炎の患者数は年間約1千人で、特にこの病気にかかるのは5歳までの乳幼児で、死亡率は5%と高く、命をとりとめましても約25%くらいの子どもが知的障害や聴覚障害などの重い後遺症が残ると言われている怖い病気であります。

この病気を予防する2種類のワクチンが発売されたものの、任意接種であるため費用が高く、1回7千円から9千円かかり、標準的には4回の接種が必要なため、合計すると約3万円かかります。肺炎球菌の2種類のワクチンを接種すると、合計8万円かかることとなります。乳幼児をお持ちのお母さんたちの関心は高く、費用が高くても接種したいと希望される方が多いと聞きますが、こんな高額では親の経済力で子どもの健康に格差が出てしまう結果となります。そんな中で費用の一部を自治体が助成する動きが始まっております。

私は、公明党女性局議員の一人として5月11日、県庁の村井知事を訪問し、これに関しての要望書を提出してまいりました。また5月24日には坂城町公明党女性局といたしまして、中沢町長に代表とともに要望書を提出いたしました。費用助成に踏み切る自治体は、子どもたちは町にとって大事な財産、重い後遺症や死から守らなければならないという気持ちを形にしております。県内でも阿智村、阿南町、長和町、塩尻市、東御市、飯島町、松川村、高森町、平谷村で助成が始まっておりますし、青木村では今年の7月から助成を始めることになっております。坂城町におきましてもヒブワクチン、また肺炎球菌ワクチンの接種の助成ができないのか、町長にまずお聞きいたします。

#### イ．肺炎球菌ワクチン接種費用の助成を

これはただいま述べました子どもの髄膜炎を予防する肺炎球菌ワクチンとは異なり、高齢者の肺炎を予防する２３価肺炎球菌ワクチンというものでございます。小児につきましてはこの項目で質問いたしましたので、高齢者の肺炎を予防するワクチンについて質問いたしません。

ご存じのように、高齢者は肺炎を起こしやすく、起こすと重症化しやすいために高齢者の死因の上位を肺炎が占めております。このワクチンの接種も６千円から９千円かかり、保険適用外のため自己負担というのがネックになっております。全国では２００９年末で２０１の自治体で公費助成を行っております。この高齢者の肺炎球菌ワクチンについても助成ができないのかお聞きいたします。これで１回目の質問といたします。

町長（中沢君） 安島議員の質問に答えてまいります。

命を守る施策という関連でございます。ヒブワクチン接種費用と肺炎球菌ワクチン接種費用の助成ということでございます。

両ワクチンは、ともに乳幼児の細菌性髄膜炎を予防するワクチンとして、昨年から今年にかけて販売がそれぞれ許可されたワクチンでもございます。乳幼児の細菌性髄膜炎は重い疾患であるものの、初期診断が難しく抗生物質への耐性菌が多いため、治療が困難な病気とされています。このため重症化しやすく、死亡率が５％、脳障害などの後遺症が残る確実も２０％とも言われております。世界では１００カ国以上が定期予防接種を実施しており、WHO世界保健機関でも国の定期予防接種に優先的に導入すべきとの推奨もされております。

しかしながら、日本では、いまだ国の定める定期予防接種としての位置づけがございません。あくまで任意接種、いわゆる自己負担による接種にとどまっているという状況でもございます。国におきましては、子どもの重い後遺症や避けられる死を予防接種で防ごうといった取り組みの中で、予防接種行政を見直すという観点から、厚生労働省において予防接種専門部会を設け、今後２カ年かけて公費負担の定期予防接種の位置づけを審議するということであり、予防接種法の改正も行われるという予定でもございます。

当町議会におきましても、昨年９月の定例会で提出されました細菌性髄膜炎ワクチンの公費による定期接種化を早期に求める意見書及び高齢者の肺炎球菌予防接種への公費助成等に関する意見書が採択され、国に対して定期予防接種化に向けて積極的に措置するよう要望されているところでもございます。

お話のように先日、公明党坂城女性局の皆さんが予防ワクチン接種に公的助成を求める要望書の提出が私にございました。国、県への対応を機会を求めながらしてまいりたいと、こんなふうに思うところでもございます。

当町におきましては、現在、国において定期予防接種に向けての研究部会で検討されてお

りますので、健康に係る大事な問題という観点から、国の動向を注視するということを基本に対応して検討してまいりたいと考えております。

福祉健康課長（中村さん） 最初に、ヒブワクチン接種費用の助成についてお答えいたします。ヒブワクチンは、乳幼児の細菌性髄膜炎を予防するワクチンでございます。ご質問にありましたように、細菌性髄膜炎は脳や脊髄を包む髄膜や、その中を満たす髄液に血液などを介して細菌が入り、増殖することで起こるもので、国内では年間約1千人の方が発症し、その約5%の方が死亡されて、多くの方が後遺症を患っております。また細菌性髄膜炎の約6割がヒブ菌と呼ばれるヘモフィルス・インフルエンザ菌B型でございます。

ヒブワクチンの供給は、国内では平成20年12月に開始されましたが、現状では供給量がまだ十分でなく、希望者が接種する任意接種となっております。

ヒブワクチンは標準的には戦後2カ月から6カ月で接種を始め、計4回の接種でございます。ご質問の中にもありましたように、4回接種しますと3万円を超える負担額、大変大きな負担になります。このようにヒブワクチンの接種費用が高額ですので、公費助成を実施している自治体が今年3月末現在で全国で116自治体ございます。

県内では、先ほど議員さんもおっしゃられましたように、全額助成をしている自治体が飯島町1自治体で、また長和町、阿智村、阿南町など8自治体で接種費用の一部助成をしており、助成額につきましては、1回につき2千円から5千円という状況となっております。

国におきまして、定期接種に向けてワクチンの有用性などを検討する研究班が4年の任期で設置され、検証されておるところでございます。

町といたしましては、今後、供給量が確保され、また国における検証結果を踏まえる中で対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、肺炎球菌ワクチン接種費用の助成についてお答えいたします。

肺炎球菌ワクチンは、高齢者の肺炎の半分以上を引き起こすとされる肺炎球菌を抑えるワクチンで、海外では個人の発症、重症化防止を目的に高齢者接種が勧奨されておりますが、我が国ではまだ任意接種となっております。また乳幼児の細菌性髄膜炎の原因菌として肺炎球菌は原因の2割を占めており、ヒブ菌に次ぐものとなっております。

肺炎球菌ワクチンの接種は高齢者向けには既に実施されており、希望者も約10年ぐらい前から年々増加傾向にございます。高齢者向けの肺炎球菌ワクチン接種は1回の接種後4年間は効力が低下しませんが、5年目以降効力が徐々に低下するため、再接種が必要になります。

小児用の肺炎球菌ワクチンにつきましては、昨年10月に国の承認を受け、今年2月に供給開始となったばかりで、供給量につきましては、まだ十分ではない状況にございます。

接種の回数といたしましては、標準的にはヒブワクチン同様、生後2カ月から6カ月で3

回、12カ月から15カ月で1回の合計4回の接種が必要となります。

接種費用につきましては、小児用、高齢者用とも1回9千円から1万円かかりますので、小児の場合は4回の接種で4万円近くかかることになり、高額なものとなっております。

肺炎球菌ワクチン接種の県内自治体の公費助成状況につきましては、小児用の肺炎球菌ワクチン接種では飯島町の1自治体のみで、公費の全額負担を今年度より開始しております。

また高齢者向け接種におきましても、同じく飯島町など15自治体で2千円から3千円の一部助成を行っており、近隣市町では千曲市が今年度より2千円の助成を開始したところでございます。

小児用肺炎球菌ワクチンにつきましても、国において定期予防接種とした場合の予防接種法における位置づけ等につきまして検証が行われているところでございますので、町といたしましては、ヒブワクチン同様こうした検証を踏まえ、また近隣の動向も見ながら対応を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

7番（安島さん） 栃木県の日光市は今日、6月15日から子宮頸がん予防ワクチン、そして小児用の肺炎球菌ワクチン、そしてヒブワクチンの全額公費助成を始めました。本当に子どもさんをお持ちのお母さんたちの声ですが、6年生の娘さんを持つある方は、ワクチンを受けさせた方がいいのはわかっていたが、高額なため控えていた。早速受けさせたいと喜びを語っておられますし、また、ある生後5カ月の男の子を育てておられるお母さんは、細菌性髄膜炎は後遺症が残る恐れがあるので、ワクチンで防げると思うと安心と話しておられます。非常に先進的な取り組みをされている自治体もこれからはどんどん増えてくるわけでございます。

町長の答弁は、いつも県、国の動向を見てというふうに答弁をされるんですが、妊婦健診14回無料完全実施も、やはり地方から上げ、国が実施するという動きになりました。こういうふうに、やはり地方議会の要望ですとか一般質問ですとか、署名活動、そういったニーズの大きいところから、地方から国へ上げていくということも非常に大事なことでないかと思っております。特に今増え続ける医療費の抑制策、予防医療として非常に大事なことはないかと思います。

長野県の波田町で試算をされまして、肺炎の患者が入院しますと、1人当たりの医療費が約86万円かかると。例えば一部負担として町が2千円の助成を行うとすると、高齢者の肺炎球菌ですが、430人分のワクチンの助成金額となると。やはり行財政負担は予防の方が圧倒的に軽いというわけだけでなく、病気を防ぎ、ご本人や家族の暮らしを守ることにつながります。

高齢者の場合、先ほど課長から答弁がありましたが、お隣の千曲市でも75歳以上の高齢者の方が約6千人おられるそうですが、そのうちの2千人分、1人2千円の助成が決まりま

して364万円の当初予算が組まれました。

やはり坂城町でも、75歳以上といたしますと約2,500人おられると聞いております。3分の1の方を対象といたしましても1人2千円だと約160万円の予算でこの助成ができるということでございます。もう1度町長のご英断の答弁をお聞きしたいと思います。よろしくお願いたします。

町長（中沢君） 行政の中でいろいろ新しい事象が出てまいります。特に命に係るお話、あるいは生活に係る話、そういったものは、まず国が責任を持つべきだと私は常々思っております。

先ほど皆さんの方からもいろいろご意見を伺いましたけれども、まだ任意接種だという段階でもあり、これから対応するということでございますので、まず国に強く要望していきたいと思えます。国、県、そして、そういった方向が出ましたら、その線によって進めていくと、これは1回で済むお話ではなく、また体の問題は、いろいろ事故にも通ずるお話でもあります。これは慎重に対応する面もあろうかなと、こんな思いがいたします。国で早急に結論を出し、そして助成の道を開き、なおかつ地方自治体が担うべきものを提示し、その線によって進めていくというのが私の考えでございます。よろしくお願いたします。

7番（安島さん） 今議会で上程されております国民健康保険料の値上げにつきまして、国民皆保険というのは本当にすばらしい制度でございます。しかし、健康で医者に全くかからない方も高額な医療費を払っておられる方の分を共有して、この制度を守っているわけでございます。

坂城町というのは昔から1人当たりの医療費が非常に高いことで、それがひとつの大きな行政の財政負担となっております。予算が厳しいからできないと。国がやらないからできないというのではなく、医療費をこれ以上膨らませない、何とか予防の方に発想を転換していくということで、国保税を値上げする前に、こういった予防医療の方に力を入れていただきたいと思えますが、その予防医療に関して、この助成と絡みまして、どうお考えでしょうか。町長にもう1度答弁を求めます。

町長（中沢君） 予防医療の重要性は、町ばかりでなくて国、県ともに担うべき課題であると理解しております。国において早急にそういう観点で、ただいまのワクチン接種というものも早急に対応する、県もそれに準じて対応する、そしてまた町もという総体的なもので物を論ずるべきではないかなと、こんなふうに思う次第でございます。その中で地域における濃淡というものは出てきましようけれども、それは特徴でありまして、基本的なものは国に求めてまいりたいと思っております。

7番（安島さん） 前向きにご検討いただくことを期待しております。

## 2. 子どもの読書活動について

平成21年11月25日、1932年に坂城町で生まれまして株式会社セブン&アイ・ホ

ールディング代表取締役会長であります坂城町名誉町民である鈴木敏文氏が坂城中学校の体育館で記念講演をしてくださいました。

その中の抜粋でございますが、少し読ませていただきます。「私は今回皆さん方に本を読んでもらいたいと思って坂城の中学校と小学校に図書を寄贈させていただきました。本を読むということは、これまで知らなかったことや考えに出会うことによって、さらに自分で考える力をつけることです。今テレビやテレビゲームの影響がどうかわかりませんが、本を読む人が少なくなってきました。本は私たちを成長させてくれます。どんな本でもいいから本を読むという習慣を身につけていただきたいと思います」と述べられました。そして図書購入にと坂城小学校に200万円、南条・村上小学校それぞれ150万円、坂城中学校に500万円、合わせて1千万円の寄附をいただきました。本の選定、発注が始まりまして、子どもたちがぴかぴかの本を手にとる様子は議会報でも紹介させていただいております。その後の経過を簡潔にご答弁いただきまして、届いた本をどのように今度は子どもたちに読んでもらっているのか、教育長の方からご答弁いただきたいと思っております。

#### ロ．町「子ども読書推進計画」の策定を

親と赤ちゃんに絵本を贈って読み聞かせを促し、コミュニケーションのきっかけにしていたただくブックスタート事業が坂城町でも2005年からスタートしました。乳児の7カ月健診の際、町立図書館の司書さんが読み聞かせをし、絵本2冊とスタートバッグをプレゼントしております。

1992年、英国でスタートしたこの事業は、日本では2000年の子ども読書年に機運が高まり、今では実施自治体は700を超えております。2001年には子どもの読書活動推進法が、また2005年には文字・活字文化振興法が制定され、学校図書館などの整備が進んでまいりました。その結果、1人当たりの小学生の本の貸出数が増加し、文部科学省の調査によりますと、1974年の16.5冊から2007年には35.9冊と大きく伸びております。また朝の10分間読書運動の定着もありますし、朝の読書推進協議会によりますと、小・中・高全体の70%にあたる2万6千校で朝の10分間読書が実施され、不登校ですとか保健室登校が減ったなどの効果も挙げられております。

一方、前の鳩山政権が実施した事業仕分けでは、子ども読書応援プログラムが廃止と判定されまして、予算が大幅に削減されました。

しかし、町といたしましては、大きな収穫がありました。先ほど来ご紹介いたしました敏文氏からの本のプレゼントでございます。

また今年も国民読書年でございます。文字・活字文化推進機構は、今年1年、各種シンポジウムやフォーラムなどの記念事業を開催、特に7月4日には長野県の茅野市で「読書は未来を創る - 読書・図書館自治体サミット茅野」が開催されます。茅野市はセカンドブック



事業も始まっておりまして、読み聞かせ等の事業も非常に盛んで、家庭、学校、地域、自治体等トータルで子どもの読書活動を推進しているモデル地域であり、先進地でございます。坂城町でも鈴木名誉町民の思いを形にすべく町の特性を生かした子どもの読書推進計画を策定する適時ではないでしょうか。保育園、幼稚園、小・中学校図書館、また家庭、地域ボランティア団体それぞればらばらの取り組みではなく、お互いに連携・協力の体制をとれるようネットワーク化を図り、町内で子どもの読書活動が効果的・総合的に推進できるよう努めるべきと考えますが、これにつきましても教育長のご見解をお聞かせください。

#### 八．「読書推進センター」(仮称)の設置を

絵本の読み聞かせやお話し会、朗読の会、また障害をお持ちの方への支援である録音図書、点字図書、有線での民話放送など形態はさまざまでございますが、これらはボランティアの皆様のご協力で行われております。これらの皆様の連絡協議会というものをつくって、これらボランティアの皆様の養成、登録、派遣なども町として実施していくべきではないかと思いますが、これらについてご答弁をお願いいたします。

教育長(長谷川君) 安島議員さんからの幾つかのご質問についてお答えをさせていただきます。

まず鈴木敏文様から贈呈されました図書について、その後学校での取り組みはというご質問についてであります。経緯につきましては、今ご指摘がありましたので省略をさせていただきますが、第1回の発注した本が3月初めに各学校へ届きました。その時点から鈴木文庫という名前で子どもたちに紹介をし、まだラベル等が張っていない状況ではありましたが、手にとって読めるようにしたり、学校によりましては家庭へ持ち帰って読めるような体制もつくっていただきました。発注は5月にすべて終わりました、今、最後の納品が待っているところでありますけれども、大部分が学校に既に届いております。

現在、納品されました図書にラベルを張ったり、ブックコートをつける作業をしながら子どもたちには先ほどのような形で本に触れる機会をつくっております。冊数が非常に多いものですから、ラベルを張ったりの作業にちょっと今、手張っている状況でありまして、学校によっては外部の方にお手伝いをいただいているところでもあります。また寄贈されました本の収納については、この6月で補正をお願いしているところでもあります。各学校とも1学期中にはすべての作業を終えて正常な形で貸し出しのできる体制をつくっていかうということで頑張っております。その間も、先ほど申し上げましたが、学級文庫というような形で子どもたちには触れさせていただく手立てをとって工夫していただいております。

次に、子ども読書推進計画の策定をに入るのかと思っておりますので、そちらに絡んでお答えを申し上げますが、今年の各学校の読書の取り組みについて申し上げたいと思います。

鈴木様から鈴木文庫をちょうだいしたこと、それから今年が国民読書年であるということから、町内の4校では、そろって例年に増して読書の推進に力を入れて重点目標として今年

の活動として取り上げていただいております。

具体的に言いますと、先ほどご紹介の朝の読書であります。今まではドリルの時間と半々ぐらいであったりというような学校もあったんですけれども、今年はすべて基本的には朝10分間の読書をしようということで位置づけていただくこと、それからまた、読書旬間でも今まで以上に取り組みの幅を広げていこうということであるとか、図書館におきまして、その時々 of 教科学習にあわせた本を選定して特設コーナーをつくって子どもたちの目を引くような工夫をしていただくというようなことを進めていただいております。

これからの課題としましては、時間的には十分確保ができてきておりますので、その有効な10分間になるかどうかということさらにはチェックをしていく必要があるかと思えますし、もうひとつは、家に帰ってからの読書の習慣をどういうふう形成していくか、これにつきましては保護者の皆様とともに考え、ご協力をいただいく必要があるのかなというふうに思っております。

現在、子どもの読書の推進事業は、小・中学生につきましては各学校で計画立案をし、読書推進計画に基づいて進めていただいております。それぞれの計画の推進にあたりましては、ボランティア団体の皆さんによる読み聞かせなどの支援もいただいております。また図書の選択できる幅も町の図書館とのネットワークあるいは上小地区の図書館とのネットワークもありまして、大変たくさんの中の中から選択できる仕組みができておりますので、環境的には整っているかなというふうに思っております。

それから小学校へ入学する前の子どもたちにつきましては、図書館と子育て支援センターが連携しまして、子育て支援センターがその窓口になって、保育園等に町の図書館にありまじ絵本等の定期的な貸し出しを行って読書活動の支援をしていただいております。

今申し上げましたように、教育機関としての小・中学校それぞれの段階にあわせての読書計画の推進、それから就学前の子どもたちについては、子育て支援センターを中核として、それぞれ各保育園の読書計画に基づく読書の推進をしていただいております。また子育て支援センターではブックスタート事業にも取り組んでいただいていることはご存じのとおりであります。

このような現状でございますが、ご指摘いただきました点については、町の町立図書館が中核となりまして、それぞれの団体の読書活動、読書教育が一層充実するように相互の調整を図ったり、あるいは図書の貸し出しの便宜を図ったり、さらには進めていくというようなことで、町全体の読書活動を推進する立場に立っていただければというふうに今考えて進めております。

最後に、読書推進センターの設置についてでありますけれども、読書推進センターの活動を進める、中心になっていくべき立場は、町の図書館であるかというふうに思っているんで

すが、ご指摘いただきました読み聞かせボランティアの育成、登録、派遣につきましては、当然積極的に進めていくべき活動であるというふうには思っておりますけれども、この部分については、窓口が生涯学習係の方にございます。今この窓口がまだほとんど進んでおりませんが、生涯学習係のところでは町民の皆さんによる人材バンクの登録を行っておりまして、ここには実は読み聞かせの皆さん方は、まだご登録をいただいております。町の図書館の方にも登録というようなことが窓口がございませんので、現在、小・中学校で行っております読み聞かせは、学校等がつかんでおります読み聞かせ団体の会員の皆様等の窓口を通してという形であります。これをもう少し充実するという意味でいきますと、ぜひ人材バンクに登録していただきたいというふうをお願いをしたいと思います。

この登録は自薦でも他薦でも結構であります。生涯学習係の窓口で必要事項をご記入いただければ登録ができます。これができると、そういうことを要請したいというグループは、その人材バンクリストを見ればお願いできるという体制ができますので、ぜひそんな形で登録を進めていただければありがたいなというふうに思います。今は生涯学習係が窓口ですが、読み聞かせ関係につきましては、図書館もこの窓口になれるように今後推進をしてみたいと思います。

それから読み聞かせボランティアの養成につきましては、まだシステムはでき上がっておりません。今後これについては検討してみたいと思います。現在それらしき形としましては、図書館では月に1回子どものための読み聞かせを実施しておりますけれども、そのときに引率をしてきてくださるお父さん、お母さん、おじいさん、おばあさんに対して、家庭で本を読んでやるときには、こんな点に注意すると効果的ですよというようなことをご理解いただくような講座を今後開けるかなど、今この準備段階だということでもありますけれども、こういうようなことで読み聞かせをしてくださる方あるいは家庭での読み聞かせを充実するというような方向で図書館を中心に取り組んでみたいというふうに考えております。以上であります。

7番（安島さん） 子ども読書活動の推進に関する法律というのがあります。長野県におきましても、平成16年に1次の読書活動計画が立てられております。21年に2次の読書計画が策定されまして、5年間を計画期間とされております。

その計画の中を見ますと、市町村における子ども読書活動推進計画策定の推進とありまして、今後5カ年で50%以上の市町村において推進計画が策定されるように取り組みを促していくとなっております。坂城町としては、この推進の計画をつくるご検討いただけるのか、全くないのか、その辺をもう1度教育長にお聞きします。

教育長（長谷川君） ご指摘いただきました子ども読書推進計画の策定につきましては、現在のところ、まだそういうものについての作成に向けてがついておらないのが現状でありま

す。今後それについても、先ほど申し上げましたように図書館を核にしながら策定をどういうふうに進めるかについて検討させていただき、実質的には先ほど申し上げましたような形で動いておりますので、それを核としてきちんと定めることを考えられればなというふうに思っております。以上であります。

7番（安島さん） 先ほど教育長から生涯学習係で登録をしていただければというお話がありましたが、私の質問の意図は、こういったボランティアの会ですとかいろいろな読書にかかわる各種団体を取りまとめる、そういった連絡会議です。センターというところとちょっと大げさですが、そういうところを町としてつくりたいかと、設置できないかというふうにお尋ねしているんです。それが町立の図書館であれば館長さんが責任者ということでございましょうけれども、じゃあ、これからそういう方向でよろしいでしょうか。

教育長（長谷川君） 今ご指摘をいただいた点についてでありますけれども、私どもといたしましては、まず人材バンクの方へ登録をお願いしたいと思っております。登録をしていただいた中で、今のお話のように団体の皆さん方のお互いの連絡あるいは図書館との関係をどういうふうに組んでいくかというようなことで、課題がありますれば図書館が核に立って進めたいと思っておりますけれども、現在のところ、どこへつければいいのかということが私たち自身もつかんでいないというのが実情でありますので、ぜひまずは登録をお願いしたいというふうに思っております。以上です。

7番（安島さん） すみません、読み聞かせやお話し会の団体は今、町内に4グループあると思います。今それを仕切っていただいているのは、例えば坂城中学校の司書さんですとか、町立図書館から、今回こんな講座がありますよとお手紙をいただいたりしております。それが今、本当ばらばらですので、もう少ししっかりした組織づくりをしていただきたいと思いますということを要望しておきます。

それでは、次の質問に入ります。

### 3. 食育・学校給食センターについて

#### イ. 食育活動の取り組みは

平成17年に老朽化した給食センターをどうするか検討会が立ち上げられまして、検討委員会から建設委員会に発展し、さまざまな研究・検討が重ねられてまいりました。財政が厳しい状況で、できるだけ負担が少ないようにとまちづくり交付金、安心・安全な学校づくり交付金を活用しました。全事業費は約6億2千万円となった当センターは今年3月25日に無事竣工式を終えまして、新年度の子どもたちの給食の提供が始まりました。4月6日、7日には新センターで調理された給食が配膳され、議会報の表紙も村上小学校の給食風景を掲載いたしました。調理室、洗浄室には最新の食器洗浄機、スチームコンベアなどが配置されましたし、また3千万円をかけて太陽光パネルを設置し、自然エネルギーの活用を通じての

環境教育の拠点としても期待されるところでございます。

まだ給食業務がスタートいたしまして2カ月ほどですが、食の大切さなどいろいろな試食会が計画されていることもありますし、先進地になりましたので、視察や見学者の申し込みも多いと思いますが、その辺について教えてください。

#### ロ．アレルギー対応給食は

アトピー性皮膚炎、花粉症、また食べ物で激しいショック症状をあらわす食物アレルギーなど、いまや3人に1人は何らかのアレルギー疾患を持ちまして、このアレルギーは国民病とも言われております。特に近年では、増加しているアレルギー疾患を持つ児童生徒のために5大アレルゲン、乳、卵、小麦、そば、落花生を除去した代替食を給食として提供できるアレルギー対応給食などが始まっておりまして、それについて、まずお尋ねします。

一般的に食物アレルギーの症状を持つ子どもは年々増えていると聞きますが、町としては傾向はどうか、教えていただきたいと思っております。どのぐらいの在籍生がいて、自宅からお弁当を持参している状況なのか、わかりましたら教えてください。

このアレルギー給食を調理するには、一般給食調理エリアと別に特別の特別調理室が必要ですし、個々の別メニューなども必要です。実施の見通しはあるのかどうか、見学に行ってみてまいりましたら、一応部屋はありました。スペースはありましたけれども、稼働しておりませんでした。見通しはどうか、お聞きいたします。

#### ハ．調理員の勤務態勢は

新センターの調理員は振興公社の雇用となりまして、今までの町の雇用ではなくなりました。これによりまして、どこが改善されて、どういうふうに変わっていったのかお聞きいたします。

#### ニ．旧センターの活用は

坂城中学校前に残されました旧センターは、今後どうなっていくのでしょうか。建物を壊すには多額の費用もかかります。検討がされているのかどうか、お聞きいたします。

教育次長（塚田君） 食育・給食センターについてイから順次お答えをいたします。

まず食育活動の取り組みはということでございますが、新しい食育・給食センターにつきましては、ご案内のとおり、多くの町民の皆さんと建設場所、敷設内容等につきまして調査、検討を重ねた中で昨年度未完成することができました。この4月から小・中学校の児童生徒に安全・安心で栄養のバランスのとれた今まで以上においしい学校給食の提供を一番の使命として取り組んでいるところでございます。

しかしながら、最近の私たちを取り巻く食生活につきましては、栄養の偏り、不規則な食事による娯楽性の欠如あるいはコミュニケーションの不足、孤食化、肥満や生活習慣病の増加といった安全等を脅かすさまざまな問題が生じております。特に小・中学生の時期は健康

な心身を育み、将来にわたって食習慣が形成される時期であり、食育は子どもたちはもとより、子育て世代、すべての世代を超えて求められているところであります。

新しいセンターでの新たな食育活動の取り組みでございますが、現在の食育の課題に対しましては、児童生徒、保護者等に食の重要性、大切さを伝えるため、研修会議室、展示見学ホール、試食調理室を設置いたし、研修会議室では児童生徒、保護者、さらに食に関心のあ一般の方々にも学校給食の試食を行うことができるように対応をしているところであります。給食を食べながら食事の大切さ、バランスのとれた食事の必要性等食についての話を学校栄養士から聞くことができます。そして家族と一緒に食べることの推奨や各家庭における食育の実践につなげていきたいというふうに考えています。

また展示見学ホールでは食育推進資料の展示、作業調理室では栄養士を中心に坂城産の食材を活用した献立の開発等を行ってまいりたいというふうに考えております。

坂城産食材の利用も年々地域の理解も得られてきている中で、協力団体、納品量、食材の種類も増加してきております。今後につきましても、地域の方々のご協力をいただきながら、また坂城産の食材を取り入れた献立を立てながら地元食材を活用し、食育の推進を進めてまいります。

何といたしましても、給食センターの使命は、児童生徒に安全・安心で栄養バランスがとれ、さらにおいしい給食をつくることが一番です。この使命に加えて地元食材のさらなる活用によりまして、食育の推進、また学校給食を通じ、児童生徒や子育て世代、町民の方々にも食の重要性・大切さなどを伝えながら町民皆さんの体と心の健康づくりにつなげていく場所にしていきたいと考えております。

それから、口・アレルギー対応給食はでございますが、新給食センターの調理場につきましては、今後増加されると考えられる食物アレルギーの児童のためにアレルギー対応調理室を設置いたしてあります。アレルギー対応調理室は、他の調理部門とは分かれ、食器等もすべて管理されておまして、調理室内には個人ごとの食器や専用の消毒保管庫を設置し、衛生面にも十分配慮をしているところであります。

現在、町内の小・中学校で給食を食べられず、毎日弁当を持参している児童生徒もしくは献立によって一部弁当を持参している児童生徒がおります。また重度の食物アレルギーのためにアレルギー対応給食が不可能な児童生徒もいるわけです。食物アレルギーの中にはひとつの食材がアレルゲン、先ほど議員さんも申しましたが、原因食材の場合もあれば、複数の食材がアレルゲンの場合もあります。症状は多様でありまして、食物アレルギー対応給食の実施にあたりましては、その対応児のアレルギーや症状の把握を確実にを行い、実施にあたっては、保護者、医師、学校長、担任教諭、養護教諭、給食センター等と連絡・連携をとりながら、しっかりとした体制を整備していく必要がございます。また調理においては、症状に

あわせた作業、アレルギー食材の混入防止などの食材管理というものが徹底的に求められるわけです。

現在のところ、保護者及び学校からアレルギー対応給食実施の要望は来ておりませんが、今後実施する場合は食材及び献立の管理や調理作業の人員などの確保、児童生徒、保護者の要望をお聞きするなど、対応がいろいろございますので、検討してまいりたいというふうに考えております。

調理員の勤務態勢はどうかということでございますけれども、ご案内のように旧センターではウェットシステムを採用しておりましたが、新センターではドライシステムを採用しております。内容は、ご案内のとおりだと思います。

今回採用したドライシステムは、細菌、かびの発生を控え、清掃を容易にすると同時に調理員の働く環境の向上につながっております。調理場は、また見通しのよい空間、調理作業の効率性・安全性を確保しております。

なお、調理場の見通しのよさは調理員同士の作業の進み具合やお互いの連携がスムーズにとることができたり、さらに怪我などの危険防止にもつながる状況になっております。

新センターは加熱機器周辺での効率的な給排気システムも採用されておまして、快適な調理作業環境というふうになっております。さらに新センターでは最新型の食器洗浄機を導入いたしてございます。この食器洗浄機は食器類をそれぞれの専用かごに食器を入れたまま洗浄する方式で、食器類をかごから取り出さずに、かごと洗浄できることができるということで作業効率がよくなっているということでございます。

それから旧センターの活用についてでございますが、いろいろ検討をしてございますけれども、現在、図書館の所蔵が増大しておまして、その所管が大変急務になっております。現在、永年が義務づけられている雑誌等これらについて保管の方法を考えており、将来的にも所蔵環境を整えば一般図書の保管にも検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

7番（安島さん） 何と申しましても2カ月しかたっておりませんので、たくさん今、視察にもお見えでしょうし、試食会にもたくさん来られているというふうにお聞きしておりますので、やはり食育・学校給食センターでございますので、食育ということで何をやっていくのかということが、やはりこれからしっかり計画を立てて行っていただきたいと思っております。

アレルギー対応給食につきましては、今のところ保護者から要望がないということでございますが、数としてはどんどん増えてくるのではないかと予想されますので、またしっかり検討を願いたいと思っております。

さて、観光立県長野の再築に向けまして、ディステーションキャンペーンが10月から12月に行われまして、長野県の誘客の拡大が図られてまいります。最盛期を迎えてお祭

りが延長されましたさかき千曲川バラ公園の最大の観光資源となっておりますが、ますます、また中之条には農産物の販売所もできてまいります。これから坂城の顔になっていくことを期待しております。以上で私の一般質問を終わります。

議長（春日君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後3時40分～再開 午後3時51分）

議長（春日君） 再開いたします。

ここで会議時間の延長を申し上げます。

本日の会議時間は、本日の議事日程が終了するまであらかじめ会議時間を延長いたします。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。

次に、2番 中嶋登君の質問を許します。

2番（中嶋君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

さて、町長もご存じのとおり、第3回目の議会報告会が去る5月11日から13日まで3日間にわたり9会場の公民館で行われ、地元区長さんを初め大勢の町民が参加され、いよいよ定着してきたかなと思うものであります。やはり地元区へ入れば生の町民の皆様の声が聞こえてきます。議会に対する苦言であるとか、地元区内の公共施設等における問題点など多くの話が聞くことができるとともに、町に対してさまざまな要望も噴出してまいりました。議会改革の一環として取り組んでおります議会報告会であります。

私の班では、初日は町長のお膝元であります田町区へ、次の日は苅屋原公民館、最終日は子どもが遊園地でたくさん遊んでおりました月見区と、この3地区でありました。

何とこの2つの地区より町へ大至急要望してほしいとの話が出ました。私が3月議会でご提案、要望をいたしました子宮頸がんの話でありました。1人の方の意見としましては、学校耐震化も大切であるが、ストップしてでも子どもたちを守るため、一日でも早く町でお金を出して子宮頸がん予防ワクチンを接種するようお願いをしてほしいと要望をされました。

もう一人の方は、年金生活者のようでありましたが、「年金を削ってもいいから若い女の子を子宮頸がんになんかしちゃいけねえ。何とか守ってやるようにならねえかい」と、このように言われました。何と2人とも男性であり、小学校へ子どもが行っているようなお父さんとお孫さんがいるおじいさんのような方でありました。またお2人に、ぜひ一般質問を再度してほしいと言われましたので、6月議会において必ず行うと約束をしまいいりまして、今日に至りました。当然班長としての責任もありますので、これから質問をさせていただきます。

1. 少子化対策の根幹について その2

イ. 中学生に子宮頸がんワクチンの集団接種を



20代後半から30代の女性で子どもを多く産んでくれる世代であります。この世代の女性においては、すべてのがんの中で1位になっているのが子宮頸がんでございます。また、この10年間で何と、どういう現象かわかりませんが、3倍にも増えてきております。またともに、これも困ったことではございますが、年齢も下がる傾向にあるようでございます。このようなことを鑑みると、まさに人類が待ち望んでいた夢のワクチンであります。水際作戦ではありませんが、新型インフルエンザの集団接種を県内でもいち早く行った我が坂城町ではありませんか。そして少子化問題をも解決するワクチンでもあります。専門家であります日本小児科学会、日本産婦人科学会両学会ともに小・中学校を対象とする早期接種が一番有効であると言っております。でありますので、中学生の女子に子宮頸がんワクチンの集団接種を実施できないかをお尋ね申し上げます。

#### ロ．全額町負担で

国も県も遅ればせながら取り組み始めてはいるようでございますが、まだまだ時間がかかると思われます。その間に子どもたちはどんどん大きくなっていきます。国や県の全額補助をお願いするのは当然であります。つなぎ措置として町民の公平性を保つためにも全額町負担で子どもの命を守るべきであると思うが、ここの部分をお尋ねをいたしたいと思っております。

#### ハ．小・中学生に性教育を

3月議会の教育長の答弁では、中学校では研究を進めていると言われておりました。また早い時期に取り入れていくようお願いするとも言われておりました。進捗状況はどうなっているのか。おさらいではありませんが、エイズとともに子どもたちに子宮の大切さを教えるよい機会であり、子宮頸がんの恐ろしさと予防を性教育に取り入れなければ、男女共同参画社会のこの時代におきまして、人権問題にも私は抵触すると思うが、お尋ねをいたします。これにて第1回目の質問といたします。

教育長（長谷川君） 中嶋議員さんからご指摘をいただきました八の小・中学生に性教育をというご質問についてお答えをさせていただきます。

小学校におきまして中学校におきまして性教育は行っております。それぞれの発達段階に応じまして、体の性的な発達に伴う変化等は保健体育の中の保健の分野で扱っておりますし、心の成長に伴う性的問題、異性に対する理解等は道徳などや保健の授業で扱っているわけであります。

ご指摘をいただきました子宮頸がんのような性にかかわる病気につきましては、中学3年生の健康な生活と疾病の予防という単元で、これは保健体育の保健の分野の単元であります。ここで指導しております。

内容としましては、性感染症への理解とその予防、これがねらいでありまして、性感染症の中心的教材は現在はエイズであります。内容としましては、エイズの病原体はH I Vウィ

ルスであるということ、それから感染すると免疫不全を起こして悪性腫瘍などを発生してくる病気であること、感染経路は性行為、汚染された血液あるいは血液製剤、注射針等の共用、母子感染等があること、このような内容になっております。

ご指摘いただきました子宮頸がんも性感染症の一種でありまして、病原体がウイルスであること、それから、ほとんどの感染が性行為によるものであるという点ではエイズと同じであります。エイズの場合には、男性、女性ともにキャリアであり、発病するわけでありませけれども、子宮頸がんの場合には発病するのは女性のみで、男性はキャリアであるという違いがありまして、教材化という点で、このところがどういうふうにしなければならないかなということを現在考えていただいているところであります。

先ほどもお話がありましたように、中学校に対しては、このことについてお願いをしてあります。先日問い合わせた中では、まだ今年の授業の中でそれに取り組む方向は出ていないというお話であります。できるだけ取り組める方向を検討してみたいということで、改めてお話を申し上げました。

ただ、授業をエイズと子宮頸がんを両方取り上げていくか、あるいはエイズにかえて子宮頸がんにするか、先ほど申し上げた課題が、ちょっとそこに引っかかってくるし、教材の準備等、あるいは単元構成等の研究も必要になりますので、今後も中学校と相談をしながら実施に向けて検討を進めていければというふうに考えております。以上であります。

福祉健康課長（中村さん） 少子化対策の根幹についての中学生に子宮頸がんワクチンの集団接種をについてお答えいたします。

子宮頸がんワクチンは既に100カ国以上で承認され、先進諸国の多くでは公費負担によりワクチン接種が行われておりますが、日本では、ようやく昨年10月に承認され、12月から医療機関で接種が開始されたところでございます。

このワクチンは子宮頸がんの原因で最もハイリスクとされているヒトパピローマウイルス16型と18型の感染を予防するものでございますが、子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルスは15種類あり、このワクチン接種のみですべての子宮頸がんを予防することはできない状況でございます。子宮頸がんの予防、早期発見にはワクチン接種とともに子宮頸がん検診を定期的に受診することも大変重要であるとされております。

このワクチン接種は10歳代に接種することが望ましいとされ、11歳から14歳、小学校高学年から中学生を対象とした接種が奨励されております。また、このワクチン接種は、現在のところ任意の予防接種と位置づけられており、保護者及び本人の意思により実施し、接種料金は自己負担となっております。

学校等を利用しての集団接種は短期間に効率よく接種が行えるという利点はございますが、国は予防接種事故防止の観点から予防接種は原則個別接種とし、保護者同伴により接種する

としております。集団接種を実施する場合は、接種前の予診の充実、環境の整備、安全確保、応急措置体制等を十分に整えることとしております。保護者が同伴しない学校等での集団接種の実施については慎重に検討していく必要があると考えております。

次に、全額町負担でについてでございますが、中学生女子全員に子宮頸がんワクチンの接種を行いますと、1人3回接種で約1千万円の費用が必要となり、財源の確保が大きな課題となってまいります。またワクチンの副反応等による健康被害が発生した場合、任意の予防接種であることから予防接種法に基づく手厚い保障が得られないこともあり、実施にあたっては慎重を期すことが必要と考えております。

しかしながら、このワクチン接種は将来的に子宮頸がんを治療するがんから予防するがんへと転換し、子宮頸がんの発症予防に大きく貢献するであろうことは十分に理解しておりますので、今後国における論議の動向を見ながら検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

2番（中嶋君） それぞれご答弁をいただきました。先ほど同僚議員でございます安島議員もやりましたが、せっかく今、安島議員のいい資料をいただきまして、先ほどお話をしたから、皆さん了解だと思いますが、いよいよやるんですね、今日から。栃木県の日光市、立派だと思います。いいですね。夢のような話を。子宮頸がんと小児用の肺炎球菌、ヒブ、これは私に言わせれば、どこかで聞いたような台詞ですが、ワクチン3兄弟、ぜひ、これ、やってもらいたいもんですね。

それから今申し上げましたように、県内では松川町を初め新潟県では魚沼市、それから兵庫県では明石市、東京では杉並区、それから先ほど出したように栃木県の日光市、我が国でも多くの自治体で全額助成が広がっております。その中でも特筆できる自治体は、マスコミでも大きく報道されたので皆様ご存じかと思いますが、これもやはり、栃木県はどうも中で競り合っているようですね、これ。大田原市です。日本で初めて小学校6年生の女子全員に学校で集団接種を行い、これは有名になりました。3月議会で私が提案したとおり実行をしておれば、大田原市よりも早く坂城町が日本で一番早く子宮頸がんワクチンの集団接種を行った、そういう自治体として高く評価されたと思いますが、誠に残念であります。

先ほど課長のご答弁の中にもございましたが、中学の女子全員214名、これは坂城中学1年生、2年生、3年生全部でございます。接種を行えば1千万円であるというご答弁でございました。全くそのとおりです。合っています、これは。

ただ、ここで、先ほど私申し上げましたように、実は栃木県の大田原市へちょっといろいろ調査をいたしましてお話を聞いてみましたら、小学校6年生だけだということでしたので、これを我が坂城町へ当てはめてみますと、本当は蓮舫さんじゃないけど、2番目ではいけないんですかなんて、これは2番目で私はいいいと思うから、坂城町も取り組めればいいなと思

いまして。坂城町小学校6年生、坂城小学校、南条小学校、それから村上小学校、全小学校の6年生の女の子だけを調べてみましたら、76名でございます。というと、先ほどの課長の計算ではないですが、町長、これ、約300万円、300万円で日本で2番目ということになるわけでございます。とにかく日本では毎年1万5千人が子宮頸がんになっており、1日に10人の女性が毎日亡くなっております。300万円程度であれば何とかなると思われるが、再度教育長にお尋ねをしたいと思えます。

教育長、首をかしげておりますので、町長にお願いをいたします。両方で首をかしげないように。

町長（中沢君） 子宮頸がんの予防接種ということ、中嶋議員も前回の議会で、また安島議員さんもお質問もいただいたところでもございます。

私が先ほど安島議員にも申し上げましたように、まず第一は、国がこういった体制に積極的に責任を持って対応する、その仕組みを要請すべきだということでございます。そうした中で、予防というものの中で、いろいろな責任的な面も誰が見るのか、例えば任意接種の場合は国は面倒見ないわけで、絶対にリスクがないということは言い得るかどうかという私は懸念も持っております。今まで厚生労働省等の事例を見ましても、いろいろな医療事件もあるわけでございます。そうした中で、あえて任意接種であると。お父さん、お母さんなりと同伴でやりなさいと、こういうことも今、指導されているわけでございます。

そういった面で町の責任を持つ私の立場といたしますと、あえてこういった問題について先頭を切ることはなくて、事健康の問題はじっくりとしばらく時間を置いて対応すると。国のいろいろな基本的政策がしっかり見えたところで町は何々にどのように対応するかということが強く求められているなど。国の役割をまず明確にしてもらおうと同時に、万一の場合のリスク、誰がそれを責任を持つかという点は、より明確にし、確信を得た上で対応したいということでございますので、しばらくの時間を猶予いただきたいなど、こんなふうと思うところでもございます。

2番（中嶋君） さすが町長ですね。町民のことをよくお考えになっていただいているということで、さすが町長、石橋を渡るようなご答弁をいただきました。よくわかります。町長も医療に関しては造詣が深い方でありますから、仏に説教にならなきゃいいなと思いつつ私申し上げるわけですが、今、世の中でいろいろな病気、いろいろながんであるとか、いろいろまた難しい、わけのわからないような、地球温暖化だ何だなんていうことも含めて、とんでもないような病原菌が多く出てきているのも事実でございます。まさに人類と戦いだなど。すべて人類は克服してここまで来たわけです。

よく言われる、町長、副作用ですね、町長が今おっしゃっているのは、全くそのとおりです。でも、町長、副作用のない薬というのは、どうもないようですね。腹薬や今の風邪引き

たときの鼻水出たときの薬ぐらいだったら多少あれでしょうけれども、やはりこれは副作用というのはあるんですね。特におっかない病気になることがありますね。場合によっては、がんの治療をするために、ちょっとこれはあんまりそういうことを言うてはいけないんですが、頭がはげてしまったとか、そのかわり、がんは治ったとか。それから、やはり場合によっては人間のやることですから、神様がやることではありませんので、何万人に1人かは死んでしまうというのも事実でございますね。その辺のところを町長は町民をうんと大事にするんだと。だから相当研究が進んで、それこそ100%何にもなくなってからじゃなきゃ使わないような、今ご答弁で私、承りましたわけでございますが、それも町長、立派だと私思います、そういう考え方も。さすが我が坂城町の中沢町長だと私は思っております。

でも逆に言うと、これは先ほど私申し上げましたように、これは町長も造詣が深い方ではあるということは私わかりますが、専門家ではございません。町長は坂城町の町長です。先ほど申し上げましたように、専門家である日本小児科学会、日本産婦人科学会両学会ともに小・中学校を対象とする早期接種が一番有効であるということも、ちょっと聞いておかなければいけないんじゃないかなと私思うわけです。

それから町長、もうひとつは、国が、国がと。先ほど言いましたようにワクチン3兄弟だなんて言うておりましたけれども、去年の12月に国は、これは効くぞと。このワクチンはいいぞと。そういうことで許可を私は得ているんじゃないのかなというふうに思うわけです。

それで先ほど安島議員も言うていましたように、よく最近言われていることは、自民党から民主党になったから、どのような政策いろいろ難しいものがあるかもしれませんが、言われていることは、地方の時代だ、地方の時代だと。おいだれやれ、おいだれやれと、国もこんなように言うているように安島議員も私も受け取って、これは町からやらずわいと、こんなようなことも町長、少しご認識をしながら調整、舵取りをやっていただければありがたいなと思います。

時間もちょうど真ん中どころでございますので、次の質問をさせていただきます。

## 2. インター線地下歩道について その2

平成20年の9月議会でも一般質問をさせていただきましたが、いまだにそのままで廃墟化がますます進み、22カ所ある蛍光灯も約半分の8カ所も切れており、県でもチェックをしていないと思われます。これは私、昨日見てきました。もっとも南条小学校では通学路から外れており、使用禁止となっています。当時既にPTAからは犯罪に巻き込まれそうな場所であり、危険箇所指定されているので、埋めてほしいとの要望をPTA会長より直々に話を聞きまして、何とかしてほしいと、そういうことを私言われましたので、当時一般質問をしたのであります。

イ. 今後の対応は

去る5月19日に社会文教常任委員会で町内視察、備蓄庫の調査を2カ所、町防災センター、村上地区備蓄庫を確認してきましたが、先ほど同じく同僚議員であります山城議員もお話を申し上げておりましたが、南中にはまだありません。新たに施設を設置するとなれば、土地が、町であちこち土地を持っておりますが、土地があったとしても私の試算でいきますと3千万円から4千万円はかかると思われます。中之条区には坂城で初めての自主防災会も活躍しており、2次的な備蓄庫として使わせてもらえればありがたいと元消防団長の片山会長、今、自主防災会の会長であります、そのようなことを言っておりました。そしてまた、場所が消防署の前であり、地の利としては申し分のないすばらしい場所にあると私は思います。

とにかく昨日行きました内部を調べてはかってまいりました。出入り口が4カ所で、地下道はアルファベットのH型になっており、階段を抜かしてトンネルのトータルの全長をはかってみましたら、約75mございます。高さが2m50cmぐらい、幅が同じく2m50cmぐらいでありました。私が思うには、あそこへ4カ所にシャッターを取り付ければ、すぐにでも使えると思います。2次的な備蓄庫として、例えば食料品のクラッカーですとか乾パン、ミネラルウォーター、おかゆ、毛布などを備蓄しておくには最適であると思われました。緊急度の高い1次的な備蓄庫として土嚢袋や砂、スコップ、非常用トイレなど、また車が入るようにするには相当お金がかかると思われます。でありますので、2次的な備蓄庫として使用できれば一番ベターであると思いました。

前回、一般質問細かくやりましたので少しはしゃったようなお話になってはおりますが、当時の県の言い分などを聞けば、その当時の経緯をいろいろ考えれば、県はちょっと難しいことを言うのはよくわかります。でも、やはりあその場所は時代が変わり、小学校においては危険箇所指定されており、地下歩道としては、ほとんど使われておりません。そして交差点では歩行者用の信号ができて安全整備もしっかり行われております。また階段があるので身障者の方々や車椅子のお年寄りの方も、これまた使うことがあその場所ではできません。廃物利用のリサイクル時代でございます。ぜひあの場所を使わせていただければありがたいなと。県に再度お願いして、町長、ぜひ払い下げていただきたく私は思うものであります。町長よりご提言をしていただけないかをお尋ねをいたします。

町長（中沢君） ご質問の地下歩道についてでございます。20年の9月議会の一般質問の際にもお答えしたとおりでございます。高速道の路線発表を受けた平成5年から6年当時、中之条区高速対策委員会の皆様方との設計協議があったわけでございます。その際に強い要望を受けて地下歩道ということに相なり、町として県にお願いした経過は、ご承知のとおりでございます。

当時、県のスタンスとしては、坂都1号線とインター線との交差点であり、そこには信号

機と横断歩道を設置することにより平面通行の方が利用効果がより高いということの提案でもございました。

しかしながら、地元といたしては、将来の先行きを心配してか、どうしても地下歩道を設置してほしいということで相当の経費をかけてやった経過がございます。地下歩道の設置については、地下の入口にかかる用地や地下構造物等横断歩道を設置する場合にも多額の経費もかかっておりますし、県においては常に費用対効果という点でもいろいろさらに強い理由をつけて設置した経過もあるわけでございます。

非常時の際の備蓄庫の利用ということではございますが、管理は県のものでございます。町のものではございません。千曲川建設事務所の懇談会の際にもいろいろ話をさせていただく中で、歩行者が自動車の交通や信号に影響されずに通るのは、やはりそれなりの地下は必要なんだよということもありますし、交通安全の慣行をより身につけるといふ観点では、地下道を通っていくという習性もまた将来にとって子どもたちにも求められるものかなと、こんな思いもいたします。

平成8年9月に開通式があり、15年を経過したところではございますが、県もそれなりの補助金を受けて設置したものでございますので、補助金の起債、あるいは起債のいろいろな面でもいろいろな制約がございます。地下歩道の利用状況ということで、県公安委員会の指導のもとで、当時設置されていなかった歩道信号機と横断歩道を県に、その後設置していただいた経過もあるわけでございます。管理者である県は、それなりに町の要望と地元の要望ということで対応したところでもございます。

今後の対応でございますが、以前に学校の先生があそこに地下に絵などを飾ることによって、その皆さんを誘導する手もあるというような提案もあり、その後その先生が転任された経過もあるわけでございます。長い目で見ると、そこが今のような二重構造で利用することがいいのか、あるいは地下を特別な利用が許されるのか、いろいろ考え方があろうと思えます。利用するに地下を通りながらいろいろな絵画等があったとすれば、あるいは交通安全のいろいろな啓発のものがあつたとすれば、それはそれなりの理由があろうかなと。

要は1人、2人の皆さんが、おれはこう思う、おれはこう思うでなくて、中之条地区の皆さんが、かつてそれを要望したという責任において全体の中で、こういう考え方が地域にあるよということをしっかりまとめていただいて、それだったら、こういう利用方法があるんなら、町も県ももっと具体的に対応してみたいということが進むべき道であって、これがこうだ、これがこうだと思いつくままに対応することは行政の道ではないと理解しております。

要は中之条地区が、よりまとまったことで、これの方が理論的にも実際的にも、よりいいわという方向性を出していただければ、積極的に県とのお話も進めてみたいと。でき得れば併用、今のものを使いながら、さらなる機能をという観点でないかと理解しがたいかと、こん

なふうに思っております。以上でございます。

2番(中嶋君) 町長よりご答弁をいただきました。

町長のおっしゃるとおりです。全くそのとおり。中之条中で、また考えなきゃいけないと思います。ただ、少しずつ実情が変わってきている、先ほどもお話ししましたように。本当に町長が言われたように絵を飾ったり、今でも写真は何枚か飾ってありました。でも、残念ながら写真もきれいに張ってあればいいんですけども、みんな取れたり横になって首傾げたりなんか、こうなっていて、それから中はごみだらけなんです、実は。私も少しごみ掃除してまいりました。

あまり県の悪口は言いたくありませんが、私も長野県民ですから言いたくないんですが、県はどうもあそこを投げているようですね。管理していませんね。私、あの状況を見させていただけば。大体立派に使っていれば、やはり蛍光灯が切れているなんてことはありませんよ。23個か24個ぐらいの蛍光灯のうち8個ぐらい蛍光灯が切れたままです。そういうふうになっておりまして。

それから、町長さっきおっしゃったように交通安全で小学生の子どもたち、そういうようなお話があって、町長になっていたときにあれやったのかな、だから余計そういう思い込みがあるのかもしれませんが、実際そのとおりなんです。みんな小学校の子どもたちをあそこへ連れて行って、あそこを全部、ここが安全だから上の十字路は通っちゃいけないよと、それでやったあの時代もあったんです。だけど、先ほど申し上げましたように、じゃあ、今はどうなっているだいたと。今どうなっているんだということを言われますと、残念ながら、あその場所は南条小学校でも危険箇所であると。PTA、それから南条小学校の校長先生初め、あそこは行っちゃいけませんよと、通ってはだめですよ。通るんだったら信号機をよく見てボタンを押して自分できちんと青になったら渡りなさいというような教育が今なされているようです。逆にあそこを通っちゃいけないと言っているわけです。それが実情です、町長、やはり。やはりその辺のところを見誤ってしまうと、ちょっとおかしな話になってしまう。

それから一番根っこのところはよくわかるんです。やはりルーツを聞いてみますと、私もその辺全部調べたんですが、やはり中之条のあそこにおった地権者の皆さん、特にご年配の皆さん、あの時代でしたから、ちょうど孫が小学校へ行っているようなおじいさんたちが大勢あの土地を持っていたわけです。だから、ちょっとこれは過激な言い方で申し訳ないんですが、「えれえもんを中之条につくってくれるわな。そんなもの坂城や戸倉の方へ持っていっちまえばいいやつ、中之条へ回す、高速道路のインターなんていうのを持ってくるだわい。おっかねえもの持ってくるわい。何百kmでも、そのまま100kmぐらいで吹っ飛ばしてきちゃう。こんなところとんでもねえ。町から県から、やたら土地売れ、土地売れ、町のためだ、



県のためだ、日本のためだなんて言うから、おらは先祖伝来の大事な土地、しょうがねえ、売るように腹くくっただべ。そのかわり、おれは孫大事だから、孫はあんなところで交通事故で死んじゃったなんてとんでもない話だぞ。東京へ行って見てきたら、まずすげえもんあるでござすわな。東京に地下なんてやつがあって、まず国道なんか通らなくてもそこだけ通っていけば南条小学校へ行けちまうようなあ、うめえもんありやすなあ」なんて言って、あのときにうんと地元の人たちは本気になったというお話も私聞いています。

それで全く町長がさっきおっしゃったところへ私そのままお返しするようなあんばいになるわけですが、どういうことかという、やはり町長おっしゃったように、本当にそういうことでもって、でかい銭かけてあそこへつくったんですよ。

もうひとつ言わせてもらえば、あの下に旧道があるんですよ。南条小学校にダイレクトに行く道。あそここのところのあの歩道橋、あれは県下で一番高い歩道橋だと思いますよ。車椅子の人が全部上って行って下ってこれるし、足の悪い人は、なだらかなスロープのところも歩けます。もちろん階段もあります。そんなすばらしいやつが目先、見えるところにつくったんですよ。ひとつは地下、ひとつは最高級の歩道橋。あれ、みんな受けちゃったですね。県も。県もでかく銭があったんだ、あのときは。それでやっちゃった。だけれども、町長、やはり政治というものは生きていませんか。町長も長年、町長をおやりになっているようですが、政治って生きてませんか。生き物ですよ、やっぱり。1年や2年、3年ぐらいではいきませんが、そうでなくても、よく町長、やるでしょう、10年ごとにいろいろ計画しませんか。それと同じように、やはり10年前、ひと昔前、十数年前、その当時はいいと思ったけれども、やはり時代が変わってきています。そういうことを考えれば、町長はいまだに県に太いパイプラインが私あると思いますので、何とかうまくお願いをしてきて、あそこを備蓄庫にしていただけのようになれば一番今ありがたいなと。また何度も言って申し訳ないんですが、あれもリサイクルでございます、町長。リサイクルは、私は、いいことだと思っております。ぜひまた、町長、これは要望でございます。ぜひひとつまた町長のお力をおかりしたいと私は思うものであります。

総体的なまとめといたしまして、国会におきましては、「友愛」であるとか「コンクリートから人へ」と言うておりました。鳩山内閣が8カ月という短命内閣で終わりましたが、引き続き菅内閣にバトンタッチされ、国際社会から笑われないように、少なくとも4年ぐらいは菅総理でいてほしいものであります。

さて、我が坂城町では、町長もハードからソフトということで公共事業はひと段落し、人にお金をかける時代と認識をされてきたように私は思います。私も正しい方向に向かっていると思っております、町長、思い切って大胆に私は行うべきだと思います。

最後に一句述べます。「子どもらの太鼓轟き、ばら祭り」

これで私の一般質問を終わりとさせていただきます。

議長（春日君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日16日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後4時38分）

## 6月16日本会議再開（第3日目）

- 1.出席議員 14名
- |      |        |      |        |
|------|--------|------|--------|
| 1番議員 | 田中邦義君  | 8番議員 | 林春江君   |
| 2 "  | 中嶋登君   | 9 "  | 宮島祐夫君  |
| 3 "  | 塚田忠君   | 10 " | 池田博武君  |
| 4 "  | 大森茂彦君  | 11 " | 円尾美津子君 |
| 5 "  | 山城賢一君  | 12 " | 柳沢昌雄君  |
| 6 "  | 入日時子君  | 13 " | 柳澤澄君   |
| 7 "  | 安島ふみ子君 | 14 " | 春日武君   |
- 2.欠席議員 なし
- 3.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者
- |           |        |
|-----------|--------|
| 町長        | 中沢一君   |
| 副町長       | 柳澤哲君   |
| 教育長       | 長谷川臣君  |
| 会計管理者     | 中村忠比古君 |
| 総務課長      | 宮下和久君  |
| 企画政策課長    | 片桐有君   |
| まちづくり推進室長 | 塚田陽一君  |
| 住民環境課長    | 塩澤健一君  |
| 福祉健康課長    | 中村清子君  |
| 子育て推進室長   | 中沢恵三君  |
| 産業振興課長    | 宮崎義也君  |
| 建設課長      | 荒川正朋君  |
| 教育次長      | 塚田好一君  |
| 収納対策推進幹   | 春日英次君  |
| 総務課長補佐    | 青木知之君  |
| 総務係長      |        |
| 総務課長補佐    | 柳澤博君   |
| 財政係長      |        |
| 企画政策課長補佐  | 山崎金一君  |
| 企画調整係長    |        |
- 4.職務のため出席した者
- |        |       |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 吾妻忠明君 |
| 議会書記   | 金丸恵子君 |
- 5.開議 午前10時00分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

- |                                 |         |
|---------------------------------|---------|
| (1) 町の農業はどうか                    | 大森茂彦 議員 |
| (2) 町内産業の活性化対策(景気対策)の取り組みについてほか | 田中邦義 議員 |
| (3) 新学習指導要領についてほか               | 柳沢昌雄 議員 |
| (4) 高齢者介護の取り組みについてほか            | 林春江 議員  |

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

議長(春日君) おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### 日程第1「一般質問」

議長(春日君) 最初に、4番 大森茂彦君の質問を許します。

4番(大森君) ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

#### 1. 町の農業はどうか

##### イ. 米の戸別所得補償モデル事業について

今年度から米戸別所得補償モデル事業及び水田利活用自給力向上事業が実施されました。この事業は減反達成が条件で、水稻共済加入者、未加入者でも出荷や販売契約が確認できればいいという方々であります。これに10a当たり1万5千円、定額部分が交付されます。交付対象面積は、主食用米の作付面積から10a、この10aは自家使用で、あるいは親戚等に供給する、この10aを差し引いた面積であります。また今年の米価、これは来年1月までの相対取引価格、この米価が過去3年の平均米価を下回った場合、その差額が変動部分の分が交付されるというものであります。

交付金を受け取るためには生産数量の目標を守る必要があるため、地域水田農業推進協議会、市町村やJAなどで構成しているこの協議会から作付確認を受けなければなりません。これまで減反に参加してこなかった農家は協議会から生産数量目標の配分を受けることになります。

所得補償の金額の計算根拠になっている標準的な生産費を1俵60kg当たり1万3,703円としておりますけれども、この額は農水省自身が公表しております米の生産費1俵1万

6,497円よりも大幅に低く見積もっております。補償としては不十分だ、米価がどんどん下がった場合、追加補てんの基準となる標準的な販売価格も下がり、十分な補てんにはならないのではないか、減反までさせておいて、こんな補償では協力できないと、ある農家の方は話しておられました。

政府は、米価を支えるための政府買い入れはしないと、この方針を持っておりまして、現実に進んでいる昨年度の米の暴落を放置してきましたけれども、農家等の強い要望を受けて買い入れ自体はようやく応じました。買入価格は低く抑えて応じたものであります。さらに豊作の際の過剰米処理の仕組みを廃止するなど、米価の下落を促進する役割さえ果たしているといえます。それは農家が所得補償をされる分安くしてほしいと各地で米卸売業者などの新たな買いたたきも広がっているとされておりまして。暴落を野放しにしたまま所得補償でカバーしようとするれば、補償に必要な予算が限りなく膨れ上がるのではないかと心配され、いずれはこの制度が続かなくなり、破綻するのではないかというふうにもされておりまして。

そこでお伺いするわけですが、米の戸別所得補償モデル事業の対象農家数は、この坂城町において何戸の方がいらっしゃるか。また、この制度を受け付けるのが6月末まで受け付けているわけですが、現在の申請件数は何件かお尋ねいたします。

次に、補償額が全国一律であるこの制度で、中山間地など生産費の高い地方などでは赤字の一部を補てんするにとどまり、農家の稲作経営の困難を解消することができないという指摘もありますが、この坂城町では、その点についてどのように判断されているのか、ご答弁願います。

次に、水田利活用自給力向上事業についてお尋ねいたします。

水田で転作作物として麦や大豆、米粉用米、飼料用米などを生産する農家に交付金を交付するもので、生産調整目標を達成していない農家でも対象となります。収穫して出荷することが必要で、捨てづくりには交付されません。また、これまでの対策に比べて交付金が減額された地域は激変緩和措置、これにより交付単価が調整されることになっております。

しかし、ハードルが非常に高いというのがされておりまして。次の条件を満たす必要があります。

ひとつは、実施計画書、戸別所得補償制度加入申請書、作付面積確認依頼書、これらの書類の提出、そして2つ目には、水田利活用自給力向上事業助成金対象作物を作付けし、JAなどの実需者への出荷実績があること、このようなことが条件づけられております。

主食用以外の米をつくり、交付金を受け取るためには新規需要米と言われる米粉用・飼料用・加工用米などは、作付け前に販売先であります実需者、JAなどを確保して販売契約を締結しておかなければなりません。また用途以外に販売した場合には、食糧法や米トレーサビリティ法、これは米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律、用

途以外に販売した場合には、この法律で罰せられることになっております。

食料自給率向上には、水田利活用自給力向上事業で麦や大豆・飼料作物やその他の品目の転換を進めることは重要でありますけれども、その作付けする品目で助成対象品目が細か過ぎて対応し切れないという声も聞かれます。やりやすい方法や農家の皆さんの相談に乗るなど、このようなことをお願いしたいわけですが、それについて対応を求めます。

#### ロ．アグリサポート事業について

アグリサポート事業は、農業従事者の高齢化等による労働力不足を補い、また農業体験希望者に農作業機会を提供することを目的として現在行われております。サポーター受入農家の状況はどのようになっているか、お尋ねいたします。

次に、受入農家に助成制度の創設を求めたいと思います。

アグリサポーター受入農家数の変動はほとんどありませんが、作業料金は18年度トータルで570万円から21年度は698万円まで負担が増額しております。受入農家の高齢化で、サポーターの皆さんを頼って、この農作業がされているのではないかと心配するところでもあります。ますます作業料金負担が重くのしかかり、栽培が続けられなくなるのではないかと心配するところでもあります。りんごやぶどうは町の特産品と銘打って私たちの宝と位置づけているのですから、受入農家に対し、助成していくべきと考えます。このことについて答弁を求めるものです。これで1回目の質問を終わります。

産業振興課長（宮崎君） 私から町の農業はどうなる、イの戸別所得補償モデル事業等について順次ご答弁させていただきます。

23年度から戸別所得補償制度の本格的な実施に向けて、この4月から戸別所得補償モデル対策事業が開始されたわけであります。

この事業の対象農家数と現在までの申請件数はどのくらいなのかというご質問でございますけれども、当町での米の戸別所得補償制度の対象農家は、作付目標が10a以上の農家ということになります。全水稻作付農家1,280戸のうち554戸となっております。

申請件数についてであります。このモデル事業の実施に伴いまして、3月に町内各地域で6回の説明会を開催し、有線放送などにより周知を図ってきたところでございますけれども、現在のところ、申請件数は45戸という状況でございます。

なお、町への申請書提出期限が6月30日までとなっておりますので、先般も該当するとと思われる農家宛てに戸別に通知をするなど加入推進に努めているところでもございます。

ご質問のとおり、米の戸別所得補償モデル事業につきましては、全国一律単価としていることから大規模経営と小規模経営、平野部と中山間とでは事情が異なるのではないかと議論もたくさんございます。今回の米のモデル事業では、自給調整にご協力いただき、自家消費相当の10aを引いた残りの作付面積が対象面積となりまして、議員さんの言われるよ

うに10a当たり1万5千円が交付されるということから、平野部で大規模経営している米農家には大きなメリットがありますけれども、当町のように中山間で小規模の米農家にとっては、転作作物の出荷の有無によりまして一概に比較できないわけですが、トータルで補助等でお金というのは従前の制度よりも少なくなるということが想定しているところでもございます。

国においても23年度の本格実施で、どのように取り扱うかについてはモデル事業の実施状況を見つつ検討していきたいということでもありますので、町においても地理的条件、生産条件の格差補正などについて国の農政事務所に要望してまいりたいと考えているところでもあります。

水田で米のかわりに出荷を前提に麦や大豆、野菜などの作付けを行った場合に助成を行う水田利活用自給力向上事業でございますけれども、当事業の実施要綱によりまして、交付対象となる作物は麦や大豆、そば、飼料作物などの戦略作物と、その他の作物とに分類をされております。

ご質問のその他作物の品目の種別については、各都道府県の水田農業推進協議会において決めることになっておりまして、ご指摘のとおり、長野県の場合は特に詳細に分類されている状況であります。県では229品目というようなことでございます。これについては細かい方が何でも売ればお金になるということですから、つくっておられる方にとっては逆がいいのかもしれないんですけれども、あと当然調査して歩くということになりますと、事務的には大変多くなるというような形であろうかと思えます。新しい制度で提出書類も、議員さんも言われたように大変多く様式も複雑であることから、町においても担当窓口で書類の書き方や相談に乗るなどの対応をしておりますけれども、もう少しわかりやすい分類等になるように県へ要望していきたいとも考えてございます。

いずれにしても国の施策の中でのモデル事業ということでもありますので、農政事務所と連携をとる中で進めておりますけれども、実際に進めていく中においては、農家の皆さんはもとより、この事業に携わる市町村の担当部局、水田農業推進協議会になるわけですが、あと農業委員会、JA、農業共済などそれぞれの立場からも、地域間のバランスが考慮されていない、制度が複雑でわかりにくいと、制度に関する意見、要望が出ているという状況であります。来年度に本格実施となるわけですが、この施策が農業と地域を再生させ、農家の皆さんが農業に誇りと希望を持って事業に従事できる施策となるよう、国等へ要望してまいりたいと考えているところでもございます。

続きまして、口のアグリサポート事業でございますが、アグリサポート事業につきましては、農業従事者の高齢化や担い手不足による農作業の労働力不足に悩む果樹農家の皆さんからの要望に応えるため、町農業支援センターが事業主体となって平成15年から実施をして

いるところでございます。

ご質問のサポーター及び受入農家状況でございますけれども、本年度の状況でありますけれども、登録したサポーターが23名、今、掌握している5月の実績は、受入農家が9戸、作業を行ったサポーターが20名、延べ作業日数が64日、延べ作業時間では1,670時間という状況でございます。昨年度同期では、受入農家は15戸、サポーターが33名、延べ作業日数が100日、延べ作業時間が2,327時間でありまして、本年は春先の異常気象の影響もありまして、受入農家数、サポーター数も昨年同期と比較して減少しているところでございます。

参考までに平成21年度の実績を申し上げますと、利用農家数が32戸、サポーター数が35名、延べ作業日数が327日、延べ作業時間が9,074時間ということでございます。

この中で受入農家に対して助成はできないかというご質問をいただいたわけでございますけれども、現在アグリサポート事業の1時間当たりの作業賃金は770円でございます、本年度の農作業標準賃金の820円から比べると低額に設定されているところであります。この770円という作業賃金も、受入農家の皆さんとサポーターとの打ち合わせ会議の中でサポーターの確保が重要であるというふうに農家の皆さんからのご意見がございまして、一昨年に750円から770円に値上げをさせていただいたと、そういう経過もございまして、これは農家の皆さんからお声をいただいたということでございます。また補助、助成ということとなりますと、登録を当事業に頼らず農作業を行っている農家の皆さんもいらっしゃるわけございまして、町全体の農家の皆さんとのいろんな平等性も考慮しなければならないわけでもあります。ご承知のとおり4月から5月はりんごの摘花作業、5月中旬から7月にかけては、ぶどうのかた落とし、房こきなど時期的に集中して各農家の皆さんから作業委託がございまして、今月も依頼農家の皆さんがご心配されているように、ほぼ毎日予約でうまっている状況もあるわけでありまして、農家の皆さんからの日程、人員等の依頼に応えられるだけのサポーターの確保というのが一番大きな課題となっているところであります。

今後ますます農家の皆さんからの作業依頼が増加することが予想される中で、補助金ということよりもサポーターの定着と人員増に向け、作業依頼をする農家の皆さん、労力を提供するサポーターの皆さんが相互の目的の達成ができるよう、このアグリサポート事業の推進に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

4番（大森君） ただいま質問の中での答弁をいただきました。

対象農家数は農家1,280戸のうち対象が554戸ということで、そのうちの申請された方が45戸であるということであるわけですが、この対象農家で申請しないような理由について調査されているのでしょうか。これについてお尋ねしたいというふうに思います。



それから水田利活用自給力向上事業について、ハードルの高さがある町の方の担当者の方で書類の書き方等の指導をされるということであるわけですが、書類を見るだけ、そして、この説明のいろいろなものを読むだけで、もう考えるのは嫌だというぐらいの気持ちになってしまうということで、この水田利活用の申請も諦めるといいますか、今までどおりほどほどにやっていたらいいみたいな形の気持ちになられている方もいらっしゃるということですよ。ですから本当に自給率を上げていくということを本当に腹に据えてやるには、まず町内の農家の皆さんを支援するというので、その辺の申請しない理由だとか説明を、もう少し詳しく知りたいというようなことも、やはりきちっと要望をお聞きして、その対応をぜひやっていく必要があるというふうに思います。それを待ち構えるんじゃなくて、やはりこちらから産業振興の方から農家に対して声かけをしていくということをぜひやる必要があるというふうに思います。その体制をぜひとってほしいというふうに思うわけでありまして。

アグリサポート事業の点ですけれども、15年から実施されてきているんですが、今年度9戸だけが受入農家の申請があったということであるんですが、この辺の春先の気温の変動、気候の変動等いろいろと理由が述べられていましたけれども、減少した理由については、どんな理由をお聞きになっているのでしょうか。それについて答弁願いたいというふうに思います。

また助成制度の点ですけれども、これと先ほどの受入農家が減った理由もこの辺のところにあるのではないかと、負担が相当重くなってきて、自分自身の農家の皆さんの年齢が上がってきて、作業するだけの体力がなくなってサポーターを頼らざるを得ないと。そこへもってきて負担金が上がってくると、そういう状況の中で恐らく今回のこの受入農家の減少ではないかと勝手に想像しているわけですが、その点つかんでいることがあればご答弁願いたいと思います。以上で2回目を終わります。

産業振興課長（宮崎君） 幾つかご質問いただいたわけでございますけれども、まず米の戸別所得補償モデル対策事業の中で申請件数が少ないということで、書類の書き方等が難しいから諦めているんじゃないかというようなお話もいただいたわけでございますけれども、実際のお話からすると、やはり補償金額が1万5千円というようなこと、さらに自家用米を除いてという、要は10a以上販売で初めてそこで入ってくると。確かに500件を超える対象はありますけれども、そこら辺で従前どおりやっておられる方等について言えば、その中でも既に減反等もしている方もいらっしゃる中で、申請する意欲というか、そんな難しい、今難しい、確かに書類はたくさん多いわけでありまして、しかし、今までの減反政策の中で出している書類も多いわけでありまして、これについては私ども町もそうですし、農業共済もそうですし、JAちくまも、それぞれの支所で書き方についてはご指導等も、ご指導というか、どうやるだよと云えば、こうだわいというようなことの中でやっていただいている

ので、ましてや今回も、いろいろな新たにつけられたものについても書式云々について町でこんなのを参考にということで申し上げたりしてやっているんで、一番はご自身がやる気持ちになれるかどうかという部分が大きいんじゃないかというふうに思います。

申請件数が45戸ということで該当者に対しては担当の方で通知も出しましたけれども、電話もかけたりしてやっているんですけども、そんなことならいいよという方が実際ちょっと多くて、そうは言っても、これは政策ですから、そう言わないでご協力をお願いしますということでお願いはしているんですけども、内容的には当初の考えよりも金額が、やはり補償ということで額が少なかったという、そういう部分もちょっとあるのかなと。

ただ、もう1点は、今の水田利活用自給力向上対策事業、これは減反云々にかかわらず販売を目的につくっていけばお金になるわけですけども、これについては実際に販売、特に葉物の販売ということをしている方が非常に少ないということで、現実的には本当に坂城の中では皆無に等しいというか、売っている方が非常に少ないということで、制度はあるんですけども、なかなかご申請いただけないというようなことであります。制度そのものが、やはり先ほどもご答弁の中で言いましたけれども、やはりもう少し大規模農地、私どもみたいな飯米地域の中では合っていないんじゃないかなという気持ちもありますので、ご質問にもございましたように、本当に県の農政事務所等には強く申し上げているところでございます。

それとアグリサポート事業の減少の理由をつかんでいるかというようなことでありますけれども、これについては、さっきも言いましたように天候不順ということの中の減少、それと細かい話はお聞きしておりませんが、申し込みいただいた方等にはいろいろお話しはするんですけども、そうでない方に聞いているわけではないんですけども、やはり農家さんも、特にりんご農家さん等についても、昨年もなかなか価格が上がらずに大変苦労されているということは重々承知しておるわけでございますけれども、そうはいつでも、ここでりんごづくりをやめちゃうという部分からすると、そこまではあれなもんですから、減少している理由というのは、やはり天候的なタイミングの問題ではないかというふうに考えているところでございます。

これについて助成制度をすればいいんじゃないかということでございますが、これは先ほども答弁させていただきましたけれども、やはり補助金等となりますと、やはりいろいろな部分のバランスもございまして、財政的な問題もございまして、これについては現在のところ考えてはおりませんので、よろしくご理解いただきたいと思います。

4番(大森君) 今までいろいろと質問させていただきましたけれども、結局は今回の戸別所得補償事業、それと水田利活用事業、これについて坂城町においては非常にそれほどメリットがない。町内でも平らなところで大規模にやられているところ、そして、それで専門的にや

られている方々にとっては、それなりの有利さはあると思うんですが、町全体の農業政策という点から見れば、それほど大きなメリットないだろうというふうに思うわけですが、これについて農水省等へもいろいろとご意見を述べていかれるということですので、やはり中山間地や、あるいは生産コストの高いこの地域について別建てで、きちっとした補償制度をつくっていくということを要望して次の質問に移りたいと思います。

## 2. 有害鳥獣の対策は

### イ. 有害鳥獣の対策は

最近の被害状況についてお尋ねします。

議会報告会で多くの地域で有害鳥獣の被害についてお話を伺いました。有害鳥獣といえば、私の記憶では以前は主に農作物の被害があるということが多かったと思うんですが、最近では民家の庭先や天井裏へ入り込むということで、いろいろとお聞きしますと、町内全域に広がってきている。そして私たちの生活にも支障をきたすような、こういう被害になってきているということで、生態系の崩壊や、あるいは自然環境保全あるいは景観保護等いろいろな点で問題が発生しているのではないかというふうに考えられます。これについて最近の被害状況、どんなふうに被害が報告されているのか、調査があればご報告願いたいというふうに思います。

被害を防止するためには捕獲するわけですが、その捕獲する上で檻の仕掛けや管理、これらについては、どのような方法でやられているのか、そのやり方等についてご説明願いたいというふうに思います。

また特に有害鳥獣で大きなものについては人への被害というのもあつたりしますので、猟友会の皆様のご協力が本当に大事ではないかというふうに思うわけですが、猟友会との協力関係、どのようにされているのか、ご答弁願いたいというふうに思います。

また国の仕分けで鳥獣被害対策費が国の方では今年度、半減されました。これについて町への影響はどのようにあるのか、ないのか、ご答弁願いたいというふうに思います。

あと1点ですが、産業道路1号線、新道というか、坂端の入口のところですが、坂城神社へ向かっていく1号線の入口付近の保安林工事の後、法面に有害鳥獣の被害が出ているというこの議会報告会でもお話がありました。私、見てきたんですが、保安林の工事のために下の樹木が切られて下草もきれいに刈られて地肌が全部見えているという状況になっています。その工事の後イノシシが毎晩出没して地面を掘り返しているということで、道路の真ん中あたりまで大きな岩が、岩といいますか、石、ドッジボールぐらいのものも落ちてきたりということで、道路の半分ぐらいまで土砂が落ちているということで、近所の方が一緒に持てるものは片づけたりされていますが、先日はそれも手に負えないということで建設課にお願いして土砂を取り除いていただいたということの話を聞きました。これから梅雨時で雨も

多く降ってきますので、特に近所の方は土砂崩落の危険を心配されております。特に法面の土砂が道路に落ちないように路肩のところへ土留めなどの対策が必要ではないかというふうに思うわけですが、これについての対応も求めてまいります。それについてのご答弁も求めます。これで1回目の質問を終わります。

町長（中沢君） 大森議員の質問にお答えいたします。

有害鳥獣の被害についてでございますが、農家や農協等からの報告をいただいたものによって推計しているところでもございます。平成21年度が4.2ha、約1,070万円、平成20年度が5.3ha、約1,010万円、そして平成19年は約1,200万円ということでございますから、若干少なくなっている傾向はございます。最も多いのがカラスによるもので、被害全体の3分の1を占めており、イノシシ、スズメ、ハクビシンなど大きな被害を与えておるところでもございます。

最近の状況は、被害量が特別増えたというようなところまではいきませんが、日中や夕方の早い時期にイノシシが出没したり、山沿いの地域では人家の庭先を荒らしたり、ハクビシンやタヌキなどが民家に住み着いてしまっているなど、本来人間との遭遇に慎重である野生動物が人になれてしまっているのか、あるいは住処を追われているか、いろいろあると思います。

その原因は、個体数の増加とか里山の手入れが行われなくなった、あるいは遊休農地の発生、動物の餌となるものを放置してしまったなど、人間の側にも生活スタイルの変化による影響もあるのではなからうかと考えております。野生動物への対応につきましては、まずはその原因をなくすために刈り払いをすとか、自己防衛のためのフェンス柵を設置すとか、いろいろございまして、農家の皆さんにも対応をいただいているところでもございます。

町ではフェンス柵などの被害予防の建設費につきましては、21年度60万円近くのいろいろな支出をしているところでもございます。町や農協、農家あるいは猟友会などで形成しております坂城町有害鳥獣対策協議会の協議に基づいて、要するにそういう鳥獣をより規制するというか、あるいはまた人間との一緒の関係等をつくり出すために捕獲というようなこと、個体調整等にも考えを進めているところでもございます。

捕獲に伴う猟友会の協力ですが、野生鳥獣の捕獲許可を得るためには、狩猟免許や銃の所持許可が必要になるわけでございます。そういう観点から猟友会に駆除をお願いしているところでもございます。実施にあたっては、農家や町民からの被害報告に基づきまして、駆除員の経験や知識・技能を持っておられる、そういった猟友会の皆さんの連携によりながら対応しているところだと、こんなふうに思っております。

先ほど新道の中におけるいろいろな工事に関連するかどうかはさておき、人的被害の恐れも出ているということは大変でございます。何しろこういった鳥獣の習性が明確になってい

ない、範囲が明確になっていないということで、なかなか対応に苦慮するところでもございます。国の仕分けによりまして鳥獣防止総合対策交付金が削減されたわけでもございますので、当町においては、さほど影響はございませんが、しかしながら県下では大変な影響を受けております。私、町村会の役員会などで過日も県及び国の国会議員等にも陳情したわけでもございますが、長野県全体の中では死活な問題だということにも位置づけられておりまして、重要な事項でもあるわけでもございます。まず状況を的確に把握しながら、そしてみんなで知恵を出しながら対応してまいりたいと、こんなふうに考えております。以上です。

産業振興課長（宮崎君） 私からも有害鳥獣対策についてご答弁を申し上げます。

本年度は今年5月から檻による駆除を開始しておりまして、10月末まで行ってまいります。また8月から10月までは鳥類を対象とした銃器による駆除を予定しております。さらに狩猟期間終了後の3月にも獣類の駆除を実施する予定となっております。また11月15日から2月15日までの間は狩猟期間となっておりますので、坂城町猟友会では一般狩猟と有害鳥獣駆除を明確に区別するため、前後15日間を含めた期間は有害鳥獣駆除は実施してはおりませんが、一般狩猟の際にもイノシシ、ニホンジカ、ハクビシンなど鳥獣被害を発生させるものについては捕獲に努めていただくようお願いしております。

捕獲に伴う檻の管理についてでございますが、現在イノシシ用の檻10基を設置してございますが、猟友会の駆除員23人の中で地区ごとに担当の方が毎日巡視をしております。また被害報告をいただいた状況によりまして何人かの駆除員に集まっていただき、檻の移動を行っております。このほかハクビシンやタヌキなど小動物用の檻につきましても被害報告をいただいたところへ随時設置をしていただいております。

国の鳥獣被害防止総合対策交付金についてでございますが、これは被害防止計画に基づいて地域が実施する個体数調整、被害防除などの取り組みを支援するものでございまして、坂城町でもこれを活用し、平成21年、昨年度は檻の購入を実施しております。今回、事業仕分けによって予算が削減されたのは、侵入防止柵などを設置するハード対策でございます。これは地域一帯を電気柵などで囲む費用に対して2分の1の助成が受けられるというものでございますが、先ほど町長が申し上げたように、町では以前から個人で設置した防護柵に対しての補助事業を実施しておりまして、JAちくまからの補助金を受けられる場合には、町3分の1、JA3分の1ですので、個人負担は3分の1で済むということから、既に山沿いの地域では、かなり普及しております。従って、地域全体で補助事業として取り組みたいという要望がない状況となっておりますので、今のところ当町では影響が少ないということでございます。

大宮地区の治山工事完了箇所のイノシシによる被害についてでございますが、被害報告をいただきまして道路上の土砂の片づけや点滅灯の設置など応急的にできる対策を実施しまし

た。先日の有害鳥獣駆除開始の際にも、この箇所のほか苅屋原地区の被害状況などを考慮して檻の設置をしていただいたところでございます。

最近、先ほどの大宮の地区では出没しなくなったということでございますが、近隣で新たな出没情報も寄せられておりますので、農林産物被害を防止し、安全な生活環境を確保できるように、猟友会初め関係機関や地域の皆さんと連携して取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。以上です。

4番(大森君) それぞれご答弁いただきました。時間も大分残り少なくなっていますので、本当はもう少し細かく質問したいというふうに思っているわけですが、全町的に被害が出ているということで、鼠から苅屋原まで、そして小網から上平まで、そこら中で出ているということで、本当に今の状況では大変な状態じゃないかなというふうに心配するところであります。また猟友会の皆さんや、あるいは地元地域の皆さん等のご協力もいただいて、人的被害が起きないように、そういう対応を早急にとっていただきたいというふうに思います。

鳥獣被害について、もう1点お聞きするわけですが、鳥獣被害防止特別措置法というものが20年2月にできました。これについて計画書を出しているわけですが、農水省のまとめによれば、計画書を作成したところは933の市町村、そのうち公表済みが889、今、都道府県と協議中というのが44市町村、そして22年度中に被害防止計画を実施すると、作成するというのが122で、トータルで1,055の市町村が特別措置法に基づいた被害防止計画をつくっております。

この被害防止計画をつくれれば、どういうことができるかといえば、許可権限が市町村に移譲される、そして財政上の措置も講じられ、鳥獣被害対策のチームを組織して、チームの中でも民間人の隊員をチームに入れていただいて、市町村の非常勤として作業にあたっていただくということ等があるわけで、これも具体的に計画をつくって実施をしていっていただきたいというふうに思います。

それともう1点は、大宮へ抜ける道の法面の件ですけれども、これについて心配されているわけですが、このままの状態にしていくということのお考えなんでしょうか。再度答弁を求めます。

産業振興課長(宮崎君) 最初に、大宮の件でございますけれども、崩れているということで現場を見させていただきましたが、イノシシ等が侵入しないような工夫について今、対策を検討させていただいております。地元あるいは建設課等と今後協議をしながら検討していきたいと考えているところでございます。

あと町においても計画をしてというようなお話でございましたけれども、これについては、もう少し大規模なことを想定しているのかどうか含めて検討していきたいと考えております。以上であります。

4番（大森君） それでは対応について、しっかりとやっていっていただきたいということを求めておきます。

最後に、時間がありませんけれども、最後ですけれども、町内経済は好転しているかと、町内企業の状況はどうかということでご質問いたします。

特に町長が招集あいさつで、町内の大手企業では活発な動きが見え始めたところもあるが、全体としては依然として厳しい状況下にあるというご判断をされております。こういう中で、一昨年のリーマン・ショックでどこでも経営危機に直面し、資金調達に苦慮してまいりました。これを乗り越えた事業所がある一方で、今も借りたくても返す当てがない、そのため、まだ融資を申し込まないで我慢をしているということで、我慢も限度を過ぎていているというふうに非常に困っている方もいらっしゃいます。昨年の融資の状況についてお尋ねいたします。

次に、経済産業省は、金融円滑化法の趣旨を踏まえて、リース料の支払猶予や契約期間の延長の申し込みに対して、これにきちっと対応するようというところでリース業界に通達を出しました。これは特に固定費の軽減という点で大いに活用してほしいというふうに思うわけですが、なかなか皆さんのところまで伝わっておりません。これについて町の広報や、あるいは行政など、あらゆる面で町内の企業の皆さんにお知らせして、固定費を少しでも軽減していただくということでの対応をされるよう求めていくわけですが、それについてのご答弁を願いたいと思います。

もう1点は、下請法があるわけですが、この遵守をぜひ町内企業にも求めていってほしいというふうに思っております。特に先日『日経』の新聞にも出ましたけれども、公正取引委員会の21年度の公表では、親企業による下請法違反が高水準にあるというふうに報道しております。当然町内にも企業活動があるわけですから、可能性はいくらでもあるのではないかとこのように思います。

これについて町として町内の親企業に対して行政指導するという権限はありませんけれども、町内企業の皆さんとお会いする機会が多だけに、下請に仕事を出している親企業に対して下請法を遵守するよう、町長の側からも誠心誠意込めて要請をしていただくということを求めたいと思いますが、これについてご答弁願いたいというふうに思います。以上で1回目を終わります。

産業振興課長（宮崎君） 町内経済状況について、イトロでご質問いただいておりますが、順次ご答弁させていただきたいと思います。

最初に町内企業の状況ということでございますが、総体的に言いますと、状況が改善したとは言い切れず、受注に関しましてもコストダウンが要求され、納期につきましても短納期であるなど、なかなか収益が改善しないという傾向が、特に小規模事業所の皆さんに多いというふうに認識しております。また町内の大手中堅企業で同業種の事業を行っている企業に

においても業績にばらつきがありまして、また同一企業内においても部署ごとの仕事量に差が生じている事業所もあると伺っております。

一方、取引先事業所、いわゆる親会社などの業績が改善してきている小規模事業所においては受注量が改善している状況も見受けられ、本当にごく一部ではございますが、リーマン・ショック以前の業績を上回るような、そういう業績となっている事業所も見受けられているところであります。

小規模事業所を含めた町内の各企業の状況といたしましては、全体として回復基調にあると言えますけれども、戸別に事業所の業績をお伺いする中では、まだまだ受注や資金繰りに苦慮されている事業所もあるという状況でございます。

続きまして、制度資金の融資の状況についてお答えいたします。

平成21年度の融資状況は、県、町の制度資金全体といたしまして、193件、20億3,085万円の融資実績となっております。この融資状況は、平成20年度と比較いたしますと、件数で64件の増、融資額で8億3,488万円と大幅な増加となっております。県の制度資金につきましては、前年対比38件、6億4,965万円の増となっております。また町の制度資金につきましては、同じく前年対比26件、1億8,523万円の増という状況でございます。

次に、設備資金・運転資金別に状況を見ますと、設備資金につきましては、全体で19件、1億8,391万円で、前年と対比しますと、件数は同数ですが、融資額は7,240万円の増となっております。

運転資金は件数で64件、融資額で8億2,764万円の増となっております。いずれにしてもセーフティネット5号の認定を取得する中での融資が高い伸びを示しております。

次に、下請法の遵守についてでございますけれども、下請代金支払遅延等防止法、いわゆる下請法の違反でございます。中小企業庁より5月31日付で21年度の取締状況が公表されました。主な違反としては、支払代金の遅延、代金の減額が多く、全体違反の80%を占める状況となっております。発注内容や金額を記載した書類を渡さないなどの手続規定違反は1,653件という状況でもございます。

当町の親会社となり得る企業の皆さんは法令を遵守され、適正な取引が行われているものと考えておりますが、一般論として下請取引の適正化の呼びかけは折りを見て実施してまいりたいと考えております。

次に、リース料の支払猶予についてであります。ご承知のとおり4月16日の経済産業省の、いわゆる金融円滑化法の趣旨を踏まえて、同法の対象金融機関とならないリース会社においても、中小企業からリースに関する支払猶予や契約期間の延長の申し込みがあった場合は、柔軟かつ適切な対応をするように社団法人リース事業協会に要請いたしました。



本件につきましては、商工会、テクノセンター、テクノハートなどとも連携をとりまして中小企業の皆さんへの広報に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

4番（大森君） 特に町内の企業について、バランスがあるということであるわけですが、しかし、個人企業あるいは3人、4人という零細企業が数多くあるわけでありまして。そういう中で融資が受けられない、受ける元気がない、あるいは仕事がないために仕事を続けたくても受けられない、こういう方もいらっしゃいます。そういう点で、やはりそういう広報をきちんと素早く、手早く動いていただくということで、こういうリース料の支払猶予なんていうことは毎月毎月何万円という形で金額では支払われるわけですから、こういうものについても、きちん的確に対応できるように素早い行動を求めたいというふうに思います。

下請法の遵守ということで町内企業の皆さんにも丁重にお願いしていただくということで、町内の企業がルールある経済社会をつくっていく、その見本になるような町内の産業振興になればというふうに思います。

時間になりました。以上で私の一般質問を終わります。

議長（春日君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時01分～再開 午前11時12分）

議長（春日君） 再開いたします。

次に、1番 田中邦義君の質問を許します。

1番（田中君） 最近の町を取り巻く社会情勢の中から3項目質問いたしますので、前向きに、かつ簡潔な答弁を期待いたします。

少子高齢化の人口減少で国内の活力が失われていくという大きな課題をかかえる中で、緩やかながら大手企業では生産や収益に回復が伝えられており、町内の下請中小企業においては一部にそういう現象が見られるものの、受注・生産とも回復の実感が伴わない厳しい経営環境にあると言えます。

#### 1. 町内産業の活性化対策（景気対策）の取り組みについて

今回の不況では、中国やインドなどの新興工業国や韓国、台湾などアジア地域が急成長を実現し、世界経済の新たな牽引役となってグローバル化のメリットを享受しております。この流れの中で、我が国企業では、これら地域への海外シフトを強めており、従来の製品などの輸出から現地生産へ、それも国内から主要部品などを送っての現地生産から、最近では原材料や部品なども現地調達する生産へと変わっております。

こうした動きの中で工業の町、下請中小企業の町である我が町の主力産業であります製造業は、これからも持続的に付加価値の高い元気な産業であるための取り組みが必要であります。

#### イ．新たな受注開拓について

企業が海外に生産を移したことにより、平成20年度1年間だけで国内生産額が何と35兆円、雇用にして96万人分もが海外へ流出ということで国内から減っております。この海外シフトは町の製造業への影響も甚だしく、当面の景気対策とあわせ、将来への基盤強化が課題であります。価格競争力を上回る加工制度や加工方法など1ランク上の生産技術のみならず、材料や品質など中核となる競争力の強化を図り、町の最大の資源であるものづくり力を特化する取り組みが喫緊の課題と言えます。

このためのひとつの方法として、当面する景気対策を兼ね、今まで町内企業が取引がなかった、これから成長が見込まれると言われる分野、医療機械とか航空機関連とか環境とか省エネ関連などのメーカーへ出向いて新たな受注開拓を行うとともに、これら大手メーカーの開発や設計部門、生産現場や資材や購買などの関係者に自分たちの加工部品などを見てもらい、評価を受けながら受注へ向けてのアドバイスや要望などを聞く受注開拓キャラバン、こういうものを実施すべきではないかと提案します。町の所見を伺います。

#### ロ．プレミアム付商品券で消費刺激を

長引く不況と少子高齢化で、国内の消費は低迷し、デフレ状況にあり、町内も消費は低調で、国全体に閉塞感が定着しております。消費を拡大するためには景気の拡大が待たれるところではありますが、町内の購買力を刺激し、町内での買い物を促すための効果的で手っとり早い対策としてプレミアム付商品券が有効と考え、発行すべきではないかと提案しますが、町の所見を伺います。

なお、昨年3月発行したプレミアム付商品券、3千万円は1週間で完売するという人気でしたが、町内のすべての事業所、商店、サービス等で使用できるものにするため、町が全額プレミアム代を負担するものを提案するものであります。

#### ハ．小規模事業所従業員の雇用創出について

今回の不況で国の雇用調整助成金制度が休業補償により雇用のつなぎに大変効果があり、利用事業所も多かったと言われております。しかし、この制度は事業所が雇用保険の適用するものとなっており、家族的な小規模事業所などは対象外であることから、仕事がなく休んでいても助成金を受けられないところも多くありました。今までは町内大手企業も下請中小企業もともに受注や生産が減少し、低迷しておりましたが、ここにきて大手企業の生産に回復が見られるようであります。しかし、小規模事業所までは仕事が流れてきていない状況にもあり、町内の大手企業が町内の小規模事業所と連携し、従来の下請系列とは別に協力連携し、小規模事業所などが仕事のないときに大手企業の生産現場に入り、臨時的な構内下請として働くことができるような、そういう連携、取り組みが望まれます。このような町内企業の連携、ネットワークづくり、言うなれば町内の仕事の分け合い、こういう取り組みにつ

いて町の所見を伺います。

また主婦や高齢者などで働く機会を求める人が多くなっておりますが、これらの人たちに働く機会・場をつくるため、地域の環境整備や高齢者の買い物支援、交通など行政課題に向けて町単工事などを臨時的に実施し、雇用を創出することが望まれますが、町の考えを伺い、第1回目の質問といたします。

町長（中沢君） 田中議員の町内産業の活性化対策についてお答えしてまいります。

県内製造業の生産は、業種によって水準にばらつきはあるものの、総じて持ち直し傾向にあるとも言われております。町内事業所の状況は、生産、受注が回復基調にあるという一方で、いまだ大変厳しい状態が続いているということで、二極化が進んでいるなという感を持っております。また回復基調にあるという事業所におきましても先行きが不透明だということ、そして、まだまだ予断が許されないという状況でもございます。

このような状況の中で、お話しのように医療関連や環境エネルギー関連など新たな成長分野における受注開拓や新しい技術に取り組むことは大変重要でもございまして、私どもも町として支援していかねばならない課題だと、こんなふうに思っております。

坂城テクノセンターでは、22年度事業といたしまして、新たに町内事業所における関心が高い環境、省エネ、ロボットに関するセミナーを、これらの産業への産出について可能性を探っていこうということも計画しております。あわせて経済産業省が実施しまして、緊急経済対策で、ものづくり中小企業製品開発等支援補助金が7企業において採択されたわけでもございます。これは新技術あるいは試作、そして開発し、それを市場に販売するという仕組みの中で、さらに力をつけていくというものでもございます。

坂城町も参加しております上田広域産業活性化協議会においても、新産業・新技術へのステップアップとして魅力ある商品開発や技術開発などに対する積極的な意識を形成するというので、参加企業同士で市場をアピールする、そういった仕組みを学ぶべき新講座を坂城のテクノセンターが中心になって進めているわけでもございます。

受注開拓キャラバン隊のお話も出ました。受注開拓そのものは基本的には製品に造詣の深い当事者がプロの立場で主体的に取り組むことが原点だなと。そういう中で、行政はどういう役割を担っていくのか。観光や特産物、あるいは人的な面で人が足りないからということで、不特定の多数をとすることは、よく使われる手法でございますが、この手法もなかなか難しいなど、こんなふうにも考えております。まずは町内事業所の新分野への進出に向けて技術セミナーや研修会を中心にして、技術の面、そして新製品の開発の面に力を入れていきたいと、こんなふうに思います。

そうは申しましても、受注対策への支援も大事でございまして。町では機械要素や加工技術を一堂に集めた専門技術展への出展を支援するとか、町内事業者が独自にすぐれた技術を発

信し、受注拡大に新たなビジネスパートナーの獲得という面には、いろいろフォローしてまいりたいと、こんなふうに思っております。

坂城ならではのひとつとしてテクノセンターがあり、それに加えて約100社に及ぶテクノハート事業協同組合がございまして、これは県も注目している施設で期待されることでもございますので、協調受注や加工の仲介などを、より強めてまいりたいなど、こんなふうに思っております。町といたしましては、このような取り組みを、より強めるとともに、申し上げましたような新分野への受注開拓に尽くしてまいりたいと、こんなふうに思っております。

先日、県の商工労働部長が坂城へやってきました。私との話で、最近どうも県の仕事が、どちらかという大手あるいは大学等に偏りがちだけれども、県の行政そのものは中小企業への力尽くしが何より大事だということを申し上げる中で、まず坂城から学び、坂城の問題点をしっかり見つめて対応してほしいということであったわけですが、それはそのとおりだということで、坂城で2つの企業も見学し、また、ばら祭り等の坂城の全体の、企業の町だけれども、そういう生活の面でも頑張っている姿を見ていただいたわけでございます。

そうした中で県の部長と私とのお話の中で、県では産業集積戦略をしていると。ナノテクなどを中心にして産学官連携を進めている。あるいは大事なことは、技術開発をするには県の立場として工業的な試験場をより充実させて、昨年もう10年間ぐらいの予算で施設整備をしたと、これを何とかみんなで見ていただきたいんだと。坂城のテクノセンターと連携して進めたいと、こんなお話もあったわけでございます。

市場に係るマーケティングの問題もございました。販売開拓ということでございますが、県においても、進め方は専門家をより地域に配置して、その専門家を通じて受注を進めると。それを仲立ちとして進めるという形でございまして、受注開拓というのは専門家を通じてやるというのがまた原点だなと、そんな思いがしたところでございます。

新技術の開発、あるいは製品の企画・販売ということで、ワンストップ的な仕組みもつくってまいりたいというお話もありました。私がかねがね申し上げているように、坂城はテクノセンターという長野県にない施設があり、この10年いろいろな力を培ってきたと。そしてまた、テクノハート事業協同組合、まず、そういうところに自信を持ちながら、さらにそういう仕組みを生かしていくということ、そういった積み重ねが今こそ求められているなど、こんな思いもいたしております。もちろんPRも大切でございますが、何かマクロのPR的なものは、なかなかなじみがたいなど。

国際的な面におきましても、国際産業研究の皆さんが今度は中国の万博へ行って、より広く物を見ていくというような計画もございます。いろいろ企業自身における対応をより期

待し、信じて、これからのまちづくりの中核である産業おこしに力を尽くしてまいりたいと、こんなふうにと考えるとこでもございます。

産業振興課長（宮崎君） 私からはプレミアム商品券の発行について、まずお答えさせていただきたいと思います。

昨年3月2日に1万円分の商品券、2,000円分のプレミアムをつけたプレミアム商品券を発行させていただきました。プレミアム総額300万円ということで大変ご好評をいただいたところでございます。このプレミアム商品券につきましては、もう1度実施してほしいというようなご要望もあるわけですが、ご提案もいただいたわけですが、町及び商工会といたしましても、財源の確保が非常に厳しい状況にございまして、難しい状況であるというふうにと考えているところでございます。

しかし、そのかわりというわけではございませんが、昨年7月に漫画家の矢口高雄さんの全面的な協力を得てデザインを変更いたしました坂城商品券を利用して、当たりくじ付商品券として商工会において7月1日から1カ月間の予定で発売し、年度内に合計3回実施できるような準備を進めているところであります。

この当たりくじ商品券は1枚500円の商品券を10枚と抽選番号が記載された番号札1枚を1セットとして販売いたします。その番号札に抽選番号が記載されておりまして、後日実施する抽選会で抽選された場合は当たり番号ということになります。この当たりくじは1等が1万円、2等が5千円、3等が1千円の商品券が用意されています。それぞれの当たり本数につきましては、景品表示法というのがございまして、それに基づきまして総売上の3%以内という縛りがございまして、現在その範囲で、できるだけ多く出せるように調整を行っているところでございます。販売総数につきましては、500円券10枚1組を2,400セット、合計1,200万円分を予定してございます。また販売所につきましても、従来の商工会に加え、町内3事業所のご協力をいただく中で4カ所で販売をしていく予定ということでございます。

以前実施いたしましたプレミアム付商品券のように購入された方すべてに10%分の特典がつくわけではございませんが、今回の場合、1等が当たった場合には200%、2等の場合は100%、3等においても20%のプレミアム分がつくこととなりますので、大勢の皆さんにご購入をいただきまして、商品券をご利用いただくようお願いもするところでございます。予算が少ない中での取り組みでありますので、何とかそういった希望をとということでご考えたわけでございます。ご理解をいただきたいと思います。

次に、八の小規模事業所従業者への雇用創出についてということですが、平成22年5月28日に発表された長野労働局の発表によりますと、平成22年4月前後、完全失業率は5.1%、昨年7月の5.6%から比較すると回復はしてきていますけれども、高い水

準で推移しているということでございます。このような厳しい経済情勢が続く中で、雇用調整助成金受給の対象とならない事業所の方や高齢者にとっても雇用環境は厳しい状況が続いているものと認識してございます。

こういった状況の中で、働く機会を創出するために企業間の雇用連携のご提案をいただいたわけでございます。町内の比較的大きな企業の構内下請作業を小規模事業所の皆さんに担ってもらうことに対しましては、町外へ流出する可能性のある仕事が坂城町の中の企業間で仕事が回るということでメリットはあるというふうに考えているわけではありますが、しかし、発注する企業も、できるだけ実績に基づく信用の中で協力会社等に仕事を発注することを望んでいると思われまして、仕事を発注する企業が必要とする技術と小規模事業所の技術のマッチングをどう行うかといった課題も考えられます。また発注する企業の技術や情報の漏洩対策や発注する側と受注構内下請となる事業所とのさまざまな調整を行わなくてはならないという課題もございます。今後は関係機関へ相談するなど他市町村の状況等も研究しながら、ご提案のネットワークづくりということも含めて実施可能かどうか、検討してまいりたいと考えているところでございます。

受注の取り組みといたしましては、テクノハート坂城協同組合の事業として共同受注や加工の仲介を行っておりますので、会員事業所が主体となりますが、テクノハートで仕事を受注し、小規模事業所等へ仕事を紹介する取り組みも今後行ってまいりたいと考えております。

町では、昨年度から国の緊急雇用創出事業を活用して雇用創出にも努めております。この中では主婦の皆さんや高齢者を含む多くの皆さんに仕事に従事していただいております。これにより厳しい雇用環境の中、家族の方が離職された世帯に対しても主婦や高齢者の方に新たな雇用創出を図れたことによりまして、世帯の収入が増加するなどの成果も出てきていると考えております。

なお、町単工事の増額については、限られた財源の中で非常に現時点の中では厳しいと考えておりますけれども、国や県等の施策を活用する中で雇用創出に努めていきたいと考えているところでございます。以上であります。

1番（田中君） ただいまそれぞれ、一応景気の回復がまだ定かでない中での町の取り組みについて説明を聞きました。

まず町長の答弁の中でございますけれども、技術セミナーとか技術研究会とか、そういう今までのメニューをどうこう言っているんじゃなくて、こういう今、仕事がどんどん国の中から出ていっているという、流出しているという、なくなっているという中で、新しい分野へ行政が間に入って取り組むということを私は取り組んでいただきたいと思いますという思いで申し上げたんです。

これはどういうことかという、私も実は長い経験の中にそういうことが何回かあったんですけれども、企業さんに企業の下請の町の地方の企業さんが仕事をいただきたいと行って行っても玄関払いなんです。これはもう20年も前から大体そういうことなんです。ところが、地方事務所や何かが間に入って、こういう形で少し地域の工業の皆さんが行って、受注に結びつけたいんでやらせていただきたい、見せてほしいという、大体オーケーの可能性が多くなるんですよ。だから私は町が間に入って汗をかいてほしいということなんです。

ご存じかと思いますが、昨年1年間に日本を代表する自動車産業である乗用車がトヨタを含めて9社、国内の9社が海外で9%増産しているんですよ。ところが、国内は10%減産。従って、輸出は26%も落ちてるんですよ。その分、結局、国内から仕事が出ていっちゃってるんですよ。仕事がなくなっているんですよ。町の自動車関連は2番だか3番の仕事の主力産業なんです。その部分がどんどん抜けているというのに、セミナーもいいです、それはやめろということじゃないんですよ。それは当然やるだけけれども、新しい需要の山へ向かって掘削に行く必要があるんじゃないかということなんです。そういう取り組みを町が汗をかいてやってみたらどうかということを行っているんで、ぜひそういうことを、そんなに大変じゃないんです。

それで町長、いいことをおっしゃっていただいて、県に、私自身も県が間に入って、そういうことをやれと。実は私、飯田でやったんです。そしたら、それがうんといいということで、今、中小企業振興公社でやっているんですけど、長野県、この広い中からぽつんぽつん募集、手を挙げて、それで企業は行っているんです。こんなこと意味ないんですよ。この町の地域だからこそ、ここではこういうものもこういうものもできるんだよというものを持って行って見ていただいて、そして評価をしてもらって、あるいはアドバイスを受けて、そして、どうしたら仕事につなげるかという、そういう取り組みをぜひ県にも応援してもらってやることを要望しておきます。

プレミアム付商品券で、当たり券付商品券ということでございますけれども、1,200万円という規模で発行するということ、今初めて聞きましたけれども、本当はみんなが、商品券を買う人が全員がメリットがあるように、少しでも10%という安く買えて、余計買えて、そして、それを町内で買うことによって町内の金回りをよくする、消費を促進する、そういうことを本当はやっていただきたいなという思いなんで、何か当たり券付は、しかも当たり券が3%というようなことでございますけれども、この暮れなりに、秋に中元期に向けて本当は何かプレミアムの的に消費者の皆さんに有利なような取り組みをしていただきたいなという思いでございます。ぜひそういうことを検討して、案外みんなが、あまねく町でお買い物しようという、そういう取り組みにかかわれるようにやっていただきたいなと思います。

それから小規模事業者の関係でございますけれども、課長に申し上げておきますけれども、今、内製化が進んでいるわけです、仕事そのものが少なくなっているから。従って、この不況で派遣切りなど各社が人員を減らしているわけですね。減らしているということは、それだけ、今忙しいといっても、ひとつには減らしているからこそ満杯なんですよ。

しかももうひとつ大事なことは、この先の見通しがわからないんですよ。昔のように長期な上りじゃわからない。いつ何時また下がるかもわからない。先行き見通しが無い。そういうときに、やはりちょっと仕事が増えたからといって人を雇ったりやるよりは、地域で働いている人たちをネットワークして間へ仲介してあげて、そして即戦力であるそういう小規模の人たちが現場へ行って働いて、仕事・雇用の、そして所得の機会をつくってあげるといって、そういう取り組みを私は考えて申し上げたわけございまして、そういうことでぜひ取り組んでいただきたいなと思います。

ちなみに大田区、中小企業の町、1人から9名の工場が82%という。私、昔、行って調べた58年は9,190の事業所があったんです。今、何と4,351ですよ。あそこはまだいいんですよ。ああいう大きな人口をかかえて、アパートやマンションにどんどん工場をやめて作りかえる。この長野県は、やはり主力産業をいかに次の活性化に図っていくかということが課題でありますので、ぜひそういう取り組みをしていただきたいと思います。

時間の関係もございまして、第2問目の質問に移らせていただきます。それとも何か課長の方で意見があれば、ちょっと言ってください。

町長（中沢君） 行政の力をちょっと過大評価しているんじゃないかなと。私も商工部の主要な中小企業課長、あるいは振興課長を務め、10数年の中で、行政というものは景気のいいときに一緒にはできるけれども、しかし、いろいろな問題が出たときは、当事者に頑張ってもらいたくということが、まず基本だよというお話でもございます。しかし、下支えはする、あるいは産学官の連携の仕組みをつくるということ、こういった面での力尽くしはしなければいけないということであって、地方事務所からそんなにいろいろな成果が出たという情報は、それほど出てこなかったなという経緯もございます。

あわせて坂城町が、私は誇りに思うのは、それは大田区も大田区、その都度そのお話は聞いておりますが、坂城の企業の大手の皆さんほど、テクノセンターやあるいはテクノハートの中で長が自ら寄り集まってお話を聞く、あるいはそういう会議の後、大手の企業の先輩が今はこういう時期だからこうしようということ、そして先ほど申し上げましたように、今度は中国へ行って、みんなで少し研究しようじゃないかというような地道な進歩というか、歩みをしているなど、こんなことは私は誇りに思っておりますし、そういう力こそ坂城の工業の原点になってくるなど、こんな思いでございます。以上でございます。

1番（田中君） 町長から行政の力を過信しているんじゃないかというような思いも寄らない言



葉をいただくとは思いませんでしたけれども、行政は、よく銀行が言われているように、雨が降ったときに傘を貸さないなんていうことじゃいけないんでありまして、もうひとつ、私は町長によく言っておきたいんですけれども、いろいろメニューをやるということは何のためにやるかということなんです。この不景気のときに、今までいろいろやったと。ほかにないテクノセンターがあってテクノハートがあってやってきたんだから、この不景気にみんなが落ち込んでいるとき、坂城は半分の落ち込みで済んだというんだったらいいんですけれども、結局はいろいろな研修会や講習会や社長会やなんかあっても、結局今は国全体の仕事がなくなっていくというときに、しかも高齢化で産業活力、地域活力が萎えていくときに、やはり次の手段を考えるのが当然だと思うんですね。

お言葉ですけれども、私が飯田でやりました京都へ行ったのは、ちゃんと実績があって、当時私が行って7社見せてくれて、入れまして、そのうち3社と仕事が始まっているんですよ。それがいいということで今、振興公社があちこち、ずっと10年もやっているんですよ。あんなことは、しかし、私はこんな広い長野県からぼつんぼつんと募集して、それを組んでキャラバンしたって意味ないと。この町だからこそ意味があるんだということを申し上げておきます。

時間がありませんので、次の第2質問に入ります。

## 2. 下水道事業の運営について

町の公共下水道も供用地域が60%を超えるまでに進められておりますが、接続がこれからの課題になっていると思います。こうした中で最近、飯田市、大町市、東御市で相次いで下水道料金の受益者負担金や使用料の請求漏れが発覚しております。請求漏れということは、そこに使っているということが事業者である下水道事業局に把握されていなかったと、届け出がなかったということでございます。無断で使われていたということでございます。国も地方も大きな借金をかかえて伸びない歳入に対して福祉などの歳出増の要因が強まっていく、そういう中で財政が厳しさを増しております。そういう中で確実な歳入ということは、単に財政面ばかりでなく、住民の負担の公平・公正という、そういう上からも必然でありまして、わけても下水道事業会計は、これから地方自治体財政の大きな負担になると言われております。にもかかわらず、これらの市では10年以上の長年にわたって使用料の請求漏れがあったり、5年の時効によって請求不能額が飯田市だけでも1,181万円も発生しております。

### イ. 使用料請求漏れ防止策は万全か

下水道事業は下水道法に基づき、各自治体で事業を行っており、制度や規定などは同じような仕組みで取り組んでおられるわけです。今回明らかになった使用料金の請求漏れの原因として、私も調べてみたんですけれども、市役所へ届け出をしなかったと。

それから上水道と下水道が同じ部局でありながら上水の方はメーターをつけてやっておき

ながら、下水については、ここの家が水道メーターをつけたよという情報連絡が下水道に行っていないかったと。

そしてまた、3番目として、これはもう言語道断ですけれども、届け出があったにもかかわらず、事務処理ミスで使用者になっていなかったという大きく分けて3つの要因になっております。

そこで町は、このようなことが起きないように、起こさないために、どう取り組んでいるのか。請求漏れ対策は万全なのか。あわせて今回のこれらの市での発覚事例に対して対応は、どう取り組んだのかも伺います。

#### ロ．合併浄化槽設置者の接続状況は

住環境の改善で快適な生活と河川の水質保全に向けて下水道が進められておりますが、町公共下水道は、供用開始の日から1年以内に水洗便所を除く排水設備を設置する義務があります。この1年というタイムラグで下水道会計への負担や請求漏れなどの遠い要因になっているわけでございます。とりわけ合併浄化槽設置者にとっては、河川の水質保全に向けて役割を果たしているだけに理解を得る上で懸念されるところではありますが、この設置状況はどうか。また、このうち町の補助金を受けている、助成金を受けている合併浄化槽の設置者の接続状況についても伺います。

なお、さらに自家用井戸の所有者についてはメーターを取り付けることになっておりますけれども、このメーターの設置状況とこれらの課題についても、どう把握しているかもあわせて伺います。

建設課長（荒川君） 私からは下水道事業の運営に係るご質問のうち、イ、使用料請求漏れ防止策は万全かから順次お答えをまいります。

下水道の使用料は下水道特別会計を健全に維持していくための基本的な収入でありまして、町下水道条例に基づいて賦課徴収をしております。現在、公共下水道の普及率は6割を超え、2,060件余の方々に接続をいただいております。平成21年度の実績では54万<sup>m</sup>の汚水を長野市にありますアクアパル千曲で処理をし、8,949万円余の使用料徴収となりました。

下水道使用料の徴収漏れにつきまして、他の自治体での不具合が新聞報道ございましたけれども、その原因は、先ほど議員さんの中にもございましたとおり、下水道接続の確認が十分でなかったこと、事務処理に滞りがあったこと等ございました。

さて、この下水の接続につきましては、私ども坂城町におきましては、下水道条例及び下水道排水設備、指定工事店に関する規則により町が指定をする指定工事店が工事を行うこととしております。現在145の指定工事店が登録をされ、専属の責任技術者を配置し、5年ごとの更新、長野県下水道公社が実施する講習事項の義務化などによりまして適正な執行に

努めております。他の団体でありましたような無届けによる下水道の接続は、指定工事店の指定の取り消しでございましたり、責任技術者の資格の剥奪といったことにつながりまして、今後営業は一切できなくなる、そのような事態が想定をされます。通常はあり得ないものというふうに考えております。また指定工事店の皆様には日々の営業活動の中で排水設備工事を通じて下水道の普及拡大にもご協力をいただいております。

次に、具体的な流れについてご説明を申し上げますと、施主さんと指定工事店さんとで下水道工事のご契約が整いますと、通常は工事店さんが町への書類申請等の手続を代行して行っていただきます。町では申請に基づいて書類を確認をいたしまして、排水工事店さんの方で工事に着手をしていただきます。工事が完了いたしますと、完了届により町で宅内の検査を行い、基準どおりに工事ができ上がっているか、布設をされた排水管の内部をミラーで目視、内部を確認をいたしまして、また井戸水等で下水を利用される場合には、専用のメーターが取り付けられているか否か、こういった等の確認をいたしまして、検査済証の交付と検査が終わっておりますというステッカーを玄関等に張っていただき、下水道の使用開始となる、そんな具合で進めております。

徴収ミス等につきましては、市町村合併等によりデータの不整合、紛失、賦課の誤り等で起きるケースが多いとも伺っております。

私ども町におきましては、これら先ほど申し上げました工事の申請、工事の進行の確認等は主に事業担当の方で行い、その間そういう申請の書類を事務を行う者も内部回覧を行いまして、新規に使用者が出てくる、こういったものを事前に把握をしながら、工事竣工によりまして下水道の使用開始届が出されることによって、賦課徴収の台帳へ掲載をして使用料徴収のお願いをしておると、そんな具合で進めております。引き続き適正に使用料の徴収ができますよう、人為的なミスがないように十分に注意を払いながら事務を進めてまいりたい、そのように考えております。

続きまして、口の合併浄化槽設置者の接続状況についてであります。合併浄化槽の設置に伴う補助金の交付という制度がございまして、これは公共下水道の処理区域外、あるいは公共下水道の事業認可区域外の方を対象に平成5年度から実施をしております。今までに約600件の方々がご利用いただいております。公共下水道の事業認可区域の変更、いわゆる供用開始のエリアが拡大をしてくるということでございますけれども、それによりまして、それまでの間、合併浄化槽をご利用の方々も公共下水道のご利用いただける状況になってきておると、そんな状況でございます。

合併浄化槽を布設をされて公共に接続をされる方は基本的には管のつなぎ替えだけでご利用いただける状況でございますので、経費的にもそれほどかからず、下水の供用開始の区域ということでございますから、接続の有無にかかわらず受益者負担金の納付もお願いをして

まいる、また、合併に比べて公共下水道の方が維持経費的にも有利である、そういったこと等をご説明を申し上げ、逐次接続のご案内を進めております。

しかしながら、土地の立地条件や建物の配置等により、そしてまた補助金を得ながら自分で負担もしながら浄化槽を設置したと、当面水洗化をしてあることに変わりはない、こういった意識も否めないところであり、供用開始の区域内で合併浄化槽を設置された方が167件おられるうち、公共下水道に接続された方は70件といった状況でございます。この数値を見ますと、合併浄化槽の補助金を交付した方々は早目に公共下水道へ接続をお願いしたいわけですが、半面、早い段階で水質の保全や環境の整備にもお取り組みをいただいた、そういったことにもなろうかと思えます。

いずれにいたしましても、未接続の方へは広報等での啓発、またご案内を申し上げ、機会をとらえながら引き続き下水の接続についてお願いをしまいたいと考えております。

最後に井戸水のご利用の方で公共下水道につなが込みをされている場合には、水の使用料を把握するために井戸メーターというものをつけております。現在、自家水によって下水道をご利用の方は158件といった状況であります。以上であります。

1番（田中君） 下水道特別会計の未済額が去年ですと150万円を超しているわけですね。年々少しずつ増えているんですけども。未済額の場合は把握していると。いわゆる納める人のいろいろご都合等もあって滞納されているんですけども、請求漏れは把握されていないということでございますので、絶対こういうことのないように、今これから接続がこれからどんどん進めていただく中で、その辺がほかの、今事例が明らかになった市においても、下水道法に基づいて町と同じように指定事業者があったり取り消しもあったり、届け出もあったりやっているわけなんです。そういう点を十分注意していただきたいと思えます。

ひとつだけちょっとお聞きしたいんですけども、今回市は上下水道とも同じ部局でやっているわけですよ。上下水道局。ところが、町は県の企業局と、下水道は町でやっている。同じ部局でありながら横の連携がとれていないものが、企業局と違う機関で、しかも県という違う機関での連絡徹底というか、連携はどのようにとるのが、とっていくか、そういう漏れのない。今回漏れの中に複合住宅で増築したり、あるいは庭先に息子さんの家をつくるということで、メーターだけは申請上水道にして、メーターは上水道局で線をつけて、そうやっておきながら勝手に工事屋さんが今まで使っている母屋の方の下水へつないでいるわけですね。そういうのが飯田や何かで結構あるんですよ。そういう連携、同じ部局でありながら連携していないのが、違う部局であるのが連携をどういうふうにとるのがということ、まだ決まっていなくてもいいけれども、課長の考えをちょっと聞かせてください。

建設課長（荒川君） 請求漏れの実態について把握をしていないという、と申しますか、現状、先ほど議員さんのご質問にございました、母屋に勝手につなげてしまっている、メーターは

つけたが、つなげてしまっているということは、もうこれは大変よろしくない事象でございます、現に私も下水道の工事にあわせて公共枡までは設置をいたしております。ただ、そこにつなぎ込みをお願いいただくのは指定工事店さんという、そういう仕組みをとっておりますので、無断でつながれているということは、もうこれはよろしくないご事象ということになってしまうかと思えます。

ただ、もちろん工事店さんを通じて水道の開栓のお願いがあり、工事が終わりましたよということで、そこからは先ほどのお話のとおり工事が終わったということを確認をしながら、この方から使用開始届が出てくる、その方の上水道のメーターを県水に依頼をしてデータ徴収ということで水の使用料を把握をする、それに基づいて下水の使用料の賦課徴収をお願いしてまいる、こういった形をとっております。

県と町とで組織は異なるわけですがけれども、逆に違う部分でチェックの確認もできるのではなかろうかなど。少ない職員の中で精一杯やっておりますけれども、向かい合わせの中で、こんな工事書類が出てきていると、こんな方から使用の休止が出てくる、開始だけではなくて使用の休止届であったり廃止であったり、こういったものも逐次動きがございます。そういったものも逐一確認をしながら使用料の納付先を変えたりですとか、停止をしたりといった作業も出てまいります。現状そのような中で滞りなく事務の方はとらさせていただいておるのかなど。それにおごることなく事故のないように適正な執行に努めてまいりたい、さように考えております。

1 番（田中君） 大町市がなぜ発覚したかというのを調べたら、接続が悪いんで接続していない人を臨時雇用職員をお2人雇って回ってもらっていたら、つながって使っていたということが発覚したというんですね。そのうちの何件かは5年も過ぎて請求も時効になっていると。先ほどの質問でも、今、雇用が確保でございますので、将来的にはそういう臨時雇用というようなことも考えながら遺漏のないように取り組んでいただきたいなという思いでございます。

3 番目の質問に入ります。

### 3 . 小学校英語実施への取り組みと課題は

時間がなくて、本当はこれもしっかりお聞きしたいんですけれども、要点だけお答えいただければと思いますけれども、次の時代の日本を担う子どもたちに生きる力を育むことを目指して、算数や数学、理科教育の拡充、あるいは道徳教育、体験活動、外国語教育などの充実を図った新学習指導要領が今年4月から一部先行実施されましたが、多くの小学校では、来年度から5、6年生が新たに英語の、外国語といっても日本の場合は英語の授業が必修となります。この英語活動は英語で積極的にコミュニケーションを図る楽しさを体験し、英語のおもしろさや豊かさに気づき、コミュニケーション能力の素地・基礎を養うことが目標と

なっております。町内小学校でのこれに向けての取り組み状況と課題について伺うものであります。

英語を使ってコミュニケーションをすることに興味・関心を高め、意欲を育てるという趣旨を関係者にどう徹底されるかが課題と言われております。小学校と中学校の連携、特に中学校の教員が小学校の英語授業の実施を知る連携や英語を母国語とする外国人、ネイティブスピーカーの確保、さらに地域人材の活用などの取り組み状況と来年度からスムーズな実施へ向けての課題をあわせて教育長に伺います。

教育長（長谷川君） 田中議員さんからの指導要領の改定に伴うご質問についてお答えをいたします。

今ご指摘のように、来年度から小学校におきましては新指導要領による完全実施が始まりまして、英語活動が入ってまいります。21年度から移行措置ということで新しい指導要領に沿うことが認められておりましたので、町では21年度から小学校5年生、6年生につきまして英語活動の授業を取り入れてまいりました。

この理由につきましては、英語活動という教科の指導は、文部科学省も県教委も学級担任が行うという方向でこれを打ち出しております。しかしながら、小学校の学級担任の先生の中で英語教育の今まで学習をした先生方は非常に少ないというのが現実でありまして、果たして学級担任ができるかどうかということが一番の心配な事例であります。そういうこともありまして、早く取り込んで、どこに問題があるかということで探りながら、完全実施になりましたら学級担任に英語活動の授業を進めてもらうようにしたいというのがねらいであります。

教材としましては、文部省で発行しています英語ノートを使いました。それから、やはり発音等とかそういうことについて、あるいは授業をどう進めていくかということについてのアシスタントが当面欲しいということで、近くにお住みの地域の英語がお話できる方、あるいは大学生、または中学のALTのルーベン先生にも来ていただいておりますが、半分ぐらいはそういう方にも入っていただいて授業を進めるということで、学級担任の力量を高めるような活動をしてまいりました。また電子黒板も、これは英語活動には必要だという先生方からの要望が非常に強かったものですから、これも新しく導入をさせていただきました。

これから実際に授業を進めていくというところで、果たして学級担任の先生が指導できるようになったかというあたりも今年最後のところで検証しまして、まだまだ、ご指摘いただきましたネイティブスピーカー等の方の補助が必要であるのか、この辺はこれから見極める問題ではありますが、できれば先生方に指導をする力をつけていただければありがたいと思っています。

あと中学校との連携につきましてですが、先ほど申し上げましたように、ALTの先生は

既に入っていておられますし、これは続けていけるかという思いは持っておられますけれども、英語の先生に来ていただいているということは現在のところ考えておりません。

それから中学校の英語教育と小学校の英語活動ではねらいが若干違う部分もありまして、ここのところを混同すると、中学へ行ってからの英語について嫌悪感が出てくる可能性もあります。その辺はこれから十分慎重に考えていきたいなと思っております。

幾つかの課題はかかえておりますが、あと残された中で、どこまで克服できて新しい体制がとれるか、これから進めていく中で研究してまいりたいと思います。以上であります。

1 番（田中君） 教育長、中学との連携というのは、私ちょっと調べたところによると、ベネッセという教育産業のところが中学生を対象にアンケート調査したら、1年で入るときは約6割ぐらいの人は英語に興味や関心があると言っていたというんですね。ところが、夏休みを終わって調査したら、もう半分の方は英語は苦手だと言っているんですね。もっともこれは授業形態が違いますけれども。そこで私の読んだところの先生は、やはり中学の先生が、小学校がどういう英語をやったかということ把握した上でやる必要があるんじゃないかということをおっしゃっていますので、私、その受け売りだということではございますので。でも、スムーズにいったらいいことを期待しておりますので、お願いいたします。

時間になりましたので、最後に総括しておきたいと思っております。

人口が長期間にわたって持続的に減少している地域を過疎といいますが、この人口減少の最大の要因は、地域に産業がなく、従って働く場がないため、若い労働力が流出しているからであります。地球的規模で情報や人・物・サービスなど経済が行き交うグローバル化で製造業が中国やインド、アジア各地へ移って日本から流出しております。そうでなくても国や地域の活力が失われていく中で、産業が弱まれば雇用減となり、それが所得減へ、そして消費の低迷へと経済の渦巻きが縮むことが心配な最近の日本であり、我が町でもあると思っております。

このためには、町のものづくり産業が国際的な中核競争力を高め、新たな成長分野へシフトすることが望まれ、それを町が主導し、誘導して、これら新たな受注開拓へ取り組むことが必要ではないかと私は強く感じます。こういう社会に公金の請求漏れは言語道断、決してあってはならないことでもあります。飯田市など他市の……

議長（春日君） 時間になりました。

ここで昼食のため午後1時30分まで休憩をいたします。

（休憩 午後12時12分～再開 午後1時30分）

議長（春日君） 再開いたします。

次に、12番 柳沢昌雄君の質問を許します。

12番（柳沢君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をい

たします。

質問に入る前に、宮崎県に多発している家畜の口蹄疫感染で多大の被害に遭った畜産農家の皆様に心からお見舞いを申し上げます。また日夜感染拡大防止に努めておられる関係者の方々に対し、感謝と敬意を表しますとともに、一日も早く感染の終息を祈りまして質問に入らせていただきます。

１．新学習指導要領について

イ．外国語活動の取り組みは

文部科学省は、平成23年から外国語活動（英語）が小学校5年生、6年生で必修化されるということでもあります。これは外国語活動において音声を中心に外国語に慣れ、親しませる活動を通じて言語や文化について体験的に理解を深めるとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどコミュニケーション能力の素地を養うことを目標とされています。

このことについて、私は昨年3月議会で一般質問した経過がありますが、それだけに小学生時での外国語に慣れ、親しませる環境づくりこそ重要課題であるからであります。これの受け入れに対し、町内小学校においては最も有効的手段を講じられていかれると思いますが、過日の新聞報道に県教職員組合の定期大会において、本年度運動方針案に関する討論で、学習指導要領の改定で必修となる外国語活動をめぐる意見で、現場から使える教材がない、自分の英語の発音に自信がないといった不安の声が出ているとの指摘があったといい、指導のための環境を整える必要があるといった意見が出されたということでもあります。

当町の各小学校において、その取り組みの対応について現場との綿密な調整はできていますか。また新学習指導要領の実践について、どのように講じていかれるのか、その取り組みについてもご所見をお伺いいたします。

ロ．国際化社会に生きる力の涵養を

少子高齢化に伴い、人口の減少は国政にも大きく影響を及ぼしていくことに国民の多くが憂慮していることは周知のことでもあります。そのような中で、急速なグローバル化による世情の変化は、次世代を担う子どもたちに大きく影響が及んでいくことは必至であります。自国語はもちろん確実な習得こそ重要なことではありますが、これからは国際社会を生き抜く力の醸成こそ求められていると私は思います。

町内企業においても国際社会を無視しては生き残れることはできないとも言われています。将来を見据え、世界に通用する語学力の習得こそ大事なことではないでしょうか。ここから始まる基礎知識が次世代を担う児童生徒の糧となることを考えたとき、あらゆる手段を講じて生きる力の涵養こそ重要と考えます。将来を見据えた教育をどのようなご認識で行われていかれるのか、お尋ねを申し上げます。



#### 八．中学校の武道の必修化について

平成20年3月28日に中学校学習指導要領の改定がされ、新学習指導要領では中学の保健体育において武道の必修化が平成24年度から完全実施されることになりました。武道は武術・武技から発生した日本固有の文化であり、相手の動きに応じて基本動作や基本となる技を身につけ、相手を攻撃したり相手の技を防御したりすることによって勝負を争い合う楽しさや喜びを味わうことができる競技であり、また武道に積極的に取り組むことを通じて武道の伝統的な考えを理解し、相手を尊重して練習や試合ができるようにすることを重視する競技であります。さらに道德教育においても非常に役立つものと考えられます。新学習指導要領においても、武道を積極的に取り組むことが相手を尊重し、伝統的な行動の仕方を守ろうとすること、分担した役割を果たそうとすることなど、禁じ技を用いないこと、健康・安全に気を配ることができるようにすること、また武道の特性や成り立ち、伝統的な考え方、技の名称や行い方、関連して高まる体力などを理解し、課題に応じた運動の取り組みなどを工夫できるようにすることから始まるわけであります。

そこで中学校で武道教育が円滑に、かつ安全に実施できるように、どのようにそれを受け入れ体制を考えておられるのか、お伺いいたします。

#### 八．実施に向けた条件整備は

新指導要領に基づき、武道教育が円滑・安全に実施していくためには、指導者、施設、用具の完全な条件が備わっていることが重要であります。これなくして目的の成果を図っていくことはできないと思います。まず武道に精通した指導者の養成・確保や武道場施設、武道用具などの整備についてであります。どのように対処をお考えになられておられるのかお伺いをいたします。

教育長（長谷川君） 柳沢議員さんからのご質問、4点いただきましたが、順次お答えを申し上げます。

まず外国語活動の取り組みについてであります。

ご指摘のように、来年度から小学校におきましては、学習指導要領が完全実施になりまして、5年生と6年生に週1時間の外国語活動の時間が新設されます。外国語活動といいましても、原則的には英語ということになっております。これは教科学習ではありませんで、道德とか学級活動とか総合的な学習の時間と同じ扱いとして位置づいております。

目標は先ほどお話をいただいたとおりでありまして、コミュニケーション能力の素地を養うというところが一番のねらいであります。中学校の外国語、英語科の目標と比べてみますと、中学の場合には聞くこと、話すこと、書くこと、読むことというふうに学習内容が指定され、最後にコミュニケーション能力の基礎を養うと、こうなっております。その聞くこと、話すこと、読むこと、書くことという項目は小学校には明記されておられません。そういう知

的な学習というよりも英語そのものに、英語活動そのものに慣れ親しみ、コミュニケーション能力を高めるということが目標であります。その指導は、学級担任が行うということになっております。

21年度から新しい指導要領への移行ができるようになりまして、町内の3小学校では初年度の昨年から英語活動を取り入れてまいりました。5、6年生であります。昨年度は年間で20時間、本年度は35時間実施をいたしております。教材は現在使っておりますのは、文部科学省から発行されました英語ノート、というふうに2冊ありますけれども、これを中心に使用してまいりまして、学級担任の補助としまして地域の英語ができる皆さん、あるいは大学生、また中学校のALTにも何時間か来ていただいて補助をお願いして進めております。

移行期から始めました理由としましては、先ほど新聞報道のお話もございましたが、初めて入ってきた学習でありまして、学級担任が指導するという点で非常に心配があります。といいますのは、英語活動という授業を先生方は小学校時代受けたことがありません。それから、英語活動をどう進めるかという学習を大学でも大方の先生は勉強してきておりません。従いまして、英語活動という学習のイメージがまず沸いてこないということ、それから、どういう形でスタートしていけばいいかということなどで非常に戸惑いがあることであるかと思えます。21年から取り入れたということは、英語活動を進める上で、どういう問題があるのかということを実際に授業を進めながら研究し、勉強していただいて、指導する力をつけていただきたい、こういう願いでやってまいりました。2年間の間にしっかりそういう学習をして、完全実施になった23年からは担任の先生が指導できるようにと期待をしているわけですが、先生方の学習の様子、研究の様子など十分連携をとりながら、23年度からの完全実施に向けて万全の体制をとるよう、努力したいと思っております。

次に、口の国際化社会に生きる力の涵養について申し上げます。

お話のとおり、これからの世界は世界をつなぐ情報網と交通網が非常に発達してグローバルな社会になっていくことは、どなたも異論がないと思えます。しかしながら、その社会の中で生き抜いていく日本人として、どういう力を持つべきかということについては、さまざまな考えがあるように受け止めております。

今回の指導要領は、平成14年に改定されたものが、また新たに改定されたわけですが、その間にお話のあります国際化も随分進んできたことも受けて、これからの生きる子どもたちにつけたい力ということが十分うたわれているものというふうに思っております。

中心になっている目標は、前回もそうでしたけれども、生きる力を育むという言葉に代表される目標であります。その内容としましては、教科学習では基礎的・基本的な知識・技能

の習得、さらに課題解決のために必要な思考力、判断力、表現力、それから主体的に学習に取り組む態度、こういうものが要素として挙げられ、また道徳教育の中では人間尊重の精神、豊かな心、国及び郷土を愛する心、他国を尊重する、国際平和等の心を育てる、さらに主体性のある日本人の育成のための道徳性を養うと、こういうふうに定められております。これらの目標は、先ほどご質問のございました、これからのグローバル時代に対応できるものとして文部科学省が定めたものと受け止めております。

町内のそれぞれの学校におきましても、この生きる力というものを学校目標、学校の重点目標の根底に位置づけていただいております。国際化社会で尊重される日本人の育成を図ることにもつながっている内容であると。さらに次代を担う児童生徒の将来を見つめた教育であるというふうに理解をしております。それぞれの学校での目標、指導要領に定める方向の実現を目指して、PTAや地域の皆様のお力添えをいただきながら、日々の教育活動を、より一層充実させていってもらえるものと期待をしているところであります。

次に、中学校の武道の必修化についてであります。ねらいにつきましては、先ほどご指摘を頂戴したとおりであります。

まず現在の状況であります。現在は中学校の1年生は武道が必修になっておりまして、坂城中学校では剣道を学校選択として取り入れております。また2年、3年生は武道またはダンスのうち、どちらかを選択するということになっております。中学校の指導要領は24年からの完全実施であります。今度は1、2年生が武道が必修になりまして、3年生は球技または武道のどちらかを選択することになります。

武道の種類としては、ご指摘のように剣道、柔道、相撲が取り上げられておりますが、地域の実態にあわせて、なぎなた等の武道も取り入れることができるというふうに定められております。現在、坂城中学校は学校選択が剣道だけありますけれども、24年度からは柔道も選択できるようにすることができないかということで、現在研究を進めていただいております。相撲は施設面、また指導者の面でもちょっと取り上げることは難しいという見通しであります。

施設等につきましては、中学校の体育館、またはすぐ近くでありますので、文化センターの武道館を大いに活用していただきたいというふうをお願いをしているところであります。なお、剣道の防具等が必修の生徒が多くなりますので、不足する可能性もあるというようなご指摘もいただいております。現在持っている数でできるかどうか、検討を進めていただいております。

最後に、実施に向けての条件整備は万全かということについてであります。指導要領が告示をされましたのは、平成20年3月であります。それを受けまして、20年度から新指導要領実施に向けての準備を進めてまいりました。先ほどご指摘いただいた施設設備の面で

の必要なものの洗い出しと、それを導入することを進めてきたわけであります。各学校からの要望があったものにつきましては、国の補助金なども使わせていただき、最大限の努力をしております。理科実験につきましては、理科教育振興法に基づいて実験器具の整備を進めました。また各学校のパソコンの入れ替えとか先生方用のパソコンの充実、校内LANの設置、一部デジタル化のテレビの導入とか電子黒板の導入も進めてきております。ハード面での条件整備は、相当進んだというふうに理解をしております。

また1週間の学習時間が1時間増えることとなりますけれども、これについては土曜日を登校させるかどうか、いろいろな議論も世間ではございましたが、それをしなくても確保できる見通しが、小学校では、はっきりついてきております。中学は来年もう1年検証を進める必要があるかと思えます。先生方にも準備を進めてきていただきました。移行期に、できるだけ新しい内容で実施できるものはしていただいたのもそのためであります。

特に英語活動は、先ほどから申し上げましたように、一番気になるところでありますけれども、県教委の実施します講習会に参加をして勉強し、それを各学校で行かなかった先生に伝えていただくような研修体制もとってまいりました。また町の学校職員会でも20年度から新しい指導要領の実施に向かって研究を進めていただき、21年度、22年度は指導主事の先生をお迎えして授業を通しての研究等も進めてきております。完全実施に向けて、それなりの準備が整いつつあるというふうに、こちらも思っております。英語活動のように新たな活動もありますので、実際に取りかかってみないと、また問題が発生する部分もないわけではありませんが、教育委員会といたしましては、指導要領を見て想定できることのほとんどは想定して、可能な限り準備を進めてきたと思っております。恐らくスムーズに完全実施に入れるものと現段階では考えております。以上でございます。

12番(柳沢君) ただいま答弁をいただいたわけでございます。それぞれ教育委員会としての方針、また今までやってこられた面についてお話をされたわけでございますけれども、再質問をさせていただきます。

まず外国語活動の取り組みの関係でありますけれども、私は去る5月の初旬に、あらかじめ坂城中学の許可をいただき、単独で中学の英語の授業を参観いたしました。1年4組の時間で、先生はカナダ人のルーベン先生でありました。先生は自分で工夫してきた教材によって生徒と会話をし、最もわかりやすく英語の授業をされたわけですがけれども、私も参観ということで行ったんですけれども、いつの間にか生徒同様に先生からの質問、それに答えというようなことで授業に参加という形になってしまったわけであります。そんなようなことで非常に先生とのやりとりの中でいろいろ熱心なルーベン先生の英語の状況が非常に私も信頼感を覚えた次第であります。

そこで、これから行われる外国語活動で教材のあるか、ないかとか、発音の心配とか、こ

れから問題は山積すると思えますけれども、結局日本の先生方が教員ということになるには、それなりの英語の勉強もしてきていると思えます。私たちは、それを信じてきたわけなんです。そのときに初めて外国語導入ということになって外国語活動をしようというときに先生方が戸惑っているようでは、これは大変なことではないかというふうに思うわけですが、発音の勉強等は、やはり自国語をやられている外国の先生にお願いをして、それでこれから子どもたちに教えていくこと、これが私は最も日本の教育を預かる先生方に対しての本当の基礎的な勉強ではないかなというふうに思うわけです。これにはお金をかけてもいいじゃないですか。教育のためには。そのような思いで私が申し上げているわけでございます。この点についても、ちょっとまたご所見があったらお伺いいたします。

それから国際社会に生きる力の涵養についてでありますけれども、今、子ども手当の問題とか高校までの授業料の無料化等、少子化対策に国は取り組んでいるわけですが、今までそういうような条件に預からないで苦学して一生懸命勉強されてきた方たち、あるわけなんです。こういう中で、大半がこれから高校は出ていくということですが、その次はというと、大学ということになります。今、大学の状況の中では、日本の大学は大半、英語の授業であります。殊に私が直接お聞きした中では、この5年間以内には全授業を英語化する、英語で全部授業をしていくというようなことが学長が申されたのを私は直接お聞きしています。このような状況でいきますと、やはり坂城町、重要でありますから、また子どもたちの将来生き抜いていくということになれば、やはり国際語といえば英語であるということになれば、就職難で困る、どうしよう、また就職をしたが、やはり外国との関係をどうしようというときに、小さいときから、その素地を培われてきた子どもたちは、そこで初めて生き抜く力というものが涵養されるのではないかと。こういうふうに私は認識しているわけでございます。そういうようなことで、これからその辺も取り組みの中できちっとやっていただければなというふうに思うわけです。この点についても、どのようにお考えになっておられるか、お聞きいたしたいと思えます。

それから中学の武道の関係でございますけれども、中学の場合には体育館があるわけですが、今、坂城町の状況の中でいけば、体育協会、剣道部、日曜日と月曜日をやられています。それから社会体育のスポーツ少年団、月曜日、土曜日であります。中学クラブ、火曜日、木曜日、金曜日、こういうような使い方をしていて柔剣道場のないのは我が町かどうかというようなことですが、いろいろやりくりの中でこれからおやりになっていくということですが、これからこのように武道を必修ということになると、設備の関係においては完全にそれが生徒に影響のない、授業に影響しない方法でやっていけるかどうか、その辺についてお伺いいたします。

教育長（長谷川君） お答えをいたします。

まず1番の、これからの外国語活動を進めていく上で、いわゆる英語の生の発音ができる人をこれから入れていってはどうかということかというふうに思いますが、その面につきましては、先ほど今の先生方がそれができないことについてというお話もございましたが、現実問題としますと、今の先生方については、それが教員免許証を取る上では要求されていなかった時代であります。免許法で英語活動が義務づけられたのは平成19年からでありまして、それまでは義務づいておりませんので、やらなくてもなれたということもありまして、そういう面で言いますと、この3月までやってみての中での話であります。これからの外国語の生の発音ができる人を授業に入れていくことも考える中に入っていかなければいけないのかなというふうに思っております。

それから2番目の、これから英語が大事であるということでもありますけれども、小学校、中学校におきましては、学習指導要領に沿って学習を進めていくという、これは法的にそういう中にあるわけでありまして、現在は英語活動が週1時間あります。この1時間をどれだけ有効にするかということをもちろん求めていくわけですが、それ以上に、これを拡大するということは現時点では考えておりません。むしろ先ほど申し上げました生きる力の基礎となるもの、基礎となる知識・技能あるいは基礎となる物の見方、考え方、これをあらゆる教科学習を通して育てる、これが小学校、中学校の義務かというふうに思います。そんなふうにとらえて進めていこうと思っておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

3番目の武道のことですが、町の武道館は、場所にご存じかと思っておりますけれども、文化センターの一番西北の隅にあるわけでありまして、あそこには中に柔道室と剣道室がございまして、あと更衣室等の施設も揃っておりますが、いわゆる武道場としての機能を十分持っている場所であり、しかも中学から非常に近いということでもありますので、体育館とともに、この武道館をどういうふうにこれから有効に使うかということで進めたいと思っております。先ほどご指摘いただきましたクラブ等の時間は夕方から夜にかけてでありますので、授業に差し支える状況は今のところございませんので、大いにこれを活用したいというふうに考えております。以上であります。

12番(柳沢君) 将来の子どもたちに不自由なく勉学が安心してできるようなお計らいを今後していただくようお願いを申し上げます。

## 2. 住民との信頼構築について

### イ. 職員の意識改革について

私たち議会は、去る5月11日より3日間、3班編成により議会報告会を開催し、町民の皆さんと膝を交えて町政について懇談をいたしました。その席上で、ある区の行政協力員より発言が求められました。その内容は、ほかに複数関係する区がありますが、当の協力員が

代表で、ある件について町に要望書を持ってお願いに行ったということでもあります。切なる願いを込めた重要な要望書を担当係のテーブルの上に提出し、お願いすると、係の人は、一番真っ先に「予算がない」という一言だったということでもあります。要望書を持って行って、すぐその答えが返ってきたので、次の言葉が出なかったということでもあります。「今日持って行って、今日決まるわけではないが、即座に言われては話にならない」と行政に対する不快感を話されました。関係する区の住民の切なる願いを表した要望書提出の代表者に即座にその意を損なうような心ない返答は、代表者の心情からは行政に対する信頼感の失意であると思います。互いに信頼し合える行政にすべきだと思いますが、住民に対する職員意識の改革が求められているが、どのように考えておられるのか、ご所見をお伺いいたします。

□．職員の対応教育の必要性は

時代の変遷とともに多様化する住民ニーズに添えていく自治体の職員も過重な責務を果たしていかなければなりません、それだけに住民の期待も大きいものがあります。職員は住民全体の奉仕者としての自覚と責任を持って努めているのでありますが、その接遇の如何によっては評価されないものも現実であります。職員といえども、それぞれの個性も異なっておりますが、職員全体が住民の奉仕者的精神が培われていることが来訪する住民に対して気持ちよく親身になって接遇ができるような意識と教育をどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

副町長（柳澤君） 柳沢議員さんのご質問にお答えいたします。

最初に、この職員の意識改革についてであります。

行政の事務を進める上におきましては、時代の変化を的確にとらえ、多様化する行政の需要に対応するため、職員一人一人が常に改善、改革に取り組んでいく必要があると考えております。それゆえ職員が日ごろの仕事に対して職員自身が目標を立て、それを職員が自ら評価する、いわゆる自己評価をしていくことで、職員が自ら改革しようとする意識の向上を図ることを目指すということも大変大事なことであります。今後職員に対して、こうした研修を検討してまいりたいと考えているところでございます。

職員の窓口対応等につきまして、ただいま苦言等がございました。町民の皆さんとの接点には窓口、あるいはまた電話もありますし、町から発送する文書というやりとりもあるわけでございます。特に人と人とのかわりにおきましては、これは十分注意すべきことなんですけれども、職員だけがわかったつもりでお話をし、町民の皆さんに職員の意が伝わらなかったということも、まま出てしまっているかなと、そんな思いをするわけでございます。今ご指摘を受けたことを反省しまして、今後の改善につなげてまいりたいと考えております。

続きまして、この職員の対応教育の必要性はということでもあります。

ご質問にもありましたが、職員は全体の奉仕者として、その責任を自覚し、職務を遂行し

ていくことは当然のことです。日ごろ住民の皆様は役場に申請の手続、あるいは要望などでおいでになることが多く、職員の接遇向上は常に求められています。

こうした中で、町におきましては、職員の窓口や電話対応などの接遇の向上を目指し、職員研修等に取り組んでいるところでございます。新人職員につきましては、初年度に市町村職員研修センターで行う新人職員研修において職員としてのマナーの基礎を受講しております。全職員向けとしましては、電話の対応の研修や職員による接遇マニュアルの作成など行うなどしまして、接遇の向上を図ってまいっているところでございます。さらに昨年度は、当町出身でNHK学園講師の山岸弘子さんによる職員接遇研修を実施し、職員約70名が出席し、勉強した次第でございます。

今後も継続して各種研修を実施し、職員の接遇に対する意識を高め、質の高いサービスの提供を目指してまいりたいと考えております。以上でございます。

12番（柳沢君） 窓口対応とか、また他から講師の先生をお願いしてきて研修もしているということでもあります。これはぜひやっていっていただきたいというふうに思うわけでもあります。

町は、長期総合計画の後期基本計画の行政運営の体系で、こういうことも言っているわけです。住民との協働体制の構築で質が高く住民の満足が得られる施策、事業を推進するために、職員の意識改革など庁内での調整を進めるとともに、限られた財源のもとで効果的に事業の実施については住民との信頼関係を築き、協働して推進していくと述べられています。今回の言動の住民との信頼関係については、どのように受け止められているのか、この辺についてお伺いいたします。

また職員の対応教育の必要性ですけれども、ただいま副町長からお話ございました。そこで現在、町は職員は住民に対しての接遇に対する服務心得、それから宣言というようなことでいろいろと規定はされておりますけれども、しかし、職員に、このようにこうだという具体的なマニュアル等はあって、それによって行われているかどうか、その辺についてお伺いいたします。

副町長（柳沢君） 今回の件についてというお話でございますが、私もその場に立ち会っていたわけではございませんので、詳しくはわからないわけですが、普通だと要望書等は、また町長まで上ってくるということでございます。しかしながら、担当とすれば、恐らく予算のこともきっと気になって、つい予算というようにお話もしてしまったんじゃないかなと推察するわけでございます。町民の皆さんと、そういう問題についていろいろ話し合う場合には、常日ごろゆっくりと、十分に相手の皆さんのお話をお聞きして、そして、こちらの方もあまり専門用語とかそういうものは使わないようにして、あるいは使うとしても、これはこういうことですよというような形で、わかりやすくお話ししていくことが大事だと、そんなふうに思っております。



接遇のマニュアルにつきましては、平成16年につくられております。職員がいろいろ意見を出し合って、そして作成したということで、電話から窓口から書類の渡し方とか、いろいろなことについて出ております。そうしたものを参考にして、ぜひまた資質向上をお願いしたいと思っているところがございます。しかしながら、なかなか人間の癖とかいろいろございまして、即それを見たからなるというわけにはなかなかまいりません。そういったことで自己啓発等も、やはりやっていかなければならないと、そんなふうを考えておるところでございます。以上です。

12番(柳沢君) 職員のそれぞれの異なった個性の中で、住民の皆さんたちにどのように対応していけばいいのかというようなことについては、やはり基本的なマニュアル等の中で、それが浸透していかなければならないんじゃないかなと。浸透して初めてそれが効果があらわれてくるというふうに思うわけです。

次に移らせていただきます。

### 3. 第3分団詰所について

#### イ. 進捗状況は

町は、住民の生命・財産を守るため、消防力の強化・充実に努めてきておりますが、いまだ施設整備がされていないところがあります。それは第3分団の詰所の建設整備がされていないということであります。ここは町横尾区、泉区、入横尾区の3区の消防団をもって構成される拠点となる施設となるわけであります。しかし、団員はもとより区民の願いが届かないのかと関係者は困惑している実情であります。入団者の減少等消防意識の条件が多難な折、長い間設置を望んできたわけですが、その施設整備の進捗状況についてお伺いをいたします。

住民環境課長(塩澤君) 第3分団詰所の進捗状況についてお答えをいたします。

消防施設の整備につきましては、約20年間の間に順次地域の消防コミュニティセンターとしまして詰所の更新整備を行ってきております。今回の第3分団の詰所について、町内12の分団の中で最後の整備箇所ということになっております。平成20年の12月に入横尾区、泉区、町横尾区の3区の区長さんの連名によります詰所の早期建設についてということでの陳情書をいただき、以来建設適地の調査・検討をいたしてまいりました。

現在の状況ですが、候補地につきましては、出勤に際しての機動性や安全性、地域バランス等を考慮いたす中で、3区の中央部に位置します泉区、泉区内の複数の候補地に絞り、先般3区の区長さん方とも立会いを行い、現地確認をいたしたところでございます。年度内には建設地を決定をしていきたいというふうに考えております。

近年、詰所等の消防施設の建設にあたりましては、町の単独事業に起債を充当しまして実施をいたしております。昨今の経済状況等から町の財政も大変厳しい状況にありますけれども、消防団の拠点施設としまして詰所の早期建設に向けて取り組んでいきたいというふうに

考えております。

12番（柳沢君） 3区の消防団の拠点であるので、早期に建設整備が急務であるというふうに私も思うわけでございます。それにより住民も安心して生活ができる重要施設となるわけがありますので、最大限の努力を傾注していただきまして、一日も早い早期実現、早期建設に向かって、なお一層のご努力をお願いする次第でございます。

次に移ります。

#### 4. 県営水道の自治体移管について

##### イ. 県営水道の自治体移管の進捗状況は

昨年、県企業局は、県営水道事業を地元自治体に移管する方向であると衝撃的な発表がされました。その影響を受ける自治体住民に不安を抱かせたことは周知のことです。

私もこの件については昨年12月議会において質問した経過がありますが、そのときの町長答弁で述べられているように、これからどのような対応をするかという手立てを示す責任と実行する責任は企業局にある。企業局が今まで飲料水を供給している責任のもと、A案、B案、C案を示していただき、その選択の中から坂城町の今後の水道体制を確立していくということでありました。住民の生活に欠かすことのできない水資源の問題であります。住民の不安を早く払拭しなければならないと思いますが、その後においてどのようにこの課題について進捗されているのか、経過と実情をお聞かせいただきたいと思っております。

町長（中沢君） お話のございましたように、私どもの水道と申しますか、県営水道の上田から長野に通ずる広域な水道について、企業局では、県では、長野県の県営水道事業の経営ビジョンを策定したということでもございます。そうした中で、このビジョンそのものは22年から32年に向けていろいろ考えていくということであるわけでございます。

40年代に、この広域の水道ができ上がったと。その間いろいろ企業局も努力し、ようやく経営が安定し、そして、よりよい水が供給されてきているという段階の中で、広域に間違いがあるのかということを見ると、そうではありません。今の体制を続けていただければ何ら私どもは問題を提起する必要もないし、対応する必要もないわけでございます。ところが、いろいろ老朽化しているとか、耐震性の問題があると。それ以上にかかわっている町村の事情がございます。上田市が合併によって、ひとつの水道の体制をつくりたいと。長野市も川中島を含めたひとつの体制をつくりたいというようなことから、県がそれに乗りまして、水道は市町村独自でやるのが、というか、市町村が基本的にやるのが大事だというようなお話になったわけでもございます。

先ほど申し上げましたように、その昔、いろいろ伝染病が出た経過があったこと、あるいは国の指導もあって広域的の方がよりいいよと、お任せくださいということでもございますから、県にいろいろ私どもの水を供給する責任があるということは常に申し上げているところ

でもございます。

そうしたビジョンの中で、私が不思議に、これはおかしいじゃないかというのは、ビジョンが100ページに及びながらも今の供給体制、このことは広域的にそれなりの役割を果たして素晴らしいひとつの仕組みだよということが触れていないということ。そしてまた、末尾には現在の県営水道としての末端事業については当面、市町への事業移管を目指すものの、これはあくまで過渡的な措置であり、いったん本来の事業主体である市町村に移した上で状況に応じて広域化を図ることが必要であると、こういう結びになっているわけでございます。広域ということの重要性は県も認めているわけでございます。

そういった中で、まず県がこういった状況をどう打開するかということを示すということの中で、また関係市町の事情等も勘案して、どうするかということを考えていく必要があるなど。私どもの方から、これはどうだ、これはどうだではなくて、現体制で進むべきことが私どもとしては最大の手法であるよということを踏まえながら、様子を見て順次対応してまいりたいと思う次第でございます。以上でございます。

12番(柳沢君) 県の方の状況を見てということで、その現の体制を見ていろいろと考えていくというような、なかなか速急というような考え方ではなく、おやりになっているというような印象も受けたわけですが、県の方としては、今も町長の方から言われたが、非常に管も腐食しているというようなことのようにです。そういう中で早くそれもやっつけていかなきゃいけないと。県内は26.3%だというようなことで、しかし、長野市、上田市、千曲市、坂城がその腐食の関係においては27.9%だというようなことで、2019年までには耐震対策を進めていくというような県の状況のようであります。

そこで、こういうことがあったかどうかということを確認させていただくわけですが、県企業局が坂城町の4カ所の水源の関係を調査されたかどうか、それがもしされたとすれば、そのときの話はどのような状況になっていたか、その点についてお話を願いたいと思います。

町長(中沢君) 県企業局が独自にいろいろ調査している、その内容自身は把握はしておりませんが、少なくとも町と連携しながら、そういった調査をした事実はございません。

12番(柳沢君) いろいろこれからの問題について大事なことを申し上げてきたわけですが、これもすべて町民のためにということです。私の方では坂城町もマニュアルをつくってあるということが、どの程度にやってきたかというような問題もあるわけですが、それが職員に徹底されていたかどうか、こういうようなことで、職員はお客様であるというような考え方で、お客様が満足するように接待をしていかなきゃいけないということが私たちは考えているわけです。住民の皆さんたちが役場に来るといことは何か自分たちが要望する、それを満足するために来ているわけなんです。この満足するために皆さんもお考えになっていただき

ということ、自律のまちの自負を持っているわけですが、この町のために私たちが工夫と英知を駆使して努力していこうではありませんか。議会も私たちが一生懸命頑張りたいと思います。以上をもちまして私の一般質問を終わりといたします。

議長（春日君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後2時30分～再開 午後2時41分）

議長（春日君） 再開いたします。

次に、8番 林春江さんの質問を許します。

8番（林さん） ただいま発言の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問を行います。

1. 高齢者介護の取り組みについて

イ. 介護の現状と課題は

我が国は、平成5年以降、人口が減少する中で少子高齢化が進んでおりますが、坂城町の65歳以上の高齢者の割合は、今年4月時点で28.8%となり、間もなく3人の1人が65歳以上という高齢化の町に向かっているという状況であります。この高齢化も元気で健やかに年を重ねることができるならば幸せな人生となりますが、自分の意思に反して介護を受けなければならない人たちが増加しているということも事実であります。介護問題が大きな社会的課題となり、介護は社会全体で支え合うことを目指してスタートした介護保険制度が今年で10年目になりますが、この間における町の介護保険認定者の推移について、町の統計表で見ますと、平成15年には576名が、平成21年は642名となっており、5年間で11%の増加という状況であります。この大幅な増加傾向にある介護認定者の現状と介護の取り組みの中での課題は、どのように把握し、進められているのか、まずお伺いいたします。

また、このように本格的に進行する高齢化社会の対応として、町は老人保健福祉計画、介護保険事業計画の策定をしておりますが、在宅介護保険認定者を対象として平成19年12月に行った高齢者実態調査によりますと、この対象者のうち約37%は独り暮らし、または2人以上の高齢者世帯になっております。まさにこの人たちこそが介護を社会に依存しなければならない人たちであります。

そこで、これらの人たちの意見・要望などは、どのように把握し、それに対して、どのような対策が必要と考えているのか、あわせてお伺いいたします。

ロ. ケアマネと地域の連携は

去る5月13日の『信濃毎日新聞』に掲載されました認知症介護の課題を探る目的で在宅介護を支援する県内のケアマネジャーへのアンケート調査記事によりますと、民生委員らと連携ができていないとの回答が8割近くに上がり、ケアマネジャーと地域とのつながりが弱い現状が浮き彫りにされたこととあわせ、認知症の人が暮らす地域の連携の重要性が指摘さ

れております。ケアマネジャーは介護サービスのメニューを作成するなどの支援をいたしますが、さらに被介護者の立場に立ち、充実した支援をするためには周囲の住民の力を借りることが不可欠であるとも指摘され、このねらいが実現しない理由として、プライバシー保護や認知症だということを周囲に知られたくないという家族の意向がケアマネジャーと民生委員など地域との連携の障害になっているようであります。また介護について民生委員とコミュニケーションが取りにくい、誰が民生委員かわからないとの記述も目立っております。このような状況に対し、地域の高齢者福祉を総合的に担う地域包括支援センターの活動を強め、地域連携の促進に取り組めるようにするなど、市町村がきちんと体制を整え、積極的な対応をすべきという声も出ているということであります。

当町では、認知症介護、独り暮らし、2人以上の高齢者世帯への対応等高齢者介護をより充実させるために、これらの連携については、どう把握し、また意見などを反映するための推進会議などは行っているのか、お伺いいたします。

#### 八．地域で支える介護の取り組みを

町が計画策定のために行った高齢者実態調査では、施設への入所希望よりも在宅での介護を希望する回答が多い結果となっております。また介護を受ける人にとって介護者は配偶者や子どもなど家族を希望する人が85%も占めており、身内に見てもらいたいとの結果が示されております。このように介護を受けるならば可能な限り住みなれた地域や自宅で家族に支えられて生活することを望んでおられますが、家族の状況や共働きなど家庭での事情、また負担など家族では支え切れない状況も多々あるという現実があります。家族ができないところは隣近所や地域で支え合い、また地域でできないところは行政や社会全体で支えるという仕組みが介護制度のねらうところであり、ヘルパーの派遣など支援サービス事業が実施されておりますが、より生活に近いところで助け合い、支え合うことが高齢者など介護を受ける人にとって望まれることは言うまでもなく、またコミュニティの再生に向けても、この実現が望まれるところであります。コミュニティが一般的に希薄になっていることが懸念されておりますが、介護も含め、高齢者の買い物や食事の支援、声のかけ合いなど、もっとコンパクトに地域や隣近所がお互いに支え合う仕組みづくりを進めることが必要で大切なことであると考えるところであり、提案いたすところであります。こういう取り組みに対して町長のお考えをお伺いいたします。以上で1回目の質問といたします。

町長（中沢君） 林議員の質問にお答えいたします。

高齢者介護の取り組みでございますが、そのひとつとして、介護保険制度につきましては、介護を必要とする状態になっても尊厳を持って自立した生活が送れるよう、そして高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして平成12年にスタートし、10年を経過したところであります。この間一貫性と連続性のある総合的な介護予防システムとしての地域支援事業の

創設、そして昨年は9月の議会で林議員がご質問されましたように、高額医療合算介護サービス費などの新給付の創設、また介護サービス利用の入口となる要介護度について、より実態に即したものにするための細分化や調査基準などや項目の見直し等々常にいろいろな面で改正を重ね、現在に至っているところでございます。

町では、高齢者福祉の拠点として、平成13年、村上地区にふれあいセンターを設置し、18年度には地域包括支援センターと位置づけ、介護予防、介護支援の機能をさらに充実してまいったところであります。

ご質問の地域で支える介護の取り組みにつきましては、地域包括支援センターを中心として、どちらかという核として町内の高齢者の実態把握に努め、民生委員の皆さんと情報をもとにしながら訪問などを通じて高齢者の声を聞き、必要なサービスにつなげているところでございます。

また最近、非地域にすばらしい動きがございまして、昨年、上平地区は地域でいろいろと連携し合って区内の独り暮らしや障害をお持ちの方などの要援護者を把握し、有事の際には自分たちの地域を自分たちで守るということで支え合う、そういった支え合いマップを作成したところでもございます。また今年も、中之条地区が国の自治総合センターの防災のいろいろな対応策として、助成を受けながら新たにそういった地域を支えるマップをつくるということでもございまして、大変新しい動きだなど、こんなふう感じております。

双方とも災害などの有事の際を想定したものでございます。要援護者を地域を把握することで、いち早く対応が可能となるものと考えております。身内の状況を地域にお知らせすることは、ご家族や介護者の理解も必要な面もあり、難しい部分もあるかと思いますが、このような動きが他の自治区にも広がることを期待しているところであります。

当町は、住民と協働による自律のまちを目指しております。町といたしまして、でき得る限り情報をいろいろと提供するとともに、関係機関、関係組織と連携しながら、よりよい介護の体制をつくってまいりたい。そういう意味において、町全体でいろいろ支え合う仕組みを何とかとってまいりたいなど。以上でございます。

福祉健康課長（中村さん） 介護の現状と課題についてお答えいたします。

介護保険制度が始まって10年が過ぎたわけですが、この間の当町の高齢者の移り変わりを見ますと、制度が開始された平成12年の国勢調査で3,590人であった65歳以上の高齢者人口は、平成21年度末では4,649人と約1千人増加し、高齢化率も21.3%から28.8%と大きく上昇しております。また、ご質問にありました65歳以上の高齢者世帯につきましては、アンケートにお答えをいただいた方の中での割合ということになるかと思いますが、介護保険は世帯加入ではないことから、高齢者だけの世帯数については把握はしていないわけですが、65歳以上の高齢者の方がご家族の中にい

らっしゃる世帯は3,106世帯と世帯数全体の53.2%を占め、急激な高齢化が数値からも見て取れる状況となっております。

これに伴い、要介護認定者も制度が始まった平成12年4月の327名から658名へと倍増し、高齢者に占める要介護認定者の割合は14.4%となっております。

要介護認定者の介護度の内訳といたしましては、3月末現在では要介護1の方が最も多く、140名で、認定者の21.3%を占め、次いで要介護3の方が126名、19.2%、要介護2の方が106名、16.1%となっております。

構成割合につきましては、現在の7段階の介護度になった平成19年度以降大きな変化がない状況で推移しております。また寝たきり高齢者の登録をされている方で医療機関で認知症の診断を受けた方は30名おります。

要介護認定者のサービス利用の状況、1月の利用状況ですが、訪問介護やデイサービスなど住宅において介護を利用した方は452名、特別養護老人ホームや老人保健施設などの施設サービスを利用された方は113名となっており、一部重複もあるものの、全体の8割の方が何らかのサービスを利用しているという状況でございます。また介護サービス利用への給付費も年々増加を続け、平成21年度は9億8,475万1千円、平成20年度と比較して4.2%の増加となっております。内訳といたしましては、施設利用に対する給付が4億2,110万7千円、居宅や地域密着型などの施設以外のサービス利用に対する給付が5億6,364万4千円という状況となっております。

続きまして、課題についてでございますが、高齢者支援、介護予防の拠点である地域包括支援センターを中心に関係機関との連携も図る中で、適正な介護サービスの提供や介護や支援が必要な高齢者のご意見やご要望をお聞きする相談窓口の充実に努めているところでございます。また相談以外でも要介護認定の更新申請にお見えになるご家族や要介護者や要支援者を定期的に訪問するケアマネジャーからのご意見やご要望をお聞きすることに努めているとともに、町内の特別養護老人ホームを訪問し、入所者やデイサービス利用者の声をお聞きする介護相談も毎月実施しております。

そういった声の中で比較的多いものとしたしましては、要介護度の更新により介護度が変わってしまい、今まで使っていたサービスが使えなくなってしまうとか、現在の介護度で希望するサービスをすべて使うと介護保険利用の限度額を超えてしまうといったものがございます。これらにつきましては、制度上の課題となるわけでございますが、県などから定期的な調査等もございますので、折に触れて状況を伝えてまいりたいと考えております。対応といたしましては、相談者の立場に立った丁寧な仕組みの説明を心がけ、場合によっては代替手段を提案することをご理解をいただいているところでございます。

また昨今、新聞でも報道されております介護施設への入所待機者につきましては、平成22

年3月末現在、在宅において介護を受けながら特別養護老人ホームへの入所をお待ちの方は31名となっております。昨年同時期と比べ、8名減少しており、要因といたしましては、昨年4月に千曲市に介護付有料老人ホームが開所され、待機されていた方が入所されたものと考えております。今年度も4月以降、上田市に老人保健施設が、千曲市に有料老人ホームがオープンし、既に入所された方もいらっしゃることから、在宅における特別養護老人ホームの待機者は徐々に減るものと推測いたしておりますが、老人保健施設は機能訓練などを通して自立を支援するという性質上、生涯入所を前提とした施設ではないことから、大きな課題と認識しているところでございます。

続きまして、高齢者世帯の意見や要望の把握という部分でございます。

地域包括支援センターにおきまして、独り暮らし、寝たきり、認知症高齢者の状況の把握をするとともに、ご本人やご家族の同意をいただく中で、民生委員や独り暮らし高齢者訪問員の皆さんと情報の共有、交換を積極的に行っております。

また要介護認定者以外の高齢者に対しましても、高齢者訪問指導事業におきまして看護師等が家庭に伺い、高齢者の疾病予防や機能の維持、閉じこもり、認知症、鬱の予防などについて高齢者に必要な相談、指導を行い、必要な対応やサービス利用にもつなげているところでございます。

認知症のご家族からのご相談には、専門の知識を持つ認知症相談員、町内に4名のお医者さんがいらっしゃいますが、その先生をご紹介したり、県の認知症専門相談窓口をご案内するなど、ご家族や介護者がより安心できる対応に努めております。

次に、ケアマネと地域との連携につきまして、町といたしましても、その必要性については認識いたしているところではございますが、個人情報の扱いや守秘義務等の制約もあり、地域の民生委員さんと担当ケアマネジャーが直接個人やご家族の状況や情報をやりとりするのは現実的には困難な状況となっております。

行政とケアマネジャーの連携につきましては、地域包括支援センターが中心となって町内すべての居宅介護支援事業所のケアマネジャーとの情報交換や意見交換、事例研究や研修の場として地域介護支援連絡会を定期的を開催し、連携強化を図っているところでございます。

また行政と施設との連携といった部分につきましては、先ほども申し上げました介護相談として町で委嘱いたしております6名の介護相談員さんが毎月町内の特別養護老人ホームを訪問し、入所者やデイサービス利用者と面談し、施設への要望などがあれば相談後の施設との意見交換の場で改善をお願いするとともに、町も同席する中で情報交換や状況把握に努めております。

町内のグループホームについても、施設が定期的を開催する運営推進協議会に地元区の区長さんや民生委員さん、利用者のご家族とともに参加し、状況把握や情報・意見の交換を行



っております。

介護保険のサービス利用者は高齢化の進行とともに今後ますます増加することが見込まれるところでございますが、よりよい介護サービスには行政、介護サービス事業者、医療機関、家族の連携に加え、民生委員さんや自治区、隣近所といった地域の連携と協力が大変重要と なってくるものと考えております。

現状におきましては、認知症による徘徊など地域の理解と協力が必要不可欠なケースに限定し、ご家族の同意をいただけた場合に限って必要最小限の範囲に一定の個人情報を提供して地域に協力を依頼しているところでございます。

今後もしもご家族や介護者のご理解をいただくことが前提になるわけでございますが、可能な限り地域と情報を共有し、連携を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

8番(林さん) 　ただいま町長、また課長からご答弁をいただきました。課長の方の丁寧な説明の中に、やはり認知症のことについては個人情報の保護とか、また守秘義務がネックとなっていて、なかなかそれが反面障害となっているということもお認めになったようでございますけれども、この間の新聞報道によりますと、10年を迎えた介護保険制度の課題としても、やはりその点が大きな不満、受ける方も不満であるということ、また認定については軽く認定されてしまうということで、家族の嘆きが並大抵のものではないというようなことも報道されております。この点坂城町の住民の中からはどのような声があるのか、もし把握できていたらご答弁いただきたいと思っております。

福祉健康課長(中村さん) 　お答えいたします。

認知症の把握が、こちらでは在宅にいらして認知症であるという把握につきましては、基本的に把握はできておりません。ただ、介護保険の認定を受ける中で、日常生活に支障をきたすような症状や行動や意思疎通の困難さが見られる方というような部分で多少認知症という症状があるのかなという方は認定を受けている方の中で400人ぐらいいらっしゃるという状況でございます。ただ、その方たちがすべて認知症という、医療機関での診断を受けているわけではございませんので、認知症の診断を受けている方につきましては、先ほど申し上げましたように寝たきり高齢者の登録をされている方で医療機関で認知症の診断を受けている方は30名ということでございます。

認知症で介護度が少ないという声は、認知症でという部分につきましては、こちらの方ではそういうお話はお伺いしておりません。以上でございます。

8番(林さん) 　ただいま課長の方から認知症のことについてご答弁をいただきました。

認定はされていないけれども、障害があると見られるという方が町内で400人いるという大変な数だと思います。この人たちが早目にそれなりの手当を受ければ、また地域の人が理解して守ってあげれば、施設へ入るより地域で暮らした方が病気は進まないということは

皆さんご存じのことだと思います。こういうことに本当に重きを上げたような対応は、先ほど申し上げました地域で支える介護の取り組みという中では、本当にそういう人たちを守るためにも、こういう取り組みが、ぜひ必要だと私は考えます。

そういう考え方についてのこれからどんなふうを考えていくか、町長にお聞きすることなんですけれども、今は認知症のことでお話ししましたけれども、すべての面でスピードが早く進行している高齢化への対応は、もう待たないという状況だと思います。このことにつきまして、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを目指すという、その指針となるものが老人保健福祉計画、また介護保険事業計画の中にいろいろと示されておりまして、それは総合計画との整合性を図りながらやっていくということも老人保健福祉計画、介護保険事業計画の中にもり込まれております。今10年後の将来を見据えたまちづくりについて第5次長期総合計画の準備が進められておりますが、ただいまお示しいただいたような事例、また、これから地域でどんなことを進めていけばいいのか、行政に舵取りをとっていただいて、それが地域の人たちに広げていくということがとても大切だと思うんですけれども、その辺町長は、どのように計画の中にもり込もうとしておいでになるのか、その辺の町長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

町長（中沢君） これからのまちづくりの中において、お話のような認知症の皆さん、あるいはそれぞれ病をかかえている皆さんを、ともに家庭で、地域で支え、そしてまた行政が支えるという仕組みづくりは大事だなと、こんなふうに思っております。

そのひとつの例として、認知症は時には家族としても外へ出したくない、その気持ちは十分わかるわけでございます。かつて老人ホームへ家族の人がお預けするということについては、10年前、もっと前では大変なひとつの家族としての悩みがあったけれども、意識改革によって現在は老人ホームなどを利用して、みんながそれぞれ生きられる、そういう仕組みづくりが大事だということの中で我々は自ら意識改革をしてきたわけでございます。

そういった面では、ご家庭も、また周辺も、ともに支え合うという中で、しかしながら、それぞれの余計なことを知り得ることではなくて、必要なものは自分ながらに承知して、それに対応していくということ、そういったものが必要なと、こんなふうに思っております。

先ほど上平の地区あるいは中之条地区でも支え合うマップをつくるということでございます。それぞれの皆さんが、おたくにはこういう病人の方がおるから、いざというときには助ける仕組みをとることを前提にしたマップをつくっているわけでございます。中之条の今度の新しい対応は、防災のまちづくりをしたいということで、先ほど申しました自治総合センターにコミュニティづくりの中で、そういった仕組みがございますので、町としては、それを利用してみようということで認められ、200万円近くの経費でございます。その地域の防災の中で、しかしながら、そういったいろいろ心身的に悩みのある方、あるいはまた床

に伏せておられる方いろいろございますが、そういうものをつくり上げると、そして、いざというときにはみんなに対応していくという、そういった地域づくりをするわけでございます。ひとつの例として既に発足する兆しがございますので、行政はもちろん、各施設ももとよりでございますが、地域においても、そういったことの心の通うまちづくりを考えてみたいなど、こんなふうには思っておるところでございます。以上でございます。

8番（林さん） 今、町長の方から最終的には心の通うようなまちづくりを地域でつくっていきたいというお話がありました。本当に大切なことであると思います。そういう波があちらでもこちらでも坂城町中で起こってくれば、そんな結構なことはないんですけども、長い間なかなかそれが実現しないということについては、またそれなりの問題もたくさんあるのではないかと思います。ひとつひとつ検索しながら進めていかなければと心しているところがあります。

## 2. 学校給食等の調理員について

### イ. 振興公社委託による状況は

この4月から新しい食育・学校給食センターがスタートし、衛生的な最新設備を使用して児童たちに安全で安心な学校給食が提供されておりますが、施設や設備のみならず、ここで働いておられる調理員の皆さんは、振興公社の社員という待遇を受け、従来の非常勤に比べて雇用の安定が持たれたことは非常に望ましいことであると考えるところであります。センターが稼働して2カ月たったところではありますが、このスタート期間において順調に給食業務が行われていることとは思いますが、特に新しい雇用体制で業務を行う上で成果や問題点などは何か。また働く人の反応については、どのようであると把握しているのか、お伺いいたします。

### ロ. 保育園の調理員への拡充は

子どもたちの給食については、現在、保育園だけが自園給食を行っておりますが、調理員の雇用形態は1年雇用の臨時職員であります。この1年雇用では1年間勤務した後3カ月は休まなければならないなど、収入も安定しないなど、働く側にとっては不利と思える条件があります。園児たちが楽しみにして、また、おいしい給食を提供するためにも同じ調理員による継続が望ましく、雇用の安定という点から考えますと、常勤に近い勤務体制が望まれます。食育・学校給食センターでは、調理員は振興公社の社員として雇用されました。同じ町内で給食業務をする保育園の調理員についても同じ待遇を望むところではありますが、町長のお考えをお伺いいたします。

教育次長（塚田君） 私からは学校給食等の調理員について、イの振興公社委託による状況はについてお答えをいたします。

既にご案内のとおりでございますけれども、坂城町の学校給食は、各小学校で調理業務を

行う自校方式から給食センター化に伴いまして各小学校の調理員が給食センターにおいて調理業務を行ってきました。

しかし、職員の体制につきましては、退職による正規職員の補充、それから他部門への異動等によりまして臨時職員で調理の業務を行ってきたところをご案内のとおりでございます。

本年度から新たに食育・給食センターを建設し、運営にあたる中で、平成17年から町職員、学校関係者等を中心としまして給食センター課題検討会を設置し、給食センターの課題のひとつとして調理業務方式の検討も行われ、その結果、坂城町振興公社へ調理業務を委託する方法が望ましいという結論を得る中で、町は振興公社へ委託方法についての要請を行ってきたところでもあります。また19年、20年度には関係する町の部署の担当者によりまして先進地の調査・視察を行い、雇用方法、雇用条件、委託方法等の細部についても研究・検討を行ってきました。昨年度は食育・学校給食センター建設委員会や学校給食センター運営委員会でも協議をいただいていたところでもあります。さらに調理員や新給食センターの現場における作業方法、人員配置、調理時間の短縮等再三にわたり検討も重ね、そうした経過を踏まえる中で臨時職員を公社職員とし、振興公社へ業務を委託することに決定し、この4月から新体制で業務を開始したところでもあります。

調理業務を坂城町振興公社へ委託したことは、調理員の雇用の改善につながり、また調理員の雇用の継続化、身分の安定化が図られ、さらに経験を積むことにより、より高度な調理技術を習得することで、児童生徒に安全・安心で質の高い給食の提供、それから地元食材の活用の推進が可能であるというふうに考えております。また経験を積んだ調理員が調理業務を担当することによりまして、所長、栄養士は児童生徒への食の推進に加え、保護者及び町民にも食についての意識を高めることが可能にもなったわけでもあります。

新センターが4月から稼働して2カ月を過ぎたところではありますが、特にこれといった問題は生じておりません。調理員は児童生徒のために安全・安心で、さらにおいしい給食づくりに毎日心がけております。働きがい、やりがいを感じながら調理業務を行っている状況にあります。以上です。

子育て推進室長（中沢君） 私からは保育園の調理への拡充はについてお答え申し上げます。

保育園における給食については、児童の発育段階や健康状態に応じた離乳食、幼児食やアレルギー、アトピー等への配慮など安全・衛生面及び栄養面等での質の確保が図られるべきものであり、調理業務について保育園が責任を持って行えるよう、施設の職員によって行われることが原則であります。

しかしながら、施設の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、施設職員による調理と同様な給食の質が確保される場合には、入園児童の処遇の確保につながるよう十分配慮しつつ、当該業務を第三者に委託することは差し支えないものであ

ることとされております。

現在、保育園給食業務は、南条保育園では1年雇用の臨時調理員3名と短時間勤務のパート職員によりまして離乳食、幼児食、アレルギー食対応をし、200食を調理しております。坂城保育園は1年雇用の臨時調理員2名で140食、村上保育園につきましては2名の臨時職員で93食を調理しております。今年度調理業務及び事務の一部を見直しをいたしまして、一部職員の勤務時間の短縮を図るなど効率的な運営に努めているところであります。

保育園の給食調理業務の振興公社への委託へのご質問でございますが、委託しますと調理員の雇用の安定というメリットがございます。また町直営により臨時職員1名の仕事を複数の職員に分けて行うワークシェアリング方式ということも考えられますが、人材の確保等できるかどうか、課題がございます。

以上のことを踏まえまして来年度の給食調理業務に向けては、安心・安全な食事の提供を基本に置きながら臨時調理員の雇用につきまして、さらに検討してまいりたいと存じます。

8番（林さん） ただいまの項目について教育次長の方からご答弁いただきました。

昨日もこれに関した質問がありましたけれども、そのときの答弁でも食育活動の取り組みの中で児童や保護者が食の重要性、大切さを学習する中で試食もできることのようなご答弁がありました。2カ月がたちましたが、この間そこへ勉強に来たり、または試食などできる状況になっているのか、その辺をお聞かせください。

それと夏休みなど、じきありますけれども、その夏休みを利用して親子などで食育などの学習をするような場は考えていただけるのか、その点もお答えいただきたいです。

教育次長（塚田君） 試食ができるかというご質問でございますが、現在4月から事業を開始をいたしまして、現在、視察がかなり来ております。4月から始めたところですが、5月、6月で週に1度というような状況になっております。今回の新しい給食センターにおいては試食もできる状況でございますけれども、現在、調理員は新しい機械への対応、また時間配分など効率的な検討等も重ねながら業務を行っているところでございまして、本格的な試食による栄養指導については2学期から行いたいというふうに考えております。6月におきまして業務が順調になってきた中で2件ほど試食、それから試食等の状況を検討してございます。

それから夏休みの計画はということでございますが、現在、保健センターにおきまして、親子の料理教室をPTA共催、あるいは児童館におきまして児童館の児童を対象に行っております。新しい食育・給食センターも栄養の指導面ということでございますので、栄養士を中心とした中で栄養指導も含め、保健センターと協力する中で食育・給食センターでの実施も検討していきたいというふうに考えております。以上です。

8番（林さん） 視察が多くて大変なようでございます。落ちついたら私もぜひ試食にお伺いし

たいと思っております。

夏休みの利用についてはという質問ですけれども、保健センターや児童館では、そういうことを計画しているようだということですが、やはり新しい施設ができれば新しい施設でやってみたいというのは当たり前の町民感情ではないかなと思っておりますけれども、その辺も一考していただきたいと思えます。

それから先ほど教育次長の方からも振興公社に委託の件をいろいろとご説明いただきました。雇用が安定して、また継続的な雇用の中で、働く人も、おいしい給食づくりに励んでいられるというお話がありました。それは本当に大変いいことだと思っております。

こういう給食をつくる中で、献立などは栄養士さんが中心になってつくられていることと思いますけれども、単なる料理作業をするということではなくて、食材を選んだり、また調理方法など調理全般について振興公社の社員として参画ができていると理解してよろしいのでしょうか。委託ということについて、その辺を一応確認したいという気持ちで質問いたしますけれども、ご答弁をよろしくお願いします。

教育次長（塚田君） 委託による中で調理員がどう参画しているかということでございますが、業務分担を今、給食センターの中では委託と町の栄養士と分担しております。しかしながら、献立については栄養士が中心となり、月の内容を決めておりますが、調理員につきましても、例えばこの夏休みを利用して地域食材を使つての献立をどのようなものにしていくとか、そういうような研究会の中で献立の参画をしております。ですから、全く調理だけをしているということではなくて、調理員の皆様からもそのようなご意見もいただく場面もつくっていくという状況であります。以上でございます。

町長（中沢君） 振興公社が給食センターの調理を携わるということ、これはなかなか難しいハードルがあるわけです。まず、そこの中で所長がおり、栄養士がおり、そういった管理組織あるいは指導組織があつて、その指導のもとに物をつくる部分だけを振興公社が委託を受けてやるという、そういったひとつの制約の中にあるということが、まずございます。従つて、振興公社で、例えば夏休みいろいろお仕事が出た、そうすると学校のお休みで給食がないというときには振興公社の職員として仕事に携わるということもあるわけです。はっきり申し上げまして、私が新しい給食センターをつくるんだと、それには子どもによりよいもの、責任あるものをつくらなきゃいけない。その人は、つくる人を大事にしなければいけないという中で試行したと。さらに町には定数があつて、それぞれ試験を受けた皆さんが正規職員ということで枠組みもあるということでございますので、必要性があつて、そのようにしたわけで、これが次から次へその制度をとということになると、いわゆる派遣法のような関係に相なるということでもございますので、今回、給食センターをよりよくするものとして試験的に国の方でも認めていただいた制度でございますが、当面そういった関係で慎重にその制

度を生かしながら次なる段階へ進んでいきたいなど、こんな思いがあります。

それは原則でございますが、その食をつくるにあたっては、常に生徒たちとのいろいろな関係もより大事でございますので、それはあうんの呼吸でいろいろやろうじゃないかと、こういうことでもございまして、それなりに提言も、職員そのものが栄養士というか調理師の資格等もございまして、栄養士等を通じまして、いろいろ食の問題に、より携わっていただくことは期待しております。そこら辺の解釈で、なかなか当面次から次へ仕組みをつなげるといふことには、それぞれ問題があるということに理解しておいていただきたいと思います。以上でございます。

8番（林さん） ただいま町長の方から、あうんの部分が見えないようなお話もお聞かせいただきましたけれども、難しいハードルもあるけれども、それをクリアしてやっていくことも広めていってもというようなふうに受け止めました。

それで次の保育園の調理員の方へ話はちょっと進めたいと思いますけれども、やはり振興公社に対して、そういう仕事をしていただく、また働く人がいろいろな面で今度保護されたということは、同じ仕事をする中で、とても働く人にしてみればありがたい対応だと思います。そういうような臨時職員で給食を、保育園の場合ですけれども、やっていられる方たちにしてみても、現場では、ほぼ同じ仕事をこなしておりながら非正規職員という待遇で現実には厳しいというものがあると考えます。このような状況の中から少しでも順に広めていっていただいて、振興公社の社員待遇のような場に保育園の方も広がっていけばという思いがあって口の項目を立ち上げてあるんですけれども、その辺は町長、いかがでしょうか。ちょっとお答えいただけませんか。

町長（中沢君） 給食センターの職員の関係についても、そこでは実際に7時間で仕事をやってくれと、あるいは何人でと厳しい状態の中で対応したことも事実でございます。先ほどちょっと奥歯に物の挟まったような言い方をいたしました。これはこれからの課題ということにしておいていただかないと、いろいろなケースが想定されますので、そんな対応にしていきたいと思っております。

8番（林さん） これからの課題として、よい方向に進んでいかれることを望んでおります。

質問の中でも申し述べましたけれども、坂城町の高齢化率が28.8%、町民の3人に1人は高齢者という日がもうそう遠くはないということでもあります。地区によっては高齢化率が42%近くになり、区の運営にも支障が出始めているという切実な声も先ごろの議会報告会の中で聞き及んでおります。少子高齢化の波は避けようにも避けることがかなわないことでもあります。この現実をしっかりと受け止めて、みんなでどうしたら乗り切れるのか、知恵を絞り、対策を絞っていくよりほかにないんではないかと考えます。

向こう三軒両隣、このごろあまり耳にしなくなった言葉ですけれども、一番身近な社会に

ちょっと私たちが手を差し伸ばせば、また私を必要としてくれる人がいると思います。「何かを手伝うことある？」そんなような声をかけて向こう三軒両隣を一回りしてみようかななんて考えております。今日の質問をしながら、さらにそういう思いは強くいたしました。家を出て一番小さな単位の隣組の顔ぶれがそろっているかどうか、そんな気持ちになってお節介をやき、また、お節介を受けて支えられる人たちが、そういう組織ができれば、高齢化社会も賑やかな社会づくりにつながっていくのではないのでしょうか。そうありたいと願うところです。以上で私の一般質問を終わります。

議長（春日君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日17日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後3時41分）



## 6月17日本会議再開（第4日目）

- 1.出席議員 14名
- |      |        |      |        |
|------|--------|------|--------|
| 1番議員 | 田中邦義君  | 8番議員 | 林春江君   |
| 2 "  | 中嶋登君   | 9 "  | 宮島祐夫君  |
| 3 "  | 塚田忠君   | 10 " | 池田博武君  |
| 4 "  | 大森茂彦君  | 11 " | 円尾美津子君 |
| 5 "  | 山城賢一君  | 12 " | 柳沢昌雄君  |
| 6 "  | 入日時子君  | 13 " | 柳澤澄君   |
| 7 "  | 安島ふみ子君 | 14 " | 春日武君   |
- 2.欠席議員 なし
- 3.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者
- |           |        |
|-----------|--------|
| 町長        | 中沢一君   |
| 副町長       | 柳澤哲君   |
| 教育長       | 長谷川臣君  |
| 会計管理者     | 中村忠比古君 |
| 総務課長      | 宮下和久君  |
| 企画政策課長    | 片桐有君   |
| まちづくり推進室長 | 塚田陽一君  |
| 住民環境課長    | 塩澤健一君  |
| 福祉健康課長    | 中村清子君  |
| 子育て推進室長   | 中沢恵三君  |
| 産業振興課長    | 宮崎義也君  |
| 建設課長      | 荒川正朋君  |
| 教育次長      | 塚田好一君  |
| 収納対策推進幹   | 春日英次君  |
| 総務課長補佐    | 青木知之君  |
| 総務係長      |        |
| 総務課長補佐    | 柳澤博君   |
| 財政係長      |        |
| 企画政策課長補佐  | 山崎金一君  |
| 企画調整係長    |        |
- 4.職務のため出席した者
- |        |       |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 吾妻忠明君 |
| 議会書記   | 金丸恵子君 |
- 5.開議 午前10時00分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

(1) 自律のまちづくり政策課題についてほか 宮島祐夫 議員

(2) 国保税の値上げについてほか 円尾美津子 議員

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

議長（春日君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### 日程第1「一般質問」

議長（春日君） 最初に、9番 宮島祐夫君の質問を許します。

9番（宮島君） おはようございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

春先の天候は寒気の影響を受け、気象庁の発表によると平年気温の4度前後下回ったという状況であったわけでありまして。今後の農産物生育の問題、またさらに一昨日の新聞にも報道されておりますが、県外の各地のりんごの摘花が進むにつれて、若干変色が出ているというような被害状況が発表されているような状況であります。特に主力品種のふじ、シナノスイートというような状況であるようであります。

またさらに連日テレビ、新聞に毎日のように報道されております宮崎県の、いわゆる口蹄疫、この問題については過去最悪の、いわゆる国内トップの畜産王国、宮崎県の非常事態宣言までに拡大しているというような状況になっているわけでありまして。

感染の原因としては、幾つかあると思うわけですが、そのひとつは、3月下旬に農林水産省が検査をしたときに見逃してしまったというのが今回の大災害になっているというふうな状況であるように言われております。政府の今後の補償の問題、発表によりますと700億円から800億円の補償をしなければいけないというような報道もされているわけですが、農家の支援対策については、政府はかなり重大な課題を極めている状態であるわけでありまして。畜産王国宮崎県は全滅というような状況になっている状況であります。

またさらにひとつ明るいニュースがあるわけでありまして、農業面に。これはいろいろ町民あるいは県下全国的にそういう問題が、いいニュースがあるんですが、農業経済研究所の調査発表によりますと、今年の野菜種苗の販売は全国でかつてない販売だと。約前年対比2割

ほど増えているようです。約130億円から150億円の売り上げがあったというような状況になっているようであります。これは明るいニュースのひとつでありますし、愛知の食品の偽造問題、あるいは食の安全に対する消費者のニーズというようなことがあるわけでございまして、そんな関係で家庭菜園の普及の人氣が、特に若い世代に増えているというふうに聞いているわけです。たまたま先ほど申し上げたように、御多分に漏れず異常気象でございまして、いまだ生育については、いまいちというような状況であるようであります。

さて本論に入り、質問に入るわけでございます。

#### １．自律のまちづくり政策課題について

##### イ．自律の自治体を目指して

功罪両面が指摘される平成の大合併が3月末で終了し、人口減少、高齢化社会や地方分権を備えるという市町村合併の方向性により、政府は合併を推進した当時は3,232ほどの市町村があったわけですが、11年間の経過の中では1,730となり、ほぼ半減したという報道がされているわけです。まちづくりを目指して自律する選択を行政と議会で表明しているわけですが、自治体、地域経済活性化の傍観者ではなく、自治体自らが地域の実情に応じた産業を創出し、育成するという経済主体となることが必要となります。自律を目指す経済社会の動向や町の財政状況からして、自律する道筋の検証はどのように考えているのかについて、まず最初にお伺いをさせていただきます。

自律する個性あるまちづくりを目指す財政シミュレーション、財政予測を向こう20年間にわたって平成34年度までの前提条件で作成してあるわけですが、現下の社会状況の変化に伴い、財政予測を見直すべきではないかについてもお伺いをさせていただきます。

##### ロ．自律するための産業振興策は

国内外で進んでいる国際化の中で、リーマン・ショック後の世界的な景気後退は大都市圏にある大企業よりも地方の企業の方が深刻な打撃となり、いまだ多くが立ち直れないような状況であるわけでありまして。我が坂城町300社を超える企業集積の支援策をどのように進めるかについてもお伺いをさせていただきます。

次に、元気な地域を目指す中心市街地及び地域全体の活性化対策をどう考えるかについても、あわせてお伺いをさせていただきます。

また農家の減少、再生産確保等の構造的な農業振興と特産品開発の取り組みについてもお伺いをさせていただきます。

##### ハ．協働のまちづくりについて

一昨年、正副議長と特別職報酬審議会開催について町長に申し入れた経過があるわけですが、その後の検討経過と今後の開催する考えはあるのかないのか、これらの考え方についてもお伺いをさせていただきます。

また、自分たちの住む地域のことは自分たちで決めるのが自治体の基本でもあり、自律を選択したいろいろな経済状況の急激な進展や社会ニーズの多様化に対応する地域づくりの処方箋があるわけではありますが、そういったことの方針について以下2つ申し上げますが、そのひとつは、集中改革プランの現状と今後の見直しについてであります。

2つ目には、職員の意識改革と町民要望の把握をどのように進めているかについて、この2点もあわせてお伺いをさせていただきます。以上であります。

町長（中沢君） 宮島議員のご質問にお答えしてまいります。

自律の自治体を目指してということで、諸々の政策課題についてのお話でございます。

平成の合併の波が大きく押し寄せる中で、当町は自律のまちづくりを選択し、第4次長期総合計画に沿って、住民、企業、行政と協働でいろいろと進める、そんなまちづくりを目指し、施策を展開しているところでもございます。

今年度の当初予算につきましても、景気停滞の長期化に伴いまして前年度対比マイナス9.8%、総額54億6千余万円の予算を計上しておるわけでもございます。これは主に法人町民税の前年度以上の減少と個人所得の低下による個人町民税の減少によるものでもございます。工業を中心としたものづくりのまちといたしまして、経済情勢が押し寄せてくるということ、これはひとつの宿命かなと。これはまた回復の兆しが出ていく中で取り戻せることでもあろうかと、こんなふうにも考えております。

今年度につきましても、新しい財源確保に努める一方で、人件費支出の抑制、事業の見直し等支出の削減に努めた予算編成もしたところでもございます。ソフト面を重視いたしまして、子どもの福祉医療費を町の単独事業として入院を中学卒業生まで拡大したこと、また産業面などでは、今日も『日経』や『信毎』にいろいろ掲載されております新たに技術者の育成や表彰、子どものものづくり体験等をいろいろ講ずる坂城WAZAパワーアップ事業等も実施しているところでもございます。さらに補正予算では県の元気づくり資金を投入いたしまして、農産物直売所をつくりたいということで、いろいろ手立てを講じ、農業ばかりではなくて産業面にもつなげてまいりたいと、こんなふうにも考えておるところでもございます。

今後につきましても、経済動向や町の財政状況等踏まえまして、まちづくりの道筋をしっかり検証し、必要に応じた対応を図ってまいりたいということが基本でございます。幸い当町では、ものづくりの町として先人の築いたいろいろなポテンシャルがございまして、農業、工業の技術集積あるいは自然、歴史、文化などいろいろございまして、さらにそれを生かすとともに、何といたっても雇用の場が他の町村より比較的恵まれておりますので、そういったものをより伸ばして雇用が安定した町で快適な生活ができるよう、いろいろ施策を講じてまいりたいと、こんなふうに思っております。

ものづくりのこういった特徴を生かすべく、みんなで道筋を見定めまして、町民といいま  
すか、住民、企業の皆さん、そして地域、団体等々でつくり上げる自律のまちを求めていく、  
それができる町と確信しているところでもございます。

現在、作業を進めております第5次長期総合計画の中では、まちづくりの方向性をしっか  
り見出して、町民や企業、皆さんともどもに協働で築き上げる町、他に負けない、常に発信  
する町を念頭にしながら自律のまちを目指してまいりたいと、こんなふうに思っております。  
具体的な対応については、関係課長から答弁させます。

副町長（柳澤君） 私からは八の協働のまちづくりについてお答えいたします。

まず、特別職の報酬等審議会を開催する考えはあるのかというご質問についてございま  
す。

坂城町特別職の報酬等審議会は、町の特別職等の報酬について審議を行う諮問機関で、必  
要に応じ、町長が委員を任命し、開催いたすものでございます。この審議会は平成15年度  
に開かれまして、同審議会から、特別職の報酬について1年間に限って特例的な減額措置改  
正をするよう、答申をいただいたところでございます。しかし、その後も自発的に減額を継  
続し、来年の任期までの間、町長8%、副町長5%、教育長5%の減額を決めさせていただ  
いております。また議員の皆様方におかれまして、今年度も議長さんが5%、副議長さん、  
常任委員長さん、議会運営委員長さん、そして全議員の皆さんが4%の減額を、この3月の  
議会において、お決めいただいたところでございます。

このように今日までの社会経済状況等を踏まえた上で、それぞれが自発的に減額している  
現状にございまして、現時点におきましては、報酬等審議会を開催する必要はないものと思  
える次第でございます。

次に、集中改革プランの現状と今後の見通しについてでございます。

坂城町は、平成15年度から坂城町行財政改革「自律のまちづくりの道しるべ」を策定し、  
17年度には国の新たな地方行革指針をもとに「坂城町行財政改革推進計画～自律のまちづ  
くりへの道しるべ～集中改革プラン」とし、それに沿って行政コストの縮減と住民サービ  
スの維持向上に向けて取り組んできたところでございます。

この間の取り組みといたしましては、議員、特別職の報酬及び職員の管理職手当の減額、  
町議会の議員定数を18名から14名へと減らし、さらに役場組織のスリム化と横の連携強  
化を目的に12課から7課へと改組したと。さらに今年度からは給食センターの調理業務を  
町振興公社に委託するなど、財政の健全化、行政の効率化を基本に数々の改革を実施してま  
いりました。また住民との協働によるまちづくりという面からは、自律のまちづくりGOG  
O機構を設立し、産業、環境、教育、行政、福祉のテーマにより政策提言をいただきまして、  
町の第4次長期総合計画（後期基本計画）に反映させております。

こうした改革を進める中において、集中改革プランの大きな柱のひとつであります職員の定数管理の適正化への取り組みにつきましては、退職者の不補充や年齢構成の不均衡の解消を目指し、計画的な職員採用を進め、集中改革プランでの定数管理における職員数を、平成21年度末142名の目標に対して141名と、その目標を達成することができました。さらに今年度当初の職員数は135名で、さらなる削減を図っている状況でございます。職員一人一人の負担が大きくなってまいりますが、事務事業のさらなる見直しによる効率化を進めるとともに、民間委託や指定管理者の導入の検討等により、行政コストの削減、財政の健全化を目指す中で職員数の適正化を図ってまいりたいと考えております。

次に、職員の意識改革と町民の要望の把握についてでございます。

行政改革をより一層進めていくためには、時代の変化、住民の行政に対する要望の多様化に的確に対応する中で、住民サービスの向上につなげるため、各種研修を実施しております。昨年度は、職員の窓口対応を課題とした接遇研修、本年度は長野大学、坂城町講座において、地域再生自律のまちづくり、地産地消と食の安全、環境保全などについて受講しております。さらに今後、職員自身の日ごろの仕事についての自己評価の研修を計画する中において、職員の仕事に対する意識改革に取り組んでまいりたいと思っております。

また町民の要望把握につきましては、町内各種団体などからの要望の取りまとめや日ごろの住民の皆さんとの対応の中で要望を把握し、また今年度から設置しました地区担当連絡員を通じて各区の要望等も把握するなどして、より一層町と地域の連携を図ってまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

総務課長（宮下君） 自律の自治体を目指してということで、財政シミュレーションの予測の見直しについてお答えをいたします。

平成14年度に自律に関する長野県との共同研究プロジェクトにより、いわゆる長野モデルとして20年間の財政予測を行い、自律への道を模索した経緯がございます。当時は、市町村合併による新しいまちづくりを検討する市町村と、また一方で、引き続き特色のあるまちづくりを進める道を模索する市町村がありました。坂城町は栄村、小布施町、泰阜村の4つの町と県の総務部市町村課とともに、長野州市町村自律研究チームの共同プロジェクトにより、税財政の将来シミュレーションを踏まえ、自助努力を行いながら独自のまちづくりを進める方策を研究したところです。このシミュレーションを機会に新たな歳入財源の確保と計画的な行財政運営の対策を立て、取り組んできたところでございます。

共同研究プロジェクト以降、国におきましては地方分権の推進と財政再建を掲げ、三位一体改革や税制改革、障害者福祉制度の変更、後期高齢者医療保険の開始といった医療制度の改革など幾つもの構造改革が実施されました。また現在、実施中であつたり、見直しが求められているものもございます。そういった状況でございます。また一昨年来、米国のサブプ

ライム住宅ローン問題に端を發しました世界的な金融危機の影響を受け、大きな税収の落ち込みといった局面の中で、行財政運営を現在、体験をしているところでございます。

また国においては、中央集権体制を地域主権国家へ転換していくことを重要改革課題として掲げた鳩山内閣が退陣し、地域主権の考え方は継続されると思われませんが、新たに組閣されました菅内閣は、首相の所信表明演説で経済、財政、社会保障の一体的見直しを述べており、具体的な政策の枠組みはこれからと考えられます。

ご質問のありました財政シミュレーションにつきましては、長野モデルで研究したときとは様相も変わってはおりますが、財政シミュレーションを行うには、歳入におきましても歳出におきましても、今後進められる制度の枠組みと数値的な指標が必要となります。また現在、町におきましては、第5次長期総合計画の策定を行っているところでもあり、重点施策についての配慮も必要となります。加えて実際の財政運営にあたりましては、大変厳しい財政状況のもとでは、行財政改革の持続的な取り組みにより経常経費の徹底した削減と財源の確保を図りつつ、長期総合計画に沿って毎年度の実施計画を精査し、計画的な行財政運営を図ってまいりたいと考えているところでございます。

財政シミュレーションの見直しにつきましては、今後の国の動向を注視し、ある程度指針や数値目標が定まった段階で検討してまいりたいと考えております。

産業振興課長（宮崎君） 私からは口の自律するための産業振興策についてお答えいたします。

まず企業集積の支援策でございますけれども、当町の製造業における事業所数は、平成3年の375社をピークに減少してきておりますけれども、当町の規模からいたしますと、現在でも大変高い工業集積が見られるところでございます。当町が、この先も自律のまちづくりを進めていくためには、工業を中心とした産業の活性化は必要不可欠であると考えております。また今後発展していくためには、創造的人材の育成、高度先端技術の研究開発及び新分野開拓など積極的に展開する必要があります。技術の高度化面では、テクノセンターにおいてセンター長を初めとするコーディネーターにより、企業を対象とした補助事業などを採択に向け、支援を強化してございまして、昨年度、経済産業省が実施したものづくり製品開発等支援事業でも8倍と言われた競争率の中で当町の7企業が採択されたところでもあります。また国や県、さらには大学との産学官連携により研究シーズの紹介や新製品開発、販路開拓やマッチング等について支援を行っているところであります。このように技術的支援を柱にしながら、町製造業の活性化に向けて幅広くさまざまな産業振興策を展開してきております。

今年度からは新たに坂城WAZAパワーアップ事業を展開してまいります。この事業は、若者たちの理科離れ、ものづくり離れが指摘されている中で、ものづくりを支える人材育成の重要性を再認識するとともに、町で培われてきた高度な技能・技術の継承と習得、子ども

たちへのものづくり教育支援、新技術・新産業の創出や発明に対する支援など、子どもから大人まで技能尊重機運を醸成し、ものづくり全般にかかわる技能・技術の高度化と人材育成を目指すものでございます。

企業活動における情勢が刻々と変化する中ではありますが、これまでと同様、坂城テクノセンター、テクノハート坂城協同組合、商工会と連絡を密にし、それぞれの機関の分野の中で技術支援や経営から融資相談等支援を進め、時には国、県等の関係機関や大学をも交えて、より有効な振興策・支援策が展開できるように努めていきたいと考えているところでございます。

続きまして、中心市街地及び地域全体の活性化対策についてお答えいたします。

初めに、中心市街地についてでございますが、議員さんもお承知のとおり、平成14年のB・Iプラザの整備を初めとして鉄の展示館、中心市街地コミュニティセンター、坂木宿ふるさと歴史館、坂城駅舎などを順次整備させていただいたところでございます。また最近においては、坂城駅南側の道路の整備や県道上室賀坂城停車場線の田町工区において道路の拡幅工事を現在実施しているところであり、行政として一定の整備を進めてきたところであります。

また主に民間の皆さんによる、いわゆるまちづくり団体の活動も、目に見えた大きな成果はまだまだ結果としてあらわれるというところまでなかなか進みませんが、地道な活動が続けられておりまして、少しずつであります、その活動の輪が広がっております。

1例といたしましては、にぎわい坂城のメンバーが中心となり「葛尾城と坂木宿めぐり」と題した中心市街地周辺の散策マップと葛尾城までのルート案内などのパンフレットを作成し、今後、来訪者への案内に活用する予定となっております。また古雛まつり実行委員会による古雛まつりにつきましては、民間の皆さんにより自主的な運営がされ、本年度の古雛まつりにおいては、会場をふるさと歴史館のみにとどまらず、鉄の展示館あるいは立町、横町の商店街においても雛人形を展示し、町中の回遊性を図ろうという計画もされております。

町といたしましては、今後、ただいま申し上げましたまちづくり団体の皆さんや、まちづくり坂城などと連携を図りながら、今後ソフト面での活動を検討してまいりたいと考えております。

次に、地域全体の活性化対策でございますが、中心市街地の活性化と同様に、すぐさま有効な対策というものはなかなか見出せないというのが現状でございます。行政や商工会だけが旗を振っても前に進むものでもなく、さきにも申し上げましたが、古雛まつり実行委員会や、にぎわい坂城、あるいは街道塾といった、いわゆるまちづくり団体の皆さんや地域住民の皆さん自らが参画していかなければ、単なる一過性のものになってしまうというふうに考えるところでございます。地域の活性化において特効薬的なものもなかなか見出せないわけ



で、最終的には地域づくり活動支援金など地域住民の皆さんの活動を支援させていただき、行政と地域の皆さんが協働する中で進めていくことが大変重要だと考えているところでございます。

続きまして、農業振興と特産品開発の取り組みについてでございますが、地域農業が置かれている状況につきましては、農業従事者の高齢化、担い手不足、農業所得の低迷、農地の遊休荒廃化など喫緊の課題に迫られている中で、いかに将来にわたって持続的な農業形態を確保、育成し、産業として維持発展させるか、岐路に立たされているところでございます。特に、担い手対策及び遊休荒廃農地対策が重要な課題と考えており、昨年度、農業支援センターの組織も一部見直しをさせていただいたところでございます。

そうした中で、アグリサポート事業を通じた援農による農業生産の底支えをする一方、農協、農業改良普及センターとのアグリセミナーの充実による定年帰農者やＩターン就農者への誘導を図っているところでございます。

また、ふじ、巨峰などの果樹については、新たな品種のバラエティー化と産地形成を図るため、農協とも連携する中で、果樹産地構造改革事業や環境農業に配慮した農業生産を目指し、より魅力ある果樹産地への取り組みを推進しております。

本年度につきましては、農業関係４団体を中心とした県の元気づくり支援金により農産物直売所の開設を予定しておりまして、本体の材料費、上下水道の整備費など直売所の整備に係る予算を本議会にも計上させていただいているところでございます。

この直売所の整備につきましては、今までと異なりまして、まず出口を先に整備して、農業者の生産意欲、所得の向上、耕作放棄地の解消、地産地消、つくる農業から売る農業への転換を促進してまいりたいと考えているところでございます。現在、農業関係４団体、町内食品加工会社、町振興公社、町農業支援センターなどの関係団体で構成する設立準備会を設置し、近隣の直売所の視察等を行う中で運営形態などについて協議しているところでございまして、7月中旬には具体的な運営方法、運営組織などをつめていきたいと考えているところでございます。農産物供給体制の構築や生産者の組織化を通じ、農業や異業種との農商工連携を備えた中核施設として、生産販売の拠点化及び産業の活性化を模索していきたいと考えているところでございます。

特産品の開発についてでございますが、伝統野菜として栽培されてきたねずみ大根を町の特産品のひとつとして生産振興を図るとともに、加工品の開発を図っているところでございます。ねずみ大根に係る加工品につきましては、びんぐしの里農産物加工センター、味ロτζわくわくさかきがドレッシング、ピリ辛漬け、切り干し大根など多様な加工品開発を進めている一方、先般、町振興公社から発売されましたアルコール度数４０度のねずみ大根焼酎「大辛ねずみ」が好評を得ているところであります。

本年度におきましても、これら製品の原料であるねずみ大根の安定供給できる産地づくりを、ねずみ大根振興協議会のご協力をいただく中で進めていくとともに、ホームページ整備による顧客の誘導、統一ロゴの作成による地域ブランドの意識醸成、成分調査によるねずみ大根の特性調査と発展性の模索など、関係機関との連携のもとに新たな商品開発への道筋につなげていきたいと考えております。

また、五里ヶ峯トンネルの横坑を活用し、栽培生産を行っております原木きのこについては、お～い原木会による安定的なホダ木生産、及び販路拡大が軌道に乗りつつあることから、今後、周年栽培に向けた生産体制の強化と多品目化を図り、将来的に町の特産として認知されるように、消費宣伝活動と広範な生産販売事業の展開を進めていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

9番（宮島君） 町長、副町長、何とか長から、第2次質問をいただく必要のないように懇切にご説明をいただいております、本当にありがとうございます。

そこで時間もあれでございますが、町長に1点だけ質問をさせていただきます。

それは自律ということを目指す中で、やはり我が地域の中で促進を誇りを持って地域の創造を目指して活力ある自律のまちを構築するわけですが、それに対して、先ほどもちょっと触れておりますけれども、第5次総合計画の中に、こういったような、向こう10年間、もう絶対大丈夫だよと、隣接の市町村から誘いのないような総合計画書を、それ見ろというものについて一言だけひとつお答えをいただきたいと思います。

町長（中沢君） 坂城町には先人の築いたすばらしい潜在力がございます。そういったものを生かす、それが今、ものづくりを中心としたまちづくりに発展してきているということでもございます。今後とも核は工業集積をより高めて雇用の安定した町をつくと。しかし、また住んでよかったまちづくりをしていくということが柱でもございます。

さらに大事なことは、自律のまちではございますが、常に発信していくという、これまた大事でございます。国際交流なり拠点間交流を通じて広域的に対応するものはする、また自らやれるものは自らやるということの分野の区分けもいたしまして、そして、ひとつのよりよい定住圏をつくってまいりたいなと、こんなふうな思いでございます。以上でございます。

9番（宮島君） ぜひひとつ、町長、その方向で進めていただきたいというふうに思うわけでありませう。

次に、副町長さんに1点だけお答えをいただきたいと思いますが、先ほど特別職の報酬等審議会を開催する必要がないと、こういうご発言がございました。これについて、時間があれば、あと中へ入りたいと思うんですが、私は不断の思いで職員を削減しているということは、財政的には私はそれは結構だというふうに思うわけですが、やはり住民ニーズというものは大変難しい理解があるわけでございますので、そういった中で特別職の報酬も、いわゆ

る国並みで、昨日も国の方針というような話が出ておりますが、それが果たして適正なのか、これらについて開かない理由をもう一遍ひとつ、再度町民は非常に関心を持っている件でございますので。一言で結構でございます。

副町長（柳澤君） 先ほども答弁させていただいたわけですが、特別職等の報酬につきましては、任期まで8・5・5でいくということになっております。今ここで改めてまた開くとなると、次の人たち、特別職等の人たちへも影響が出てくるということでございますので、開かないでいきたいということでございます。以上です。

9番（宮島君） そういう見解であれば、新しく変わるときの選挙公約となるか、どうなりますか、あるいは議会で決めるかわかりませんが、そのことに対して今期はやらないと、こういう理解で受け止めたいというふうに思うわけです。以上であります。

次に第2問目に入りますが、時間もあれですから、質問の方も的確に申し上げますが、お答えの方もそのようにお願いしたいと思います。

## 2. 教育委員会の位置づけについて

### イ. 自立独立した教育委員会について

将来を担う子どもたちの人材を育てるための教育の目的、教育委員会は、行政の中立性や安定性、専門性、技術的な執行体制を確保するための地方公共団体の長から独立して置かれる行政委員会のひとつであるというふうに私は信じているわけです。その機能の行政の安定確保について、まずお伺いをさせていただきます。

### ロ. ゆとり教育のあり方について

文部科学省は2011年度から小学校で使用される教科書の検定結果を発表し、それによると、ゆとり教育が特徴だった学習指導要領を全面改定をしようとしているわけですが、学力低下を招いたと批判されているゆとり教育から一転し、理科、数学を中心に分量が増加するというような状況になっているようではありますが、学力向上への軌道修正、子どもたちが考え、実践するゆとり教育のあり方を、どのように進めていくかについて教育長にお尋ねをいたします。以上です。

教育長（長谷川君） 宮島議員さんからのご質問にお答えを申し上げます。

最初に、自主独立した教育委員会についてということでございますが、市町村の教育委員会の位置づけにつきましては、これは地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律、この2つに基づいております。

この法律によりますと、基本的には、教育委員会は長の権限の一部を長により教育委員会に委任された形で進めていくということになっているわけでありまして。

簡単に申しますと、教育に関する施策は教育委員会で行うわけでありまして、教育委員の任命でありますとか、予算でありますとか、教育施設の整備等につきましては、これは自治

体の長が責任を持つという分担になっております。

現在の坂城町の教育委員会は、この法律に基づいて中立性・独立性・主体性を確保できていると私は思っております。

具体的に言いますと、小学校、中学校で行っております教育活動等については、これは教育委員会が独立した組織として運営をしております。しかし、例えば第4条にありますように、教育委員は地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するという項目もありまして、こういう部分につきましては、独立組織というよりも町の行政組織の一部であるわけでありまして、ですから、教育委員会の独立性を確保するということは、これはもちろん教育委員会の努力もございしますが、町長さん初め議会の皆様、町民の皆様の教育委員会に対するご理解と良識ある姿勢があつてこそ確保されるものであると、こういうふうに理解をしております。

町長さんがいつも申しておられますように、教育の問題については施設設備等は長の責任であるが、指導面は教育委員会に任せるところで、私が口を挟むところであつてはならないと肝に銘じているところでありまして、いつもお答えがありますが、教育委員会の独立性を尊重して下さっている姿勢であるというふうに受け止めているわけでありまして。

教育委員会の独立性を確保することは小・中学校の教育の中立を守るということで、大変大事な部分であります。その部分につきましては、教育委員会、そして教育委員一人一人が教育の独立性を守るための毅然とした姿勢とともに、地域の皆様方のご理解もいただいております。

次に、ゆとり教育についてであります。今までの指導要領で目指してきたことにつきましては、大きくは児童生徒が自分で問題に気づき、自分の力で考え、解決することによって新しい知識を得ていくという、こういう学びを大切にしていこうという方向でありました。これが生きる力を育てるための手段であるという考えであるわけでありまして、その代表的なあらわれとして総合的な学習の時間がつくられたわけでありまして、これが週3時間設定されて、自分なりに問題に気づき、解決を目指して調査し、試行を重ね、自分なりに解決する学習をする時間に当てられておりました。このために教科学習の時間が若干減ってきたわけでありまして。

このような形を世間では、ゆとりの教育と呼んだわけでありまして、結果的には学力が低下したのではないかとご批判もいただいたところでありまして、ご指摘のとおりであります。

今回の指導要領は、これらの批判に対しまして応えるという形があつてか、学習内容はかなり復活をいたしました。さらに外国語活動の時間も設けまして、前回の目玉だった総合的な学習の時間は3分の2に減りました。さらに1週間の学習時間が1時間増えるということで、これは学習内容が増えた分を学ぶ時間を確保した形になっております。

しかし、その基本的な考え方であります生きる力を育むということについては変わっておりません。従いまして、生きる力を育むための自分で問題に気づき、自分の力で調査研究し、解決する、そのことで新たな知識を獲得したり、新たな理解をするという教育方針が今度の指導要領によりまして変わったわけではございません。総合的な学習の時間も週2時間は確保できておりますので、今まで地域の皆さんにいろいろお力をお借りして取り組んできました体験を中心とした教育活動も3分の2に減らさざるを得ませんけれども、継続して取り組んでいくことになると思っております。

6月6日の『信濃毎日新聞』で、納得は学びの本質、丸覚えでは、いつかつまずくという投稿がありました。これは生きる力としては知識をつめ込むということよりも、新しいことを獲得するためには、その本人の納得が必要であるという教育の根源を示しているように思います。新しい指導要領でも納得して学ぶというこの基本姿勢は変わっているものではないというふうに理解しております。

今、町の先生方には町職員会という形で授業改善に取り組んでいただいております。それは毎日の授業を教え込む授業から児童生徒が自ら考えることで知識に気づく授業に変えていこうということであります。先生方の授業がこの方向に変わりますと、児童生徒に考える力が今まで以上に育つと思っております。新指導要領になりましても児童生徒が問題に気づき、考え、納得して新たな理解をするという基本は変わっておらない、今後も続けていくことができるというふうに考えております。以上であります。

9番（宮島君） 教育長に3点ほど時間内に質問させていただきます。

ひとつは、例えば教育委員会の、いわゆる自立性については十分確保していると、こういうふうに伺ったわけであります。

今回、我が議会において11人の質問の中で6人が教育長に質問しているわけだ、いろいろ。かなりご苦勞いただいていることは理解しているわけですが、これは先ほど副町長からありました、いわゆる人事配置ですね。職員の配置問題。ただ、改革プランで、インターネットで県下の状況を見ていますけれども、国よりも市町村の方が、いわゆる減らした率が強いと言っているんですが、教育委員会の中の人事配置、やがては小・中学校の人事問題まで関係するというような新聞報道もされているんですが、教員の。そういった中での適正配置についてちょっと最初にお答えいただきたいと思います。

教育長（長谷川君） 人事配置についてというご質問でありますけれども、これは2つの面を持っておりまして、1つは役場の職員の皆さん方が出向という形で教育委員会へ派遣されている人事の問題と、各学校の、これは県からの出向であります、先生方の人事の問題2つは別になっております。

町の人事につきましては、教育委員会へ出向という形で置いていただきまして、その中の

配置につきましては、これはもちろん町の方との協議の上ですけれども、私たちの方でも主体的にどういうふうにするかということで検討をさせていただいているわけであります。

それから職員の方の人事配置につきましては、これは県の教育委員会と町の教育委員会との合議の上で進めている問題であります。こういうふうに2つの側面がございますが、そういうことでよろしいのでしょうか。以上であります。

9番（宮島君） ゆとり教育、いわゆる体験学習を含めての質問でございますが、3点ということで、そこへ2つありますけれども、いわゆる中立性を保つための教育委員長さん、教育長さん、教育委員、この一体、責任分担はどのような形で明確になっているのか、これを最初にお答えをいただきたいと同時に、ゆとり教育の関係、いわゆる体験学習ですね。3分の2に減ってしまうと、こういう状況で、先般もこの11日に町主催の植樹祭があったわけですが、そういった中での今後のそういったものは地域の中で、どういうふうに削られるというのか、削減されていくのか。今までどおり進めていくのかどうか。

それから、私個人的にも南条小学校へ過去11年間ボランティアで菊の3本菊を提供してやっているわけですが、そういうものも具体的に少なくなるのかどうか。そういう体験学習というものが全般にどういうふうに進むか。この間の村上小学校の植樹祭は非常に私は立派だというふうに思うわけですが、ああいう姿が消えてしまうかどうか。残念ながら教育長さんはお見えにならなかったから、そういう状況は拝見できなかったと。私は非常に拝見させていただいて素晴らしいものだと思うんですが、それを含めた中でちょっと時間の中でご回答いただきたいと思います。

教育長（長谷川君） まず最初のご質問の教育委員長と教育長との分担についてということでありまして、教育委員会の最高責任者は教育委員長さんでございます。すべての教育委員会の活動につきまして、先ほど申し上げた長の方から委嘱された内容につきましての責任は教育委員長が持っております。教育長は、教育委員の一人でありますけれども、もうひとつの側面として、教育委員会の事務局長的な立場でありまして、教育委員長あるいは教育委員会で決めたことがきちんと執行されるかどうかを進めていく、あるいはチェックしていくという、そういう立場であるかというふうに思っております。そのことについて今、そういう分担で進めているところであります。

それから3番目にいただきました3分の2減って、何が減るかという問題についてですが、これはそれぞれの学校が先生方が校長を筆頭としまして知恵を絞って決めていく内容であります。先ほど申し上げたのは、時間が3分の2に減れば内容的にやはり3分の2にせざるを得ないだろうと思うわけでありまして、その中で何を大事にするか、あるいはどれは、このところ残念だけれども、カットするかということは最終的には校長の責任でやっていただくことになり、教育委員会として、それについては一任をしまいたいというふうに思っ

ております。

いずれにしても、今ご指摘いただいたように、森林のことであるとか、あるいは坂城小学校の緑の少年団でありますとか、そういう部分について、この教育が非常に子どもたちに成果が上がっていることは確かでありますので、大事に考えてまいりたいと思っております。

9番（宮島君） いろいろ今回は自律のまちづくり、あるいは教育委員会の位置づけの問題、大変いろいろ難しい問題というか、いろいろ伺ったわけですが、是非ひとつご回答のように、ぜひその方向性で実施をしていただきたいというふうに思うわけであります。

最後に、住民の幸せと生きがいを基調とした、より住みよい地域のあり方を求めて、それぞれ特色ある地域社会を形成しながらまちづくりを進め、将来に向けて自律のできることを願い、以上で私の一般質問を終わります。

議長（春日君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時59分～再開 午前11時11分）

議長（春日君） 再開いたします。

次に、11番 円尾美津子さんの質問を許します。

11番（円尾さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、質問をいたします。

1. 国保税の値上げについて

イ. 運営状況は

この6月議会に国保税の値上げ条例案が提案されています。町長の招集あいさつでは、事業運営の安定化と国保財政の健全化を図るために税額の改定をする。1件につきかかる均等割2万9千円を2,500円値上げして3万1,500円に、人数で決められる平等割を同じく1人2万9千円を2,500円値上げして3万1,500円に、資産割を4%減額、所得割を0.6%値上げして、1人当たりの調定額を5.8%値上げするとの説明がありました。

長引く不況の中で、個人所得の当初予算において前年対比21%も下がっており、町民の皆さんの所得が減っているときに値上げをすることはいかなることかと思えます。現在でも「国保税が高くて払えない」「何とか工夫して払っている」「借金して払うこともある」などの声が聞かれます。また滞納も年々増加しており、値上げすることで滞納への拍車がかかります。悪循環が繰り返されることになるのです。

そこで国保会計の運営状況について、まず伺います。どんな特徴が見られるでしょうか。

医療費のここ2～3年の動向と病気などの特徴はどうでしょうか。4月の広報では4大疾患についてアピールしていますが、国保加入者1人の医療費は20年度を見ると、県平均を

3万6千円ほど上回っており、高い方から18番目に位置しています。ほかの市町村と比較して病気などに特徴があるのでしょうか。どのように分析されているのか、まずお伺いいたします。

22年度から国保税の法定減免制度が変更されました。これまでは6割、4割軽減が7割、5割、2割軽減制度になったわけです。新しい制度では、どのくらいの世帯、人数が該当するのでしょうか。また、これまでの制度と比較して会計への影響額はどのくらいになりますか、お聞きします。

ロ．滞納の状況は

21年度の滞納はどれくらいになりますか。前年比で収納率と金額を示していただきたいと思います。また、平均5.8%の値上げで、どのくらいの増額を見込んでいるのでしょうか、伺います。

滞納すると正規の保険証が交付されないペナルティが課せられるわけですがけれども、滞納額の増加とともにペナルティを受ける人の増加も大変気になるところです。状況はどうでしょうか。また、これらのペナルティ解消に、どんな努力をされているのでしょうか。顔の見える対応ができていますか。坂城町ぐらいの規模の町では対象者の人数にも限りがありますので、顔の見える、相手の状況を把握することは、そんなに難しいこととは思えません。どんな努力をされていますか。特に窓口で預かりになっている保険証の未交付の人への対応はどうでしょうか、お尋ねいたします。

ハ．一部負担金・税の減免制度の活用を

私たちは医療機関で受診すると3割、6歳未満は2割、70歳以上は1割の自己負担金を支払います。支払いが困難な場合は、国民健康保険法第44条では、保険者は特別の理由がある被保険者に対して、1として、一部負担金を減免することができる。2として、一部負担の支払いを免除することができる。3としまして、保険医療機関等に対する支払いにかえて一部負担金を直接徴収することとし、その徴収を猶予することができるの規定があります。これらは、それぞれの自治体で条例などで対応することになっています。

坂城町でも、この要綱は最近できているそうです。私は、この質問のために調査をしていて初めてその存在を知りました。お金がなくて医者にかかれないでいる人のために大変いい制度だと思います。制度を活用することによって重症化を防ぐことができるのではないかとされるからです。まず、こういう制度のあることを町民に知らせるべきだと思います。不況が長引く中、収入が減少している状況が明らかになるときに、国保税の独自減免制度も含めて法の中で保障されているものを有効に活用していくことが自治体の裁量の大きさではないかと思えます。日本医師会等からも滞納が増加傾向にあることから、一部負担金の活用が求められています。見解をお尋ねします。



会計の安定のために医療費の縮減が必要になってきます。坂城町は県下で医療費が多いことについては、これまでも論議になってきました。医療機関が近くにあり、かかりやすいからと説明がかつてありましたけれども、それだけではないだろうと考えます。健診はもちろんのことですが、ほかに健康保持のために取り組みを強める必要があると思います。知恵と工夫で対応を考えてほしいと思いますが、どのようなお考えをお持ちでしょうか。1回目の質問といたします。

町長（中沢君） 円尾議員さんの質問にお答えいたします。

国保税の値上げに関することでもございます。

国民健康保険に加入されている方は、平成21年度末で4,367人となっており、町全体の1万6,145名のおよそ3割近くで、国民健康保険加入者となっているわけですが、昨今、社会経済情勢にもよりまして、若干増える傾向にあるし、また、そう予想しております。それに加えまして、加入者の高齢化や医療の高度化ということも重なりまして、医療費も年々増大しております。21年度の国保の医療給付費の支払いは10億6,900余万円でございます。前年度に比較いたしまして、2,500万円、2.3%の増となっております。

国民健康保険は、国や県の負担金、社会保険などからの交付金と加入者の皆さんからの保険税により運営するという独立採算の特別会計でございます。医療費の増加に伴い、国や県などからの負担もルールに従って増えるわけではあります、支出の状況により加入者の皆さんに応分のご負担をお願いしていくと、こういった仕組みでもあるわけでございます。平成20年度の医療制度改正による財源構成などの変化や医療費の増加に加えて急激な経済状況の変動による収納環境の悪化などにより、運営状況は今後も極めて厳しい状況にあるというふうに考えております。平成22年度当初予算編成時におきましても、保険税収入につきましては、前年対比1千万円ほどの減を見込んだ次第でございます。

そして先日、税額算出の基礎となります加入者の皆さんの前年の所得税情報が出揃いました。所得に応じた軽減率にいたしましても、6割、4割の軽減率を7割、5割に引き上げ、そして新たに2割軽減を設けて対象を拡大したわけでございます。それを反映させましても、試算いたしますと、退職者分を除いた一般分につきましては、予算額では収入見込額で5,700万円ほどの不足が生ずるということでございます。このような不足が生じた場合、原則といたしましては、加入者の皆さんの国民健康保険税として応分のご負担をいただくわけでございます。現在の社会経済情勢を踏まえると、なかなか難しい問題がございます。医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分について、それぞれ見直しを行いまして、不足分の約3割にあたります1人当たりの調定額ベースで申しますと、5.8%の保険税増を負担をお願いするというところでございます。

ただいま申し上げましたように、5,700万円が不足する中で、残りの4千万円につきましては、最終的に国民健康保険基金からの繰り入れを初めとする歳入全体で調整を図っていくということでもございます。税額の上げ幅を極力抑えての形の提案ということでもございます。また税額の改定にあたりましては、加入者の皆さんの状況に応じて、いろいろ納めていく仕組みになっております応能割と加入者の皆さんが等しく納めていただく応益割の構成割合になっているわけでしたが、若干応益割を強めまして国が示す応益と応能の50対50の方向に若干近づけるという努力もしているところでもございます。応能割の中の資産割につきましては、若干引き下げを行い、見直しを行ったところでもございます。

今回の改定案につきましては、被保険者を代表する皆さん、医療関係の皆さん、その他有識者等で構成しております町の国民健康保険運営協議会の皆さんにお諮りし、十分審議していただいた上の答申をいただいたわけでもございます。国民保険を取り巻く状況は極めて厳しいという中で、その答申に沿っての提案だということで、ご理解ご協力を賜りますよう、お願いする次第でございます。以上でございます。

総務課長（宮下君） 税の立場でお答えできる分につきまして、順次ご答弁をさせていただきます。

今議会には国保運営協議会での答申をいただきまして、国保税の税額改定に係る町税条例の一部を改正する条例の案をご提案したところでもございます。今、議員さんの話もありましたが、国保税にかかわる平成21年度の総所得は、前年に比較しますと約21%と大幅な減少であり、経済不況の中での影響が大きくあらわれている状況かと考えます。このような中で税額の改定をするときにおきまして、所得の少ない世帯に配慮し、7割、5割、2割の新たな軽減を導入するわけですが、これに反映されます世帯数等の比較を申し上げます。

7割軽減対象世帯は約580世帯、被保険者数が約900人、減額となります均等割、平等割の計は1,850万円でございます。改定前の6割軽減の場合は、所得基準が同じですので、世帯数、被保険者数は同数となります。減額の計は1,600万円、改定によりまして250万円が新たな減額となります。

5割軽減対象世帯は140世帯、被保険者数は約340人、減額の計は440万円でございます。改定前の4割につきましては、減額金額が350万円でありますので、影響額は90万円でございます。

また、ここで新たに導入されます2割軽減につきましては、対象世帯数が約290世帯、被保険者数が570人、減額金額が310万円となります。7割、5割、2割の軽減導入によりまして、総計で新たに450世帯、800人、1,070万円の減額を見込んでおります。

次に、税額の改定に伴う影響額についてであります。調定では1,900万円の増額

となります。1人当たりの調定額は改定前が9万745円から9万6,022円となり、5.8%の増を見込んでおります。

次に、平成21年度の収入状況でございますが、現年課税分につきましては、調定額4億1,475万円に対しまして、収入額が3億8,617万7千円、収入率は93.11%となっております。前年比と比べましてプラス0.4ポイント、滞納金額は244万1千円減の2,854万円となっております。また滞納繰越分につきましては、調定額9,460万1千円、収入が1,960万3千円、収納率は20.84%となっております。これは前年比マイナス2.44ポイント、滞納金額は782万円増の7,231万8千円となっております。大変厳しい経済状況であります。現年課税分につきましては、町民の皆様のご理解とご協力によりまして、前年度、若干ではありますが、上回ることができました。

税の減免という部分で申します。

国民健康保険税の減免につきましては、町条例の方で対応しております。具体的には所得が皆無になったため、生活が著しく困難となった者、またはこれに準ずる者と認められた者が該当いたします。これにつきましては、納税通知書を発送する際、すべての方に国保税の概要と減免の制度につきまして説明するチラシを同封をし、お知らせをしているところでございます。また3月専決処分事項として、今議会に報告をいたしております税条例の改正の中で新たに倒産や解雇等の理由により離職した雇用保険の受給資格者について、基礎となる総所得金額に給与所得が含まれている場合には、その金額を100分の30、30%に相当する金額にするという特例措置が今年度、平成22年度から始まりました。現在、広報でのPRを初め、国保に加入された方を対象に制度のお知らせをするとともに、申告書を送付し、該当の方の申告を受け付けております。窓口におきましても国保加入時にご説明を行うなど、周知に努めております。

次に、徴収猶予につきまして、徴収猶予につきましては、納税者の方が災害を受けたり、または事業の廃止、休廃止をした等のため、税の納付が一時的にできないと認められる場合につきましては、申請をいただき、原則として1年以内であります。期間をつけ、猶予することができます。徴収猶予につきましては、減免とは違いますので、納付が先延ばしになります。いずれは納付しなければならないということでもあります。納税相談をする中で、その制度の説明をいたしますけれども、できる限り毎月少しずつでも納付していただくようなお話をさせていただきます。引き続き、機会をとらえまして減免ですとか、猶予につきましても、皆様に周知を図ってまいりたいと考えております。

福祉健康課長（中村さん） 国民健康保険の運営につきまして、お答えいたします。

私からは平成21年度の医療費の傾向と医療費に係る疾病などの特徴について申し上げます。

21年度の医療給付費の状況につきましては、全体で前年度比2.3%の増となっており、内訳といたしましては、一般被保険者分9.2%、8,300万円の増、退職被保険者分は39.5%、5,800万円の減となっております。この退職被保険者分の大きな減は制度改正によるもので、改正後は一般分に計上されているものでございます。特に、昨年は新型インフルエンザの流行などがあつたわけですが、幸いにも医療費全体の中で国が当初予想いたしました20年度比4.99%よりも少ない伸びの中で落ちついたと言えます。とは申しまして、21年度の1人当たりの医療費を見ましても、速報値ではございますが、29万9千円と全県で高い方から17番目に位置し、県平均より3万5,140円多く、依然として高い状況にあると言えます。19年度分の医療費1人当たりの医療費につきましては、老人分も含まれておりますが、1人当たり43万9千円で、県の高い方から11番目、県平均37万5千円に対しまして、6万4千円と県よりも多い状況でございました。

次に医療費に係る疾病の特徴について申し上げます。

疾病の特徴といたしましては、件数及び医療費額につきましても循環器系の疾患が最も多くなっております。中でも高血圧に係るものが件数としては最も多く、また、それに起因いたします脳血管疾患も費用の多くを占めております。循環器系の疾患の状況など生活習慣病の状況を全県の数値と比較した場合、ほぼ同じような状況であると言えますが、坂城町の特徴といたしましては、糖尿病及び合併症にかかる割合が若干高い状況にあります。こうした状況を踏まえ、生活習慣病の未然予防のため、特定健診、特定保健指導の実施を積極的に推進し、医療費の抑制につながる取り組みに努めていきたいと考えております。

このような医療費削減の取り組みを積極的に進めていくことといたしましても、年々増え続ける医療費に対しまして、国民健康保険税収入は医療費に見合った増加が見込めない状況となっており、国民健康保険の運営状況は今後も極めて厳しい状況になると考えております。特定健診、特定保健指導を初めとする健康づくり、未然予防事業を積極的に展開するとともに、昨年の保険証交付時にもパンフレットを同封し、啓発をいたしましたジェネリック医薬品の積極的な利用の推進など、さまざまな医療費の抑制策を講じ、安定した国民健康保険運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険の滞納状況、滞納者へのペナルティはについてお答えいたします。

国民健康保険制度は相互扶助の立場から成り立っており、国民健康保険税は国、県などの補助金や医療機関で支払う一部負担金とともに国民健康保険を支える大切な財源でありますので、制度の安定した運営のために加入者の皆様には税の公平な負担をお願いしているところでございます。

この制度を支える大切な財源である保険税に未納がある世帯に対しましては、戸別訪問をしたり、納税相談のための来庁を促したりと、さまざまな方法で面談の機会を設け、滞納の

解消に努めているわけですが、特別な事情がないにもかかわらず、1年間保険税の納入をいただけない場合は、国民健康保険被保険者資格証明証の交付を行っております。

この資格証明証交付世帯につきましては、医療機関の窓口でいったん医療費を全額お支払いいただき、後日支払った医療費の保険給付分を申請に基づき、保険者がお支払いするといったもので、21年度末における資格証明証交付件数は21件で、前年度と比較しまして3件の減となっております。

また資格証明証交付対象世帯以外の保険税未納世帯につきましては、納税相談の機会の確保を目的に、未納額や納入誓約の履行状況などに応じて、6カ月、3カ月、そして1カ月と使用期限を区切った短期保険証を交付しており、21年度末の短期保険証交付件数は105件で、前年度と比較して5件の増となっております。これらの交付に際しましては、期限の経過をもって機械的に行っているわけではなく、例年、保険証の交付時期にあわせ、1回当たり1週間の期間で3回の納税相談の機会を設け、極力面談により状況をお聞きする中で交付を行っております。

先ほども申し上げましたとおり、国民健康保険税は加入者の相互扶助により成り立っている制度を支える大切な財源であります。加入者の皆様の公平な負担をお願いするという観点からも、今後も引き続き納税相談の機会を積極的に設け、資格証明証交付世帯の解消、そして滞納世帯の解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険の一部負担金の減免等に関する制度の活用についてお答えいたします。

この制度は、生活困窮など特別な理由により医療機関などの窓口において一部負担金の支払いが困難な方の医療の確保を目的とし、国民健康保険法第44条により各保険者において、この一部負担金の減額、免除及び徴収猶予をすることができるものと規定されているものでございます。

この取り扱いにつきましては、保険者が申請のあった都度判断することとなっておりますが、客観的で公平な処理が必要であるとする国等の指導により、町では坂城町国民健康保険一部負担金の減免等に関する取扱要綱を平成12年12月に定め、運用をしているところでございます。

この要綱に規定する対象者は、災害等により障害を受けたり、資産に重大な損害を受けるなどしたことにより、その世帯の生活が著しく困難となった方で、実収入月額が一定の要件に当てはまった場合などに申請をしていただき、審査し、免除、減額及び徴収猶予することとされております。厳しい社会情勢のもと、事業または業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したときなども対象となっておりますことから、非自発的失業者にかかる保険税の軽減制度ともあわせ、制度の周知について検討してまいりたいと考えております。

続きまして、健康保持の取り組みについてお答え申し上げます。

平成20年4月から、高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、保険者は加入者に対して糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査を実施し、また、その結果に応じて保健指導を実施することとされております。この特定健診は生活習慣病の要因とも言われるメタボリックシンドロームに着目し、病気になる前にリスクとなる要因を発見する疾病予防に重点を置いた取り組みでございます。この特定健診の結果をもとに受診者一人一人の状態にあわせた特定保健指導を実施することで現在の健康問題の解決にもつながるものと考え、特定健診と特定保健指導とセットでの積極的な実施に努めているところでございます。

21年度の状況といたしましては、受診対象者数2,939人に対しまして、受診された方は1,148人、受診率といたしまして39%と20年度と比較して5%ほど減少しております。また、この特定健診の結果として119人が動機づけ支援、47人が積極的支援の保健指導の対象となり、そのうち動機づけ支援については55人、積極的支援については19人に対し、指導を行い、将来的に脳卒中や心筋梗塞などにならないよう疾病の未然予防に取り組み、指導が終了しております。

この保健指導を終了された方などの中からは学習会などの自主的な取り組みを行うグループが組織されたりと、徐々に疾病の未然予防に対する認識が広まりつつあります。こうした取り組みをさらに広げていくためにも、特定健診、特定保健指導の実施にあたりましては積極的な周知に努めてまいりたいと考えており、今月号の『広報さかき』にも掲載させていただいたところでございます。

また町では、この特定健診、特定保健指導の対象とならない方に対しましても、健康相談、訪問指導等を実施し、個々の健診結果に応じた生活習慣の指導を行うとともに、ストレッチ教室、湯さん館のプールを活用しての水中運動教室などを積極的に展開するなど、さらなる健康づくりを推進することで医療費の縮減にもつながる取り組みに努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

11番(円尾さん) それぞれ丁寧にお答えいただいたわけですが、坂城町の国保会計の中身や全体像というのが今の中で見えてきたわけですね。その中で大変だなと思うのは、やはり滞納がかなり増える、先ほど課長の方からはトータルの金額などをおっしゃらなかったんですけども、今度の21年度の決算では1億円を超えていく、そういう滞納があるわけですね。15億6千万円ぐらいの会計の中で1億円を超えていくということは、これは大変なことだということ、もう少し意識していく必要があるんだろうと。取り立てを強くしなさいという意味ではないんですよ。どうやってやれば保険税が払えてくるのかということ、その辺をまた検討する課題だろうと思っています。

それで今度の税率改正については5,700万円足りなかったからやりましたと。値上げ分の中では1,900万円が入ってくるんですよというお話がありました。そこで今回、専

決に出されました21年度の最終補正予算を見ますと、6,162万6千円を減額しています。基金へ5,397万4千円が戻されています。このような状態で保険料の値上げが必要になるのでしょうか。今の数字を見たときに、これで相殺できるんじゃないかと私はそういうふう考えるんですけども、その点について、どうお考えでしょうか。

また値上げにあたって低所得に人に対して配慮しましたよというのが総務課長の答弁でした。しかし、新しく7割、5割、2割軽減の制度に適用してくる人たちは、じゃあ、今までよりも上がってしまうのかどうか、その辺が一番気がかりなところなんですけれども、新しい減免制度を共有できなければ制度も台無しになってしまうんです。そういうところへどんな配慮をされたか、簡単にお答えいただきたいと思います。

福祉健康課長（中村さん） 21年度の6,100万円の減額のうち基金の繰り入れを減額、5,400万円ほど減額をしております。国民健康保険基金につきましては、インフルエンザの流行など予想外の給付に備えておくもので、一般の医療費支払いの3カ月分程度を保有することが望ましいということをおっしゃっております。しかし、21年度当初予算において5,100万円を既に基金繰入を見込んでおり、基金残額は1億2,100万円ということになります。このような状況の中で、税額の改定を行わなければ5,700万円の不足分を基金を初めとする歳入で吸収しなければならないということがございます。仮に全額を基金で取り崩しということになった場合、基金の保有残高は6,400万円となり、一般の医療費の支払分1カ月分が今8,400万円ほどになりますが、それにも満たない状況になってまいります。そういうことを考え、今回、税額の改定をお願いしたわけでございます。

また所得の少ない方に対する配慮ということですが、所得に応じて減額される6割、4割軽減の割合を7割、5割、2割としまして、対象世帯を拡大いたしました。2割軽減の世帯の方が新たに軽減の対象になります。それで改定をするのにあたりまして、今まで6割軽減を受けていた方が税額改定の幅を拡大したということであっても、減額にならないという状況にならないように、ですので、税額につきましては、均等割、平等割につきましては、税額改正前より減額になるというような状況になっております。

ちなみに2割軽減の方につきましては、今度新たに軽減の対象になるわけですが、例えば世帯主の方と奥さんと子どもさん3人家族で国民健康保険に入っていられる方がいらっしゃれば、138万円所得が、それ以下の世帯ですと2割軽減になるという、その軽減幅が新たに拡大されております。以上でございます。

11番（円尾さん） 値上げについて答弁を聞いたわけですが、実際に今の町民の皆さんが収入が減っちゃって困っているんだという中で、もう少し考えて、値上げということを考えないでもやりくりができたんじゃないかと私は考えます。これだけの減額がされているということについて、やはりそのところはきちんと見ていくべきだろうし、町民の皆さんに

対して本当に困っているという状況を、もう少ししっかりと受け止めていってほしいと思っています。

それでは次の質問ですけれども、資格証明証について質問していきたいことがあるわけですけれども、小学生は短期証をという形の中で、それでは病気の方とか特別な事情というのが、どの程度配慮されるかはわかりませんが、そういう世帯主がそうであった場合でも発行しませんよと。その中でもうひとつは、義務教育の子どもだけでなく高校生に対しても資格証明証を発行しないでほしいと。それは、それをやっていけるのは自治体の裁量にお任せしますというようなことになっていきますけれども、坂城町はどのようにされるのか、お答えいただきたいと思います。

福祉健康課長（中村さん） お答えいたします。

資格証明証の交付につきましては、審査委員会を開いて審査をして交付をしているところでございますが、政令で定める特別な事情の中には、世帯主が病気にかかり、または負傷したことにより保険税が納付できないと認められればということがあります。それで、お話を聞きする中で特別な事情にあたるかどうかということで判断をして、短期保険証になるか、資格証明証で対応するかという判断をさせていただくようになります。

それから高校生を対象に資格証明証ではなく、6カ月の短期被保険者証ということで、この7月1日から交付をするということで、ただいま準備を進めております。7月1日にはお手元に届くようにということで配慮しております。以上でございます。

11番（円尾さん） 大変時間が押してきていますので、肝心なところだけお聞きしたいと思います。

なぜ私がこんなに資格証明証にこだわるかということは、もちろん資格証明証で医者にかかるということが大変かかりにくいということと同時に、保険給付の中で給付制限を受ける、高額医療だとかいろいろの中で制限を受けていく、加入保険者でありながらかけていくんだということがあるので、ぜひこれは考え直していただきたいと思います。

そして国保における重い保険料というのは、そもそも社会保障の中で社会的負担分という、いわゆる事業負担ということが存在しませんから、だから、そういう意味で国保は非常に高くなっている。収入で比較してみますと、サラリーマンなんかの保険の収入に対する保険料の割合というのは2倍を超えています。こういう中で保険者である坂城町として軽減のために、やはり一般会計からの繰り入れでも考えていく必要があるんじゃないかと思うので、その辺について町長にお尋ねします。

町長（中沢君） 坂城町の一般会計も極めて厳しい状態にあることは議員もご承知のことと思います。それとは別に、国保の会計は、国のひとつの法的なものの指導の中で特別会計をしまして、国あるいは当事者双方が互いに負担し合うということ、そして独立会計でいくという



ことでもあるわけでございます。そういった中では、私どもは先を見込まなければならないということでもあるわけでございます。昨年も相当厳しい状態であったけれども、何とかそのままでということでは上げをしなかった経過もあります。その時々準じてやるわけでございますが、今回は財政の中でやむを得ないという判断の中で上げさせていただいた次第でございます。以上でございます。

1 1 番（円尾さん） 全体の中で、やむを得ないから値上げするんだというお話でした。会計の中身を見たときに、私はやむを得ない状況にはないんじゃないかという判断です。だから本当にこういうことが理解ができるようであれば質問なんかしませんよね。そういうことをよく理解していただいて、また考えていただければと思います。

時間がありませんので、次の質問に入ります。

2 . 第5次長期総合計画について

イ . 重点施策をどう展開するか

第5次長期総合計画の策定が、どのくらい進んでいるのでしょうか。3月議会の質問の続きになるわけですが、財政的に厳しい状況が続きます。財源の有効利用、費用を削減できる可能性の政策展開について医療費の削減を提言したわけですが、ほかの重点施策とのバランスを考えながらやっていくんだというお話でした。それについて、どの程度進んだのか、お答えいただきたいと思います。

企画政策課長（片桐君） お答えを申し上げます。

現在の進捗状況でございますけれども、現在、長野大学の先生方のプロジェクトチームと計画の中心となる柱立てを今、具体的につめの段階に入ってきているという状況でございます。これをもちまして、総合計画策定審議の会議をもちまして、総合計画の長期構想の部分であります町の将来像の具体的な文言に入っていくという状況になってきております。

3月議会に引き続きということでございますけれども、総合計画の中心につきましては、議員さんご案内のとおり、長期的な展望に立って町の目指すべき将来像を描きまして、その実現に向けたまちづくりのあり方を総合的・総括的に、また部門別に示していくということになっておりますので、順次、今申し上げた順に沿って今後、総合計画の中で具体的なものをつくり上げていくという予定になっております。

1 1 番（円尾さん） 長期総合計画については、質問するのがちょっと早過ぎたかなというような感想を持っています。9月議会でもよかったのかなという感想ですが、その中で町民の意見をたくさん聞くんだというお話がありました。

そんな中、私たちがアンケートをいただきまして協力をさせていただいたんですけれども、どの範囲でそれがアンケートを出されたのかなということがひとつと、それからもうひとつは、これは要望として、やはり職員の皆さんが、まちづくりについて毎日いろいろなところ

で努力しているわけですね。だから全職員にアンケートをとっていただきたい。そして全体で総合計画をつくっていくような、そんなことをやっていただきたいことを要望しておきます。これは時間の関係で、お答えいただかなくて結構です。

それでは3番目の質問に入ります。

### 3. 雇用創出への応援を

#### イ. 新卒者の就職状況は

企業によってばらつきがあるけれども、景気がいくらか上向いてきたよというお話がありました。しかし、雇用は依然として厳しい状況があります。今年の新卒者は95.1%であったと過日、報道がありました。それで坂城町の新卒者の就職状況はどうだったでしょうか。また、それらの雇用確保に町がどんな役割を果たしたでしょうか、お聞きます。

#### ロ. 雇用創出へどう応援するか

町内企業の雇用状況はどうでしょうか。中途採用等の動きをつかんでいるでしょうか。中途就職は大変厳しい状況があります。例えば、ある30代前半の男性が「会社が倒産して失業してハローワークを通じて15~16社面接したけれども、いまだに仕事が決まらない。1人の募集に対して10人も20人も応募してくる中で採用にはならない。何とかならないか」と。また30代後半の男性は「職業訓練の応援を受けて資格を取ったんだけど、就職にはつけていない。年金生活の両親の世話になっているが、子どももいるし、限界だ。1日も早く就職したい。紹介してほしい」と、こんな相談を寄せられていまして、大変苦しい思いをしています。若者の現在もそうですけれども、将来どうなるか大変心配です。雇用創出に直接町が応援していただきたいと思います。3月議会で上田市の雇用創出奨励補助金制度を紹介し、検討を求めたんですけども、その後どのような検討をされたでしょうか。

上田の制度は、離職者を正規に雇った企業に対して1人30万円を企業に補助するというものです。かなり実績が上がっているようです。坂城町も検討していただきたいと思いますが、それに対してお答えいただきたいと思います。

産業振興課長（宮崎君） 私から雇用創出への応援をというご質問について順次お答え申し上げます。

新卒者の就職状況、長野労働局発表は内定率95.1%ということでございます。これは過日報道されましたので省略させていただきますが、地元、坂城高校の今年の春に卒業した学生の状況をお聞きしたところ、卒業生120名のうち進学が79名、就職が27名、進路未定者14名、11.7%ということで、うち7名が就職を希望していたにもかかわらず決定しないまま卒業されたということでございまして、引き続き新卒者の雇用状況は厳しい状況下にあるということでございます。

県内の高等学校をこの春卒業して就職活動を継続中の学生・生徒を対象に、地域の企業等

で就業し、必要な知識や技術を習得するため、その間の人件費や研修経費を最大1年間県が負担する新卒未就職者等人材育成事業、補助事業でございますが、これと国が就職先が未決定の新規学生を最大3カ月体験雇用として受け入れる事業主の方に、1人につき最大16万円の奨励金を支給する新卒者体験雇用事業につきましても、町内の企業数社が取り組んでいるというふうにお聞きもしております。

坂城高校で、この春求職中のまま卒業した学生も今回、この新卒者体験雇用事業等の効果もありまして、今のところ2名の卒業生が就職が決定する見込みになったというふうに聞いているところでございます。大学生につきましては、今年2月に引き続き、テクノハート坂城協同組合が主体となりまして、この6月3日でございますが、テクノセンターにおいて製造業6社が参画した大学生、短大生、専門学校生を対象とした合同企業説明会を実施いたしました。今回は前回23名を上回る町の学生37名の学生が参加していただいたということでございます。

町といたしましては、ハローワークや県坂城テクノセンター、テクノハート坂城協同組合などの関係機関と連絡を密にとりまして、求職者に対して広報、ホームページ、有線等による就職相談会の情報提供や求人する企業に対して国や県の助成事業等の周知を図って雇用創出・雇用確保を図っていきたいと考えているところでございます。

続きまして、町内の雇用状況でございますが、坂城町を管轄とする篠ノ井公共職業安定所の20年4月時点での資料によると、有効求人倍率は0.47倍ということで、前年同期と比較して0.13ポイント上昇してきましたが、まだ求職者の夜間分しか求人がないという状況で、今おっしゃいましたが、現実的には大変厳しいということでございます。

町内企業の中途採用の状況ですけれども、データとしては持ち合わせておりませんが、ハローワークの職員や企業の皆さんにお聞きすると、受注も増加している企業もありますけれども、数カ月後の見通しがなかなかつかないため、当面残業等で対応し、中途採用を行うところまではいかないというのが実態であるとお聞きしております。

雇用創出奨励補助金制度につきましては、上田市が雇用支援施策で行っている離職者、正規の常用労働者として新たに雇い入れた事業主に対して1人当たり30万円の補助金を交付する雇用創出奨励補助金、また離職中の方が資格を取得するにあたって、受講料の50%を補助する職業訓練支援事業補助金等について検討をさせていただいた部分でもございます。

そうはいつでも町でも大変厳しい財政状況も続いておる中で、上田市の場合については5千万円近くの補助金も出しているということでございます。もちろん規模等については坂城と上田は違いますけれども、やはりお出しする中で予算の中でというような対応も非常に予算が終わったら打ち切りというわけにはいかない問題でございますし、私どもとすると、そればかりでなくて、やはりトータルの雇用確保という中でテクノセンター等、あるいはテ

クノハート坂城、商工会等と連携して、それぞれのところで事業費も出しているわけでございまして、現実的にそれだけ取り入れたものというのは、なかなか難しいと。

もう1点、30万円という中で、実際は、やはり新たにそういう採用するというきっかけのお金であろうと。30万円で生涯賃金が終わるわけではございませんので、そこら辺については今の連携の中で取り組んでいかざるを得ないし、そういう方向かなというふうに考えているところでございます。

テクノセンター等では国のいろいろなものを利用して、先ほど職業訓練したけれども、就職できないよというお話もありましたけれども、今パソコンの基礎から3次元CADの初歩までを学習する、そういう講座を開いたりしてもございます。この中には坂城高校を卒業された方もいるというふうにもお聞きしています。コースはこの7月で終了ということでございますけれども、引き続き、そのような支援策があれば努めてまいりたいと思います。小さいことですが、今、労務管理協議会等で玉掛け技能及びフォークリフト技能講習に対して個人でもそういうことが参画できるよというふうに、そういうふうにもしてございます。

町といたしましては、国のいろいろな補助事業、例えば今回のふるさと雇用創出事業や緊急雇用創出事業もそうですけれども、そういうものを活用する中で対応してまいりたいと考えます。以上でございます。

11番(円尾さん) それぞれ雇用の創出については、いろいろな意味で努力はしているんだという話がありましたけれども、現実には、やはり緊急雇用であったり、町がそういうことをやっているんですけれども、これは一時的なものですよね。私が言っているのは、やはり企業が持続していくためには、厳しい中でも、やはりどうしても人材確保が必要になってくる。それはやはり、そういう意味で上田市のこの制度は大変いい制度だなと思うわけです。上田と同じことをやってほしいとは言っていない。それはやり方それぞれのやり方があるんですから。

ただ、その中で去年の秋から始めたこの事業で200数十名の方が正社員として雇われていますよね。それで143社ですか、この中で雇用になっているというようなことがあります。そういう意味で、先ほどの答弁の中で町長は、企業集積と雇用の安定のまちづくりをしていきたいんだというお話がありました。そういう中で、やはり雇用ということに対して、やはり何らかの町独自の政策、このような形での政策があってもいいんじゃないかと思うんですけれども、その辺について町長の答弁を求めます。

町長(中沢君) 工業集積で雇用を創出するという中において、雇用を確保する、仕事を生み出すということは大事なことでございます。それに対する対応として、いろいろ町もやっているわけですが、例えば2~3年ぐらいの中で何が今大事だかという場合を見た場合に、既存のいろいろな工業に関する、そういったものを見直しながら、ある面ではあるとこ

ろにシフトしていくというしなやかな対応も必要だと、こんなふうに考えています。

11番（円尾さん） 大変難しい答弁をいただきまして、どういうふうに解釈していいのかなというふうに思うわけですが、やはり今こういう状況だから、雇用ということに対しては本当に直接やはり応援して行ってほしいというのがあるわけですね。そういう意味で、どうしても検討していただきたいんだと思います。その辺をまた町長も考えていただきたいと思います。

今回は国保というような大きな問題をテーマにしましたので、なかなか時間の配分ができませんでしたが、ひとつだけ私も気になっていることは、先ほど課長の答弁の中で、国保会計は相互扶助制度ですよというようなことを言いましたけれども、実際には1938年に制定された旧国保法の第1条の目的には、そういう扶助制度ですよということがあります。しかし、1958年、新しい国保法の中では、これは社会保障の一部ですよ。憲法25条を具現化したものですよということが明記されています。その辺踏み外さないようにやっていただきたいと思います。

それから、やはり今、疾患でいろいろな病気のものが、医療費の増額ということが言われましたけれども、特に精神疾患というのが非常に多くなってきています。その辺に対しても、しっかりと分析したり方向を示していただきたいと思っています。そんな中身を期待しながら質問を終わりたいと思います。

議長（春日君） 以上で通告のありました11名の一般質問は終了いたしました。

本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいまから20日までの4日間は委員会審査等のため休会にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（春日君） 異議なしと認めます。

よって、ただいまから20日までの4日間は委員会審査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は6月21日、午前10時より会議を開き、条例案、補正予算案等の審議を行います。本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後12時11分）

## 6月21日本会議再開（第5日目）

- 1.出席議員 14名
- |      |        |      |        |
|------|--------|------|--------|
| 1番議員 | 田中邦義君  | 8番議員 | 林春江君   |
| 2 "  | 中嶋登君   | 9 "  | 宮島祐夫君  |
| 3 "  | 塚田忠君   | 10 " | 池田博武君  |
| 4 "  | 大森茂彦君  | 11 " | 円尾美津子君 |
| 5 "  | 山城賢一君  | 12 " | 柳沢昌雄君  |
| 6 "  | 入日時子君  | 13 " | 柳澤澄君   |
| 7 "  | 安島ふみ子君 | 14 " | 春日武君   |
- 2.欠席議員 なし
- 3.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者
- |           |        |
|-----------|--------|
| 町長        | 中沢一君   |
| 副町長       | 柳澤哲君   |
| 教育長       | 長谷川臣君  |
| 会計管理者     | 中村忠比古君 |
| 総務課長      | 宮下和久君  |
| 企画政策課長    | 片桐有君   |
| まちづくり推進室長 | 塚田陽一君  |
| 住民環境課長    | 塩澤健一君  |
| 福祉健康課長    | 中村清子君  |
| 子育て推進室長   | 中沢恵三君  |
| 産業振興課長    | 宮崎義也君  |
| 建設課長      | 荒川正朋君  |
| 教育次長      | 塚田好一君  |
| 収納対策推進幹   | 春日英次君  |
| 総務課長補佐    | 青木知之君  |
| 総務係長      |        |
| 総務課長補佐    | 柳澤博君   |
| 財政係長      |        |
| 企画政策課長補佐  | 山崎金一君  |
| 企画調整係長    |        |
- 4.職務のため出席した者
- |        |       |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 吾妻忠明君 |
| 議会書記   | 金丸恵子君 |
- 5.開 議 午前10時00分

## 6. 議事日程

- 第 1 請願・陳情について
- 第 2 報告第 1 号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 3 議案第 2 8 号 坂城町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び坂城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第 2 9 号 坂城町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第 3 0 号 坂城町税条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 3 1 号 平成 2 2 年度坂城町一般会計補正予算（第 1 号）について
- 第 7 閉会中の委員会継続審査申し出について

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

議長（春日君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 1 4 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第 1 「請願・陳情について」

議長（春日君） 各常任委員会に審査を付託いたしました請願及び陳情について、委員長から審査結果の報告がなされております。

お手元に配付のとおりであります。

---

議長（春日君） 日程第 2 「報告第 1 号」以下日程に掲げた議案につきましては、すべて去る 6 月 8 日の会議において提案理由の説明を終えております。

日程第 2 「報告第 1 号 町長の専決処分事項の報告について」

「専決第 1 号 坂城町税条例の一部を改正する条例について」

議長（春日君） これより質疑に入ります。

1 1 番（円尾さん） 税条例の改正についてお尋ねしたいと思います。

まず町民税個人分の中で、今回、扶養控除の見直しというのがあるわけですが、これは子ども手当とリンクしてしまっていて、子ども手当が支給になるから 1 6 歳未満の扶養控除をなくすという話でしたけれども、それがいいよ 2 3 年 1 月から施行されるというのが今度出されてきているわけですが、どうも今の様子でいくと、子ども手当も満額支給は

無理だろうというような話になっています。そういう中で見ていくと、やはり子どもさんを持っている家庭が増税になるんじゃないかということが大変気になるわけですが、そのほかに扶養控除がなくなってくると、やはりその中で所得税というのが当然変わっていますので、保育料とか住民税とかというのが上がってきます。

そういう中で、この辺でどういうふうにとらえておいでになるのかなというところがちょっとお聞きしたいのと、それから保育料なんかは、この前税源移譲のときには前の段階のまま保育料を据え置くというような特別措置がとられましたけれども、今回の場合は、そういう方向というのは出されていないのでしょうか。その辺についてお尋ねします。

収納対策推進幹（春日君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

税法が変わったということで、0歳から16歳未満の方の扶養控除が廃止になる、それから16歳から19歳の方の特別控除が廃止になるということで、国の法律が変わったということで当町の方も税条例を改正させていただいたということでありまして、現段階では国の改正にあわせて改正をさせていただいたということで、ご理解をいただきたいと思います。

それから保育料につきましては、前回の控除の改正の際には保育料が急激に上がってしまうということで、厚生労働省の方から、そのような通知・通達等が来まして改正した経過がございます。今回については、ちょっと今現在の時点では通知等来ておりませんが、また何らかの連絡が来るというふうに思っております。以上でございます。

福祉健康課長（中村さん） 保育料につきましてお答えいたします。

町の保育料の基準につきましては、国の示す保育所徴収金の基準額表に基づいて実施しております。ただいま答弁申し上げましたとおり、国の方でまだ改正の基準額表が何も参っておりませんので、改正の基準表が参った時点で、それに準じて、また保育園等運営委員会の皆様のご意見をお聞きする中で検討してまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

11番（円尾さん） それぞれお答えいただいたわけですが、国の税条例が変わったから、そのとおりというのは当然だろうと思うんです。税条例である限り、それが当然だろうと思うんですが、現実に扶養控除がなくなっていくということが、子ども手当との合算でしますと、むしろ負担が大きくなっていくというふうに私は考えているんですが、そういう点で、やはり大変な税収も落ちていますし、個人の所得が大変落ちている中で、こういう扶養控除がなくなっていくということに対しての影響ということをどのように考えておいでになるのか、その辺をもう1度確かめたいと思います。

それから保育園に関しては、それはおっしゃるとおりだと思います。ただ、こういう形で税制が変わることで保育料が高くなっていくという形にならないように、ぜひその辺を心に留めてやっていただければと思います。



総務課長（宮下君） 扶養控除がなくなる部分が出てくるということでありまして、この分につきましては、国の施策の転換が図られていくことであるので、当然地方税にも大きな影響が出てくるというふうに考えております。

例えば、子ども手当の部分につきましても厚生労働省の部分であります。保育料につきましても厚生労働省が所管をするという形になりますので、当然その中では何らかのリンクがあるのではないかと考えるわけですが、扶養控除がなくなることによりまして、例えば0歳から16歳未満という形では、町内では1,680人ほどのものを推計しております。また16歳から19歳という形では430人を想定しております。そういった形の中では3,600万円ほどの部分というのが影響額としてあらわれるのではないかなというふうに考えております。

ただ、これ自体町がどうのこうのできる状況ではありませんので、私どもとすれば、それに対応する措置を常に講じていくしか方法はないということをご理解をいただきたいと存じます。

7番（安島さん） 今回の国保税の値上げにつきましてお聞きいたします。

円尾議員から一般質問で縷々質問がございましたが、5,700万円の不足があり……、次ですか。次に聞かないといけない。すみません、申し訳ないです。次に聞きます。申し訳ないです。

議長（春日君） ほかにございますか。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手多数により）承認」

「専決第2号 平成21年度坂城町一般会計補正予算（第10号）について」

議長（春日君） これより質疑に入ります。

1番（田中君） ちょっと説明を求めますけれども、今回の補正では地方消費税交付金が2千万円ほど増額補正になっておりまして、基金繰入金が3,900万円ほど減っているということなんですけれども、その前に、これは一応、本当は3月23日の3月議会の最終日に補正が出ているんですけれども、本当はそこで間に合わせてもらえばよかったなという希望をまず私は抱いております。

ちょっと総務課長に説明をお願いしますけれども、今年は税収等が減っていたということで、地方交付税が約2.何倍という、当初予算に比べて9億5千万円ほどに額が多くなっているわけでございます。従って、当初税収も少ないということで臨時財政対策債ということで交付税の補てんを5億9千万円ほど見ていたと思うんですけれども、それが12月に大分減らして、たしか2億3千万円ぐらいが残っていたと思うんですが、今回、交付税が多く来たんですけれども、2.何倍当初予算から多く来たんですけれども、そういう関係で、例えば減債基金なんかの繰り入れもやめて一般財源に振り替えたり、今回やっているわけなんで

すが、結論として臨時財政対策債は交付税が増えたんだけれども、当初予算どおり2億3千万円の発行をしたのかどうかということ。その辺をちょっと説明をお願いします。

総務課長（宮下君） 臨時財政対策債につきましては、2億3千万円対応させていただきました。今ご質問の中で、例えば交付税が倍に伸びたんだから、その分を減らしたらどうだと、要するに借金になるじゃないかというお話だというふうに思います。

ただ、この分につきましては100%交付税でカウントできるというような状況になりますので、財源の確保という形の中で、私どもとすれば、この分の対策債につきましては予定どおりといいますか、という形の中で予算を執行させていただいたというものでございます。

1番（田中君） 臨時財政対策債についてはわかりました。

そこで、もしわかったら説明していただきたいんですけども、今回、ただいま申し上げましたけれども、地方消費税の交付金が2千万円ほど増えているんですが、しゃば一般に、ここ、特にこの不景気もあって、また少子高齢化というようなこともあって、消費が冷え込んでいると。デフレ状況にあると言われている中で、地方消費税の交付金が増額になっているという背景なり、説明ができたら、どういうことか。消費が一方で縮んでいるというのに、消費税1%分ですが、増えたというのはどんなことか、わかったら教えてください。

総務課長（宮下君） 地方消費税交付金等につきまして、例えば町の消費がこれだけ増えましたので、これだけ出してくださいということで求めに応じて出てくるというものではないというものであります。これにつきましては、県税として地方消費税が創設されております。そういった中で、県税全体の中で市町村分という形の割り振りがなされます。精算後の分のうちの2分の1、県で集まった消費税の2分の1が市町村分ということで割り振りされるということでもありますので、その基準というのは、国勢調査による人口規模ですとか、事業所統計による従業者数ですとか、そういったものでカウントされますので、私どものところで今年幾らになるんだと、想定はして出すわけですけども、金額として、これだけのものを要望して、これをいただいたということではないもんですから、最終的な結果として2千万円ほど増額になったということでご理解をいただきたいというふうに思います。

11番（円尾さん） 2点お尋ねします。

まず1点は、地方債補正の中で、6ページにありますのが、まちづくり交付金事業が減額されているわけですけども、それに関連してというか、それにもかかわってくるんですけども、要はいろいろな中で、まちづくり交付金事業、食育・給食センターや、それから駅前いろいろな道路とか、いろいろなものがありましたけれども、その中でかなり入札差金というような形が出てきたと思うんですね。そういうものの取り扱いというのはどのようにされたのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

もうひとつは、同じ入札差金という形の中で、小学校の耐震化、これは事業を継続されて

いますから、まだ精算にはならないんですけども、そこでもかなりの大きな入札差金が出ているんですけども、補助金との絡み、そういう中で、どのような対応をされていくのか、それをお聞きます。

それからもう1点は、簡単なことですが、先ほども財調と減債へというような繰り入れがありましたけれども、これの年度末の残高は幾らになりますでしょうか。

財政係長（柳澤君） 円尾議員さんからご質問いただきました予算に関して順次ご説明をさせていただきます。

初めに、入札差金という部分でございます。入札差金の扱いというような状況でございます。

これに関しましては、大きな入札差金が生じたのは、食育・学校給食センター、それからご質問にも出てまいりました坂城小学校の耐震化というような部分が挙げられます。

まず食育・学校給食センターの部分であります。この部分につきましては、財源内訳の部分でありますけれども、まち交の食育・学校給食センターの起債、あるいは教育関係の起債というような部分が充当をしておいたところであります。一般財源に関しましては、ほとんどありませんで、そのかわりに一般財源化されております文教基金というような部分で充当をして事業を進めているところであります。入札の差金が出た状況になりまして、この部分は基本的には起債を借りずに済んだと、あるいは基金への戻しができたというような状況の中で対応をしたところであります。

それからもうひとつが、坂城小学校の耐震化事業という部分であります。この部分につきましては、入札差金の利用、予算の組み立てという中で一般財源を戻したというような手法をとっているところであります。ただ、単純に、その事業の中で一般財源が浮いたというような予算の表記にはちょっとない状況であります。

そのあたりを若干ご説明をさせていただきますと、坂小の耐震化の部分につきましては、国の安心・安全な学校づくり交付金と、それから経済危機対策の交付金が充当がなされていたところであります。この坂小の耐震化事業は設計の変更はございましたけれども、入札を実施いたしまして、昨年12月と3月の議会で請負契約のご審議をいただきまして、当初予算計上が約1億4,600万円ほどだったんですけども、これが6,400万円ほどに現在落ちついたというような状況で、差額がおおむね8,200万円弱というような状況でした。

この差額のうち経済危機対策の交付金分なんですけれども、一般財源を充当してありました下水道事業の特別会計への繰出金、ここに財源構成をいたしまして一般財源を戻す予算の組み立てとしたところであります。昨年度6月と9月、一般会計補正で下水道事業特別会計に一般財源として繰り出していたんですけども、下水道の町単独事業につきましては、この交付金が充当できるというようなことで、このような財源構成を行ったところであります。

それから財政調整基金の年度末残高でありますけれども、財政調整基金につきましては、12億9,700万円ほどとなっております。それから減債基金でありますけれども、3億7,100万円ほどとなっている状況でございます。以上です。

11番(円尾さん) それぞれお答えいただいて中身的なことはわかったわけですが、そうなりますと、まちづくり交付金などが起債の方を充当したので一般財源が少なくなったということだろうと思うんですけれども、それが有効利用されたのかなというふうには思いませんけれども、現実にはまちづくり交付金事業の来るであろう補助金に対してどれぐらいというのがあるかと思うんですよね。全部使い切れたというふうには思わないんですけれども、そうなってくると、これは、やはり精算した後で返していくということになるのでしょうか。それが1点。

それから坂城小学校のは今まだやっているところですが、現実には差金が出たのにかわらず増工がプラスされましたけれども、そういう中で、その予算の中で使えないんでしょうかね。それが2点目です。その辺についてちょっと明らかにしていただければと思います。

それから、やはり入札差金というのが私は非常にいろいろな問題を持っているなというふうに思っていますけれども、実際に出たからには有効に使っていただかなくちゃ困るというのがあるんですが、なかなか予算の中では数字としてそれが出てこないんですよね。だから、そういう意味では確かめたかったわけですが、そういう点で何らかの方向で、こういうふうに使われましたよぐらいはあってもいいかなという気がするんですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

財政係長(柳澤君) それでは2回目のご質問ということで、順次お答えをしてみたいと思います。

まず、まちづくり交付金という部分でございます。この部分に関しましては、5年計画で事業が進められてまいりました。最終的に来るお金が基幹事業、その他事業ということで決まってくるというような状況になっておりまして、この部分に関しましては、最後の21年度の精算というところで補助金の額が総事業費に関しまして確定がなされたというような状況の中で、最終的には3月議会のところで、最後の年度のまちづくり交付金は、ハードの部分に関しまして食育・学校給食センターに充当させていただいておったわけなんですけれども、その部分の減額ということで交付金は必要な分に関してはいただいたというような状況になっております。

そのほかの補助金も使えるところには基本的には全部使っていくというような状況でやります。先にお話のありました坂城小学校の耐震化の約200万円の増工というような部分であったわけなんですけれども、この部分に関しましては、その部分を増工した後の分につき

ましては当然補助金の中で見ていただきまして、経済危機の交付金も算定をいたしまして、現在の専決補正に反映をさせていただいているというような状況になっておるわけでありませう。

それから、あと基金の有効活用という部分でございますけれども、国の方から21年度に関しましては3つの大きな臨時的な交付金が参りました。そういう中で極力町の自由に使える一般財源を確保する、あるいは必要な部分はそのお金を充当していくというような状況の中で、経済危機対策の公共投資臨時交付金につきましては下水道事業の起債の借り入れ分に充当をする、あるいは一部基金に積まさせていただきますまして、本年度の起債の充当を極力少なくするというようなところで財政運営を努めているところであります。

総務課長（宮下君） 入札の関係、特にまちづくり交付金事業という形になりますと、最初にメニュー化されていないものは、その後いくら言っても、内容が同じでも、そういった事業の対象にならないということで、ある程度メニュー化する中で運用を図ってきたという形のものでご理解をいただきたいなというふうに思います。

一般的な工事の関係の入札差金につきましては、一般的には私ども、安易な増工をしないような対応をとり、それを一般財源化していくという形で考えております。でありますので、今回、特に事業がまちづくり交付金事業ということで、ある程度メニューが決まった中でやっておりますので、ただ、今回そういった中ではわかりづらい説明になったかと思っておりますけれども、事業的な部分につきましては、当初にそういったメニュー化をした中で予算を配分し、入札をした分で浮いた分については、こちら側の事業に該当させると。もしくは最終的には下水道の方で運用ができますよという形の中では新たな基金を設けさせていただいたというふうな状況でありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（春日君） ほかにございますか。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

「専決第3号 平成21年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第3号）について」

議長（春日君） これより質疑に入ります。

6番（入日さん） 1点お伺ひします。

3ページの歳入についてですが、65万8千円で一般加入の減額になってはいますが、これは何件やめたのでしょうか。

まちづくり推進室長（塚田君） お答えいたします。

件数ですが、昨年と同数で93件ということで、残念ながら使用料安くということで値下げをしたんですが、それをきっかけになって、ちょっとあまり歯止めがかからなかったというのが状況です。以上です。

6番（入日さん） 今、昨年度も93件でと言ひましたが、これは21年度のですよね。それで

使用料を安くしたのは今年からだと思うんですけども。違いましたか。

まちづくり推進室長（塚田君） 失礼いたしました。今年から使用料値下げということですが、お知らせをしたのが今年2月初旬ということで、それがきっかけで、ちょっと廃止が多くなってしまったということでございます。以上です。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

「専決第4号 平成21年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」

議長（春日君） これより質疑に入ります。

6番（入日さん） 1点お伺いします。

3ページの歳入についてですが、国保税の医療費の現年度課税分、それから後期高齢者支援金分現年度課税分、それから介護納付金分現年度課税分が836万円、257万6千円、198万3千円とマイナスになっていますが、この原因は何でしょうか。

収納対策推進幹（春日君） 国民健康保険税の減額についてご説明申し上げます。

大変厳しかったというような反省があります。ただ、現年分につきましては若干プラスになったということではありますが、それぞれ医療、それから後期高齢者負担金、それから介護納付金ということで分かれております。当初見込みからいろいろ増減等ございまして変更がなされたわけでございますけれども、国民健康保険の一般医療分につきましては、当初より見込みが少なかったということで836万円の減額にさせていただきました。

後期高齢者、それから介護につきましても、それぞれ被保険者の中での移動、それから人数の変更等によるものもあります。また収納率、調定があるんですけども、収納がなかったということで、一般医療の現年分につきましては93.24%の収納率になっております。ちなみに昨年は92.38%ということで、収納率自体は若干増えているような状況であります。最終補正で専決で調整をさせていただいたということでもあります。以上でございます。

6番（入日さん） 収納率、前年度より上がったけれども、収納が完全にできなかったという点と、それから人数の移動ということですが、いわゆる6.76%の減額分が836万円になったということでしょうか。それとも途中で亡くなったりとか、被保険者が移動したというのがちょっとわからないんですけども、その辺をもう1度、すみません、説明をお願いいたします。

収納対策推進幹（春日君） ただいまのご質問にお答えいたします。

当初見込んだより、それぞれの一番の大きな理由は、被保険者数が変わったということでもあります。トータルで申し上げますと、一般の現年課税分については調定額は昨年3億7,200万円でしたが、今年については3億6千万円ということで、収納については昨年が3億4,200万円、今年が3億3,600万円ということで、調定も若干下がっておりますし、ということで、全体的に減少になったということでもあります。

福祉健康課長（中村さん） お答えいたします。

国民健康保険の一般被保険者数なんですが、20年度末ですと、3,992人、21年度末が3,935人ということで、途中で喪失された方がいらっしゃいます。そういうことで減額になっている部分もございます。以上でございます。

1番（田中君） 説明を2点ほどお願いします。

まず3ページの、これはどこでもいいんですけども、3ページの繰入金の関係で、一般質問でもあったんですけども、基金繰入金がほとんど同額、予算額が補正で減額したということで、これは、ちょっと私、この補正予算書と前のを見たら、結局、保険給付費が3,400万円ほど減っているし、共同事業の割増金が1,690万円ほど、これも減っているわけですね。そういうことで支出の分が減ったのを基金からの繰り入れを振り替えたということでよろしいのかどうかということを、ちょっと説明をお願いします。

それからもうひとつが、3ページでございます。歳入の関係で、一般被保険者の国保なんですけれども、これを見ますと、4、5、6の医療給付費の滞納分が去年までに比べて、予算の300万円に対して滞納分が1,131万3千円も増えているわけですね。その下も5、6は10万円の予算に対して162万5千円とか、これはどうして今年は、去年なんかは少なかったと思うんですけども、どうして滞納分がこんなに今回増えたのか、納めてもらったということだと思うんですけども、ちょっとその説明をお願いします。

福祉健康課長（中村さん） 基金繰入金の減額の主なものは、ただいま田中議員さんの方でおっしゃられたとおり、退職被保険者の療養給付費の減額、それから保険財政共同安定化事業拠出金の減額、それから特定健診の健康診査の事業費の減額が主な減で、そのほか実績にあわせて減額をいたしましたもので基金の繰り入れを、これだけ繰り入れなくてもよくなったということでございます。

収納対策推進幹（春日君） ただいまのご質問でございますが、滞納繰越分につきまして、どうしてこんなに増えたかというようなご質問でございますが、滞納繰越分につきましては、現年課税分につきましては若干よかったというようなご説明をさせていただきましたが、滞納繰越分については大変厳しい状況でありました。

今回、節で4、5、6ということでプラスの増額補正をさせていただいたわけですが、これにつきましては、年度の最後に滞納分の収入を確認しまして、そして専決をさせていただいたということでありまして、昨年の比較でいきますと、昨年の一般医療の繰り越しにつきましては、収入が1,650万5千円ですが、今年につきましては1,431万3千円ということで、若干下回っております。後期高齢者につきましても、こちらの方は前年度はありませんで、今年21年度から滞納繰越が発生したということで、当初予算が少なく見積もってございまして、162万5千円の補正をさせていただいたということでありまして、

介護納付金につきましても同様でございます。以上でございます。

1 番（田中君） 3 ページの今の滞納分なんですけれども、当初予算では医療給付が300万円、後期高齢者と介護は10万円という予算で、今お話を伺うと、去年よりも滞納分については200万円近く減っているということのようなんですけれども、あまりにも当初予算が現実離れしているんじゃないかなという思いがするんですけれども。それにつけても、この不景気だったということもあって高齢化も進んでいるという中で、当初予算に比べればはるかにあれなんですけれども、去年より200万円少ないという納入分なんですけれども、これについて特に努力したというか、そういうようなこともあるんですか。何か、こういう不景気の中で。これだけ取れたということは。

総務課長（宮下君） 若干説明の部分が前後するような形になりますが、当初予算につきましては、滞納分につきましては、これほど見込んでどうのという形ではなかなか取れない組み立てになっております。ですので、最終的な部分で滞納繰越分の中で入った分について最後の部分で調整をさせていただくということで、当初予算と最終の部分で差が大きいのは、その辺のところはご理解をいただきたいと思います。

今、特別なことをしたのかというようなお話もありました。現実問題、5月31日までが出納閉鎖ということであります。税の方の担当、そして国保の担当の部分では、今年特別という言い方はおかしいんですけれども、大変厳しい状況の中では5月中旬に2週間滞納の処分といいますか、滞納整理を実施いたしました。これは今までにはやっていなかったことです。昨年につきましても、12月、年末におきまして1カ月にわたり夜間の徴収をするというような形の中で滞納の削減には職員としては一生懸命努めて、今回の結果が出たものというふうに考えております。よろしく願いいたします。

1 1 番（円尾さん） それでは、ちょっと3ページについて保険税について、1と2と両方、このページで収納率を今回の。教えていただければと思います。昨年との対比もしながらお願いいたします。

収納対策推進幹（春日君） 国民健康保険税の収納率でございますが、まず現年でございますが、現年につきましては、一昨年在92.71%、昨年在93.11%ということでございます。それから滞納繰越分につきましては、一昨年在23.28%、21年度が20.84%でございます。以上でございます。

1 1 番（円尾さん） 収納率で2ページ全部聞いたんですよね。だから1番もそうだし、2番もそうだし、それから介護分も、それから後期高齢者分も、この中にある全部を聞いたんですけれども。

収納対策推進幹（春日君） 失礼しました。それではお答えいたします。

国民健康保険の一般の現年分でございますが、21年在93.24%、20年度が



92.38%、それから後期高齢者支援分につきましては、21年が93.23%、20年度が92.70%、一般介護でございますが、21年が88.97%、20年度が88.26%、現年の一般の合計でございますが、21年度が92.88%、20年度が92.09%でございます。

それから退職でございますが、21年度が94.71%、20年度が97.08%、後期高齢者支援金が21年が94.52%、20年が97.11%、退職介護が21年が94.71%、20年度が96.91%、合計で21年が94.68%、20年が97.05%。

それから滞納繰越の方でございますが、一般医療の滞納繰越が21年が19.83%、20年が22.46%、後期高齢者支援分の退職でございますが、21年が32.83%、一般介護の滞納繰越ですが、21年が23.59%、20年が25.27%、一般の合計ですが、21年が21.02%、20年が22.74%、退職の滞納でございますが、医療が21年が17.79%、20年が29.59%、後期高齢者支援分が21年が27.72%。

それから介護でございますが、21年が20.88%、20年が27.24%、合計で21年が18.77%、20年が29.29%でございます。総トータルで21年が79.75%、20年が80.71%となっております。以上でございます。

総務課長（宮下君） 大変申し訳ありません。私の方から訂正をさせていただきたいと思います。

先ほど田中議員さんの質問の中で、私、答弁の中で、滞繰分を今年度5月中旬にやったような説明をしてしまったんですけれども、滞繰分につきましては、3月31日までということで、現年分を中心とした形で、新たな滞納者を増やさないための努力という形の中で、5月に2週間にわたりまして滞納処理の整理をさせていただいたということでありますので、ご訂正をお願いいたします。申し訳ありません。

「質疑終了、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

「専決第5号 平成21年度坂城町老人保健特別会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

「専決第6号 平成21年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第6号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

「専決第7号 平成21年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第4号）について」

議長（春日君） これより質疑に入ります。

1番（田中君） ちょっと説明をお願いします。

9ページ、ほかもちょっと同じような傾向があるんですけども、9ページの一番下、款2の項1の介護サービス等諸費の中で居宅介護サービス給付費を見ますと、財源を見ますと、国保の場合が負担金が減額725万4千円となっていて、その2段下の県の場合は負担金が増えている、同じぐらいの金額が増えている。これはどういう、国のは減って県が増えてい

るというのは、どういうことなんだか、ちょっと説明だけお願いします。

福祉健康課長（中村さん） ただいまのご質問なのですが、国の負担金、補助金につきましては、現年度精算ではなくて翌年度精算になります。ですので、実績に基づいて県の負担金につきましては実績給付に基づいて収入がありますが、国の補助金、負担金につきましては、現年は交付申請をして変更申請をした時点で翌年度実績に基づいて精算をしていただくというような形になります。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

「専決第8号 平成21年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

議長（春日君） 審議の途中ですが、ここでテーブル交換のため10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時57分～再開 午前11時08分）

議長（春日君） 再開いたします。

---

日程第3「議案第28号 坂城町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び坂城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」

議長（春日君） これより質疑に入ります。

1番（田中君） 条例の2枚目なんですけれども、上から2行目と3行、4行にかけてなんですけれども、括弧の中ですか「出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては、当該出生の日から当該出産予定日から起算して8年」という、この「から」が2つ続いているんですけれども、これは誤字とか脱字はないんですか。何かちょっと文章を読んでいて何だかよくわからないんですけども、「から」「から」になっていて。ちょっとその辺の説明をお願いします。

総務係長（青木君） 今ご質問のございました「から」「から」という部分でございますが、これは8週間を経過する翌日までの期間を示したものでございまして「当該出生の日から」ここでいったん切りまして「出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日まで」ということで、この部分の2度目の「から」につきましては、当該出産予定日から起算して8週間を経過する翌日までということを一括りとしているものでございまして「出産予定日の日から、当該出産予定日の日から起算して8週間を経過する翌日まで」という形でご理解をいただきたいと思います。

1番（田中君） そういうふうには当然この文章の中からは読み取るんですけれども、ただ、文章の文法とか、そういうことで「から」「から」というのは、これは国の方の何か原案にもこうなっているんですか。何かその辺だけ確認して、わかったら教えてください。

総務係長（青木君） ただいまのこの文章の文言につきましては、国の法律に基づきまして国の法律と同様の内容となっているものでございます。

7番（安島さん） 育児休業の条例に関しましては、女性のワークライフバランスをこれから充実していく上で男性が育児休業をとっていただくということは非常に大事でございますが、この条例が改正されますと、男性も育児休業をとられるような、そういったことがあるんでしょうか。今のところ把握されていますでしょうか。ちょっとお聞きいたします。

総務課長（宮下君） ただいまのご質問でございますが、今、職員の配偶者が育児休業をとっている場合でも、男性の、要するに配偶者もとることができるというようなことであります。近いところでは佐久市の市長さんが4日間だかといったようなお話もあります。今のところ、現段階で職員がとるといような情報は特にございませんけれども、そういった場合につきましては、そういった部分を町としてというか、職場としてもバックアップする体制をとっていかなきゃならない。とっていくというような形で、ご希望があれば、こういった形の中での育児休業をとっていただける状況に町もなったということで、そういった方には、とれる方についてはとっていただきたいというふうに考えております。

議長（春日君） ほかにございますか。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

日程第4「議案第29号 坂城町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

---

日程第5「議案第30号 坂城町税条例の一部を改正する条例について」

議長（春日君） これより質疑に入ります。

7番（安島さん） 先ほどは失礼いたしました。ここで質問いたします。

国保税の値上げにつきまして、お聞きいたします。

今回、割合が資産割というのが軽減されるということで、非常に財産は持っておられますけれども、現金収入がない方、年金のみの収入の方が増えておりますので、こういったところが配慮されたということは非常に評価できる条例ではないかと思っております。

国保税が値上がりするということに関しては、円尾議員からも縷々質問がございましたけれども、今回、所得が皆さん減っておられて加入者が国保の加入者が増えている、そして医療費も増えているということで、5,700万円ほど不足する。そこで今回の値上げで1,900万円が増となるということで、あと残りは4千万円ほど基金を切り崩していくということでございますが、値上げされたのは2年前だったと思うんですけれども、ただいま、

先ほどのずっと一般会計の補正予算などの答弁を聞いておりますと、この2年間の医療費を下げる取り組み、また国保税の収入に対しての見込みの運営の見通しが非常に甘かったのではないかというふうに思われますが、その辺に関して、町長、どう考えておられるでしょうか。

福祉健康課長（中村さん） 国保税の改正につきましては、平成20年、後期高齢者医療分が始まったときに改定をいたしております。21年度につきましては、やはり税額が試算をしましたところ不足するということが予想されておりましたけれども、改定をしないで滞納分の徴収に力を入れてということで頑張ってきました。

21年度はそういう形でやってまいりましたが、一般質問のときにもお話をいたしましたけれども、現在、基金の状況を見ますと、実際に22年度当初予算で5,100万円ほど既に見込んで予算を組まなければならないような状況でございます。それで基金残高も21年度繰り入れをしなくても済む分がありましたけれども、残高を戻した分を入れましても1億2千万円ほどになってしまいます。それで改定を行わなければ、先ほどのお話のように5,700万円ほど不足をする分を、ほかの歳入の状況もございしますが、仮に全額基金の繰り入れで賄わなければならないということになりますと、基金残高が6,400万円ほどになってしまうわけでございます。そういうことを考えまして今回条例の改定をお願いしたわけでございます。

それで医療費の抑制ということにつきましては、実際に特定健診等やってまいりまして、実際に21年度につきましては受診率が下がってしまったんですが、実際に日曜日、お休みの日とか、それから夜間も実施をしたりということで対応してまいっております。それでそのほかにストレッチ教室とか、それからびんぐし湯さん館の温水プールを使った介護予防ということでやっておるわけなんです、そちらの方の教室もやって、なるべく健康でいていただくようにということで、そういう事業をやっております。また特定健診をやって保健指導を受けられた方たちの中で学習会など自主的に取り組むグループも組織されてきているという状況でございまして、徐々に健康に対する意識が広まってきているのかなというような状況ではあります。

ただ、健診を受けたから医療費がすぐ少なくなるということにはございませんし、そういう地道ですけれども、努力をしているところでございます。以上でございます。

7番（安島さん） 20年度値上げをされたわけです。そのとき後期高齢者医療、長寿医療制度が取り入れられまして、75歳以上の一番医療費のかかる皆さんが別会計になったということで、本来ならば国保会計は改善されなければいけないというわけでございますが、それができなかったという結果ではないかというふうに思っているんですが、これから非常に坂城町の財政を圧迫する国保税の会計ですが、その辺についてもう1度町長、どういうふうな考

えを持っておられるのか、お聞きしたいと思います。

町長（中沢君） 国保税の負担については、円尾議員さんのいろいろな面のご質問があったわけでございます。

国保税の値上げにつきましては、本当に苦渋の選択をさせていただきました。21年度に10億6,900万円ぐらいの経費がかかる。昨年比で2,500万円も増えてきているということの前提に立って、国保税は独立採算制という中で頑張っていくというのが基本でございます。こうした中で今回は軽減税率を6・4の制度から7・5・2の制度に切り替えて、いろいろ分野別の負担率をいくらかでも軽減するというような努力もしたわけでございます。

こうした中で計算いたしましても5,700万円はどうしても増えてしまうと。それをどうするかということでもございます。基金の積み立てが1億2千万円ということで、当然その額そのものは持っていなければいけない最低の基準だとは思いますが、そうもまいりません。そこでいくらかでも軽減すべく4千万円を基金から取り崩させていただくということになりますと、残るものは8千万円ということで、このまま推移いたしますと大変なことになるなということもございます。当初、全額を基金でということになれば2年間で終わっちゃうわということにもなりかねてしまうということでもあるわけでございます。そうした中から、いろいろ試算して5,700万円分は、どうしてもそれに準ずる方法として負担していただき、長い目の国保運営、先を見越した国保運営をしなければいけない。昨年が据え置きでしたので、その負担割合が若干5.8%増えてはおりますけれども、やむを得ないんだなど。仕方ないなど。

そういう中で国保の運営協議会、議会の皆さん、あるいは社会福祉の皆さん、何よりも当事者の皆さんの協議会においた面での窮状といいますか、そういった面に十分考慮する中で、今年度はやむを得ないなという結論をいただきまして、それに基づいて提案したわけでございます。

しかしながら、これからの国保ということになりますと、医療費の削減ということにより努力していかなければならないなど。県下で10数番目の高い医療費ということにもつながる、これはできるだけ地域のお医者さんに見ていただき、そしてまた、病院でという形で、同じケースの場で何回か繰り返してみということも避けていただくことが大事だなということよりも何よりも、みんなで健康に留意する、そして医療費の削減にみんなで頑張るという仕組みづくりが必要だなど、こういうことを思いはしたわけでございます。苦渋の選択ということで、やむを得ないということの中で提案させていただいたことをご理解いただきたいと思います。以上です。

6番（入日さん） 1点お尋ねします。

今回、資産割が下がったということはよかったですし、軽減率も7割、5割、2割になっ

たということは多少軽減できるかなということは評価はするんですが、例えば遺族年金の場合、所得額といいますが、それが33万円の人も、それから100万円の人も軽減率は7割になってしまふんですね。それが普通の、本人の国民年金だと33万円だと7割軽減ですが、50万円とかとすると、やはり2割軽減になるか、ならないかというところだと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

収納対策推進幹（春日君） すみません、遺族年金につきましては非課税ということで対象になってきません。あと年金につきましては、33万円という基準はありますけれども、あと7割、5割ですか、それぞれの基準がありますので、世帯の人数によってまた違ってきますので、個々の、もしご質問があれば、また担当の方にお聞きいただければと思うんですが。

1番（田中君） ちょっと3点ほど説明というか、お願いしたいと思います。

まずひとつ、今回の改定額なんですけれども、この金額は町独自で1,700万円が増額負担をしてもらうということで、それを人数なり世帯で割ったのが、この金額なんです。あるいは国なりの方で少しそういう指導があったのかどうか、その辺をちょっとお聞かせください。

それから資産割の中の土地と家屋に係る部分のみ率を下げているんですけれども、これは、さっき質問のとおり、そういう資産を持っている人が所得がなくなっているというか、高齢化や何かで亡くなっている、そういう人に配慮した背景なんですか。土地と家屋だけに係る部分だけは資産割で、どうして下げたのか、その辺をちょっと説明をお願いしたいと思います。

それから今回の国民保険税の関係で、当然、去年20年度も9,500万円ほど、いわゆる収入未済額があるわけですね。今回1,700万円の負担増ということなんですけれども、1,700万円という負担増をってもらうという、今回の改定額で。当然、不景気だというようなこともあって収入も減っているというようなことで、その辺の収入未済、滞納に関しては、どのように見込んでいるかという。あわせて今回の改定が何年ぐらい、まだ2年ぐらいは大丈夫だと見ているかどうかということですね。

最後もうひとつ、こういうこれだけ大きないろいろ住民の皆さんの負担にかかわるものなんですけれども、これを広報か何かにちょっと載るだけじゃ、普通の人、私も読んだ記事ではちょっとよくわからないので、条例集と首っ引きでちょっと何の税なのかというのを見たんですけれども、そういう住民の皆さんに出前講座じゃないけれども、何か説明というのはどういうふう考えているか、以上4点だけ、お願いします。

福祉健康課長（中村さん） お答えいたします。

国保税の税率等の関係なんですけれども、これは町独自で決めるものがございます。保険者が坂城町ということで、坂城町で必要な医療給付費を賄うための保険税ということでお願いして

おります。それで均等割、資産割と所得割の応能割と応益割が50・50になるような割合で税額を決めてという地方税法の方では決まっております。

資産割につきまして、減額を今回の改定ではお願いしているんですが、減額をいたしました理由なんです、近隣の市町村を見ましても、資産割につきましては減額をしている状況でございます。それで先ほどのお話もありましたように、資産をお持ちでも、そこから所得が上がってくるわけではないというような状況もございますので、資産割を減額をいたしております。

それから何年ぐらいこの改定でというお話なんです、本来、毎年、医療給付費に見合う分を保険税で賄っていかなければなりません。実際に毎年見直しを行ってやっていくのが本来の姿なのかもしれませんが、坂城町では毎年改定をお願いして今までの状況を見ますと、そういう形ではございませんが、本来、毎年給付費に見合う保険税をお願いしていくというのが原則でございます。

それから町民の方に説明をということなんです、これに関しましては、納税通知書を差し上げるときにチラシに、もちろん軽減の関係、それから減免の関係等もお知らせするような形でやっております。また広報等にも掲載をいたす予定でおります。以上でございます。

1番(田中君) 非常に税のことですから普通の人にはわかりにくいし、条文が複雑にできているというようなこともあるので、ちょっとこれは議長にもお願いしておきたいんですけども、こういう、これだけの負担、町民の皆さんの負担に係る税条例でありながら、開会日当日に配られたんじゃ、正直な話、内容を見ていられないんですよ。自分の一般質問もあるだろうし。できるだけ、こういうものは少し早目に配付していただきたいなと。内容をチェックして一般質問等で質問できるような形にしてもらうことをお願いを申し上げておきます。

いずれにせよ毎年の医療費に見合う分を本来なら改定していくということなんですけれども、住民の、さっき町長も言ったように、まず予防というか、そっちの方へ医療給付費を減らすということが負担に少なくなっていくということでございますので、その辺をしっかりと早期発見・早期治療というか、あるいはメタボなんか、できるだけ早くなならないようにという、そういう取り組みをもっとしっかりやっていただくことを要望しておきます。以上です。

4番(大森君) 医療費が非常に県下でも高いということで、医療の高度化等が理由というふうにも言われて、あるいは高齢化と、この2つが大きな原因のようにお話あるわけですが、そういう点で、まずいかに病気にならない手立てをするかという点からいけば、今後の今までの政策の中で人間ドックへの補助の金額を上げて多くの方がこういう健診が受けられるようにするとか、あるいは脳ドック等についてもきちっと補助をして多くの皆さんが自分の健康について関心を持っていくということで予防していくという対策がどうしても必要だと思

ます。それとの関係をきちっとしなければ、これはいつまでたっても、ただただ繰り返して値上げ、値上げということになると思うんですが、その点について、どういうふうにされるのか。補助を上げることと新しい脳ドック等についても補助を新たにつけるというようなことを要望するわけですが、それについて答弁をひとつお願いしたいと思います。

それから関連するわけですが、特定健診が今回下がったと。前年度ですか、受けた方は下がったということがあるんですが、それとあわせて保健指導もされているわけですが、保健指導に参加される方は一体どのぐらいの方がいらっやって、どういう効果があるのか。特定健診の受診者を増やして、そして保健指導をきちっとやるという、こういう方向性がなければ国保をいくら値上げしても予防という気持ちにならなければ町民の予防という気持ちにならなければ医療費は当然嵩むわけですから、また治療が遅れるというようなことがありますので、こういう対応をきちっとやっていくという方向性についておありなのかどうか。

それからもう1点は、国保について国の補助率が45%から25%になってきているというふうに言われているわけですが、こういう状況で町民にどんどん負担を押しつけてくるということであれば、国保会計も当然火の車になってくるということがありますので、やはりこれについては全国の町村会長なり町村長等の中で国にきちっと働きかけていくという、こういう姿勢が必要だというふうに思うわけですが、それについての町長の見解を求めたいと思います。

町長（中沢君） 国保運営するにあたり、あるいはいろいろな制度の健康保険に係る、そういったものの中で、いかに医療に適切に対応していくかということ、医療を適切に選択していくかということが大事だというふうに考えております。

そのためには、まず自分の健康を自分たちで守るんだということのひとつの原点があって、そして、その上に医療機関をより適切に利用していくということでもあろうと思います。自らの健康づくりにはいろいろ町が、あるいは他のいろいろなところで計画されている健康づくりの場に参加していただくということ、これまた大事だなと、こんなふうに考えてもおります。

そういう中で、いろいろな健診をより受けやすくいろいろな手立てを講ずるようなことで、方向としては、そういう方向も模索していかなければならないなと、こんな思いもございませう。

さらにこういった国の制度を受けてやっているんですから、国の方でも特に国民健康保険は比較的弱い層の面がございませう。ですから、そういったものの充実というか、そういった面を市町村長、あるいは特に町村会等を通じて国あるいは国会議員にも理解していただきながら進めていくことが大事だなと、こんなふうに思っております。

何とか健康づくりというか、あるいは予防の手立てというものをみんなで考え、そして取



り組む姿勢を通じながら、より進めてまいりたいと、こんなふうに思っているところでございます。以上でございます。

福祉健康課長（中村さん） 特定健診と特定保健指導の実績について申し上げます。

21年度は39%ということで、40歳から74歳の特定健診の対象者数が2,939人で、特定健診の受診者数が1,148人でした。特定保健指導の対象者166人のうち、動機づけ支援が119人、積極的支援が47人ということで、そのうち動機づけ支援が55人、積極的支援が19人、21年度は指導を行いまして実施をいたしております。

20年度につきましては、このごろまとまった数字で申し上げますと、対象者数が2,886人で、特定健康診査の受診者数が1,279人で、受診率が44%ということでございます。特定保健指導の対象者数は209人で、動機づけ支援が152人、積極的支援が57人ということで、そのうち特定健診の終了者が119人いらっしゃいました。動機づけ、特定保健指導の対象者数もなかなか終了まで持っていられないという状況ではございますが、ただ、指導をする方で医療機関に受診をしてしまいますと、もう特定保健指導の対象者から外れてしまうということもございますので、結果が数値が高くて受診をされるということになると、その指導の対象から数字的には外れてしまうということになりますので、その辺もご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

4番（大森君） 自らの健康は自らで守るという大原則であるわけですが、ところが、お医者にかかりたくても所得が下がっている、そしてまた200万円以下の方が非常に増えてきているという中で、ちょっとぐらいの風邪、あるいは具合が悪くても、なかなかお医者へかかれないという方の方が増えてきているんじゃないかというふうに思うわけですが。

それで町長も答弁で言われましたが、国保制度ということは弱い層の関係の制度だというようなお話があるわけですが、やはりここへ光をきちっと当てるとということで、強力に全国の市町村会長等の中できちっと主張していただきたいということを要望しておきたいというふうに思います。

それから人間ドックの補助額を上げることや、あるいは脳ドックについて補助を新たにつくるといような点についても、今お聞きしたんですが、ちょっと答弁漏れになっていますので、それについて後で、やるかどうか、どういう方向を持っているのかについてお尋ねしたいというふうに思います。

特定健診ですが、2,939人中に1,148人の方が受けて、保健指導、動機づけが119人で、55人の方が受けていらっしゃるということと、積極的な指導でも47人の方が対象で、19人の方が受けているということであるわけですが、この後、これをどんなふうにフォローといいますか、受けていない方、指導を受けない方について追跡調査なり指導なりという、ご本人と進める、ぜひこういう保健指導を受けるようにというようことはさ

れているかどうか、その辺のところお聞きいたしますが。

もう1点、それから特定健診がほかの医療機関にかかれば指導から外れてしまうということであれば、これは制度的には不備じゃないかというふうに思うわけですね。この方がどこの医療にかかろうが、町の保険センターがきちんと管理できるという状況でなければ、その一人の健康について責任持って追求していくという点から見ても、これは不備があるのではないかというふうに思うんですが、その点について、どんなご見解か求めます。

福祉健康課長（中村さん） 最初に、今申し上げました医療機関に受診をしたときに、ここから除かれるというのは、受診率の数字的なものから除かれるということでご理解をいただきたいと思います。

それから人間ドックの補助金の件につきましては、今後、近隣の市町村の動向等を見まして、また検討をさせていただきます。特定健診を受けられない方につきましては、今後とも皆さんのところへそれぞれ連絡をとりながら、受診をしていただくようにということで呼びかけを行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

すみません、脳ドックにつきましても、人間ドックの補助金と同様、新しい制度という補助金になりますので、今後検討させていただきます。よろしく願いいたします。

議長（春日君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず原案に反対の方の発言を許します。

11番（円尾さん） 議案第30号「坂城町税条例の一部を改正する条例について」に反対する立場から討論を行います。

この条例は、国民健康保険税を均等割、平等割をそれぞれ2,500円値上げ、資産割を4%減額、所得割を0.6%増額し、1人当たりの調定額を5.8%値上げするものであります。

町における加入率は5,836世帯中2,367世帯が加入し、40.6%を占めています。全国の加入率とほぼ同じ状況です。主に自営業者や年金生活者などで構成されているわけです。年収200万円未満の世帯が多く、22年度から拡大されて実施される7割・5割・2割軽減が適用される世帯は全体の43%を占めています。年々個人所得が減少しています。特に不況の影響を受けて22年度の予算で個人町民税は前年対比21.2%を減額を見込んでいることを見ても町民の皆さんの生活が苦しくなっていることが伺えます。このような状況のときに値上げはすべきではありません。

21年度の決算では6,162万6千円の減額をし、予算編成時に繰り入れた基金をほとんど戻しています。今回の値上げされる増額分1,900万円を優に超える額が減額になっています。少しでも町民負担を少なくしたいと考えたら、やりくりの中で今年度の値上げは

見送ることができたと考えます。

国保税が高くて払いたくても払えない状況があり、滞納が年々増加しています。21年度の決算では収税担当職員の日々の努力にもかかわらず、537万円が増加して、とうとう1億円を86万円超えました。15億5千万円の会計にとって大変な額の収入未済額です。値上げはますます滞納を増やす悪循環になります。滞納に対しては普通の保険証を交付されないペナルティがつきます。未交付、窓口交付を資格証明証を含めて加入者の6.6%を占めています。しかも年々その比重は増加しています。国保加入者でありながら給付に制限される問題も起きてきます。国民皆保険の制度を危うくします。

このような国保の状況は坂城町に限ったことではありません。全国の市町村で起こっている問題です。その原因は、国が補助率を45%から38.5%に引き下げたことにあります。その後、事務費や軽減額の負担割合を削減し、自治体の独自政策や国保税の収納率に対してペナルティとして補助率を引き下げるなどで、現在は平均して25%しか国庫負担がありません。

民主党は政権をとれば国庫負担を9千億円増やすと公約したのですが、今年度の予算では、たったの40億円しか増やしていません。国に対して補助率を戻すよう保険者の責任として強い意思表示をしていただきたいと思います。

同時に国保税の軽減のために一般会計からの繰り入れも検討していかなければならないのではないかと思います。坂城町の医療費は県下でも高い方です。ちなみに21年度は国保では17番目、後期高齢者医療制度では4番目に位置します。町民の皆さんが健康で過ごすために、ひいては医療費の削減になるよう、知恵を出し合って努力していただくよう期待したいと思います。

以上、国保税値上げに関する「議案第30号 坂城町税条例の一部を改正する条例について」に反対をするものです。

議長（春日君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

次に、原案に反対の方の発言を許します。

これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（春日君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

日程第6「議案第31号 平成22年度坂城町一般会計補正予算（第1号）について」

議長（春日君） これより質疑に入ります。

7番（安島さん） まず10ページ、款4衛生費、項2清掃費の説明08002のごみ減量化推進協力金180万円についてお聞きいたします。

この内容についてお願いいたします。

それと11ページ、目3農業振興費の010655直売所の整備事業でございますが、県から514万円の支援金をいただいている事業ということですが、今回一般質問でも詳しいことをお聞きした議員がいなかったんですが、これからの計画、工程です。目途としては、いつオープンということで進められていくのか、また内容についてお聞かせください。

次、13ページですが、目4商工企画費の中で芸術文化振興基金補助金として20万円いただいております、日本研究センター記念品というのが予算化されているのですが、この内容についてお聞かせください。

住民環境課長（塩澤君） お答えをいたします。

10ページのごみ減量化推進協力金の内容でございますけれども、これにつきましては、手数料納付済シールの斡旋販売等に対します協力金ということで、社会福祉協議会、それから各区の斡旋に対する協力金ということで補償費ということでお支払いをいたすものでございます。

産業振興課長（宮崎君） 最初に、農業振興費の直売所整備に関するご質問からご答弁させていただきます。

これにつきましては、かねてから農業4団体、これはねずみ大根振興協議会、明日の農業を考える会、味ロジックわくわくさかき、お～い原木会ということですが、この団体からご要望をいただいていた直売所建設について県の元気づくり支援金を得て事業を進めていくということでございます。申請時については、トータルで737万8千円ということでございました。そういう中で今回、元気づくり支援金をいただく中で本体にあわせて上下水道の整備ですとか厨房の整備、また厨房の備品等を加えましてトータルで1,194万円を計上させていただいたわけでございます。

それと今後の計画という部分でございますが、今、詳細について市場はどんな運営をしていくかということいろいろなところとつめています。設立準備会等を開いて関係者の皆さんとつめてございます。プラス先進地等のいい事例を見ながらということで進めているわけですが、秋のオープン、できればこの秋のきのこですとかねずみ大根ですとか、そういうところの販売に間に合うように鋭意努力しているところであります。

どういう方向にするかというのは今つめておりまして、7月中旬までには何とかつめていきたいということで、課内及び準備会等の皆さんにもお願いしてスケジュールを組んでいるわけでございます。

場所については中之条の文化の館の跡地というようなことを予定してございます。敷地は約2,200㎡でございます。この中に建物については約20坪ぐらい、3間の6間で5m46cmの10m73cmということへ玄関というか、風除室を入れて約20坪というようなことで予定してございます。あと下屋等を出して建物の広さをさらに下屋等でカバーしていきたいというようなことでハード施設については予定しているところでございます。直売所については以上でございます。

続きまして、商工企画費のところの芸術文化振興基金補助金ということで20万円計上させていただきますが、これは商工企画費の支出に載っている予算とは別なものでございまして、今やっている宮入刀匠の展示会、これについてお金を歳入として芸術文化振興基金というようなことでいただいたということで、ここで歳入に入れさせていただいたというようなことでご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

失礼いたしました。日本研究センターへの記念品ということで5万円を計上させていただいておるわけでございますが、9月26日に復旦大学の日本研究センターが設立20周年記念ということであるわけでございますが、ここへ町も招待をされているというようなことで、町の国際産業研究推進協議会等で中国へも行くというような中で、そこへ日本研究センターへ記念品を贈りたいというようなことで、日本的なものということで、今考えているわけでございますけれども、ちょっと案もあるんですけれども、ちょっとそこら辺でお持ちしたいということでございます。今、日本的なものということで、中身については組子か羽子板か、そこら辺で何かいいものがあればなということで決定してございませんので、よろしく願いいたします。

1番(田中君) 3点、簡単でいいですから、ちょっと説明をお願いします。

まず6ページ、歳出の6ページの010202の職員研修事業の中の31職員研修負担金30万円、これはどこへどういうことが、ちょっと説明をお願いします。

その前に歳入で、ごめんなさい、歳入の4ページ、不動産売払収入307万2千円が補正になっていきますけれども、これは当然、当初予算の1千万円とは違うと思うんですけれども、これはどこなのかということとをちょっと、どこを予定しているかを聞かせていただきたいと思います。

それから11ページ、ただいまも出ましたけれども、直売所なんですけれども、これを見ますと、本体工事費というのはいないんだよね、設備工事や何かがみんな出ていて。まず本体工事はどうするのかということと、それから、ここに上下水道、電気、設備関係、厨房、それぞれ細かく書いてあるんだけど、これは分割発注するのかどうかという、その辺を説明をお願いします。

企画政策課長(片桐君) お答えいたします。

この土地売払収入につきましては、県事業の事業でございます、鼠橋から県道への、これから拡幅工事をやりますが、その事業用地にあたった方が町有地を代替地としてご希望して、その代金として299万2千円ほど歳入をお願いするというものであります。

総務係長（青木君） 私の方からは職員海外研修負担金についてご説明申し上げます。

この負担金につきましては、まず7月31日から8月3日までの間、中国広域交流事業に職員1名を派遣する予定となっております。それともう1点、9月25日から28日までの間の国際産業研究推進協議会での視察研修に2名、計3名を派遣する予定でございます。

この研修につきましては、長野県市町村職員研修センターの海外派遣研修事業の認定を受けまして研修を行ってまいりたいと考えているものでございます。この認定を受けることによりまして研修センターからの補助金を受けることができます。その補助金を有効に使っていきたく。昨年度も実施いたしまして国際交流協会等の研修等に実施した部分でございますが、この費用の町負担分と、この費用として補助対象外の部分になります渡航手数料ですとか保険料、国内旅費とか事前研修等の部分につきましては町負担となりますので、一応その分を今回計上させていただいた分でございます。よろしく願いいたします。

産業振興課長（宮崎君） 直売所の関係で本体工事はどうしたかというようなご質問に対してご答弁申し上げます。

元気づくり支援金をいただいて実施をしていくというようなことでございまして、これは地域の皆さんの熱意等によって採択になったという、実は経過がございます。そういう中で性格上自らも建物等に手を出しながら進めていくんだというような、そういうことの中で採択をいただいている関係もございます。

ただ、自らといっても専門的な部分というのはできないということで、15の工事請負についても上下水道ですとか電気ですとか看板ですとか厨房ですとか、そういうものについて、こういうふうになくなっていくと。従って、そんなこともあって本体の、例えば材木だとかそういうものについては16の原材料の中で580万円、合計で600万円もらせていただいているということで、形とすれば、そういう中で自らやっていくと。専門的なところは、そういう中でお願いせざるを得ない部分もあるかもしれませんが、そういうことで採択いただいている関係もあって、本来15の工事請負費で一発で建設とやればいいんですけども、細分化しているということでご理解いただきたいと思っております。

分割発注と申しますか、これは細かいものですから、これは1本と言えるのかどうかあれですけども、それぞれのところへお願いしていくというようなことなので、自らという部分もありますので、そこでどういう取り合わせにするかということまでは決定しておりませんが、大きいところへ一括してお願いするという、そういう形態はとれないというように判断しております。以上であります。

1番(田中君) 6ページの職員の海外研修、どうして財源の中にセンターからの補助金がある  
といいながら補助金の財源を上げていないのかどうか。

それと今の直売所の関係、わかりました。そこで材料整備という形に入っていたんだなと  
いうことでいいわけですね。自分でつくと、組み立てると。はい、わかりました。じゃあ、  
財源だけちょっと、なぜか。

総務係長(青木君) この研修事業につきましては、一応町負担分以外の研修センター補助金に  
つきましては、直接事業を行う実施団体、今回できますと産業推進協議会、町の方の、そち  
らの方が事業実施団体という形になりますので、直接研修センター負担分につきましては、  
そちらの方へ研修センターからの振り込みという形になりますので、町の方の会計はとらな  
いという形になっているのでよろしくお願ひいたします。

議長(春日君) ほかにございますか。

「質疑終結、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

---

日程第7「閉会中の委員会継続審査申し出について」

議長(春日君) 各委員長から会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査調査の申  
し出がありました。

お手元に配付のとおりであります。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の委員会継続審査調査とすることにご異議ありませ  
んか。

(異議なしの声あり)

議長(春日君) 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査調査とすることに決定いたしま  
した。

---

議長(春日君) 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会のあいさつがあります。

町長(中沢君) 平成22年第2回坂城町議会定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上  
げます。

6月8日に開会されました本定例会は、本日までの14日間の長きにわたり、ご審議を賜  
りました。提案いたしました専決処分事項の報告、条例の一部改正、一般会計補正予算を原  
案どおりご承認いただきましてありがとうございます。

さて、5月29日に開会いたしました第5回ばら祭りは会期を1週間延長し、昨日閉会と  
いたしました。23日間という長い開催でございましたが、実行委員会を初め関係者の皆さ

んに大変なご苦勞をいただき、心から感謝申し上げます。旅行会社等への宣伝も徐々に浸透し、関東を初め東海、北陸地方からも大型バスによる来園者もございました。天候不順により開花が遅れました分、長く楽しんでいただいたかなと、そんな感じもございます。来園者の特徴としては女性が大変多かったということ、また、若い人も多く訪れていただきました。近隣の福祉施設の皆さんも訪れ、交流の場となり、安らぎの場でもございました。来園者数としては3万6千人程度ではありましたが、短期間にこれだけの方が訪れていただける施設となり、千曲川バラ公園が定着してきたのではないかと確信しております。この祭りを町内の賑わいにいかにつなげていくか、今後の課題であると考えております。

地域を守る消防団員が有事の際に機敏な対応や消防技術の向上を目指し、朝に夕べに訓練を重ねています。7月4日には町ポンプ操法大会の開催が予定されております。地域の皆さんの応援をお願いいたします。

町民まつり坂城どんどんを7月31日、土曜日に開催いたします。今回は村上義清の武者行列なども加え、楽しめる夏休みとして企画しております。大勢の皆さんの参加をお願いします。

小学生の国際交流を夏休みに実施いたします。町内3小学校の子どもたちは7月31日に日本を出発し、上海でホームステイをし、実験小学校での交流や上海万博を見学し、8月4日に帰国いたします。中国からは実験小学校児童14名を含む21名が8月19日に来日し、坂城でホームステイをし、学校訪問や体験学習の交流を深め、葛尾登山、和平でキャンプファイアーなどを楽しみ、東京見物をして帰国されます。

国会が閉会し、参議院議員通常選挙が7月11日執行されます。また8月8日には長野県知事選挙が執行される予定です。国民がどのような政権運営を望むのか、長野県の舵取りをどう考えるのか注目される選挙でございます。事務執行の面に万全を期してまいりたいと考えております。

いよいよ暑い夏を迎えました。議員各位におかれましては健康にご留意されてご活躍されることを心からお祈り申し上げます。閉会のごあいさつといたします。

どうも今日はありがとうございました。

議長（春日君） これにて平成22年第2回坂城町議会定例会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

（閉会 午後12時20分）





地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

坂城町議会議長

坂城町議会議員

坂城町議会議員

坂城町議会議員

一般質問通告一覧表

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
1	1．人口減少の歩みのなかで イ．住民討議会を実施しては □．環境関連産業の呼び込みを 2．公共下水道の供用について イ．接続状況と今後の事業予定は □．利用いただくために 3．防災関連施設について イ．南条地区に備蓄庫の考えは □．ホース竿掛けの設置について	5 番 山城 賢一	町 長  産業振興課長  建設課長  住民環境課長
2	1．例規集をHPに イ．例規集の公開を 2．保育料について イ．階層区分について □．軽減について ハ．4才以上児の保育料新設を 3．坂城駅にエレベーターの設置を	6 番 入日 時子	町 長 総務課長 福祉健康課長
3	1．上水道の普及促進を イ．敷設の状況は □．未整備状態をどう考えているか ハ．普及促進について 2．埋もれている文化遺産について イ．文化財指定と指定外のものについて □．指定外文化財の調査・保護・活用を	13番 柳澤 澄	町 長  教 育 長  建設課長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
4	1.いのちを守る施策について イ.ヒブワクチン接種費用の助成を ロ.肺炎球菌ワクチン接種費用の助成を 2.子どもの読書活動について イ.各学校での取り組みは ロ.町「子ども読書推進計画」の策定を ハ.「読書推進センター」(仮称)の設置を 3.食育・給食センターについて イ.食育活動の取り組みは ロ.アレルギー対応給食は ハ.調理員の勤務態勢は ニ.旧センターの活用は	7 番 安島ふみ子	町 長  教 育 長  福祉健康課長  教 育 次 長
5	1.少子化対策の根幹について その2 イ.中学生に子宮頸がんワクチンの集団接種を ロ.全額町負担で ハ.小・中学生に性教育を 2.インター線地下歩道について その2 イ.今後の対応は	2 番 中 嶋 登	町 長 教 育 長 福祉健康課長
6	1.町の農業はどうなる イ.米の戸別所得補償 モデル事業について ロ.アグリサポート事業について 2.有害鳥獣の対策は イ.有害鳥獣の対策は 3.町内経済状況は イ.町内企業の状況は ロ.下請法の遵守を	4 番 大 森 茂 彦	町 長  産業振興課長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
7	1．町内産業の活性化対策（景気対策）の取り組みについて イ．新たな受注開拓について ロ．プレミアム付商品券で消費刺激を ハ．小規模事業所従業員の雇用創出について 2．下水道事業の運営について イ．使用料請求漏れ防止策は万全か ロ．合併浄化槽設置者の接続状況は 3．小学校英語実施への取り組みと課題は イ．取り組みの状況と課題は	1 番 田中邦義	町 長 教 育 長 産業振興課長 建設課長
8	1．新学習指導要領について イ．外国語活動の取り組みは ロ．国際化社会に生きる力の涵養を ハ．中学校の武道の必修化について ニ．実施に向けた条件整備は 2．住民との信頼構築について イ．職員の意識改革について ロ．職員の対応教育の必要性は 3．第3分団詰所について イ．進捗状況は 4．県営水道の自治体移管について イ．県営水道の自治体移管の進捗は	1 2 番 柳沢昌雄	町 長 副 町 長 教 育 長 住民環境課長
9	1．高齢者介護の取り組みについて イ．介護の現状と課題は ロ．ケアマネと地域との連携は ハ．地域で支える介護の取り組みを 2．学校給食等の調理員について イ．振興公社委託による状況は ロ．保育園の調理員への拡充は	8 番 林 春江	町 長 福祉健康課長 教 育 次 長 子育て推進室長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
10	1．自律のまちづくり政策課題について イ．自律の自治体を目指して ロ．自律するための産業振興策は ハ．協働のまちづくりについて 2．教育委員会の位置付について イ．自主独立した教育委員会について ロ．ゆとり教育のあり方について	9 番 宮島祐夫	町 長 副 町 長 教 育 長 総 務 課 長 産 業 振 興 課 長
11	1．国保税の値上げについて イ．運営状況は ロ．滞納の状況は ハ．一部負担金・税の減免制度の活用を 2．第5次長期総合計画について イ．重点施策をどう展開するか 3．雇用創出への応援を イ．新卒者の就職状況は ロ．雇用創出へどう応援するか	11番 円尾美津子	町 長 総 務 課 長 福 祉 健 康 課 長 企 画 政 策 課 長 産 業 振 興 課 長